

放送機関の応急対策(地震災害)

1 日本放送協会横浜放送局

(1) 放送のサービス

地震災害発生時においては、総合テレビ（チャンネル1）、衛星放送、ラジオ第一放送（594KHz）、FM 放送（横浜 81.9MHz・小田原 83.5 MHz）を中心に、その規模に応じて通常番組を中断するなどして、随時「ニュース速報」、「臨時ニュース」、「災害特別番組」を編成し、災害の規模・被災の実態などを放送する。

(2) 施設の応急復旧

放送会館設備、放送会館と東京放送センターとのテレビ・ラジオ・FM 回線、FM 放送所との回線および放送所・中継局設備が使用不能の場合、緊急機材等により速やかに復旧に努める。

2 (株)アール・エフ・ラジオ日本

(1) 放送体制

ア 非常事態放送対策本部の設置

(ア) 本部は東京支社に置くが、支社での放送業務が不能の際は、横浜本社又は川崎送信所に移す。

(イ) 本部は直ちに放送実施・維持に必要な人員を確保する。

イ 県との連絡

(ア) 災害初期の混乱を防止し、流言飛語の流布を阻止するため、絶えず県と連絡をとり、地震、津波等の警報及び住民の避難誘導など人命に関する緊急情報を他の番組に優先して放送する。

(イ) 災害防止に協力するため、局の得た情報を可能な限り、県に通報する。

前記(ア)、(イ)その他の措置を効果的に実施するため、事態発生とともに、局員を県に派遣することもある。

(2) 放送の応急措置

ア 東京支社スタジオ施設

東京支社は、賃貸ビルに入居している関係上、電源はビル電源室より供給されているが、独自に無停電装置を有しており、停電しても数時間の放送を継続できる。

イ 横浜本社スタジオ施設

常時 50kVA の無停電装置による放送機器の運転を行っている。さらに無給油で 72 時間運転可能な 250kVA の非常用発電機により、現用系、予備系の 2 系統の高圧受電電源断の際、放送機器への電源供給をバックアップしている。

ウ 川崎送信所の設備

高圧電源 2 系統が、断となった場合に、250kVA 非常用発電機を運転する。この発電機は燃料補給なしでも放送を 3 日間継続できるよう、3,000 リットルの容量の地下タンクに燃料を常備している。

エ 各伝送系は、う回ルート、無線等により確保し、放送を維持するとともに、復旧に努める。

3 (株)テレビ神奈川

(1) 放送体制

災害対策本部を設置し、災害放送体制の確保を図る。

(2) 放送応急措置

ア 鶴見送信所（親局）からの直接送出

マスター又はスタジオが使用不能になる状況を考慮して、直接送信所から生放送する体制をとる。（アナログ放送時代とは異なる仕組みのため、2012 年度新規に簡易マスターシステムを導入）

イ 関東の独立局 5 局、ないし、全国の独立局 12 局とは災害時の相互援助に関する協定を締結しており、必要な援助を受けられるようにしてある。

ウ 商用電源の障害対策

（ア）本社においては、商用電源は本線、予備の 2 回線が用意されている。さらに、非常用電源設備が設置されており、保安電力、マスター設備、スタジオ設備の電源も確保されている。

（イ）鶴見送信所、平塚中継局、小田原中継局、南足柄中継局等には、非常用発電機を設置し、送信電源の確保がなされている。

4 横浜エフエム放送㈱

（1）放送体制

非常緊急放送に移行し、放送用員・災害放送体制の確保を図る。

（2）放送の緊急措置

ア 本社演奏所の電源確保

ループ給電を受けている入居ビルにより商用電源を受けている。商用電源停電の場合は、当社独自の非常用発電機により、無給油で 20 時間放送を継続できる。

イ 送信所の電源確保

大山送信所、円海山予備送信所、ならびに小田原中継局、磯子中継局とも独自の非常用発電機を設備し、停電に備えている。

大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

	昭和61年 5月30日	消防救第 61号
改正	平成 4年 3月23日	消防救第 39号
改正	平成 5年 3月26日	消防救第 36号
改正	平成 5年 5月14日	消防救第 66号
改正	平成 6年 4月 1日	消防救第 45号
改正	平成 7年 6月12日	消防救第 83号
改正	平成 8年 6月28日	消防救第127号
改正	平成 8年11月 7日	消防救第244号
改正	平成 9年 3月19日	消防救第 67号
改正	平成10年 3月31日	消防救第 47号
改正	平成11年 3月26日	消防救第 68号
改正	平成12年 7月26日	消防救第202号
改正	平成12年12月25日	消防救第316号
改正	平成21年 3月23日	消防応第 97号

1 目的

この広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地在市町村が回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を保有する他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村によるヘリを用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続きその他必要な事項について定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地在市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

(2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

(3) 応援側市町村

ヘリを保有する市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

(4) 応援側都道府県

へりを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、へりを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、事故等
- (3) 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が困難なもの
- (4) 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故
- (5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害等

4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

- (1) 調査出場
現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場
- (2) 火災出場
消火活動のための出場
- (3) 救助出場
人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに附随する救急搬送活動を含む。）
- (4) 救急出場
救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの
- (5) 救援出場
救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長（消防本部を設置していない要請側市町村にあつては、市町村長とする。以下同じ。）は、広域航空消防応援が必要となったときは、へりに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊（以下「特別救助隊等」という。）の有無及びへりに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広域航空消防応援の応援側市町村又は応援側都道府県（以下「応援側市町村等」という。）を決定するものとする。

6 市町村がへりを保有する場合の広域消防応援の要請手続

- (1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の応援側市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。
 - ① 応援側市町村
 - ② 要請者・要請日時
 - ③ 災害の発生日時・場所・概要
 - ④ 必要な応援の概要
- (2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。
- (3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認められときは、応援側市町村が属する都道府県

(以下「所属都道府県」という。)の知事に対し要請を行うものとする。

- (4) 所属都道府県の知事は、前号の要請があった場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。
- (5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。
 - ① 必要とする応援の具体的内容
 - ② 応援活動に必要な資機材等
 - ③ 離発着可能な場所及び給油体制
 - ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
 - ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
 - ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
 - ⑦ 他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道府県名
 - ⑧ 気象の状況
 - ⑨ ヘリの誘導方法
 - ⑩ 要請側消防本部の連絡先
 - ⑪ その他必要な事項

7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

- (1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って所属都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
- (2) 所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知

- (1) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続については、第6項(第4号を除く。)を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは「第5項」と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第3号中「応援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは、「応援側都道府県の知事」と、同項第5号中「次の事項を応援側市町村の消防長」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとし、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

9 要請手続の特例

要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第6項及び前項に定められた手続きによる要請をするいとまのないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府県（市町村に要請をした場合）及び消防庁に、第6項及び前項に定める手続きをしなければならない。

10 広域航空消防応援の中断

- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。
- (2) 応援側都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は第8項に準じてその連絡を行うものとする。

11 広域航空消防応援の始期及び終期

- (1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。
要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。
- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

12 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮等

- (1) 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認めたときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

13 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届出しておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出を行うものとする。

14 要請側都道府県の措置等

- (1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。
- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届出しておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出等を行うものとする。

15 応援側市町村等の届出

- (1) ヘリを保有する市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を通じ消防庁長官に届け出しておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

① 保有ヘリの性能及び活動能力

② 特別救助隊等の隊員数

③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表 1 及び別表 2 のうちヘリによる搬送が可能な救助器具（以下「救助器具」という。）の品名、大きさ、重量、数量

(2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出しておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

① 保有ヘリの性能及び活動能力

② 当該都道府県の特別救助隊等の隊員数

③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

16 消防庁長官の情報提供

(1) 消防庁長官は、第 1 4 項第 2 号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。

(2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合は、その内容のうち②及び③を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

17 広域航空消防応援に要する経費の負担区分

広域航空消防応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) ヘリの燃料費、隊員の出場手当等応援に直接要する経費については、要請側市町村が負担するものとする。

(2) 前号の規定に基づき要請側市町村が負担する経費については、要請側都道府県がその一部を補助することができる。

(3) 応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側市町村の負担とする。ただし、応援側市町村等の重大な過失により発生した損害は、応援側市町村等の負担とする。

(4) 前号に定める要請側市町村の負担額は、応援側市町村等の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(5) 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度、要請側と応援側が協議して定めるものとする。

18 要請側市町村及び応援側市町村等は広域航空応援を円滑かつ的確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。

19 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

緊急消防援助隊の運用に関する要綱

	平成 16 年	3 月 26 日	消防震第 19 号
改正	平成 17 年	3 月 30 日	消防震第 14 号
改正	平成 18 年	2 月 14 日	消防応第 15 号
改正	平成 18 年	6 月 22 日	消防応第 94 号
改正	平成 20 年	7 月 2 日	消防応第 109 号
改正	平成 20 年	8 月 27 日	消防応第 152 号
改正	平成 24 年	11 月 28 日	消防広第 95 号
改正	平成 26 年	3 月 26 日	消防広第 75 号
改正	平成 27 年	3 月 31 日	消防広第 74 号
改正	平成 28 年	3 月 30 日	消防広第 80 号
改正	平成 29 年	3 月 28 日	消防広第 93 号
改正	平成 31 年	3 月 8 日	消防広第 35 号
改正	令和 2 年	7 月 17 日	消防広第 190 号
改正	令和 3 年	3 月 22 日	消防広第 89 号

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 編成及び装備等の基準
- 第 3 章 出動
- 第 4 章 指揮活動
- 第 5 章 防災関係機関との連携
- 第 6 章 指揮支援実施計画及び受援計画
- 第 7 章 その他

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成 15 年政令第 379 号）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成 16 年消防震第 9 号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、出動、指揮活動その他の緊急消防援助隊及び被災地の消防本部の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほ

か、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (2) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (3) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (4) 航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。
- (5) 応援等とは、法第 44 条第 1 項の消防の応援等をいう。
- (6) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (7) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (8) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (9) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (10) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (11) 航空隊とは、法第 30 条第 3 項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (12) C 災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (13) B 災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (14) N 災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (15) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (16) 部隊移動とは、法第 44 条の規定に基づく消防庁長官（以下「長官」という。）の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第 44 条の 3 の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

第 2 章 編成及び装備等の基準

（都道府県大隊の編成）

- 第 3 条 都道府県大隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成 27 年消防広第 74 号。以下「要請要綱」という。）第 38 条に規定する緊急消防援助隊都道府県応援等実施計画（以下「応援等実施計画」という。）

に定めておくものとする。

- (1) 都道府県大隊指揮隊は、原則として、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 大隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 大隊」と呼称する。
- (3) 中隊は、都道府県内の緊急消防援助隊登録状況に応じて、複数の消防本部からなるブロックごと、消防本部ごと、消火、救助、救急等の任務ごと等に編成するものとし、「(第〇) 中隊」、「(〇〇消防本部) 中隊」、「(消火) 中隊」等と呼称する。
なお、各中隊長は、都道府県大隊長が指定するものとする。
- (4) 小隊は、車両若しくは消防艇又は付加された任務ごとに編成するものとし、「(〇〇) 小隊」と呼称する。
- (5) C災害、B災害及びN災害に対応する中隊は、毒劇物等対応小隊等特別の装備を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた小隊により編成するものとする。
- (6) 水上中隊は、船艇特性等を考慮し、別に編成することができるものとする。

(指揮支援部隊の編成)

第4条 指揮支援部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、第38条に規定する指揮支援実施計画に定めておくものとする。

- (1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、東京都特別区又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市を管轄する消防本部の職員をもって編成するものとする。
- (2) 航空指揮支援隊は、航空隊員をもって編成するものとする。
- (3) 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、それぞれ「〇〇消防本部統括指揮支援隊」、「〇〇消防本部指揮支援隊」、「〇〇消防本部（〇〇都道府県）航空指揮支援隊」と呼称する。

(統合機動部隊の編成)

第5条 統合機動部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) 統合機動部隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 統合機動部隊は、原則として、統合機動部隊指揮隊、消火小隊3隊程度、救助小隊3隊程度、救急小隊3隊程度、後方支援小隊及び通信支援小隊をもって編成するものとする。
- (3) 統合機動部隊は、迅速な集結及び出動が可能な小隊の中から、応援先都道府県に応じて、事前に指定しておくものとする。
- (4) 統合機動部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 統合機動部隊」と呼称する。
- (5) 統合機動部隊長は都道府県大隊長を兼ねることができるものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の編成)

第6条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、特殊災害中隊(大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備えたもの)、消火中隊(化学消防ポンプ自動車を備えたもの)を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊を加えるものとする。
- (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県)エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称する。

(NBC災害即応部隊の編成)

第7条 NBC災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) NBC災害即応部隊指揮隊は、NBC災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) NBC災害即応部隊は、NBC災害即応部隊指揮隊、毒劇物等対応小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、後方支援小隊等を加えるものとする。
- (3) NBC災害即応部隊は、消防本部ごとに編成するものとし、「(〇〇消防本部)NBC災害即応部隊」と呼称する。

(土砂・風水害機動支援部隊の編成)

第8条 土砂・風水害機動支援部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、土砂・風水害機動支援部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 土砂・風水害機動支援部隊は、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、救助小隊(津波・大規模風水害対策車及び救助工作車を備えたもの)、特殊装備小隊(重機及び重機搬送車、水陸両用車及び搬送車を備えたもの)、後方支援小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加えるものとする。
- (3) 土砂・風水害機動支援部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県)土砂・風水害機動支援部隊」と呼称する。

(特殊災害小隊の装備等の基準)

第9条 基本計画第2章第4節8に定める特殊災害小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 毒劇物等対応小隊

ア 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害、B災害又はN災害に対応するための特別な教育訓練を受けた隊員5人以上で編成されるものであること。

イ 毒劇物等対応小隊は、ウの資機材を搬送することのできる車両を備えること。

ウ 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害及びB災害又はN災害に対応した次に掲げる資機材を備えること。

(ア) 一般の毒劇物災害対応小隊

呼吸保護用器具、防毒マスク及び化学防護服（又は陽圧式化学防護服）

(イ) C災害及びB災害対応小隊

陽圧式化学防護服、化学防護服、携帯型生物剤検知装置、有毒ガス検知管、化学剤検知紙、携帯型化学剤検知機、除染シャワー、除染剤散布器及び防毒マスク

(ウ) N災害対応小隊

簡易型防護服、呼吸保護具、個人警報線量計、空間線量計、表面汚染計、除染設備、中性子線測定器及び放射線防護服又は陽圧式化学防護服

(2) 大規模危険物火災等対応小隊

ア 大規模危険物火災等対応小隊は、石油コンビナート施設等の大規模危険物施設での火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 大規模危険物火災等対応小隊は、大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車、屈折放水塔車、耐熱装甲型救助活動車、大容量送水ポンプ車又は大型放水砲搭載ホース延長車を備えること。

ウ 大規模危険物火災等対応小隊は、大規模危険物火災等に対応する耐熱防護服を備えること。

(3) 密閉空間火災等対応小隊

ア 密閉空間火災等対応小隊は、地下街等の密閉空間で発生した消火困難な火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 密閉空間火災等対応小隊は、高発泡車を備えること。

ウ 密閉空間火災等対応小隊は、呼吸保護用器具及び排煙用資機材を備えること。

(特殊装備小隊の装備等の基準)

第10条 基本計画第2章第4節9に定める特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 水難救助小隊

ア 水難救助小隊は、潜水業務を行うことのできる隊員等5人以上で編成されるものであること。

イ 水難救助小隊は、ウの資機材を安全に積載することができる構造を備えた車両又は船舶を備えること。

ウ 水難救助小隊は、潜水器具一式、水中投光器その他水難救助活動に必要な資機材を備えること。

(2) 遠距離大量送水小隊

ア 遠距離大量送水小隊は、遠距離大量送水システム及びそれを搬送可能な車両並びに必要な隊員で構成されるものであること。

イ アの遠距離大量送水システムは、自然水利を利用して、1キロメートル以上の離れた場所に毎分3,000リットル以上の水又は海水を送水することができるものであること。

(3) 消防活動二輪小隊

ア 消防活動二輪小隊は、オフロード走行が可能な仕様の自動二輪車及び隊員で構成されるものであること。

イ 消防活動二輪小隊は、消火器及び可搬式消火器具、簡易救助器具又は応急手当資機材のいずれかを備えること。

(4) 震災対応特殊車両小隊

震災対応特殊車両小隊は、地震災害等における救助活動に必要な重機その他の設備又は資機材を備えた車両及び必要な隊員で構成されるものであること。

(5) その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊

その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊は、次に掲げるいずれかの車両又は資機材及び必要な隊員で構成されるものであること。

ア はしご車

イ 照明車

ウ 空気ボンベ充填車

エ 無人消火ロボット

オ その他長官が緊急消防援助隊の活動に必要と認めた特殊な装備を備えた消防車両

第3章 出動

(指揮本部の設置)

第11条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関することのほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 被害情報の収集に関すること。

(2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。

(3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。

(4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

3 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものとし、当該市町村災害対策本部に職員を派遣するものとする。

(航空指揮本部の設置)

第 12 条 被災地の属する都道府県内の航空隊は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、航空指揮本部を設置するものとする。

2 航空指揮本部は、被災地における航空に係る消防の指揮に関することのほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害情報の収集に関すること。
- (2) 被害状況及び受援都道府県内の航空隊の活動に係る記録に関すること。
- (3) 航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

(後方支援本部の設置)

第 13 条 応援都道府県に属する代表消防機関は、円滑な後方支援体制を確立するため、当該代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。ただし、都道府県に属する緊急消防援助隊のみが出動した場合等においては、この限りでない。

2 後方支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 緊急消防援助隊の出動、活動等に関する連絡調整に関すること。
- (2) 後方支援体制の確立に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 緊急消防援助隊の交替に関すること。
- (5) 物資等の搬送計画に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊を出動させた消防本部に対する、情報提供に関すること。
- (7) 消防庁に対する被災状況や緊急消防援助隊の活動に係る動画及び静止画の提供に関すること。
- (8) 緊急消防援助隊の隊数及び人員数の集計に関すること。
- (9) その他緊急消防援助隊の活動支援に必要な事項に関すること。

(都道府県大隊の出動)

第 14 条 都道府県大隊長は、当該都道府県大隊が迅速に被災地に到着するために必要と判断した場合は、ブロック単位での出動又は車両特性に応じた中隊編成による出動を指示するなど、必要な措置を講じるものとする。

(指揮支援部隊の出動)

第 15 条 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、原則として、航空小隊による輸送により出動するものとする。

(統合機動部隊の出動等)

第 16 条 統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね 1 時間以内に迅速に出動し、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集に関する事。
- (2) 被害状況、活動場所、任務、必要な大隊規模等の情報の収集に関する事。
- (3) 都道府県大隊が後続する場合の(1)及び(2)に規定する情報の提供に関する事。
- (4) 被災地消防本部との連絡調整に関する事。
- (5) 被災地における通信の確保に関する事。
- (6) 初期の消火、救助及び救急活動に関する事。
- (7) 航空消防活動の支援に関する事。
- (8) 宿営場所の設営に関する事。
- (9) 被害状況、部隊の活動等の記録(動画及び静止画によるものを含む。)に関する事。

2 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する都道府県大隊が被災地に到着後は当該都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊長の指揮の下、都道府県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動)

第17条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート等における特殊災害が発生した場合において、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に出動するものとする。

(NBC災害即応部隊の出動)

第18条 NBC災害即応部隊は、長官が別に定める運用計画に基づき、NBC災害等が発生した場合において、長官の出動の指示後、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に迅速に出動するものとする。

(土砂・風水害機動支援部隊の出動等)

第19条 土砂・風水害機動支援部隊は、当該部隊が属する都道府県の大隊の出動を伴わず、単独で出動するものとし、被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び他の都道府県大隊と連携して活動するものとする。

(航空部隊の出動)

第20条 航空小隊は、航空機により、原則として、進出拠点となる活動拠点ヘリベースに出動するものとする。

2 航空後方支援小隊は、原則として、自隊の保有する車両により出動するものとする。

(集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第21条 集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 集結場所

代表消防機関は、応援等実施計画に定めるところにより、災害の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて、都道府県大隊、統合機動

部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊及び土砂・風水害機動支援部隊の集結場所及び集結時刻を決定し、登録市町村の消防本部に対して連絡するものとする。

なお、災害の状況等により受援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該受援都道府県の消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整するものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする（以下、第2号及び第3号について同じ。）。

（2）進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

（3）宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

（4）出動ルート

都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、応援先都道府県又は進出拠点に応じて出動ルートを決定し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

なお、道路の状況等により、出動途上において出動ルート及び進出拠点を変更する必要がある場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対してその旨を報告するものとする。

（進出拠点到着後の大隊長及び部隊長の任務）

第22条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点到着後、調整本部に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するものとする。

2 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、出動途上等における応援先市町村の指定の有無にかかわらず、調整本部に対して応援先市町村を確認するものとする。

3 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、当該都道府県大隊長又は部隊長のみが先行して第1項及び第2項の任務を実施し、無線等により当該都道府県大隊又は部隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速やかに通過するための措置を講ずるものとする。

（被災地到着後の大隊長及び部隊長の任務）

第23条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地到着後、指揮者及び第25条に規定する緊急消防援助隊指揮支援本部の本部長（以下「指揮支援本部長」という。）に対して、速やかに

当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) その他活動上必要な事項

2 統合機動部隊長は、確認した事項について、後続の都道府県大隊及び後方支援本部に対して報告するものとする。

第4章 指揮活動

(指揮体制)

第24条 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

2 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上（水上を含む。以下同じ。）に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

3 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

4 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。

5 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。

6 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

7 N B C災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該N B C災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

8 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。

9 中隊長は、都道府県大隊長又は部隊長（指揮支援部隊長を除く。）の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。

(緊急消防援助隊指揮支援本部の設置)

第25条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」

という。)を設置するものとする。

2 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとする。

(1) 第1順位 指揮支援隊長

(2) 第2順位 都道府県大隊長

(3) 第3順位 統合機動部隊長

(4) 第4順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長

3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。

(2) 被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の陸上に係る活動調整に関すること。

(3) 陸上に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。

(4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整に関すること。

(5) 指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。

(6) 調整本部に対する報告に関すること。

(7) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。

(8) その他必要な事項に関すること。

4 指揮支援本部は、指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。この場合において、指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、指揮本部又は市町村災害対策本部へ隊員を派遣するものとする。

5 指揮支援本部長は、同一の災害現場において複数の統合機動部隊又は都道府県大隊が活動する場合、必要に応じて、これらの複数の隊との間で中心となって調整し、指揮支援本部長へ報告等を行う統括統合機動部隊長又は統括都道府県大隊長を指名するものとする。

6 指揮支援本部長は、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るとともに、当該市町村災害対策本部の会議に参画し、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を行うものとする。

7 指揮支援本部長は、指揮本部及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。

8 指揮支援本部は、受援市町村名を冠称し、「〇〇市町村緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。

(緊急消防援助隊航空指揮支援本部の設置)

第26条 指揮支援部隊長は、活動拠点ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部（以下「航空指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

2 指揮支援部隊長は、航空指揮支援隊長を航空指揮支援本部長に指名するものとする。

3 航空指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整に関すること。

(2) 航空に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。

(3) 調整本部に対する報告に関すること。

(4) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。

(5) その他必要な事項に関すること。

- 4 航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一の場所に設置するものとする。この場合において、航空指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、調整本部又は航空運用調整班等へ隊員を派遣するものとする。
- 5 航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。
- 6 航空指揮支援本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県緊急消防援助隊航空指揮支援本部」と呼称する。
- 7 航空指揮支援本部長は、航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は後方支援小隊を活動拠点ヘリベース等に派遣するよう要請するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

- 第 27 条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。
- 2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。
 - 3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。
 - 4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
 - (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5) 報道機関への対応に関すること。
 - (6) 被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

(都道府県大隊本部の設置)

- 第 28 条 都道府県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に都道府県大隊本部を設置するものとする。この場合において、都道府県大隊長を本部長とする。
- 2 都道府県大隊本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1) 都道府県大隊の活動管理に関すること。
 - (2) 隊員の安全管理に関すること。
 - (3) 都道府県大隊の後方支援に関すること。
 - (4) 被害状況及び都道府県大隊の活動に係る記録（動画及び静止画によるものを含む。）に関すること。

(5) 被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊との活動調整に関すること。

(6) 指揮支援本部に対する報告に関すること。

(7) 他の都道府県大隊等との調整に関すること。

(8) その他必要な事項に関すること。

3 都道府県大隊本部は、応援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県大隊本部」と呼称する。

(現地合同調整所の設置)

第 29 条 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。

2 指揮支援本部長は、必要に応じて、現地合同調整所の設置について指揮者に進言するものとする。

3 現地合同調整所が設置された場合、指揮支援本部長は、都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC 災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長の中から必要な者を現地合同調整所の会議に参画させるものとする。

4 前項において参画した者は、現地合同調整所において、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関間の情報共有及び活動調整、必要に応じた関係機関間の相互協力を行う。

(情報共有等)

第 30 条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式 1）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るとともに、被害状況や活動状況について動画及び静止画による共有に努めるものとする。

(活動報告等)

第 31 条 指揮支援部隊長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、消防庁及び調整本部長に対して適宜報告するものとする。

2 指揮支援本部長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに陸上に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。

3 航空指揮支援本部長は、被害状況、受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊

の活動状況その他必要な事項について、ヘリベース指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。

- 4 都道府県大隊長は、被害状況、当該都道府県大隊の活動状況その他必要な事項について、指揮支援本部長に対して適宜報告するものとする。
- 5 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、活動規模、活動結果、活動予定その他必要な事項を記載した活動日報（別記様式2）を作成し、指揮支援本部長に対して報告するものとする。ただし、第16条第2項の規定に基づき、統合機動部隊を編成する小隊等が後続する都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊を編成する小隊として活動を開始する翌日からは統合機動部隊長の報告は不要とするものとする。
- 6 指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 7 航空小隊長及び航空後方支援小隊長は、活動日報（別記様式2）を作成し、航空指揮支援本部長に対して報告するものとする。
- 8 航空指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 9 指揮支援部隊長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、第6項及び第8項の活動日報を取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

（通信連絡体制等）

第32条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として、次のとおり行うものとする。

- （1）消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び関係機関相互の通信連絡は、有線回線、衛星携帯電話、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信用無線（以下「防災相互波」という。）その他無線を使用する。
- （2）調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は、統制波1を使用する。
- （3）指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定する。
- （4）指揮支援部隊長は、陸上隊と航空隊の間の情報共有を図るため、必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定するとともに、衛星携帯電話等を活用する。
- （5）指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の統制波を指定することができる。
- （6）都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。
- （7）同一中隊に属する小隊相互、同一統合機動部隊に属する隊相互、同一エネルギー・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互、同一NBC災害即応部隊に属する隊相互及び同一土砂・風

水害機動支援部隊に属する隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。

(8) 指揮支援本部長は、同一の主運用波を使用する大隊、部隊又は都道府県内応援隊が近接して活動している場合等においては、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の主運用波を指定することができる。

(9) 航空指揮支援本部、航空指揮本部及び航空部隊に属する小隊相互の無線通信は、航空波を使用する。

(10) 都道府県大隊等に属する小隊の隊員相互の無線通信は、署活動用無線機を使用する。署活動用無線機の使用に係る事前手続や運用上遵守すべき事項については、消防庁が別で定める。

(11) 無線通信の呼出応答においては、必ず呼出名称を使用する。

2 統制波の運用に際し輻輳が確認された場合は、原則として、次のとおり運用するものとする。

(1) 無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。

(2) 無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、次に掲げる場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。

ア 応援要請を行う場合

イ 隊員、消防車両等の重大な事故が発生した場合

ウ 新たな災害が発生した場合

エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合

3 指揮支援部隊長は、防災相互波の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする。

第5章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第33条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(実動関係機関との連携)

第34条 緊急消防援助隊は、被災地への出動及び被災地での活動に関して、自衛隊、警察、海上保安庁、TEC-FORCE（国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊をいう。）等と連携するものとする。

なお、被災地での活動に当たっては、防災相互波等の共通の通信手段を活用し、情報共有に努めるものとする。

(医師等との連携)

第35条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師、DMAT、ドクターヘリ（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。）等と連携して活動するものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

第 36 条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

(消防機関との連携)

第 37 条 緊急消防援助隊は、効果的な活動を実施するため、道路、住家位置等の情報提供を受けるなど、被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。

第 6 章 指揮支援実施計画及び受援計画

(指揮支援実施計画)

第 38 条 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、統括指揮支援隊及び指揮支援隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するものとする。

2 指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。

(2) 指揮支援の基本的事項に関すること。

(3) 関係機関との活動調整に関すること。

(4) 現地合同調整所への参画に関すること。

(5) 情報連絡体制に関すること。

(6) 通信支援小隊との連携に関すること。

(7) その他必要な事項に関すること。

3 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官及び当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告するとともに、当該統括指揮支援隊及び指揮支援隊が出動対象となる都道府県の知事に対して情報提供するものとする。

4 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援隊の活動を円滑に行うための航空指揮支援実施計画を策定するものとする。

5 航空指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 航空指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。

(2) 航空指揮支援の基本的事項に関すること。

(3) 情報連絡体制に関すること。

(4) その他必要な事項に関すること。

6 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して報告するとともに、航空指揮支援

隊が消防本部に属する場合においては、当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告する。

(消防本部の受援計画)

第 39 条 消防本部の長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること。
- (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
- (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
- (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
- (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
- (8) ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入れに関すること。
- (9) その他必要な事項に関すること。

3 消防本部の長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、都道府県の受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

4 消防本部の長は、受援計画を策定又は変更した場合は、都道府県知事に報告する。

第 7 章 その他

(消防本部等の訓練)

第 40 条 登録市町村の消防本部及び登録都道府県の航空消防隊は、平常時から緊急消防援助隊の連携活動能力の向上に必要な訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

(緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗)

第 41 条 長官は、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に対して、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を交付するものとする。

2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。

(その他)

第 42 条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日消防広第 80 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 22 条第 1 項第 2 号から第 7 号まで（第 4 号を除く。）及び同条第 2 項の規定は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日消防広第 93 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 8 日消防広第 35 号）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月 17 日消防広第 190 号）

この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 22 日消防広第 89 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（主運用波の割当て）

（第 32 条関係）

周波数名	割当都道府県
主運用波 1	青森県、栃木県、静岡県、京都府、広島県、佐賀県
主運用波 2	宮城県、千葉県、長野県、大阪府、愛媛県、長崎県、沖縄県
主運用波 3	山形県、埼玉県、愛知県、兵庫県、山口県、鹿児島県
主運用波 4	北海道、福島県、東京都、岐阜県、和歌山県、鳥取県、福岡県
主運用波 5	秋田県、茨城県、富山県、山梨県、滋賀県、徳島県、大分県
主運用波 6	神奈川県、新潟県、福井県、奈良県、島根県、香川県、宮崎県
主運用波 7	岩手県、群馬県、石川県、三重県、岡山県、高知県、熊本県

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

〇〇 年 月 日 時 分 現在

消防庁

災害対策本部(広域応援班 陸上・航空)

NTT回線	TEL	03-5253-7527	FAX	03-5253-7552
消防防災無線	TEL	90-49013	FAX	90-49036
地域衛星回線	TEL	048-500-90-49013	FAX	048-500-90-49036
メールアドレス	kinentai0119@soumu.go.jp			

現地派遣職員

派遣場所	職・氏名	TEL

〇〇都道府県

災害対策本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
航空運用調整班	所属		職・氏名	
	TEL		FAX	

調整本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
統括指揮支援隊長	所属		TEL	
	氏名			

政府現地対策本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	

〇〇市町村

災害対策本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

指揮本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

指揮支援本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
指揮支援本部長 (指揮支援隊長)	所属		TEL	
	氏名			

緊急消防援助隊

陸上

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動 部隊長	所属		TEL	
	氏名			
	所属			
後方支援本部	TEL		FAX	
	メールアドレス			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動 部隊長	所属		TEL	
	氏名			
	所属			
後方支援本部	TEL		FAX	
	メールアドレス			

航空

ヘリベース(HB)

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
HB指揮者	所属		TEL	
	職・氏名			
航空指揮支援本部長 (航空指揮支援隊長)	所属		TEL	
	氏名			
航空後方支 援隊長	所属		TEL	
	氏名			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動 部隊長	所属		TEL	
	氏名			
	所属			
後方支援本部	TEL		FAX	
	メールアドレス			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動 部隊長	所属		TEL	
	氏名			
	所属			
後方支援本部	TEL		FAX	
	メールアドレス			

フォワードベース(FB)

設置場所：

FB指揮者	所属		TEL	
	職・氏名			
	所属		TEL	
	氏名			

緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(指揮支援部隊長、指揮支援本部長、航空指揮支援本部長、各部隊長又は大隊長等)

報告日時	〇〇 年 月 日 () 時 分 現在									
災害名										
活動場所	都道府県					市区町村				
活動内容	種別	時間	活動場所		活動概要(連携活動機関を含む)					
隊員の負傷		有 ・ 無		車両・資機材の損傷			有 ・ 無			
上記負傷、損傷の内容										
出動隊の状況	隊種別	隊数	隊員数		隊種別	隊数	隊員数			
	指揮支援隊	隊	人		特殊災害小隊	隊	人			
	指揮隊	隊	人		特殊装備小隊	隊	人			
	消火小隊	隊	人		その他の小隊	隊	人			
	救助小隊	隊	人		航空指揮支援隊	隊	人			
	救急小隊	隊	人		航空後方支援小隊	隊	人			
	通信支援小隊	隊	人		合計	隊	人			
救助・搬送人員	災害種別	火災		救助		救急		合計		
	件 数	件		件		件		人		
	救助・搬送人数	人		人		人				
	総計(指揮支援隊が入力)	件		件		件		人		
		人		人		人				
宿営場所		名称				所在地				
翌日の活動予定	活動時間	時 分 ~ 時 分								
	活動場所									
	活動規模	隊数	隊		隊員数	人				
	活動内容									
報告者	消防本部				氏 名					
	TEL									

緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(航空小隊長)

災害名						応援 都道府県					ヘリベース						残時間	時間	分
報告者等	所属					氏名				活動人員	パイロット 名			整備士 名		隊員 名			
	TEL					年 月 日 () 時 分現在					その他 名			計 名					
日付	出動番号	機体名称	離陸時間	離陸場所	出動場所 (空域)	着陸時間	着陸場所	出動搭乗 人員数	出動種別件数					搬送人員数				活動概要 (火災:散水回数・散水量を記載) (救助:救助方法を記載) (物資輸送:物資名、数量を記載)	
									火災	救助	救急	情報収集	輸送等	救助	救急	輸送			
																隊員	隊員以外		
合計																			
備考																			

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱

	平成 27 年 3 月 31 日	消 防 広 第 74 号
改正	平成 28 年 3 月 30 日	消 防 広 第 80 号
改正	平成 29 年 3 月 28 日	消 防 広 第 93 号
改正	平成 31 年 3 月 8 日	消 防 広 第 35 号
改正	令和 2 年 7 月 17 日	消 防 広 第 190 号
改正	令和 3 年 3 月 22 日	消 防 広 第 89 号

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 応援等の要請
- 第 3 章 出動の求め又は指示等
- 第 4 章 受援体制
- 第 5 章 部隊移動及び増隊要請
- 第 6 章 応援等の引揚げの決定
- 第 7 章 大規模地震発生時における迅速出動基準
- 第 8 章 防災関係機関との連携
- 第 9 章 応援等実施計画及び受援計画
- 第 10 章 応援に要した経費の負担区分
- 第 11 章 その他

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成 15 年政令第 379 号。以下「援助隊政令」という。）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成 16 年消防震第 9 号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、緊急消防援助隊の応援等の要請、出動の求め又は指示その他の緊急消防援助隊に関する都道府県及び市町村の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 政令市等とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市及び東京都の特別区をいう。
- (2) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (3) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。

- (4) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (5) 航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。
- (6) 応援等とは、法第 44 条第 1 項の消防の応援等をいう。
- (7) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (8) 受援市町村とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた市町村をいう。
- (9) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (10) 応援市町村とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた市町村をいう。
- (11) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (12) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (13) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (14) 航空隊とは、法第 30 条第 3 項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (15) 消防庁ヘリコプターとは、法第 50 条の規定に基づき、都道府県又は市町村が無償使用しているヘリコプター（以下「消防庁ヘリ」という。）をいう。
- (16) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (17) 迅速出動とは、法第 44 条の規定に基づき、あらかじめ消防庁長官（以下「長官」という。）と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求等を行い、これに応じて出動することをいう。
- (18) 震央管轄都道府県とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する都道府県をいう。
- (19) 震央管轄消防本部とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する市町村を管轄する消防本部をいう。
- (20) 最大震度都道府県とは、地震が発生した場合の、最大震度を計測した都道府県をいう。
- (21) 部隊移動とは、法第 44 条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第 44 条の 3 の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

第 2 章 応援等の要請

（都道府県知事による緊急消防援助隊の応援等の要請）

第 3 条 被災地の属する都道府県の知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び

当該都道府県内の消防力を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、法第 44 条第 1 項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

- 2 被災地の属する都道府県の知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、法第 44 条第 1 項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。
- 3 前二項の要請は電話（災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、都道府県防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）により直ちに行うものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階で、ファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。）により速やかに行うものとする（別記様式 1－1）。
 - （1）災害の概況
 - （2）出動を希望する区域及び活動内容
 - （3）緊急消防援助隊の活動のために必要な事項
- 4 被災地の属する都道府県の知事は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行うに当たって、同時に緊急消防援助隊の応援等の必要性について検討するものとする。
- 5 被災地の属する都道府県の知事は、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、第 1 項及び第 2 項の要請と併せて報告するよう努めるものとする。この場合において、当該報告を受けた長官は、当該都道府県に出動する指揮支援部隊長に対して情報提供するものとする。

（応援等の要請のための市町村長の連絡）

- 第 4 条 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該被災地の市町村の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、都道府県知事に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、前条第 3 項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式 1－2）。
- 2 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡することができるものとする。
 - 3 被災地の市町村長は、都道府県知事に対して第 1 項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡することができるものとし、前条第 3 項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡することができるものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリによ

り速やかに行うことができるものとする（別記様式 1－2）。

4 前条第 5 項の規定は、前 3 項の連絡に準用する。

第 3 章 出動の求め又は指示等

（出動可能隊数の報告及び出動準備）

第 5 条 消防庁は、大規模災害若しくは特殊災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害等の状況を考慮して必要と認めるときは、出動の可能性があると考えられる都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式 2－1）。

2 消防庁から出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するとともに、出動準備を行うものとする（別記様式 2－2）。この場合において、当該都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式 2－2）。

3 登録都道府県の航空消防隊及び登録市町村の消防本部は、別表 A－1 及び別表 A－2 に定める災害が発生した場合は、同表に定めるところにより出動準備を行うものとする。この場合において、消防庁は、都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式 2－1）。

4 前項の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた登録市町村の消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとし、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式 2－2）。

5 都道府県は、消防庁から出動可能隊数報告の求めがない場合であっても、災害の状況を考慮して必要と判断したときは、当該都道府県内の出動可能隊数を調査し、消防庁に対して報告するものとする（別記様式 2－2）。

6 消防庁は、災害の状況、被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が不要と判断した場合は、第 2 条及び第 3 項の規定に基づき出動準備を行っている都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、書面等により出動準備の解除を連絡（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式 2－3）。

（長官による出動の求め、指示等）

第 6 条 長官は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況、被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要と判断した場合は、法第 44 条及び基本計画に基づき、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする（別記様式 3－1）。

- 2 前項の求め又は指示を行う場合において、長官は、原則として、応援先市町村を指定するものとする。ただし、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難な場合は、応援先都道府県を指定するものとし、その後、第 14 条に規定する消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。
- 3 長官は、前項の指定を行う場合、原則として、都道府県大隊又は部隊（指揮支援部隊及び航空部隊を除く。）を単位とし、指揮支援隊の属する消防本部が含まれる都道府県大隊については、当該指揮支援隊の応援先市町村と同一の市町村を指定するものとする。ただし、水上小隊、航空小隊及び航空後方支援小隊については、調整本部と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。
- 4 長官は、複数の都道府県において大規模災害又は特殊災害が発生した場合その他多くの緊急消防援助隊の出動が必要と判断する災害が発生した場合は、災害発生都道府県に対応する全ての指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊、出動準備都道府県大隊、第 11 条に規定する第一次出動航空小隊及び出動準備航空小隊を第一次出動の求め又は指示の対象とし、応援先都道府県を指定して出動の求め又は指示を行うものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする。
- 5 長官は、第 1 項の緊急消防援助隊の出動の求めを行った場合において、時間経過とともに災害の情勢が明らかになり、基本計画第 4 章 1（1）の規定を踏まえ、必要と認めるときは、従前の求めによる出動を指示によるものに変更する。この場合において、長官は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する受援市町村の長並びに応援都道府県の知事及び当該応援都道府県に属する緊急消防援助隊を出動させた市町村長に対して、速やかに通知（市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。）するものとする。

（応援等決定通知）

第 7 条 長官は、法第 44 条の規定に基づき必要な措置をとることを求め又は指示した場合は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する受援市町村の長に対してその旨を通知（市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。）するものとする（別記様式 3－2）。

（都道府県知事による出動の求め又は指示）

第 8 条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた応援都道府県の知事は、登録市町村の長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする。

（緊急消防援助隊の出動）

第 9 条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。

- 2 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとし（別記様式 2－2）、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動隊数をとりまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとする（別記様式 2－2）。

- 3 前項の報告を受けた消防庁は、受援都道府県及び当該受援都道府県内における被災地消防本部に対して通知（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式 3-3）。

（指揮支援部隊の基本的な出動計画）

第 10 条 指揮支援部隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとする。

- （1）統括指揮支援隊は、別表 B に定める災害発生都道府県に応じた統括指揮支援隊指定順位第 1 位の消防本部が出動することとする。ただし、被災等により当該消防本部が出動できない場合は、統括指揮支援隊指定順位第 2 位の消防本部が出動する。
- （2）指揮支援隊は、別表 B に定める災害発生都道府県に応じた消防本部のうち必要な隊が出動する。
- （3）航空指揮支援隊は、活動拠点ヘリベースにおいて多数の航空小隊の活動管理が必要な場合、原則として耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から、活動拠点ヘリベースに迅速に到着可能な隊が出動する。

（航空小隊の基本的な出動計画）

第 11 条 航空小隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとし、あらかじめ任務を指定しておくものとする。

- （1）原則として第一次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、別表 C に定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動することとする。
- （2）原則として第一次出動航空小隊のほか、速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、別表 D に定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動の準備を行うこととする。

2 航空小隊の任務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）統括指揮支援隊輸送航空小隊及び指揮支援隊輸送航空小隊は、統括指揮支援隊及び指揮支援隊の輸送を任務とする。
- （2）情報収集航空小隊は、ヘリコプター衛星通信システム（以下「ヘリサット」という。）又はヘリコプターテレビ電送システムを活用した情報収集及び映像配信を任務とする。
- （3）救助・救急・輸送航空小隊は、救助用資機材及び救急用資機材を活用した救助・救急活動又は統括指揮支援隊及び指揮支援隊以外の人員、物資等の輸送を任務とする。
- （4）消火航空小隊は、ヘリコプター消火用タンク等を活用した空中消火を任務とする。

3 次に掲げる任務に対して、消防庁ヘリを優先的に使用するものとする。

- （1）ヘリサットを活用した情報収集及び映像配信
- （2）第 15 条に規定する現地派遣職員の輸送

（航空小隊の出動に関する留意事項）

第 12 条 航空小隊は、原則として、前条により指定された任務を行うものとする。ただし、災害の種別、規模、受援都道府県からの要請内容等により、消防庁は任務指定の変更を行うものとする。

- 2 航空小隊の出動順位は、原則として、被災地又は航空小隊の進出拠点からの直近順とし、当該航空小隊の装備品等を考慮し、出動の求め又は指示を行うものとする。
- 3 指揮支援隊輸送航空小隊及び情報収集航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、兼務するものとする。
- 4 指揮支援隊輸送航空小隊及び救助・救急・輸送航空小隊又は消火航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、指揮支援隊の輸送任務を優先するものとする。
- 5 航空小隊は、複数の任務が遂行可能な体制で出動するよう努めるものとする。
- 6 各地域ブロックに、原則として、残留する運航可能な航空隊を1隊以上確保するものとする。
- 7 航空指揮支援隊の輸送は、各任務の指定状況を踏まえ、消防庁が別に指定するものとする。
- 8 航空隊は、前各項により難しい場合は、消防庁と調整するものとする。

(航空後方支援小隊の基本的な出動計画)

第13条 航空後方支援小隊は、活動拠点ヘリベース等において輸送・補給活動等が必要な場合に、原則として、耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から出動することとする。

第4章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

第14条 受援都道府県の知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、被災地が2以上ある場合において緊急消防援助隊が出動したときは、直ちに法第44条の2の規定に基づく調整本部を設置するものとする。

なお、被災地が1の場合であっても、受援都道府県の知事が必要と認めるときは、調整本部と同様の組織を設置することができるものとする。

- 2 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、都道府県災害対策本部と緊密な連携を図る必要があることから、原則として、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第25条第6項若しくは第28条の3第8項の規定に基づく非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部をいい、これらが設置された場合に限る。）に近接した場所に設置するものとする。
- 3 調整本部は、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。
- 4 調整本部の本部員は、次の例を参考に、第40条に規定する都道府県緊急消防援助隊受援計画（以下「受援計画」という。）に定めておくものとする。
 - (1) 法第44条の2第5項第1号の「部内の職員」については、当該都道府県の消防防災主管課等の職員及び航空消防隊員
 - (2) 法第44条の2第5項第2号の「消防本部」については、当該都道府県内の代表消防機関又は代表消防機関代行
 - (3) 法第44条の2第5項第3号の「災害発生市町村の長の指名する職員」については、被災地消防本部の職員

- (4) 法第 44 条の 2 第 5 項第 4 号の「緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者」については、当該都道府県に出動した指揮支援部隊長
- 5 調整本部は、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1) 被害状況、都道府県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- (2) 被災地消防本部、消防団、当該都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の都道府県内での部隊移動に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 当該都道府県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
- (6) 第 16 条に規定する航空運用調整班との連絡調整に関すること。
- (7) 都道府県災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。
- 6 調整本部長は、法第 44 条の 2 第 8 項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議に出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対してその旨を連絡するものとする。
- 7 調整本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県消防応援活動調整本部」と呼称する。
- 8 受援都道府県の知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、構成員及び連絡先について、長官に対して速やかに報告するものとする。
- 9 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

- 第 15 条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。
- 2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
- (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 報道機関への対応に関すること。
- (6) 被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

(航空運用調整班の設置)

第 16 条 受援都道府県の知事は、航空小隊と関係機関の航空機との活動調整を図るため、都道府県災害対策本部に、航空運用調整班を設置するものとする。

(進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第 17 条 進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、都道府県大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(2) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(情報共有等)

第 18 条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式 7）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るとともに、被害状況や活動状況について動画及び静止画による共有に努めるものとする。

第 5 章 部隊移動及び増隊要請

(部隊移動の基本)

第 19 条 部隊移動は、緊急消防援助隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の観点を考慮し、原則として、新たな緊急消防援助隊の投入によりがたい、次に掲げる場合に行うものとする。

(1) 地理的要因により、新たな緊急消防援助隊の投入には時間を要し、人命救助のためそのいとまがない場合

(2) 市街地が連たんした複数市町村が被災するなど、市町村境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合

(3) 緊急消防援助隊が不足し、新たな緊急消防援助隊の投入が不可能な場合

2 前項の部隊移動については、都道府県大隊又は部隊単位を原則とする。ただし、被害状況、部隊の規模、車両、資機材の特殊性等を踏まえ、中隊又は小隊単位で部隊移動を行うことが効率的かつ効果的な場合は、この限りではない。

(長官による部隊移動の求め又は指示)

第 20 条 長官による部隊移動の求め又は指示の手続は、次のとおりとする。

- (1) 長官は、移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事（以下「緊急消防援助隊行動都道府県知事」という。）及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、部隊移動に関する意見を求めるものとする（別記様式 6－1）。
- (2) 前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村の長は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式 6－2）。
- (3) 第 1 号により意見を求められた緊急消防援助隊行動都道府県知事は、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、前号の緊急消防援助隊行動市町村の長の意見を付して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式 6－2）。
- (4) 長官は、前号の意見を踏まえ、緊急消防援助隊が都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、部隊移動の求め又は指示を行うものとする（別記様式 6－3）。
- (5) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動都道府県知事及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、その旨を通知するものとする（別記様式 6－4）。
- (6) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、部隊移動先の都道府県の知事及び当該都道府県知事を経由して、部隊移動先の市町村の長に対して、その旨を通知するものとする（別記様式 6－5）。

(受援都道府県の知事による部隊移動の指示)

第 21 条 受援都道府県の知事による部隊移動の指示の手続は、次のとおりとする。

- (1) 受援都道府県の知事は、移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- (2) 前号により意見を求められた調整本部は、緊急消防援助隊行動市町村の意見等を把握するよう努めるとともに、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、受援都道府県の知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- (3) 受援都道府県の知事は、前号の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して、都道府県大隊及び部隊の長に対して、部隊移動の指示を行うものとする（別記様式 6－6）。
- (4) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動市町村の長及び移動先の市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする（別記様式 6－7）。
- (5) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかにその旨を通知するものとする（別記様式 6－8）。

(6) 前号の通知を受けた長官は、部隊移動の指示を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村の属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする（別記様式6－9）。

(7) 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。

(8) 調整本部は、部隊移動を行う場合は、都道府県災害対策本部に対して、移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

(受援都道府県の知事による増隊要請)

第22条 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする（別記様式1－1）。

(受援市町村の長による増隊要請のための連絡)

第23条 受援市町村の長は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、都道府県の知事に増隊が必要である旨を連絡するものとする（別記様式1－2）。

第6章 応援等の引揚げの決定

(活動終了に関する市町村長の連絡)

第24条 受援市町村の長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、当該市町村が属する都道府県の知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

(都道府県知事による緊急消防援助隊の引揚げの決定)

第25条 前条の連絡を受けた受援都道府県の知事は、政府現地対策本部等と調整の上、当該都道府県内からの緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、受援市町村の長及び当該都道府県に出動した指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式4－1）。

(指揮支援部隊長による部隊への引揚げ決定連絡)

第26条 前条の通知を受けた指揮支援部隊長は、指揮支援本部長及び航空指揮支援本部長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

2 前項の連絡を受けた指揮支援本部長は、活動を管理している都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

3 前項の連絡を受けた都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地における活動を終了す

るとともに、指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。

- (1) 活動概要（場所、時間、隊数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

4 前項の報告を受けた指揮支援本部長は、指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げるものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、指揮支援本部長からの本項の報告及び指揮支援本部長の引揚げについて報告するものとする。

5 第1項の連絡を受けた航空指揮支援本部長は、活動を管理している航空部隊の各小隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

6 前項の連絡を受けた航空部隊の各小隊長は、被災地における活動を終了するとともに、航空指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、航空指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。

- (1) 活動概要（場所、時間、隊員数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 航空機、車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

7 前項の報告を受けた航空指揮支援本部長は、ヘリベース指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げるものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、航空指揮支援本部長からの本項の報告及び航空指揮本部長の引揚げについて報告するものとする。

8 指揮支援部隊長は、活動を管理する全ての緊急消防援助隊の活動が終了した場合は、長官及び受援都道府県の知事に対してその旨を報告し、受援都道府県の知事の了承を得て引揚げるものとする。

（長官による応援都道府県の知事への引揚げ決定通知）

第27条 第25条の通知を受けた長官は、引揚げ決定を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式4－2）。

（帰署（所）報告）

第28条 緊急消防援助隊として出動した小隊等の属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、応援都道府県及び後方支援本部に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

2 応援都道府県は、当該都道府県及び当該都道府県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）

後、消防庁に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

（活動結果報告）

第 29 条 応援都道府県は、当該都道府県内の緊急消防援助隊として出動した小隊等の最終帰署（所）後、速やかに都道府県内の消防本部の意見等を取りまとめるとともに、当該都道府県の代表消防機関と連携して、緊急消防援助隊活動報告書（別記様式 5）を作成し、消防庁及び応援都道府県に対して、報告するものとする。

第 7 章 大規模地震発生時における迅速出動基準

（迅速出動の適用条件）

第 30 条 迅速出動の対象となる災害は地震とし、最大震度 6 弱（政令市等は 5 強）以上の地震が発生した場合に適用するものとする。ただし、次に掲げる場合は適用しない。

- （1）基本計画第 4 章 4 に基づき定められたアクションプランを適用する場合
- （2）発生した地震の震央が海域の場合

（迅速出動に係る措置要求等の内容）

第 31 条 迅速出動に係る措置要求等の内容は、別表 A－1 及び別表 A－2 のとおりとし、登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、地震発生と同時に行われる長官からの出動の求め又は指示に基づき、第 34 条に規定する出動先へ、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。この場合において、被災等により緊急消防援助隊の全部又は一部が出動することができない場合、当該都道府県の知事は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

- 2 前項の場合において、後方支援本部は、統括指揮支援隊、指揮支援隊、都道府県大隊及び統合機動部隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。
- 3 消防庁は、迅速出動の適用となる地震発生後、別表 A－1 及び別表 A－2 に基づき、登録都道府県及び登録市町村に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、様式（別記様式 3－1 又は 3－4）を送付するものとする。
- 4 長官は、災害の状況等により必要があると判断した場合、速やかに応援規模の増強等の措置を講ずるものとする。

（迅速出動に係る応援等決定通知）

第 32 条 長官は、迅速出動の適用となる地震発生後、震央管轄都道府県の知事に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、出動の求め又は指示を行った旨を通知するものとする（別記様式 3－2）。

（迅速出動の中止）

第 33 条 長官は、災害の状況等により、明らかに人的、住家被害等がないと判断した場合は、速やかに迅速出動の中止を連絡するものとする。

(迅速出動適用時の出動先)

第 34 条 迅速出動適用時の緊急消防援助隊の出動先（進出拠点を兼ねる。）は、原則として、次に掲げるとおりとする。

(1) 指揮支援部隊

ア 統括指揮支援隊

震央管轄都道府県の都道府県庁舎

イ 指揮支援隊

消防庁又は指揮支援部隊長が連絡する消防本部の庁舎（消防本部を置かない町村にあっては、町村役場。以下同じ。）

(2) 統合機動部隊及び都道府県大隊

震央管轄消防本部の庁舎

(3) 航空小隊

震央管轄都道府県又は震央管轄消防本部の航空隊基地等

(迅速出動適用時の出動先の変更等)

第 35 条 震央管轄都道府県の知事は、迅速出動の適用となる地震が発生した場合、速やかに被害状況等を確認し、長官に報告するものとする。

2 長官は、迅速出動により出動した緊急消防援助隊の出動途上において、被害状況等により、出動先の変更、応援規模の縮小等の必要があると判断した場合は、震央管轄都道府県の調整本部と調整の上、指揮支援部隊長、指揮支援隊長、統合機動部隊長、都道府県大隊長及び応援都道府県に対して連絡するものとする。

(迅速出動適用時の出動可能隊数等の報告)

第 36 条 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内の緊急消防援助隊が出動準備を行う場合は、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式 2－2）。

2 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内から緊急消防援助隊が出動した場合は、消防庁に対して、当該出動した緊急消防援助隊の隊数を報告するものとする（別記様式 2－2）。

第 8 章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第 37 条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

第 38 条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

- 2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

第9章 応援等実施計画及び受援計画

(応援等実施計画)

第39条 都道府県知事は、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況等を踏まえて、緊急消防援助隊が参集し、被災地に出動するための応援等実施計画を策定するものとする。

- 2 応援等実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 都道府県大隊の編成、出動体制及び集結場所に関する事。
 - (2) 統合機動部隊の編成、出動体制及び集結場所に関する事。
 - (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成、出動体制及び集結場所に関する事。
 - (4) NBC災害即応部隊の編成及び出動体制に関する事。
 - (5) 土砂・風水害機動支援部隊の編成、出動体制及び集結場所に関する事。
 - (6) 航空部隊の編成及び出動体制に関する事。
 - (7) 情報連絡体制に関する事。
 - (8) その他必要な事項に関する事。
- 3 都道府県知事は、応援等実施計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見を集約するものとする。
- 4 都道府県知事は、応援等実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県が第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に該当する都道府県の知事に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(受援計画)

第40条 都道府県知事は、当該都道府県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

- 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 調整本部の運営体制及び早期設置に関する事。
 - (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関する事。
 - (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関する事。
 - (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関する事。
 - (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関する事。
 - (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関する事。
 - (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関する事。
 - (8) 航空運用調整班、空港・基地施設管制との調整、無線運用、安全管理、ヘリコプターの離着陸場、燃料補給等の航空機の受援に関する事。
 - (9) その他必要な事項に関する事。

- 3 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、当該都道府県内の消防長の意見を集約するものとする。
- 4 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 5 都道府県知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに当該都道府県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(都道府県知事の事務の委任等)

第 41 条 地方自治法第 153 条に基づき、調整本部又は部隊移動に係る都道府県知事の権限に属する事務を、その補助機関である職員に委任等する場合は、受援計画にその旨を明記するものとする。

第 10 章 応援に要した経費の負担

(長官の求めにより出動した場合における応援経費の負担)

第 42 条 法第 44 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、長官の出動の求めを受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 受援市町村において負担する経費 法第 49 条第 1 項に規定する経費及び援助隊政令第 5 条各号に掲げる経費
- (2) 応援都道府県又は応援市町村（以下「応援都道府県等」という。）において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に要する経費

2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

(長官の指示により出動した場合における応援経費の負担)

第 43 条 法第 44 条第 5 項の規定に基づき、長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 消防庁において負担する経費 法第 49 条第 1 項に規定する経費及び援助隊政令第 5 条各号に掲げる経費
- (2) 応援都道府県等において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に要する経費

2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

第 11 章 その他

(都道府県の訓練)

第 44 条 都道府県は、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

(都道府県の即応体制等の強化)

第 45 条 都道府県は、都道府県知事、危機管理担当幹部等に常時連絡可能な体制を確保するとともに、都道府県知事が不在時の職務の代理者を事前指定するなど、状況に応じた判断及び決定を適切にできる体制を確保するものとする。

2 都道府県は、調整本部の運営にあたる責任者等については庁舎近傍に居住させるなど、緊急参集できる体制を整備するものとする。

(その他)

第 46 条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 30 日消防広第 80 号)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 28 日消防広第 93 号)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 8 日消防広第 35 号)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 7 月 17 日消防広第 190 号)

この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 22 日消防広第 89 号)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表A－1（震度6弱（政令市等については震度5強）以上の地震等が発生した場合の出動準備及び迅速出動）

下表の区分に応じ、災害発生都道府県に対応する隊が、出動準備（第5条関係）及び迅速出動（第31条関係）の措置を講ずるものとする。なお、基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、本別表を適用せず、当該アクションプランに基づき措置を講ずるものとする。

区 分		指揮支援部隊		都道府県大隊及び統合機動部隊				航空小隊	
		統括指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動 都道府県大隊		出動準備 都道府県大隊		第1次出動 航空小隊	出動準備 航空小隊
				統合機動部隊	都道府県大隊	統合機動部隊	都道府県大隊		
		別表Bにより対応する 指定順位第1位の隊	別表Bにより対応する 全隊	基本計画別表第2により対応する都道府県		基本計画別表第3により対応する都道府県		別表Cにより対応する 全隊	別表Dにより対応する 全隊
I	震央が海域	出動準備		出動準備		出動準備		出動準備	
	震央が陸域 最大震度7の地震の震央管轄 都道府県※ ₁ に対する措置	迅速出動 (出動準備を含む。)		迅速出動 (出動準備を含む。)		出動準備		出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※ ₂	
II	震央が海域	出動準備		出動準備				出動準備	
	震央が陸域 最大震度6強（東京都特別区 は6弱）の地震の震央管轄都 道府県※ ₁ に対する措置	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備			出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※ ₂	
III－ア	震央が海域	出動準備		出動準備				出動準備	
	震央が陸域 最大震度6弱（東京都特別区 は5強、政令市は5強又は6 弱）の地震の震央管轄都道府 県※ ₁ に対する措置	出動準備及び 長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 ※ ₂		出動準備及び 長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 ※ ₂				出動準備及び 長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 ※ ₂	
III－イ	大津波警報が発 表された都道府 県に対する措置	出動準備		出動準備				出動準備	
IV	噴火警報（居住 区域）が発表さ れた都道府県に 対する措置	出動準備						出動準備 (統括指揮支援隊輸送 航空小隊及び情報収集 航空小隊に限る。)	

※₁ 地震の震央が海域の場合は、「震央管轄都道府県」を「最大震度都道府県」に読み替える。

※₂ 災害の状況を踏まえ、出動準備をしている隊の中から必要な隊を出動させる。

(第5条及び第31条関係)

別表A－2（複数の都道府県において震度6弱（政令市等については震度5強）以上の地震等が発生した場合の出動準備及び迅速出動）

下表の区分に応じ、災害発生都道府県に対応する隊が、出動準備（第5条関係）及び迅速出動（第31条関係）の措置を講ずるものとする。なお、基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、本別表を適用せず、当該アクションプランに基づき措置を講ずるものとする。

区 分		指揮支援部隊		都道府県大隊及び統合機動部隊				航空小隊	
		統括指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動 都道府県大隊		出動準備 都道府県大隊		第1次出動 航空小隊	出動準備 航空小隊
				統合機動部隊	都道府県大隊	統合機動部隊	都道府県大隊		
		別表Bにより対応する 指定順位第1位の隊	別表Bにより対応する 全隊	基本計画別表第2により対応する都道府県		基本計画別表第3により対応する都道府県		別表Cにより対応する 全隊	別表Dにより対応する 全隊
I 最大震度7の地震の震央管轄 都道府県※1に対する措置	震央が海域	出動準備		出動準備		出動準備		出動準備	
	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)		迅速出動 (出動準備を含む。)		迅速出動 (出動準備を含む。)		出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2	
II 最大震度6強（東京都特別区 は6弱）の地震の震央管轄都 道府県※1に対する措置	震央が海域	出動準備		出動準備		出動準備		出動準備	
	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)		迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備	出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2	
III－ア 最大震度6弱(東京都特別区 は5強、政令市は5強又は6 弱)の地震の震央管轄都道府 県※1に対する措置	震央が海域	出動準備		出動準備		出動準備		出動準備	
	震央が陸域	出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2		出動準備及び 長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 ※2		出動準備及び 長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 ※2		出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2	
III－イ	大津波警報が発 表された都道府 県に対する措置	出動準備		出動準備		出動準備		出動準備	

※1 地震の震央が海域の場合は、「震央管轄都道府県」を「最大震度都道府県」に読み替える。

※2 災害の状況を踏まえ、出動準備をしている隊の中から必要な隊を出動させる。

別表B (統括指揮支援隊及び指揮支援隊)

(第10条関係)

災害発生 都道府県	統括指揮支援隊の属する消防本部		指揮支援隊の属する消防本部				
	統括指揮支援隊 指定順位第1位	統括指揮支援隊 指定順位第2位					
北海道	札幌市消防局	仙台市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
青森県	仙台市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
岩手県	仙台市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
宮城県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
秋田県	仙台市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
山形県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	川崎市消防局	新潟市消防局
福島県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	川崎市消防局	新潟市消防局
茨城県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
栃木県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局	相模原市消防局
群馬県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局	相模原市消防局
埼玉県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
千葉県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
東京都	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
神奈川県	横浜市消防局	東京消防庁	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局	相模原市消防局
新潟県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	川崎市消防局	新潟市消防局
富山県	名古屋市消防局	京都市消防局	新潟市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局
石川県	名古屋市消防局	京都市消防局	新潟市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局
福井県	京都市消防局	名古屋市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
山梨県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	相模原市消防局	静岡県消防局
長野県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	新潟市消防局	静岡県消防局
岐阜県	名古屋市消防局	京都市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局
静岡県	横浜市消防局	名古屋市消防局	横浜市消防局	相模原市消防局	静岡県消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局
愛知県	名古屋市消防局	京都市消防局	静岡県消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局
三重県	名古屋市消防局	京都市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
滋賀県	京都市消防局	大阪市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
京都府	京都市消防局	大阪市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
大阪府	大阪市消防局	京都市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
兵庫県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局
奈良県	京都市消防局	大阪市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
和歌山県	大阪市消防局	京都市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
鳥取県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
島根県	広島市消防局	大阪市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	北九州市消防局
岡山県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
広島県	広島市消防局	福岡市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局
山口県	広島市消防局	福岡市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
徳島県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局
香川県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
愛媛県	広島市消防局	福岡市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局
高知県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
福岡県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
佐賀県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
長崎県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
熊本県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
大分県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
宮崎県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
鹿児島県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
沖縄県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局

※統括指揮支援隊指定順位第1位及び第2位の消防本部について、統括指揮支援隊として出動しない場合は、指揮支援隊として出動する。

別表C(第一次出動航空小隊)

(第11条関係)

災害発生 都道府県	第一次出動航空小隊										
	統括指揮支援隊 輸送航空小隊	情報収集航空小隊		救助・救急・輸送航空小隊等							
北海道		青森県	宮城県	岩手県	仙台市	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	新潟県
青森県	仙台市	岩手県	宮城県	北海道	札幌市	秋田県	山形県	福島県	栃木県	新潟県	
岩手県	仙台市	青森県	宮城県	北海道	札幌市	秋田県	山形県	福島県	栃木県	新潟県	
宮城県		岩手県	山形県	青森県	秋田県	福島県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	新潟県
秋田県	仙台市	岩手県	宮城県	北海道	札幌市	青森県	山形県	福島県	栃木県	新潟県	
山形県	仙台市	岩手県	宮城県	青森県	秋田県	福島県	栃木県	茨城県	埼玉県	新潟県	
福島県	仙台市	宮城県	栃木県	岩手県	山形県	茨城県	埼玉県	東京	川崎市	新潟県	
茨城県	東京	栃木県	埼玉県	宮城県	福島県	千葉県	横浜市	川崎市	山梨県	静岡県	
栃木県	東京	茨城県	埼玉県	宮城県	福島県	千葉県	横浜市	川崎市	山梨県	静岡県	
群馬県	東京	栃木県	埼玉県	茨城県	千葉県	横浜市	川崎市	新潟県	山梨県	長野県	
埼玉県	東京	茨城県	栃木県	福島県	千葉県	横浜市	川崎市	山梨県	長野県	静岡市	
千葉県	東京	茨城県	埼玉県	栃木県	横浜市	川崎市	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	
東京都		埼玉県	山梨県	茨城県	栃木県	千葉県	横浜市	川崎市	長野県	静岡県	静岡市
神奈川県		埼玉県	山梨県	茨城県	栃木県	千葉県	東京	長野県	静岡県	静岡市	名古屋市
新潟県	仙台市	埼玉県	富山県	宮城県	山形県	福島県	栃木県	東京	横浜市	長野県	
富山県	名古屋市	埼玉県	新潟県	東京	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	京都市	
石川県	名古屋市	埼玉県	富山県	福井県	長野県	岐阜県	浜松市	愛知県	滋賀県	京都市	
福井県	京都市	富山県	滋賀県	石川県	岐阜県	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市	神戸市	
山梨県	東京	埼玉県	静岡県	栃木県	横浜市	川崎市	長野県	岐阜県	静岡市	浜松市	
長野県	東京	埼玉県	山梨県	横浜市	新潟県	富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市	
岐阜県	名古屋市	愛知県	京都市	富山県	石川県	福井県	長野県	浜松市	三重県	滋賀県	
静岡県	横浜市	埼玉県	山梨県	千葉県	東京	川崎市	長野県	岐阜県	愛知県	名古屋市	
愛知県		滋賀県	京都市	富山県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	三重県
三重県	名古屋市	愛知県	京都市	滋賀県	福井県	岐阜県	大阪市	神戸市	奈良県	和歌山県	
滋賀県	京都市	愛知県	兵庫県	福井県	岐阜県	名古屋市	三重県	大阪市	神戸市	奈良県	
京都府		滋賀県	兵庫県	福井県	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市	神戸市	奈良県	鳥取県
大阪府		京都市	兵庫県	愛知県	名古屋市	三重県	滋賀県	神戸市	奈良県	和歌山県	徳島県
兵庫県	大阪市	京都市	岡山市	三重県	滋賀県	奈良県	和歌山県	鳥取県	岡山県	徳島県	
奈良県	京都市	滋賀県	和歌山県	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市	兵庫県	神戸市	徳島県	
和歌山県	大阪市	徳島県	高知県	三重県	滋賀県	京都市	兵庫県	神戸市	奈良県	岡山市	
鳥取県	大阪市	京都市	島根県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	広島市	香川県	
島根県	広島市	京都市	鳥取県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	山口県	愛媛県	
岡山県	広島市	京都市	広島県	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	徳島県	香川県	愛媛県	
広島県		岡山県	高知県	鳥取県	島根県	岡山市	山口県	香川県	愛媛県	福岡市	北九州市
山口県	広島市	愛媛県	高知県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	福岡市	北九州市	大分県	
徳島県	大阪市	愛媛県	高知県	兵庫県	神戸市	和歌山県	岡山県	岡山市	広島市	香川県	
香川県	広島市	徳島県	高知県	大阪市	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	愛媛県	
愛媛県	広島市	広島県	高知県	岡山県	岡山市	山口県	徳島県	香川県	北九州市	大分県	
高知県	広島市	徳島県	愛媛県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	山口県	香川県	
福岡県		高知県	大分県	岡山市	広島市	山口県	愛媛県	佐賀県	長崎県	熊本県	宮崎県
佐賀県	福岡市	高知県	長崎県	広島市	山口県	愛媛県	北九州市	熊本県	大分県	宮崎県	
長崎県	福岡市	高知県	大分県	広島市	山口県	北九州市	佐賀県	熊本県	宮崎県	鹿児島県	
熊本県	福岡市	高知県	大分県	広島市	山口県	北九州市	佐賀県	長崎県	宮崎県	鹿児島県	
大分県	福岡市	愛媛県	高知県	広島市	山口県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	宮崎県	
宮崎県	福岡市	高知県	鹿児島県	広島市	愛媛県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	
鹿児島県	福岡市	高知県	宮崎県	広島市	愛媛県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	
沖縄県	福岡市	高知県	鹿児島県	愛媛県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	

※ 東京：東京消防庁を示す。

※ 消防庁ヘリを使用している航空隊：宮城県、東京、埼玉県、京都市、高知県

注1 網掛けについては、統括指揮支援隊輸送航空小隊又は指揮支援隊輸送航空小隊を示す。

別表D(出動準備航空小隊)

(第11条関係)

災害発生都道府県	出動準備航空小隊											
北海道	埼玉県	千葉市	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市
青森県	茨城県	埼玉県	千葉市	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市
岩手県	茨城県	埼玉県	千葉市	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市
宮城県	北海道	札幌市	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市
秋田県	茨城県	埼玉県	千葉市	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市
山形県	北海道	札幌市	千葉市	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市
福島県	札幌市	青森県	秋田県	千葉市	横浜市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市
茨城県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	長野県	岐阜県	静岡県	浜松市	愛知県	名古屋市長古屋市	大阪市
栃木県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	長野県	岐阜県	静岡県	浜松市	愛知県	名古屋市長古屋市	大阪市
群馬県	宮城県	仙台市	山形県	福島県	富山県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	愛知県	名古屋市長古屋市	大阪市
埼玉県	宮城県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	岐阜県	静岡県	浜松市	愛知県	名古屋市長古屋市	大阪市
千葉県	宮城県	仙台市	山形県	福島県	新潟県	岐阜県	浜松市	愛知県	名古屋市長古屋市	三重県	滋賀県	大阪市
東京都	宮城県	仙台市	山形県	福島県	新潟県	富山県	岐阜県	浜松市	愛知県	名古屋市長古屋市	三重県	大阪市
神奈川県	宮城県	仙台市	福島県	新潟県	富山県	福井県	岐阜県	浜松市	愛知県	三重県	滋賀県	大阪市
新潟県	札幌市	秋田県	茨城県	千葉市	川崎市	石川県	福井県	山梨県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市
富山県	千葉市	横浜市	川崎市	静岡県	静岡市	浜松市	愛知県	三重県	滋賀県	大阪市	兵庫県	神戸市
石川県	東京	新潟県	山梨県	静岡県	静岡市	三重県	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県	鳥取県
福井県	埼玉県	東京	新潟県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市	兵庫県	奈良県	鳥取県	岡山市
山梨県	福島県	茨城県	千葉市	新潟県	富山県	石川県	福井県	愛知県	名古屋市長古屋市	三重県	京都市	大阪市
長野県	茨城県	栃木県	千葉市	川崎市	石川県	福井県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市
岐阜県	埼玉県	東京	横浜市	川崎市	山梨県	静岡県	静岡市	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県
静岡県	茨城県	栃木県	新潟県	富山県	石川県	福井県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市	神戸市	奈良県
愛知県	埼玉県	千葉市	東京	横浜市	川崎市	石川県	福井県	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県
三重県	埼玉県	東京	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市	兵庫県	岡山市	徳島県
滋賀県	埼玉県	東京	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市	和歌山県	鳥取県	徳島県
京都府	東京	石川県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	和歌山県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	高知県
大阪府	東京	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	鳥取県	岡山県	岡山市	香川県	高知県
兵庫県	東京	石川県	福井県	岐阜県	浜松市	愛知県	名古屋市長古屋市	鳥根県	広島県	広島市	香川県	高知県
奈良県	東京	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	鳥取県	岡山県	岡山市	香川県	高知県
和歌山県	東京	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	愛知県	名古屋市長古屋市	鳥取県	岡山県	香川県
鳥取県	東京	福井県	名古屋市長古屋市	滋賀県	奈良県	山口県	徳島県	愛媛県	高知県	福岡市	北九州市	佐賀県
島根県	東京	三重県	大阪市	奈良県	徳島県	香川県	高知県	福岡市	北九州市	佐賀県	熊本県	大分県
岡山県	東京	名古屋市長古屋市	三重県	滋賀県	大阪市	奈良県	和歌山県	山口県	高知県	福岡市	北九州市	熊本県
広島県	東京	滋賀県	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県	徳島県	長崎県	熊本県	大分県
山口県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	徳島県	香川県	長崎県	熊本県	宮崎県	鹿児島県
徳島県	東京	名古屋市長古屋市	三重県	滋賀県	京都市	奈良県	鳥取県	島根県	広島県	福岡市	北九州市	佐賀県
香川県	東京	名古屋市長古屋市	三重県	滋賀県	京都市	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	福岡市	北九州市	佐賀県
愛媛県	東京	滋賀県	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	鳥取県	島根県	福岡市	熊本県	宮崎県
高知県	東京	滋賀県	京都市	大阪市	和歌山県	鳥取県	島根県	福岡市	北九州市	大分県	熊本県	宮崎県
福岡県	東京	滋賀県	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	徳島県	香川県	鹿児島県
佐賀県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	香川県	鹿児島県
長崎県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	愛媛県
熊本県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	愛媛県
大分県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	鹿児島県
宮崎県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	徳島県	香川県
鹿児島県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	徳島県	香川県
沖縄県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	島根県	岡山県	岡山市	広島県	広島市	徳島県	香川県

※ 東京：東京消防庁を示す。

※ 消防庁ヘリを使用している航空隊：宮城県、東京、埼玉県、京都市、高知県

注1 網掛けについては、統括指揮支援隊輸送航空小隊又は指揮支援隊輸送航空小隊を示す。

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式 1-1

(第3条、第22条関係)

緊急消防援助隊の応援等要請

※いずれかに●

送信時間

応援等の要請

増隊要請 (第 報)

〇〇 年 月 日 時 分

消防庁長官 殿

(被災地の属する都道府県の知事)

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、〇〇年 月 日 時 分に電話により行った緊急消防援助隊の応援等の要請について、詳細の災害の状況等を報告します。

災 害 発 生 日 時	〇〇 年 月 日 時 分頃
災 害 発 生 場 所	都道府県 市区町村
応 援 等 要 請 日 時	〇〇 年 月 日 時 分
災 害 の 状 況	
活動を要望する地域	
要望する活動	

・必要な都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
必要な隊、資機材		

・必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

部隊名		連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊	
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊		

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-2

(第4条、第23条関係)

応援等要請のための連絡事項

※いずれかに●

送信時間

応援等の要請

増隊要請 (第 報)

〇〇 年 月 日 時 分

(消防庁長官又は都道府県知事) 殿

(被災地の市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災 害 発 生 日 時	〇〇 年 月 日 時 分頃
災 害 発 生 場 所	都道府県 市区町村
応 援 等 要 請 日 時	〇〇 年 月 日 時 分
災 害 の 状 況	
活動を要望する地域	
要望する活動	

・必要な都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
必要な隊、資機材		

・必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

部隊名			連絡事項	
指揮支援部隊	統括指揮支援隊			
	指揮支援隊			
	航空指揮支援隊			
航空部隊	航空小隊			
	航空後方支援小隊			
エネルギー・産業基盤災害即応部隊				
NBC災害即応部隊				
土砂・風水害機動支援部隊				

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

出動可能隊数報告及び出動準備依頼

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長
消 防 長 } 殿

送付先:

消防庁広域応援室長

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行う可能性がありますので、貴都道府県内の出動可能隊数を至急調査し、別記様式2-2にて**30分以内**に報告願います。

また、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行った場合、迅速に出動できるように出動準備をお願いします。

災 害 発 生 日 時	○○ 年 月 日 時 分頃
災 害 発 生 場 所	都道 市区 府県 町村
災 害 名	
依頼日時 (出動可能隊数報告、出動準備)	○○ 年 月 日 時 分
災 害 の 状 況	
原子力施設・石油コンビナートの有無	原子力施設等 石油コンビナート等

・都道府県大隊(統合機動部隊を含む。)

対 象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊※下記に指定する隊
編成に係る 連絡事項		
【隊の指定情報】		

・部隊 ※出動準備を依頼する隊(●の付いた隊)

部隊名		連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊※1	
航空部隊	航空小隊※1	
	航空後方支援小隊※1	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊		

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

出動可能隊数・出動隊数の報告(都道府県大隊 用) 統合機動部隊

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊以外は、別記様式2-2(部隊用)で報告すること

可能隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

出動隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長 殿
消防庁広域応援室長 又は 代表消防機関消防長

(都道府県消防防災主管部長 又は 消防長)

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名	

最も早く出動できる時間※1	可能隊数報告時に記入	時	分頃
出動時間※1	出動隊数報告時に記入	時	分

※1 都道府県大隊長(又は統合機動部隊長)が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

※ ()内には、統合機動部隊の出動可能隊数又は出動隊数を内数で記載すること

隊の種別	可能隊数	人数	出動隊数	人数	特殊車両内訳
指揮隊	()	()	()	()	
消火小隊	()	()	()	()	
救助小隊	()	()	()	()	水陸両用バギー: 台
救急小隊	()	()	()	()	
後方支援小隊	()	()	()	()	
通信支援小隊	()	()	()	()	
特殊 装 備 小 隊	震災対応特殊車両小隊	()	()	()	重機: 台
	その他の特殊装備小隊	()	()	()	中型水陸両用車: 台
		()	()	()	
【出動体制、その他特殊な装備品の情報】					
高機能救命ボート: 艇、救命ボート(船外機有): 艇、救命ボート(手こぎ): 艇、水上オートバイ 台					
合 計	()	()	()	()	

(参考)都道府県大隊-統合機動部隊 隊 人 隊 人

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

出動可能隊数・出動隊数の報告(部隊用)

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊は、別記様式2-2(都道府県大隊・統合機動部隊用)で報告すること

可能隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

出動隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長

消防庁広域応援室長 又は 代表消防機関消防長 殿

(都道府県消防防災主管部長 又は 消防長)

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名								
隊の種別	可能隊数	人数	最も早く 出動できる 時間※2	出動隊数	人数	出動時間 ※2	備 考(内訳)	
指揮 支 援 部 隊	統括指揮支援隊			： 頃			：	
	指揮支援隊			： 頃			：	
	航空指揮支援隊※1			： 頃			：	
航空 部 隊	航空後方支援小隊※1			： 頃			：	
	航空小隊※1			： 頃			：	
土 砂 ・ 風 水 害 機 動 支 援 部 隊	指揮隊			： 頃			：	
	救助小隊							
	特殊装備小隊							
	特殊装備小隊							
	後方支援小隊							
【その他特殊な装備品の情報】								
高性能救命ボート： 艇 、 救命ボート(船外機有)： 艇 、 救命ボート(手こぎ)： 艇 、 水上オートバイ 台								
	合 計							
	指揮隊			： 頃			：	
	合 計							

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること

航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の報告は、両隊同時出動が可能か、どちらか1隊が出動可能なのか備考に記載すること

※2 指揮支援部隊及び航空部隊以外の出動時間は、当該部隊の指揮隊長が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

出動準備の解除連絡

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長 }
消 防 長 } 殿

送付先:

消防庁広域応援室長

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり出動準備を解除しましたので通知します。

出動準備の解除日時	○○ 年 月 日 時 分
出動準備を解除する隊	【統括指揮支援隊】
	【指揮支援隊】
	【航空指揮支援隊】
	【都道府県大隊】
	【航空小隊】

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

 都道府県知事 } 殿
 市町村長 }

 送付先:

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示します。

災害発生日時	○○ 年 月 日 時 分頃					
災害発生場所	都道府県 市区町村					
災害名						
災害の状況						
原子力施設・石油コンビナートの有無	原子力施設等				石油コンビナート等	
出動区分	求め	指示	(求め・指示の根拠: 消防組織法第44条第 項)			
アクションプラン又は運用計画	適用 ()				非適用	
求め又は指示日時	○○ 年 月 日 時 分					

・都道府県大隊(統合機動部隊を含む。)

対象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
【隊の指定情報】		
応援先	市区町村	進出拠点

・部隊 ※対象となる隊に●

部隊名		連絡事項、応援先等	
指揮支援部隊	統括指揮支援隊		
	指揮支援隊		
	航空指揮支援隊	応援先	進出拠点
航空部隊	航空小隊		
	航空後方支援小隊		
エネルギー・産業基盤災害即応部隊			
NBC災害即応部隊			
土砂・風水害機動支援部隊		応援先	進出拠点

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の応援等決定通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

受援都道府県の知事 } 殿
受援市町村の長 }

消 防 庁 長 官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示しましたので、連絡します。

災 害 名					
出 動 区 分	求 め		指 示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)	
迅 速 出 動	適 用 (A - 区 分)				非 適 用
アクションプラン又は運用計画	適 用 ()				非 適 用
求め又は指示日時	〇〇 年 月 日 時 分				
求め又は指示した隊	別添(別記様式3－1又は3－4)のとおり				
連 絡 事 項					

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

[受援体制チェックシート]

チェック欄

- ① 消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。 ☐
- ② 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調整したか。 ☐
- ③ 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。 ☐
- ④ 緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。 ☐

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の出動隊数通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

受援都道府県の消防防災主管部長
被災地消防本部の長 } 殿

消防庁広域応援室長

次のとおり緊急消防援助隊が出動しましたので、連絡します。

災 害 名			
出 動 区 分	求 め	指 示	(求 め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)
迅 速 出 動	適 用 (A - 区 分)		非 適 用
アクションプラン又は運用計画	適 用 ()		非 適 用
求 め 又 は 指 示 日 時	○○ 年 月 日 時 分		
出 動 し た 隊	別添(別記様式2-2)のとおり		
連 絡 事 項			

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

[受援体制チェックシート] チェック欄

- ① 消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。 □
- ② 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調整したか。 □
- ③ 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。 □
- ④ 緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。 □

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿
市町村長 }

送付先:

消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第30条に規定する出動基準に該当したので、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震 央 管 轄 都 道 府 県				
出 動 区 分		求 め		指 示
	別 表 A - 1	区 分		
求 め 又 は 指 示 日 時	当該地震が発生した日時			
求 め 又 は 指 示 した 隊	下表のとおり			
出 動 先	第34条に定めるとおり			

区分	指揮支援部隊		都道府県大隊		航空小隊	
	統括指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動都道府県大隊	出動準備都道府県大隊	第1次出動航空小隊	出動準備航空小隊
※対象区分に●	(別表Bにより対応する指定順位第1位)	(別表Bにより対応する全隊)	(基本計画別表第2により対応する都道府県)	(基本計画別表第3により対応する都道府県)	(別表Cにより対応する全隊)	(別表Dにより対応する全隊)
I 最大震度7	迅速出動		迅速出動	長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動【出動する隊】		
II 最大震度6強(東京都特別区は6弱)	迅速出動		迅速出動(統合機動部隊のみが対象)			
III-ア 最大震度6弱(東京都特別区は5強、政令市は5強又は6弱)	長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動【出動する隊】		長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動(統合機動部隊のみが対象)【出動する隊】		長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動【出動する隊】	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿
市町村長 }

送付先:

消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第30条に規定する出動基準に該当したので、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震 央 管 轄 都 道 府 県				
出 動 区 分		求 め		指 示
	別 表 A - 2		区 分	
求 め 又 は 指 示 日 時	当該地震が発生した日時			
求 め 又 は 指 示 した 隊	下表のとおり			
出 動 先	第34条に定めるとおり			

区分	指揮支援部隊		都道府県大隊		航空小隊	
	統括 指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動 都道府県大隊	出動準備 都道府県大隊	第1次出動 航空小隊	出動準備 航空小隊
	※対象区分に● (別表Bにより 対応する指定 順位第1位)	(別表Bにより 対応する全 隊)	(基本計画別表第 2により対応する都 道府県)	(基本計画別表第 3により対応する都 道府県)	(別表Cにより 対応する全 隊)	(別表Dにより 対応する全 隊)
I 最大震度7	迅速出動		迅速出動		長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 【出動する隊】	
II 最大震度6強 (東京都特別区 は6弱)	迅速出動		迅速出動 (統合機動部隊のみが対象)			
III-ア 最大震度6弱(東 京都特別区は5 強、政令市は5 強又は6弱)	長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 【出動する隊】		長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 (統合機動部隊のみが対象) 【出動する隊】			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

消防庁長官
受援市町村の長
指揮支援部隊長

殿

(受援都道府県の知事)

次のとおり緊急消防援助隊の引揚げを決定しましたので通知します。

引 揚 げ 決 定 日 時	○○ 年 月 日 時 分
被災地引揚げ日時	○○ 年 月 日 時 分
引揚げ決定した隊	
連 絡 事 項	

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

応援都道府県の知事
 応援市町村の長

殿

送付先:

消 防 庁 長 官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり引揚げを決定しましたので通知します。

引 揚 げ 決 定 日 時	○○ 年 月 日 時 分
被災地引揚げ日時	○○ 年 月 日 時 分
引 揚 げ 決 定 し た 隊	別添(別記様式4-1)のとおり
連 絡 事 項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊活動報告書

報告日	
災害名	
都道府県	

1 出動状況(航空部隊を除く)

部隊名	都道府県大隊 (下段は統合機動部隊)		
出動日時※1	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
集結場所			
進出拠点到着日時			
進出拠点			
活動開始日時			
活動終了日時			
被災地引揚げ日時			
宿営場所			

※1 出動日時:都道府県大隊又は部隊の指揮隊長が属する消防本部を出動した日時

2 航空部隊出動状況

航空隊名 (隊区分、機体愛称)			
出動日時	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
活動開始日時			
活動終了日時			
被災地引揚げ日時			
宿営場所			

別記様式5

(第29条関係)

3 救助活動状況【陸上】

	救出日時	救出場所※2	救助人数	備 考※3 (合同で救助した消防機関等)
	月 日 時 分			
1			人	
2			人	
3			人	
4			人	
5			人	
		計	人	

※2 救出場所:住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載

※3 備考:県内応援隊、〇〇県大隊と合同で救出等記入

4 救助活動状況【航空】

	救出日時	救出場所※4	救助人数	備 考
	月 日 時 分			
1			人	
2			人	
3			人	
4			人	
5			人	
		計	人	

※4 救出場所:住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載

5 救急出動状況

	搬送件数	不搬送件数	計
陸上	件	件	件
航空	件	件	件

6 救急搬送状況

	死亡	重傷	中等症	軽傷	その他(不明含む)	計
陸上	人	人	人	人	人	人
航空	人	人	人	人	人	人

7 隊員の傷病状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照

8 車両・資機材の損傷状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照
3			参照
4			参照
5			参照

部隊移動に関する意見(照会)

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動都道府県知事 } 殿
緊急消防援助隊行動市町村の長 }

消 防 庁 長 官

貴都道府県内で活動している緊急消防援助隊の部隊移動について、消防組織法第44条第8項の規定に基づき、意見を求めます。

部隊移動の 対 象	所属する都道府県(市町村)	
	隊種別	
	特記事項	

現 在 の 出 動 先	都道 府県	市区 町村



部 隊 移 動 先	都道 府県	市区 町村

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

部隊移動に関する意見(回答)

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

消 防 庁 長 官 殿

(緊急消防援助隊行動都道府県知事 又は 緊急消防援助隊行動市町村の長)

消防組織法第44条第8項の規定に基づき求められた部隊移動に関する意見について、次のとおり回答します。

☐ 了承します。

☐ その他

部隊移動に関する意見	

部隊移動の 対 象	所属する都道府県(市町村)	
	隊種別	
	特記事項	

現 在 の 出 動 先	都道 府県	市区 町村



部 隊 移 動 先	都道 府県	市区 町村

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の部隊移動の求め又は指示

送信時間

〇〇 年 月 日 時 分

応援都道府県の知事 } 殿
 応援市町村の長 }

送付先:

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示します。

部 隊 移 動 区 分	求 め	指 示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)
求め又は指示日時	〇〇	年	月 日 時 分

・都道府県大隊(統合機動部隊を含む。)

対 象	全 隊	一部の指定した隊※下記に指定する隊
	【隊の指定情報】	
※いずれかに●		
連絡事項		

・部隊 ※対象となる隊に●

部隊名			連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊		
	指揮支援隊		
	航空指揮支援隊		
航空部隊	航空小隊		
	航空後方支援小隊		
エネルギー・産業基盤災害即応部隊			
NBC災害即応部隊			
土砂・風水害機動支援部隊			

現 在 の 出 動 先	都道 府県	市区 町村



部 隊 移 動 先	都道 府県	市区 町村

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動都道府県知事
緊急消防援助隊行動市町村の長 } 殿

消 防 庁 長 官

貴都道府県内又は貴市町村内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示しましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	求 め	指 示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)
求め又は指示日時	○○	年	月 日 時 分
求め又は指示した隊	別添(別記様式6-3)のとおり		
連 絡 事 項			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

部隊移動先の都道府県の知事
 部隊移動先の市町村の長 } 殿

消 防 庁 長 官

○○都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め
 又は指示しましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	求 め	指 示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)
求め又は指示日時	○○	年	月 日 時 分
求め又は指示した隊	別添(別記様式6-3)のとおり		
連絡事項			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の部隊移動の指示

送信時間

〇〇 年 月 日 時 分

都道府県大隊長又は各部隊長
(指揮支援本部長 経由)

(受援都道府県の知事)

次のとおり部隊移動を指示します。

部 隊 移 動 区 分	指 示 (指示の根拠: 消防組織法第44条の3第1項)
指 示 日 時	〇〇 年 月 日 時 分

・都道府県大隊(統合機動部隊を含む。)

対 象 ※いずれかに●	全 隊	一部の指定した隊※下記に指定する隊
	【隊の指定情報】	
連絡事項		

・部隊 ※対象となる隊に●

部 隊 名			連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊		
	指揮支援隊		
	航空指揮支援隊		
航空部隊	航空小隊		
	航空後方支援小隊		
エネルギー・産業基盤災害即応部隊			
NBC災害即応部隊			
土砂・風水害機動支援部隊			

現 在 の 出 動 先	都道府県	市区町村



部 隊 移 動 先	都道府県	市区町村

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動市町村の長
部隊移動先の市町村の長 } 殿

(受援都道府県の知事)

本都道府県○○市で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり××市へ
部隊移動を指示しましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	指 示 (指示の根拠: 消防組織法第44条の3第1項)
指 示 日 時	○○ 年 月 日 時 分
指 示 し た 隊	別添(別記様式6-6)のとおり
連 絡 事 項	

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

消 防 庁 長 官 殿

(受援都道府県の知事)

本都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を指示しましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	指 示 (指示の根拠:消防組織法第44条の3第1項)
指 示 日 時	○○ 年 月 日 時 分
指 示 し た 隊	別添(別記様式6－6)のとおり
連 絡 事 項	

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

応援都道府県の知事
 応援市町村の長

殿

送付先:

消 防 庁 長 官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり受援都道府県知事により部隊移動の指示が行われましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	指 示 (指示の根拠: 消防組織法第44条の3第1項)
指 示 日 時	○○ 年 月 日 時 分
指 示 し た 隊	別添(別記様式6-6)のとおり
連 絡 事 項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

〇〇 年 月 日 時 分 現在

消防庁

災害対策本部(広域応援班 陸上・航空)

NTT回線	TEL	03-5253-7527	FAX	03-5253-7552
消防防災無線	TEL	90-49013	FAX	90-49036
地域衛星回線	TEL	048-500-90-49013	FAX	048-500-90-49036
メールアドレス	kinentai0119@soumu.go.jp			

現地派遣職員

派遣場所	職・氏名	TEL

〇〇都道府県

災害対策本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
所属			職・氏名	
航空運用調整班	TEL		FAX	

調整本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
所属			TEL	
統括指揮支援隊長	氏名			

政府現地対策本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	

〇〇市町村

災害対策本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

指揮本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

指揮支援本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
指揮支援本部長	所属		TEL	
(指揮支援隊長)	氏名			

緊急消防援助隊

陸上

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
氏名				
統合機動 部隊長	所属		TEL	
氏名				
後方支援本部	所属			
TEL			FAX	
メールアドレス				

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
氏名				
統合機動 部隊長	所属		TEL	
氏名				
後方支援本部	所属			
TEL			FAX	
メールアドレス				

航空

ヘリベース(HB)

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
HB指揮者	所属		TEL	
職・氏名				
航空指揮支援本部長	所属		TEL	
(航空指揮支援隊長)	氏名			
航空後方支 援隊長	所属		TEL	
氏名				

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
氏名				
統合機動 部隊長	所属		TEL	
氏名				
後方支援本部	所属			
TEL			FAX	
メールアドレス				

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
氏名				
統合機動 部隊長	所属		TEL	
氏名				
後方支援本部	所属			
TEL			FAX	
メールアドレス				

フォワードベース(FB)

設置場所：

FB指揮者	所属		TEL	
職・氏名				
	所属		TEL	
	氏名			

神奈川県緊急消防援助隊応援等実施計画

令和5年4月

神 奈 川 県

神奈川県緊急消防援助隊応援等実施計画

目 次

第1章 総則

- 第1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第2 用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 神奈川県大隊等の編成

- 第3 県内ブロック・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第4 情報連絡体制等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 第5 県大隊等の編成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 第6 指揮体制等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 第7 出動基準及び集結場所等・・・・・・・・・・・・・・ 4

第3章 県大隊等の出動

- 第8 出動準備及び出動可能隊数の報告・・・・・・・・・・ 5
- 第9 出動準備の解除の連絡・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 第10 県大隊等の出動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 第11 迅速出動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 第12 緊急消防援助隊の車両表示・・・・・・・・・・・・ 7
- 第13 集結場所への集結完了・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 第14 進出拠点への進出・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 第15 高速自動車国道等の通行・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 第16 情報共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 第17 進出拠点到着・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 第18 現地到着・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第4章 現場活動

- 第19 神奈川県大隊本部の設置・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 第20 活動時における無線通信運用及び情報収集・・・・ 9
- 第21 各隊の保有資機材等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 第22 日報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第5章 後方支援活動

- 第23 後方支援本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 第24 後方支援中隊の任務等・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 第25 神奈川県の支援体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第6章 活動終了

- 第26 県大隊等の引揚げ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 第27 帰署（所）報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第7章 活動報告等

第28	活動結果報告	11

第8章 その他

第29	指揮支援の応援	11
第30	航空部隊の応援	11
第31	水上中隊の応援	11
第32	消防本部等における事前準備	11
第33	細部要領	11

資料等

資料1	用語の定義	13
資料2	神奈川県内消防機関緊急連絡先一覧	15
資料3	応援出動時連絡先一覧	17
資料4	神奈川県緊急消防援助隊登録部隊編成表	20
資料5	神奈川県統合機動部隊の編成	21
資料6	神奈川県エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成	22
資料7	神奈川県NBC災害即応部隊の編成	23
資料8	神奈川県土砂・風水害機動支援部隊の編成	24
資料9-1	神奈川県大隊等の出動対象都道府県等一覧【別表A-1】	25
資料9-2	神奈川県大隊等の出動対象都道府県等一覧【別表A-2】	26
資料9-3	神奈川県大隊等の出動対象都道府県等一覧	27
資料10-1	神奈川県大隊の標準的な隊編成【土砂・風水害】	28
資料10-2	神奈川県大隊の標準的な隊編成【地震・国家的な非常災害】	29
資料11	神奈川県大隊無線通信体制	30
資料12	神奈川県総合防災センター防災備蓄資機材リスト	31
資料13	応援可能資機材一覧（後方支援中隊を除く）	33
資料14	備蓄消火剤等一覧表	34

別紙第1	神奈川県大隊の編成（出動可能隊数・出動隊数）	35
別紙第2	神奈川県大隊・各部隊指揮体制	36
別紙第3	緊急消防援助隊出動部隊連絡票	38
別紙第4	公務従事車両証明書	40

要請要綱別記様式2-1	出動可能隊数報告の求め及び出動準備依頼
要請要綱別記様式2-2	出動可能隊数・出動隊数の報告
要請要綱別記様式2-3	出動準備の解除連絡
要請要綱別記様式3-1	緊急消防援助隊の出動の求め又は指示

- 要請要綱別記様式 5 緊急消防援助隊活動報告書
- 運用要綱別記様式 1 ○○都道府県○○災害に係る緊急消防援助隊連絡体制
- 運用要綱別記様式 2 緊急消防援助隊活動報告（日報）

神奈川県緊急消防援助隊応援等実施計画

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第39条の規定に基づき、緊急消防援助隊神奈川県大隊、神奈川県統合機動部隊、神奈川県エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC災害即応部隊、神奈川県土砂・風水害機動支援部隊（以下「県大隊等」という。）の応援等について必要な事項を定め、神奈川県大隊等が迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

(用語の定義)

第2 代表消防機関は、横浜市消防局とする。

2 代表消防機関代行は、代行順位1位川崎市消防局、代行順位2位相模原市消防局とする。

3 この計画において、用語の定義は資料1に定める。

第2章 神奈川県大隊等の編成

(県内ブロック)

第3 県大隊等の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、各消防本部を表1のとおりブロック分けするものとする。

表1

ブロック	地区名	消防本部名	地区幹事消防機関
第一ブロック	横浜	横浜市消防局	横浜市消防局
	湘南	藤沢市消防局、平塚市消防本部、茅ヶ崎市消防本部、大磯町消防本部、二宮町消防本部	藤沢市消防局
第二ブロック	川崎	川崎市消防局	川崎市消防局
	三浦半島	横須賀市消防局、鎌倉市消防本部、逗子市消防本部、葉山町消防本部	横須賀市消防局
第三ブロック	相模原	相模原市消防局	相模原市消防局
	県央	厚木市消防本部、大和市消防本部、秦野市消防本部、伊勢原市消防本部、座間市消防本部、海老名市消防本部、綾瀬市消防本部、愛川町消防本部	厚木市消防本部
	県西	小田原市消防本部、箱根町消防本部、湯河原町消防本部	小田原市消防本部

2 ブロック長、ブロック長代行を次のとおりとする。

第一ブロック	ブロック長	横浜市消防局	ブロック長代行	藤沢市消防局
第二ブロック	ブロック長	川崎市消防局	ブロック長代行	横須賀市消防局
第三ブロック	ブロック長	相模原市消防局	ブロック長代行	厚木市消防本部

3 ブロック長の任務は、次のとおりとする。また、ブロック長代行は、ブロック長が出動できない場合に、ブロック長の任務を代行する。

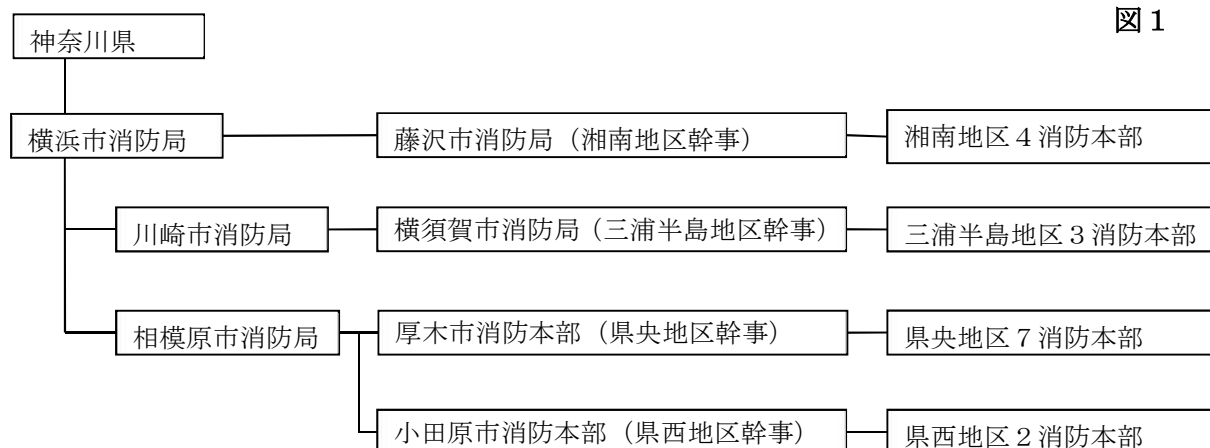
- (1) 出動に係るブロック内の連絡及び調整
- (2) 後方支援活動に係るブロック内の連絡及び調整
- (3) その他必要な事項

(情報連絡体制等)

第4 応援出動時における連絡体制については、次に掲げるとおりとする。

情報連絡系統は、原則として図1のとおりとする。

図1



2 応援出動時における各消防本部の連絡先は、資料2のとおりとする。

3 応援出動時における関係機関の連絡先は、資料3のとおりとする。

4 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAXによるものとする。ただし、有線断絶時には消防救急デジタル無線主運用波6（県内共通波）、地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。

なお、補完的な連絡手段として、LINE WORKSや電子メールを活用し、確実な連絡を行うものとする。

5 神奈川県は、各消防本部に同一内容の連絡を一齐に行う場合には、神奈川県防災行政通信網により行うものとする。

6 第3章第8節各項に規定する出動可能隊数及び同章第10節に規定する出動隊数は図1の情報連絡系統により県及び代表消防機関に、次のとおり報告するものとする。

(1) 各地区内消防本部は、各地区幹事消防機関に有線FAXで報告するものとする。

(別紙第1)

- (2) 各地区幹事消防機関は地区内消防本部の出動可能隊数を取りまとめ、各ブロック長に有線FAXで報告するものとする（別紙第1）。
- (3) 各ブロック長は、ブロック内消防本部の出動可能隊数を取りまとめ、県及び代表消防機関に有線FAXで報告するものとする（別紙第1）。
- (4) 県は、各消防本部の出動可能隊数を取りまとめ、各消防本部に神奈川県防災行政通信網で連絡するものとする（別紙第1）。

（県大隊等の編成）

第5 神奈川県の登録隊は、資料4のとおりとする。

2 神奈川県大隊の編成は、緊急消防援助隊に登録された小隊から、被災地において行う応援等に必要な小隊等を、第3章第8節各項に規定する出動可能隊数の報告に基づき選定するものとする。

3 土砂・風水害災害等における神奈川県大隊の標準的な編成は、資料10-1のとおりとする。ただし、各消防本部の災害対応状況及び被災地において行う応援等を考慮した調整は可能とする。

4 地震災害等における神奈川県大隊の標準的な編成は、資料10-2の特別編成陸上隊を除いた部隊のとおりとする。ただし、各消防本部の災害対応状況及び被災地において行う応援等を考慮した調整は可能とする。

5 国家的な非常災害における神奈川県大隊の標準的な編成は、資料10-2の特別編成陸上隊を含めた部隊のとおりとする。ただし、各消防本部の災害対応状況及び被災地において行う応援等を考慮した調整は可能とする。

6 大隊は、県単位の編成とする。

なお、神奈川県大隊長は、代表消防機関の横浜市消防局の職員をもって充てるものとし、代表消防機関が出動できない場合は、代行順位により代表消防機関代行の職員をもって充てるものとする。

7 中隊は、ブロック単位又は消火、救助、救急等の任務単位とし、「第〇ブロック中隊（又は消火中隊等）」と呼称するものとする。

8 小隊は、各車両又は付加された任務単位とし、「〇〇小隊（又は各消防本部の呼出し名称）」と呼称するものとする。

9 後方支援中隊は、県又はブロック単位で後方支援中隊を編成し、後方支援活動を行うものとする。

10 統合機動部隊は、資料5のとおり編成するものとする。

なお、神奈川県統合機動部隊長は、代表消防機関の横浜市消防局の職員をもって充てるものとする。

11 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、資料6のとおり編成し、神奈川県エネルギー・産業基盤災害即応部隊と呼称するものとする。

なお、神奈川県エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、横浜市消防局の職員をもって充てるものとする。

- 12 N B C災害即応部隊は、資料 7 のとおり編成し、横浜市消防局N B C災害即応部隊、川崎市消防局N B C災害即応部隊及び相模原市消防局N B C災害即応部隊と呼称するものとする。

なお、N B C災害即応部隊長は、各部隊が属する消防本部の職員をもって充てるものとする。

- 13 土砂・風水害機動支援部隊は資料 8 のとおり編成し、神奈川県土砂・風水害機動支援部隊と呼称するものとする。

なお、神奈川県土砂・風水害機動支援部隊長は、代表消防機関の横浜市消防局の職員をもって充てるものとする。

(指揮体制等)

- 第 6 神奈川県大隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、N B C災害即応部隊及び土砂・風水害機動支援部隊（以下「県大隊等」という。）の指揮体制は、別紙第 2 のとおりとする。

- 2 受援都道府県内での連絡体制は、運用要綱別記様式 1 のとおりとする。

- 3 神奈川県大隊長は、神奈川県大隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、神奈川県大隊の活動の指揮を行うものとする。

- 4 神奈川県統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。ただし、神奈川県大隊が後続する場合、当該統合機動部隊の活動の指揮は、神奈川県大隊長が被災地に到着するまでの間とする。

- 5 神奈川県エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

- 6 N B C災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該N B C災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

- 7 神奈川県土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。

- 8 中隊長は、神奈川県大隊長の管理の下に小隊の活動を管理するものとする。

- 9 小隊長は、中隊長の管理の下に隊員の活動を管理するものとする。

(出動基準及び集結場所等)

- 第 7 神奈川県大隊の出動基準、第一次出動都道府県及び出動準備都道府県並びに集結場所は、資料 9－1 から 9－3 のとおりとする。

第 3 章 県大隊等の出動

(出動準備及び出動可能隊数の報告)

第8 資料9-1「別表A-1」及び資料9-2「別表A-2」に定める災害が発生し、神奈川県に属する緊急消防援助隊が出動準備を行う対象となっている場合、各消防本部は、直ちに第2章第4節第6項により出動可能隊数の報告を行うとともに、神奈川県は、消防庁からの出動可能隊数の報告の求めを待つことなく、直ちに消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとする。

2 神奈川県は、資料9-3に定める出動対象地域で、土砂・風水害等の災害が発生し、消防庁から要請要綱別記様式2-1により出動準備を求められた場合は、各消防本部に対して出動準備を求めるものとする。この場合において、各消防本部は出動準備を行うとともに、速やかに第2章第4節第6項により出動可能隊数の報告を行うとともに、神奈川県は、速やかに消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとする。

3 神奈川県は、代表消防機関と協議の上、資料10-1及び10-2の標準的な隊編成に基づき、消防庁へ報告できるものとする。ただし、報告した部隊規模に大幅な増減が生じた場合は、変更後の隊編成について、再度、消防庁へ報告するものとする。

4 神奈川県は、消防庁から出動準備の求めがない場合であっても、災害規模等に照らし必要と認めた場合は、出動可能隊数を調査し消防庁に報告するものとする。

(出場準備の解除の連絡)

第9 神奈川県は、消防庁から要請要綱別記様式2-3等により、出場準備の解除の連絡を受けた場合は、前節第1項及び第2項の規定に基づき出場準備を依頼した各消防本部に対し、出動準備の解除を連絡するものとする。

(県大隊等の出動)

第10 神奈川県知事は、消防庁長官から要請要綱別記様式3-1により出動の求め又は指示を受けた場合は、第3章第8節各項により報告された部隊に基づき、出動する小隊等を代表消防機関と調整し、各消防本部に対して出動の求め又は指示を行うものとする。

2 各消防本部は、前項の規定に基づく出動の求め又は指示を受けた場合は、速やかに各小隊を出動させるとともに、第2章第4節第6項により出動隊数を報告するものとする。

3 神奈川県は、各消防本部の報告を取りまとめ、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動隊数を報告するものとする。

4 代表消防機関は、県大隊等の集結場所及び集結時間を決定し、神奈川県及び各ブロック長に対して連絡するものとし、各ブロック長は情報連絡系統を通じてブロック内消防本部に対して連絡するものとする。

5 神奈川県大隊長は、災害が発生し、出動の求め又は指示を受けた場合は、概ね1時間以内に神奈川県統合機動部隊を出動させるとともに、後続する神奈川県大隊の円滑

な活動に資するため、次に掲げる任務を指示し、神奈川県大隊及び後方支援本部に対して報告させるものとする。

- (1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 被災状況、活動場所、任務、必要な隊規模等の情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 被災地消防本部との連絡調整に関すること。
- (4) 被災地における通信の確保に関すること。
- (5) 初期消火、救助及び救急活動に関すること。
- (6) 航空消防活動の支援に関すること。
- (7) 宿営場所の設営に関すること。

- 6 神奈川県大隊は、神奈川県統合機動部隊の出動に引き続き、直ちに出動するものとする。

なお、神奈川県大隊長は、後方支援小隊等の出動準備又は進出に時間を要する部隊については、別に集結場所及び集結時間を指定して出動させることができるものとする。

- 7 各小隊を出動させた消防本部は、別紙第3に必要事項を記載し、神奈川県及び代表消防機関に対し、有線FAXで報告するものとする。

(迅速出動)

第11 迅速出動に係る神奈川県大隊の編成は、資料10-2のとおりとする。

- 2 迅速出動に係る区分は資料9-1及び9-2のとおりとする。
- 3 迅速出動に該当する事案が発生した場合、各消防本部は速やかに出動準備を行うとともに、出動可能隊数をとりまとめ、第2章第4節各項により報告するものとする。
なお、既に出動した場合は、出動隊数を報告するものとする。
- 4 迅速出動に該当する事案が発生した場合、前項に定めるもののほか、各消防本部は次のとおり対応するものとする。
 - (1) 神奈川県統合機動部隊は、地震発生後、概ね1時間以内に出動するものとする。
 - (2) 神奈川県大隊は、神奈川県統合機動部隊の出動に引き続き、直ちに出動するものとする。

なお、後方支援小隊等の出動準備又は進出に時間を要する部隊については、後続の部隊として速やかに出動するものとする。

- 5 迅速出動に該当する事案が発生した場合、神奈川県は、速やかに消防庁等から情報収集を行うとともに、各消防本部との情報共有に努めるものとする。
- 6 県内で震度6強以上の地震が発生した場合は、アクションプランに基づく場合を除き、原則として出動しないこととする。また、県内で震度5強以上6弱以下の地震が発生した場合は、迅速出動を一時保留し、神奈川県は、県内の被害状況を勘案し消防庁と調整を図るものとする。

(緊急消防援助隊の車両表示)

第 12 緊急消防援助隊として出動する車両は、緊急消防援助隊として出動している旨の車両表示を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。

(集結場所への集結完了)

第 13 神奈川県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、土砂風水害機動支援部隊長（以下「県大隊長等」という。）又はブロック中隊長は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告するものとする。

- 2 後方支援本部は、前項の内容について消防庁及び神奈川県に対して報告するものとする。
- 3 各消防本部の出動部隊の代表者は、集結場所を管轄する消防本部へ、別紙第 3 を提出するものとする。
- 4 集結場所を管轄する消防本部は、出動部隊から提出された別紙第 3 を県大隊長へ提出するものとする。
- 5 N B C 災害即応部隊は集結場所に集結せず、直接、進出拠点に出動する。

(進出拠点への進出)

第 14 県大隊長等は進出拠点に応じた出動ルートを決し、消防庁、消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）及び後方支援本部に対して報告するものとする。

- 2 被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。
- 3 県大隊長等又はブロック中隊長は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各小隊に周知し、進出拠点へ進出するものとする。
 - (1) 被災地の被害概要
 - (2) 県大隊等の活動地域及び任務
 - (3) 県大隊等の進出拠点及び出動ルート
 - (4) その他必要な事項

(高速自動車国道等の通行)

第 15 高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。

- (1) 被災地への出動途上等で道路交通法第 39 条に基づく緊急走行を行う場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出るものとする。
- (2) 緊急走行以外の場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中又は帰署（所）途上である旨を申し出て、別紙第 4 を提出するものとする。
- (3) 緊急やむを得ず当該証明書を持参できない場合、小隊長は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通過日時及び車両登録番号等を記入して提出するものとする。
- (4) 名刺を提出した場合、後日、神奈川県を通して消防庁へ公務従事車両証明書を提出するものとする。

(情報共有)

第 16 県大隊等は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について各部隊間で情報共有に努めるものとする。

(進出拠点到着)

第 17 県大隊長等は、進出拠点到着後、速やかに県大隊名、規模及び保有資機材等について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。

なお、進出拠点に受援都道府県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。

2 進出拠点が高速自動車国道等のインターチェンジ等の場合は、県大隊長等（NBC 災害即応部隊長は除く。）のみが先行して前項の任務を行い、無線等により県大隊等に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。

(現地到着)

第 18 県大隊長等は、応援先市町村到着後、速やかに県大隊名、規模及び保有資機材等について指揮者及び指揮支援本部長に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 災害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 神奈川県大隊本部を設置する場合は、その位置
- (6) 使用無線系統
- (7) 地利及び水利の状況
- (8) 燃料補給場所
- (9) その他活動上必要な事項

2 統合機動部隊長が神奈川県大隊長を兼ねる場合は、後続する県大隊が応援先市町村到着後、統合機動部隊長が神奈川県大隊長の職務に就くものとする。

なお、統合機動部隊長が、神奈川県大隊長の職務に就いた際は、指揮者及び指揮支援本部長に対して速やかに報告するものとする。

3 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する神奈川県大隊が被災地に到着後は、神奈川県大隊に帰属し、神奈川県大隊長の指揮の下、神奈川県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

第 4 章 現場活動

(神奈川県大隊本部の設置)

第 19 神奈川県大隊長は、神奈川県大隊長を本部長とする神奈川県大隊本部を設置するものとする。

- 2 神奈川県大隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。
- 3 神奈川県大隊長は、災害の状況により必要があるときは、安全管理担当要員(小隊)を配置する等、安全管理の徹底を図るものとする。
- 4 神奈川県大隊長は、被害状況及び神奈川県大隊の活動を記録(動画及び静止画によるものを含む。)する要員を配置するものとする。

(活動時における無線通信運用及び情報収集)

第 20 活動時の無線通信運用体制は、資料 11 のとおりとする。ただし、調整本部又は指揮支援本部から別に指示があった場合は、その指示に従うものとする。

- 2 通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、県大隊等の通信を確保するとともに、被災地における情報収集を積極的に行い、消防庁、被災地都道府県・市町村災害対策本部、後方支援本部等へ画像伝送等を行うものとする。

(各隊の保有資機材等)

第 21 保有資機材及び備蓄消火薬剤等は、資料 12～14 のとおりとする。

(日報)

第 22 県大隊長等は、指揮支援本部長に対して運用要綱別記様式 2 により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。

第 5 章 後方支援活動

(後方支援本部の設置)

第 23 県大隊等が出動する場合は、代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。

- 2 後方支援本部長は、代表消防機関の長又はその委任を受けた者をもって充てるものとする。
- 3 本部員は、代表消防機関の職員をもって充てるものとする。
- 4 後方支援本部長は、神奈川県及び必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求めることができるものとする。
- 5 後方支援本部は、県大隊等の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。
 - (1) 消防庁、指揮支援(部)隊長、県大隊長等及び関係機関との各種連絡調整
 - (2) 県大隊等の出動、集結及び活動に係る調整

- (3) 県大隊等の活動記録の集約
- (4) 県及び各消防本部に対する県大隊等の活動状況に関する情報提供
- (5) 県大隊等に対する災害に関する情報提供
- (6) 必要な資機材等の手配及び提供
- (7) 交替要員及び増援隊の派遣に関する調整
- (8) 後方支援に関する神奈川県との調整
- (9) その他必要な事項

(後方支援中隊の任務等)

第 24 後方支援中隊は、神奈川県大隊長の指揮の下、神奈川県大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、別に定める要領により活動するものとする。

(神奈川県の支援体制)

第 25 神奈川県は、緊急消防援助隊の派遣に際し、後方支援本部と連携した支援体制の確保に努めるものとする。

第 6 章 活動終了

(県大隊等の引揚げ)

第 26 指揮支援部隊長から引揚げの連絡があった際、県大隊等は、被災地における活動を終了するものとする。

2 県大隊長等は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮支援本部長に報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げのものとする。

- (1) 県大隊等の活動概要（時間、場所、隊数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

(帰署（所）報告)

第 27 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、神奈川県及び後方支援本部に対して速やかに報告するものとする。

2 神奈川県は、県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）後、消防庁に対して速やかに報告するものとする。

第 7 章 活動報告等

(活動結果報告)

第 28 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、神奈川県及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式 5 により、速やかに活動報告を行うものとする。

2 神奈川県は、各消防本部からの報告を取りまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して要請要綱別記様式 5 により、速やかに活動報告を行うものとする。

第 8 章 その他

(指揮支援の応援)

第 29 統括指揮支援隊及び指揮支援隊に係る応援等については、横浜市消防局、川崎市消防局及び相模原市消防局が別に定めるものとする。

2 航空指揮支援隊に係る応援等については、横浜市消防局及び川崎市消防局が別に定めるものとする。

(航空部隊の応援)

第 30 航空部隊に係る応援については、横浜市消防局及び川崎市消防局が別に定めるものとする。

(水上中隊の応援)

第 31 水上中隊に係る応援については、横浜市消防局及び川崎市消防局が別に定めるものとする。

(消防本部等における事前準備)

第 32 各消防本部等は、神奈川県大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。

2 各消防本部等は、後方支援資機材、食糧等の整備に努めるものとする。

(細部要領)

第 33 この計画に定めるほか、応援出動時の詳細事項については、代表消防機関と協議の上、別に細部要領を定めるものとする。

附 則

この実施計画は、平成 17 年 2 月 21 日から施行する。

附 則

この実施計画は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この実施計画は、平成 21 年 3 月 2 日から施行する。

附 則

この実施計画は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この実施計画は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この実施計画は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この実施計画は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この実施計画は、令和 2 年 3 月 30 日から施行する。ただし、資料 4 及び資料 10 は同年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この実施計画は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この実施計画は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この実施計画は、令和 4 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この実施計画は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

用語の定義

No.	用語	内容	備考
1	法	「消防組織法(昭和22年12月23日法律第226号)」をいう。	
2	基本計画	「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(平成16年2月6日付け消防震第9号策定)」をいう。	
3	運用要綱	「緊急消防援助隊運用要綱(平成16年3月26日消防震第19号)」をいう。	
4	要請要綱	「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(平成27年3月31日消防広第74号)」をいう。	
5	アクションプラン	基本計画第4章4に基づき、長官が別に定めた出動に係る計画。具体的には「首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン」、「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」をいう。	
6	応援等	災害が発生した市町村の消防の応援又は支援をいう。	法第44条第1項
7	地区	神奈川県消防長会で定めた地区をいう。	
8	地区幹事消防機関	地区の連絡及び調整を行う消防(局)本部をいう。なお、当該消防機関が所管する市町が被災し、任務を行うことが困難な場合は、この限りではない。	
9	被災地消防本部	被災地を管轄する消防本部をいう。	要請要綱第2条(2)
10	指揮本部	被災地消防本部の指揮所をいう。	要請要綱第2条(3)
11	指揮者	被災地に係る市町村長又はその委任を受けた消防長をいう。	要請要綱第2条(4)
12	調整本部	被災地の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、被災地の属する都道府県知事が設置する消防応援活動調整本部をいう。	法第44条の2
13	調整本部長	調整本部の長。神奈川県知事をもって充てる。	法第44条の2の3
14	指揮支援本部	被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動調整、関係機関との活動調整、調整本部に対する報告等を行うため、指揮支援隊長を本部長として被災地に設置する本部をいう。	運用要綱第25条
15	都道府県大隊本部	都道府県隊の活動管理、後方支援等を行うため、都道府県隊長が設置する本部をいう。	運用要綱第28条
16	後方支援本部	出動した部隊の円滑な後方支援を実施するため、代表消防機関に設置する本部をいう。	運用要綱第13条
17	指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節1(1)
18	指揮支援部隊長	指揮支援部隊を統括し、被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(3)
19	指揮支援隊長	被災地の指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(4)
20	都道府県大隊長	都道府県大隊を統括して被災地へ赴くとともに、指揮者の指揮の下、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における都道府県大隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第2節3
21	都道府県大隊指揮隊	被災地における都道府県大隊の活動の指揮を行うことを任務とする隊をいう。	基本計画 第2章第3節1
22	統合機動部隊	長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節2
23	エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)	石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節3
24	NBC災害即応部隊	NBC災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節4
25	土砂・風水害機動支援部隊	土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節5

26	特別編成陸上隊	国家的な非常災害において、国家的な非常災害以外の災害における出動隊とは別に、派遣元消防本部の消防力を維持するための補完体制を整えた上で特別に編成する隊をいう。	
27	集結場所	都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊及び土砂・風水害機動支援部隊が、被災地へ向かう前に集結する都道府県内又はその周辺の場所をいう。	運用要綱第21条(1)
28	進出拠点	緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一次的に集結する場所を含む。)をいう。	運用要綱第2条(15) 運用要綱第21条(2)
29	受援都道府県	緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。	運用要綱第2条(6)
30	応援都道府県	緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。	運用要綱第2条(7)
31	第一次出動都道府県大隊	大規模災害又は特殊災害が発生した場合、原則として第一次的に応援出動する都道府県大隊をいう。	基本計画 第4章2(1)
32	出動準備都道府県大隊	第一次出動都道府県大隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合、速やかに応援出動の準備を行う都道府県大隊をいう。	基本計画 第4章2(2)
33	迅速出動	法第44条に基づき、あらかじめ長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。	要請要綱第2条(17)
34	国家的な非常災害	災害対策基本法第105条第1項に基づき内閣総理大臣が「災害緊急事態」の布告を発する極めて甚大な被害を伴う災害であり、消防組織法第44条第5項に基づく消防庁官が緊急消防援助隊の出動のために必要な措置を取るよう指示をすることとなる災害をいう。首都直下地震や南海トラフ地震などの災害をいう。	
35	陸上隊	航空部隊及び水上小隊以外の隊をいう。	
36	NBC災害	政令第1条に規定する原因により生ずる特殊な災害をいう。	政令第1条
37	部隊移動	法第44条の規定に基づく消防庁長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地へ出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が別の被災地に出動することをいう。	要請要綱第2条(21)
38	資料編	神奈川県緊急消防援助隊応援計画(資料編)をいう。	

神奈川県内消防機関緊急連絡先一覧

資料2

ブ ロ ッ ク	地 区	名 称	連絡窓口（昼間） “ ”（夜間）		電 話				FAX	e-mail アドレス	住 所	
					NTT		防 災 行 政 通 信 網					NTT
							IP/庁内スマホ	閉域スマホ				
第一ブロック	—	神奈川県 くらし安全防災局	消 防 保 安 課	045-210-3436	3429、3430	3583、3584	IP/庁内スマホと 同番号*2	045-210-8829	fm0313.n9f@pref.kanagawa.lg.jp	231-8588 横浜市中区日本大通1		
			指 令 情 報 室	045-210-3456	3400、3401	3501、3502	同番号*2	045-201-6409	higaihokoku.393@pref.kanagawa.lg.jp			
			警 防 課	045-334-6712	2012	3011	IP/庁内スマホと 同番号*1	045-334-6710	sy-keibo@city.yokohama.lg.jp	240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9		
			司 令 課	045-334-6412				045-331-5221	sy-shirei@city.yokohama.lg.jp			
	湘 南	藤 沢 市 消 防 局	警 防 課	0466-22-8182	2072	3071	IP/庁内スマホと 同番号*2	0466-22-8184	fj-keibou@city.fujisawa.lg.jp	251-8601 藤沢市朝日町1-1		
			消 防 救 急 課									
		平 塚 市 消 防 本 部	情 報 指 令 課	0463-21-3240	2051	3051	IP/庁内スマホと 同番号*2	0463-24-0119	kyukyu@city.hiratsuka.lg.jp	254-8686 平塚市浅間町9-1		
			警 防 救 命 課	0467-85-9945	2092	3091	IP/庁内スマホと 同番号*2	0467-85-1112	fire_keibou@city.chigasaki.lg.jp	253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1		
		茅ヶ崎市消防本部	指 令 情 報 課	0467-85-4591								
			通 信 指 令 室	0463-61-0911	2220	3223	IP/庁内スマホと 同番号*1	0463-61-7412	s-keibou@town.oiso.lg.jp	255-0003 中郡大磯町大磯1075		
第二ブロック	川 崎	二宮町消防本部	消 防 署	0463-72-0015	2230	3233	IP/庁内スマホと 同番号*1	0463-72-0117	firedept2@town.kanagawa-ninomiya.lg.jp	259-0131 中郡二宮町中里711-1		
			情 報 機 器 室									
		川 崎 市 消 防 局	警 防 課	044-223-2606	2020	3023	IP/庁内スマホと 同番号*1	044-223-2619	84keibou@city.kawasaki.lg.jp	210-8565 川崎市川崎区南町20-7		
			指 令 課	044-223-2645				044-223-2654	84sirei@city.kawasaki.lg.jp			
	横 須 賀 市 消 防 局	指 令 課	046-822-0119	2042	3041	IP/庁内スマホと 同番号*2	046-823-3920	ii-fb@city.yokosuka.lg.jp	238-8550 横須賀市小川町11番地			
		指 令 情 報 課	0467-44-0119	2062	3061	IP/庁内スマホと 同番号*2	0467-44-5551	sirei@city.kamakura.lg.jp	247-0056 鎌倉市大船3-5-10			
	三 浦 半 島	鎌 倉 市 消 防 本 部	指 令 情 報 課	046-871-0119	2102	3346	IP/庁内スマホと 同番号*1	046-872-4330	honsho@city.zushi.lg.jp	249-0005 逗子市桜山2-3-31		
			通 信 指 令 室									
	葉 山 町 消 防 本 部	消 防 署	046-876-0119	2200	3203	IP/庁内スマホと 同番号*1	046-876-1263	shobosho@town.hayama.lg.jp	240-0112 三浦郡葉山町堀内2050-10			

*1 防災行政通信網の有線系が断絶した場合は、地域衛星ネットワーク経由の通話不可
*2 防災行政通信網の有線系が断絶した場合は、太文字及び下線の番号のみ地域衛星ネットワーク経由の通話が可能

ブロック	地区	名称	連絡窓口(昼間)		電話				FAX		e-mail アドレス	住 所
			"	(夜間)	NTT	防災行政通信網		NTT				
						IP/庁内スマホ	閉域スマホ		地域衛星通信ネットワーク			
第三ブロック	県央	相模原市消防局	指 令	課	042-751-9111(代)	2030、2031、2032	3034	IP/庁内スマホと 同番号*2	042-751-9284	sirei@city.sagamihara.lg.jp	252-0239 相模原市中央区中央2-2-15	
		厚木市消防本部	警 防 指 令	課	046-221-2331	2130	3133	IP/庁内スマホと 同番号*1	046-224-5370	lg6400c@city.atsugi.lg.jp	243-0003 厚木市寿町3-4-10	
			秦野市消防本部	警 防 情報 指 令	課	0463-81-0119	2120	3123	IP/庁内スマホと 同番号*1	0463-83-0022	f-keibou@city.hadano.lg.jp	257-0031 秦野市曾屋757
		大和市消防本部		警 防 指 令	課	046-261-1119	2145	3141	IP/庁内スマホと 同番号*1	046-264-8327	sh_keibo@city.yamato.lg.jp	242-0018 大和市深見西4-4-6
			伊勢原市消防本部	警 防 救 急 情報 指 令 係	課	0463-95-2119	2152	3151、3152	IP/庁内スマホと 同番号*1	0463-97-2158	keibou-kyukyu@city.isehara.lg.jp	259-1131 伊勢原市伊勢原3-32-20
		海老名市消防本部		警 防 警 備	課	046-231-0355	2162	3162(開庁時) 3164(閉庁時)	IP/庁内スマホと 同番号*1	046-234-7541	syobo-keibo@city.ebina.lg.jp	243-0411 海老名市大谷816
			座間市消防本部	警 防 消防管理課指令係	課	046-256-2211(代)	2170	3173	IP/庁内スマホと 同番号*1	046-256-2215	keibou@city.zama.lg.jp	252-0011 座間市相武台1-48-1
		綾瀬市消防本部		消 防 総 務 消防署管理担当	課	0467-76-0119	2190	3193	IP/庁内スマホと 同番号*1	0467-77-9200	wm.762113@city.ayase.lg.jp	252-1107 綾瀬市深谷中1-4-30
			愛川町消防本部	警 防 通 信 班	班	046-285-3131	2322	3321	IP/庁内スマホと 同番号*2	046-285-9119	syoubou@town.kanagawa- aikawa.lg.jp	243-0301 愛甲郡愛川町角田286-1
		小田原市消防本部		情報 司 令 課	課	0465-49-4410	2080	3083	IP/庁内スマホと 同番号*1	0465-49-2591	keibokei@city.odawara.lg.jp	256-0813 小田原市前川183-18
			箱根町消防本部	消 防 通信 指 令 室	署	0460-82-4511	2292	3291	IP/庁内スマホと 同番号*1	0460-87-0911	shoubousho@town.hakone.lg.jp	250-0404 足柄下郡箱根町宮ノ下467-1
		湯河原町消防本部		警 防 情報 指 令 小 隊	課	0465-60-0119	2310	3313	IP/庁内スマホと 同番号*1	0465-63-7669	sirei@town.hakone.lg.jp	259-0303 足柄下郡湯河原町土肥1-5-22

*1 防災行政通信網の有線系が断絶した場合は、地域衛星ネットワーク経由の通話不可
*2 防災行政通信網の有線系が断絶した場合は、太文字の番号のみ地域衛星ネットワーク経由の通話が可能

応援出動時連絡先一覧表（県・国・代表消防機関・航空隊）

【主要関係機関】

区分	名称	時間 帯別	連絡要請窓口	NTT		地域衛星通信ネットワーク		消防防災無線電話	
				電話	FAX	電話	FAX	電話	FAX
県・代表消防機関等	神奈川県	昼間	消防保安課	045-210-3436	045-210-8829	014-400-3429、3430		14-9722	
		夜間	指令情報室	045-210-3456	045-201-6409	014-400-3400、3401			
	横浜市消防局	昼間	警防部警防課	045-334-6713	045-334-6710	014-700-10-721	014-700-10-720		
		夜間	警防部司令課	045-332-1351	045-331-5221				
	川崎市消防局	昼間	警防部警防課	044-223-2606	044-223-2619	014-300-21-48441	014-300-21-48499		
国	相模原市消防局	夜間	警防部指令課	044-223-2645	044-223-2654	014-300-21-48633	014-300-30-4		
		昼間	警防課	042-751-9140	042-786-2472	014-557-1			
	総務省消防庁	夜間	指令課	042-751-9111	042-751-9284				
		昼間	広域広域室	03-5253-7527	03-5253-7537	048-500-90-49013	048-500-90-49033	120-90-49013	120-90-49033
		夜間	危機管理課災害対策室 危機管理課情報通信管理室	03-5253-7777	03-5253-7553	048-500-90-49102	048-500-90-49036	120-90-49102	120-90-49036
第一次出動航空小隊 陸上第1次出動大隊	千葉県	昼間	危機管理課災害対策室	043-223-2175	043-222-1127	012-500-7320	012-500-7298	500-7320	500-7298
		夜間	危機管理課情報通信管理室	043-223-2178	043-222-5219	012-500-7225	012-500-7110	500-7225	500-7110
		昼間	警防部警防課	043-202-1612	043-202-1654	012-101-800-3111	012-101-800-3109	101-800-3111	101-800-3109
		夜間	ちば消防共同指令センター	043-223-1831	043-202-1678	012-101-800-3690	012-101-800-3669	101-800-3690	101-800-3669
	千葉県	昼間	警防部警防課	043-202-1612	043-202-1654	012-101-800-3111	012-101-800-3109	101-800-3111	101-800-3109
		夜間	ちば消防共同指令センター	043-223-1831	043-202-1678	012-101-800-3690	012-101-800-3669	101-800-3690	101-800-3669
		昼間	総合防災部防災対策課	03-5388-2456	03-5388-1260	013-100-70671	013-100-70013	13-70671	13-70013
		夜間	夜間防災連絡室	03-5388-2459	03-5388-1958	013-100-70349	013-100-70023	13-70349	13-70023
	東京都	昼間	警防部警防課	03-3212-2258	03-3213-1476	9503-013-601-9501-3545	013-601-9501-6704	9506-7511	
		夜間							
		夜間							
		夜間							
	山梨県	昼間	消防保安課	055-223-1430	055-223-1429	019-200-2538	019-200-2519	19-2538	19-2529
		夜間	消防保安課(県庁宿日直經由)		055-223-1858		019-200-2535		
		昼間	警防課	055-222-1269	055-222-7583	019-213	019-213	9-220-1-036	9-220-2-036
		夜間	指令課	055-222-1190	055-222-2119				
	山梨県	昼間	消防防災航空隊	0551-20-3601	0551-20-3603	019-416(417)			
		夜間	消防保安課(県庁宿日直經由)	055-223-1430	055-223-1858	019-200-2538	019-200-2535	19-2538	19-2529
		昼間	消防保安課	054-221-2073	054-221-3327	022-100-2073	022-100-6250	22-32	22-26
		夜間	防災当直	054-221-2072	054-221-3252	022-100-2072		22-21	
静岡県	静岡県	昼間	警防部警防課	054-280-0162	054-280-0168	022-176-6010	022-176-6080		
		夜間	警防部指令課	054-280-0120	054-280-0128	022-137-9000	022-137-8001		
		昼間	消防防災航空隊	054-261-4483	054-261-4761	022-100-2072	022-100-6250		
		夜間	県庁防災当直	054-221-2072	054-221-3252	022-176-6010	022-176-6080		
	静岡県	昼間	消防航空隊	054-267-3019	054-267-3022	022-100-2072	022-100-6250		
		夜間	警防部指令課	054-280-0120	054-280-0128	022-176-6010	022-176-6080		
		昼間	警防課	053-475-7531	053-475-7539	022-179-6010	022-179-6080		
静岡県	浜松市消防局	夜間	情報指令課	053-475-7552	053-472-1198				
		夜間							

※ 地域衛星通信ネットワークを使用する際、川崎市消防局以外から発信する場合は「9」、川崎市消防局から発信する場合は「20」を押してから発信

区分	名称		時間 帯別	連絡要請窓口	NTT		地域衛星通信ネットワーク		消防防災無線電話	
					電話	FAX	電話	FAX	電話	FAX
陸上部隊 出動準備大隊	第一次出動航空小隊	茨城県	昼間	消防安全課	029-301-2896	029-301-2887	008-100-2896	008-100-2887	08-2896	
			夜間	防災・危機管理課(宿直担当)	029-301-2885	029-301-2898	008-100-2885	008-100-2898	08-2885	08-2898
		水戸市消防本部	昼間	消防救助課	029-221-0111	029-221-0147	008-510-8402	008-510-8451		
			夜間	消防救助課	029-221-0111	029-221-0147	008-510-8402	008-510-8451		
		茨城県航空隊	昼間	防災航空室	029-857-8511	029-857-8501	008-120-8400	008-120-8450		
			夜間	防災・危機管理課	029-301-2885	029-301-2898	008-100-2885	008-100-2898	08-2885	08-2885
		栃木県	昼間	消防防災課	028-623-2132	028-623-2146	009-500-7131	009-500-2146	09-7501	09-7506
			夜間	消防防災課	028-623-2132	028-623-2146	009-500-7131	009-500-2146	09-7501	09-7506
		宇都宮市消防局	昼間	通信指令課	028-625-5599	028-625-3001	009-651-02	009-651-01		
			夜間	通信指令課	028-625-5599	028-625-3001	009-651-02	009-651-01		
	第二次出動航空小隊	栃木県	昼間	消防防災航空隊	028-677-1119	028-677-0775	009-511-03	009-511-01		
			夜間	航空隊長携帯	090-1655-8475					
		群馬県	昼間	消防保安課	027-897-2686	027-221-0158	010-300-1-2250	010-300-1-4453	10-351	10-310
			夜間	消防保安課	027-897-2686	027-221-0158	010-300-1-2250	010-300-1-4453	10-351	10-310
		前橋市消防局	昼間	通信指令課	027-220-4500	027-220-4528	010-701-1400	010-701-1490		
			夜間	通信指令課	027-220-4500	027-220-4528	010-701-1400	010-701-1490		
		群馬県	昼間	防災航空センター	027-265-0200	027-265-6900				
			夜間	消防保安課	027-897-2686	027-221-0158	010-300-1-2250	010-300-1-4453	10-351	10-310
		埼玉県	昼間	消防防災課	048-830-8171	048-830-8159	048-830-3177	011-200-6-8159	048-830-8171	048-830-8159
			夜間	システム管理室	048-830-8111	048-830-8119	048-830-8111	011-200-6-8119		
	第三次出動航空小隊	さいたま市消防局	昼間	警防部警防課	048-833-7944	048-833-7201	011-704-5512	011-704-5095		
			夜間	警防部指令課	048-833-5000	048-833-1237	011-704-5321	011-704-5390		
		埼玉県	昼間	防災航空センター	049-297-7810	049-297-7906	011-701-300	011-701-95		
			夜間	防災航空センター	049-297-7810	049-297-7906	011-701-300	011-701-95		
		新潟県	昼間	消防課	025-282-1664	025-282-1667	015-401-20-6442	015-401-20-6497	15-11	15-11
			夜間	警備員室(宿直直経由)	025-285-5511		〃 警備員室連絡後	〃 警備員室連絡後		
		新潟市消防局	昼間	消防課	025-288-3250	025-288-3255	015-492-2053	015-492-2049		
			夜間	指令課	025-288-3270	025-288-3275	015-492-2085	015-492-2079		
		新潟県	昼間	消防防災航空隊	025-270-0263	025-270-0265	015-524-10	015-524-40		
			夜間	公用携帯(隊長)	090-8943-9409					
出動準備航空小隊	北海道	北海道	昼間	危機対策課	011-204-5009	011-231-4314	011-210-22-577	001-210-22729	01-11	01-11
			夜間	危機対策課	011-204-5009	011-231-4314	011-210-22-586	001-210-22729	01-11	01-11
		札幌市消防局	昼間	警防部消防救助課	011-215-2080	011-271-0610	001-235-3-2060	001-235-4-3070		
			夜間	警防部指令課	011-215-2080	011-261-9119	001-235-3-2080	001-235-4-3080		
		北海道	昼間	防災航空室	011-782-3233	011-782-3234	001-210-3-9898	001-210-3-9899	01-11-39-897	01-11-39-897
			夜間	防災航空室	011-782-3233	011-782-3234	001-210-3-9898	001-210-3-9899	01-11-39-897	01-11-39-897
		札幌市消防局	昼間	警防部消防救助課	0133-62-4119	011-271-0632	001-235-3-2060	001-235-4-3070		
			夜間	警防部指令課	011-215-2080	011-261-9119	001-235-3-2080	001-235-4-3080		
		青森県	昼間	消防保安課	017-734-9087	017-722-4867	8-002-801-810-1-4132	002-801-6021	02-221	02-229
			夜間	消防保安課	017-734-9087	017-722-4867	8-002-801-810-1-4132	002-801-6021	02-221	02-229
	青森県	青森地域広域(事)	昼間	消防課	017-775-0854	017-775-1444	002-801-9012			
			夜間	消防課	017-775-0854	017-775-1444	002-801-9012			
		青森県	昼間	通信指令課	017-729-0355	017-729-0377	002-801-810-1-5451			
			夜間	通信指令課	017-729-0355	017-729-0377	002-801-810-1-5451			
		岩手県	昼間	防災航空センター	019-629-5556	019-651-2175	003-111-22-5556	003-111-22-5174	03-38	03-40
			夜間	防災航空センター	019-629-5556	019-651-2175	003-111-22-5556	003-111-22-5174	03-38	03-40
		盛岡地区広域(事)	昼間	消防課	019-626-7402	019-651-9916	003-414-1	003-414-9		
			夜間	通信指令課	019-622-0119	019-626-4016	003-414-2	003-414-9		
		岩手県	昼間	防災航空センター	0198-26-5251	0198-26-5256	003-592-1	003-592-9		
			夜間	航空隊長公用携帯電話	090-6853-4083		003-592-1	003-592-9		

※ 地域衛星通信ネットワークを使用する際、川崎市消防局以外から発信する場合は「9」、川崎市消防局から発信する場合は「20」を押してから発信

区分	名称		時間 帯別	連絡要請窓口	NTT		地域衛星通信ネットワーク		消防防災無線電話	
					電話	FAX	電話	FAX	電話	FAX
陸上部隊 出動準備航空小隊	宮城県	主管課	昼間	消防課	022-211-2374	022-211-2398	004-220-8-2374	004-220-8-2398	04-82374	04-82398
		代表消防	夜間	防災センター 警防部警防課	022-211-2140	022-234-4280	004-220-8-2140	004-621-2319	04-82140	
		航空隊	昼間	警防部指令課	022-234-1111	022-234-2364	004-621-2330	004-621-2339		
		航空隊	夜間	防災ヘリコプター管理事務所 航空隊長公用携帯	0223-24-0741 090-6787-6588	0223-24-0872	001-010-8816-234-12557 001-010-8816-234-12558			
	秋田県	航空隊	昼間	消防航空隊	0223-23-7850	0223-23-7848	7-004-621-2371	7-004-621-2379		
		主管課	夜間	消防航空隊	018-860-4565	018-824-1190	005-100-100569	005-100-100600	05-11	05-52
	山形県	代表消防	昼間	消防課	018-823-4243	018-823-9006	005-201-474	005-201-410		
		航空隊	夜間	指令課	018-823-4265	018-823-7214	005-201-399	005-201-340		
		主管課	昼間	消防防炎航空隊	018-886-8103	018-886-8105	005-100-110511			
		航空隊	夜間	消防防炎航空隊	023-630-2227	023-633-4711	006-800-1205	006-800-1502	06-511	06-500
出動準備航空小隊	福島県	代表消防	昼間	消防救急課	023-630-2754	023-631-7320	006-744-901	006-744-950		
		航空隊	夜間	宿日直管理室	023-634-1197	023-631-7320	006-744-901			
		主管課	昼間	通信指令課	023-634-1198	0237-47-3275	006-800-6-603-1	006-800-6-603-8		
		航空隊	夜間	消防防炎航空隊 緊急連絡用携帯	0237-47-3275	0237-47-3277				
	富山県	代表消防	昼間	消防保安課	090-1494-1816	024-521-9829	007-201-2629	007-201-5625	07-61	07-60
		航空隊	夜間	担当携帯電話	080-6028-8970	024-521-9829	007-270-02	007-270-10		
		主管課	昼間	通信指令課	024-534-9102	024-534-0310	007-270-01	007-333-10		
		航空隊	夜間	消防防炎航空センター 隊長用携帯	0247-57-3000	0247-57-3500	007-333-02			
	長野県	代表消防	昼間	消防課	090-6258-0836	076-432-0657	016-111-3364	016-111-2827	16-3364	16-2827
		航空隊	夜間	宿直室	076-444-3188	076-432-0657	016-111-3363			
		主管課	昼間	警防課	076-444-3187	076-493-4018	016-501-242	016-501-268		
		航空隊	夜間	通信指令課	076-493-4141	076-493-4011	016-111-80-41-9-10	016-111-80-41-10		
愛知県	岐阜県	代表消防	昼間	消防防炎航空センター	076-495-3080	076-495-3066	020-231-5205	020-231-8739	20-212	20-241
		航空隊	夜間	消防防炎航空センター	026-235-7182	026-233-4332	020-202-8-124	020-202-76		
		主管課	昼間	消防課	026-227-8002	026-228-6398	020-202-8-160	020-554-76		
		航空隊	夜間	通信指令課	026-226-0119	026-228-6398				
	岐阜県	代表消防	昼間	消防防炎航空センター	0263-85-5511	0263-85-5513	021-400-730	021-400-725	21-670	21-679
		航空隊	夜間	消防防炎航空センター	058-272-1122	058-271-4119	021-418-2-2531	021-418-719	21-671	
		主管課	昼間	災害情報集約センター	058-272-1034	058-266-8155	021-650-701	021-650-719		
		航空隊	夜間	指令課	058-262-8151	058-385-3774	023-600-2539	023-600-4694	23-2539	23-4694
	愛知県	代表消防	昼間	消防防炎航空センター 消防隊長公用携帯	090-1091-1924	052-954-6994	023-600-5250	023-600-4695	23-5250	23-4695
		航空隊	夜間	消防保安課	052-954-6141	052-954-6995	023-700-6300	023-700-5555		
愛知県	名古屋	代表消防	昼間	宿日直室	052-954-6844	052-951-8463				
		航空隊	夜間	消防防炎航空センター	052-972-3557	052-953-0119				
		主管課	昼間	消防防炎航空センター	052-972-3534	0568-29-3121	023-200-31	023-200-11		
		航空隊	夜間	消防防炎航空センター	0568-29-3121	0568-29-3123				
	名古屋	代表消防	昼間	消防防炎航空センター	052-972-3557	052-951-8463	023-700-6300	023-700-5555		
		航空隊	夜間	消防防炎航空センター	052-972-3534	052-953-0119				
		主管課	昼間	消防防炎航空センター	052-972-3534	052-953-0119				
		航空隊	夜間	消防防炎航空センター	052-972-3534	052-953-0119				
	名古屋	代表消防	昼間	消防防炎航空センター	052-972-3534	052-953-0119				
		航空隊	夜間	消防防炎航空センター	052-972-3534	052-953-0119				

※ 地域衛星通信ネットワークを使用する際、川崎市消防局以外から発信する場合は「9」、川崎市消防局から発信する場合は「20」を押してから発信

神奈川県緊急消防援助隊登録部隊編成表

(令和5年4月1日現在)

		指揮支援隊	航空指揮支援隊	統合機動部隊指揮隊	エネルギー・産業基盤	NBC災害即応部隊指揮隊	土砂・風水害機動隊	県大隊指揮隊	消防火小隊	救助小隊	救急小隊	後方支援小隊	通信支援小隊	特殊災害小隊			特殊装備小隊			水上小隊	航空小隊	航空後方支援小隊	合計			
														毒劇物等対応小隊	大規模危険物火災等対応小隊	密閉空間火災等対応小隊	遠距離大量送水小隊	消防活動二輪小隊	震災対応特殊車両小隊					水難救助小隊	その他の	
第一ブロック	横浜	3	1	1	1	1	1	1	35	7	27	6	1	5	7	1	2		3	1	7	1	2	1	115	
	湘南	藤沢								5	1	3	3		2			1			1	3				19
		平塚								2	1	3	1								1	1				9
		茅ヶ崎								3		3	1													7
		大磯								1		1	1													3
		二宮								1		1														2
		小計								12	2	11	6		2			1			2	4				40
	ブロック計	3	1	1	1	1	1	1	47	9	38	12	1	7	7	1	3		3	3	11	1	2	1	155	
第二ブロック	川崎	2	1			1		1	11	4	7	4	1	2	3	1	2		1	1	4	1	2	1	50	
	三浦半島	横須賀								10	3	4	2			1	1			2	1					24
		鎌倉								2	1	1										1				5
		逗子								1		1	1													3
		葉山								1		1	1													3
		小計								14	4	7	4			1	1			2	1	1				35
	ブロック計	2	1			1		1	25	8	14	8	1	2	4	2	2		3	2	5	1	2	1	85	
第三ブロック	相模原	3				1		1	7	2	5	3		3					1	1	2				29	
	県央	厚木								3	1	1	1									1				7
		秦野								2	1	1	1									1				6
		大和								2		2	1													5
		伊勢原								1	1	1	1									1				5
		海老名								1		1	1									1				4
		座間								1		1	1													3
		綾瀬								1		1	1													3
		愛川								1		1														2
		小計								12	3	9	7									4				35
	県西	小田原								4	1	2	1								1	1				10
		箱根								1		2	1													4
		湯河原								2		1	1													4
小計									7	1	5	3								1	1				18	
ブロック計	3				1		1	26	6	19	13		3						1	2	7			82		
合計		8	2	1	1	3	1	3	98	23	71	33	2	12	11	3	5		7	7	23	2	4	2	322	

神奈川県統合機動部隊の編成

小隊名 応援先	統合機動部隊 指揮隊(5人)	消火小隊 (15人)	救助小隊 (15人)	救急小隊 (9人)	通信支援小隊 (4人)	後方支援小隊 (9人)	集結場所
応援先都道府県 東京都、千葉県、 山梨県、静岡県	横浜市消防局 総合指揮隊	横浜市消防局 本陣消防隊	横浜市消防局 機動第一救助隊	横浜市消防局 寺尾救急隊	横浜市消防局 通信支援隊	横浜市消防局 機動支援隊 (支援車1型) 機動資機材搬送隊	横浜市民 防災センター
		横浜市消防局 小机消防隊	横浜市消防局 山下町特別救助隊	横浜市消防局 北方救急隊			
		横浜市消防局 市沢消防隊	横浜市消防局 末吉特別救助隊	横浜市消防局 川和救急隊			

神奈川県エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成

消防本部名	エネルギー・産業基盤 災害即応部隊指揮隊	特殊災害中隊					消防 中隊	特殊装備中隊				通信支援小隊	後方支援小隊	水上小隊
		大容量送水 ポンプ車	大型放水 ホース延長車	大型化学車	大型高所放水車	泡原液搬送車		遠距離送水用 ポンプ車	ホース延長車	はしご車	屈折はしご車			
横浜市消防局	○	○	○	※	※	※	○					※	※	※

※ 出動する小隊は、調整後に決定する。

神奈川県NBC災害即応部隊の編成

消防本部名	NBC災害即応部隊指揮隊	検知・救助隊		除染隊			後方支援中隊 (後方支援小隊)		その他必要な車両			
		特殊災害対応自動車	救助工作車	大型除染システム 搭載車	資機材搬送車	水槽付き消防ポンプ 自動車	支援車等	燃料補給車	資機材搬送車	人員搬送車		
横浜市消防局	1	1	1	1		1	※	※	※			
川崎市消防局	1	1	1	1		1	2		1			
相模原市消防局	1	1	1	1		2				1		

神奈川県土砂・風水害機動支援部隊の編成

消防本部等名	指揮		特殊装備						後方支援										通信		土砂・風水害機動支援部隊			
	隊数(隊)	人員(人)	救助小隊		特殊装備小隊		後方支援小隊	後方支援小隊										通信小隊						
			津波・大規模風水害対策車(ハギ一)	救助工作車	重機及び重機搬送車	資機材搬送車(コムポート)		拠点機能形成車	支援車Ⅰ型	燃料補給車	資機材搬送車	人員輸送車	支援車	隊数(隊)	人員(人)	隊数(隊)	人員(人)	隊数(隊)	人員(人)					
横浜市消防局	1	5		1	5						1	7				1	2	4			1	2	7	25
川崎市消防局				1	5	1	2								1	2	1	2					4	11
相模原市消防局				1	6	1	3						1	2									3	11
横須賀市消防局				1	5						1	2					1	2					3	9
平塚市消防本部			1	5									1	3									2	8
藤沢市消防局				1	5							1	3			1	3	1	2				4	13
厚木市消防本部																				1	2		2	5
合計	1	5	1	5	5	26	2	5	1	2	1	3	3	13	1	2	3	7	5	10	1	2	25	82

※1 部隊長は、災害状況等により編成し出動するものとする。

※2 集結場所は、原則として資料9の集結場所から代表消防機関が指定する。

別表 A－1 震度 6 弱（政令市等については震度 5 強）以上の地震等が発生した場合の出動準備及び迅速出動

下表の区分に応じ、災害発生都道府県に対応する隊が、出動準備（第 5 条関係）及び迅速出動（第 31 条関係）の措置を講ずるものとする。なお、基本計画第 4 章 4 に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、本別表を適用せず、当該アクションプランに基づき措置を講ずるものとする。

区 分		指揮支援部隊		統合機動部隊及び県大隊				航空小隊	
		統括指揮支援隊	指揮支援隊	第 1 次出動		出動準備		第 1 次出動	出動準備
				統合機動部隊	県大隊	統合機動部隊	県大隊		
Ⅰ	震央が海域	★ 3	★ 4	★ 1	★ 2		★ 5		
	震央が陸域	迅速出動 (<u>出動準備を含む。</u>)		迅速出動 (<u>出動準備を含む。</u>)		迅速出動※ 2			
Ⅱ	震央が海域	出動準備		出動準備		出動準備			
	震央が陸域	迅速出動 (<u>出動準備を含む。</u>)	迅速出動 (<u>出動準備を含む。</u>)		迅速出動※ 2				
Ⅲ－ア	震央が海域	出動準備		出動準備		出動準備			
	震央が陸域	出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※ 2	出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※ 2		出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※ 2				
Ⅲ－イ	大津波警報が発表された都道府県に対する措置	出動準備		出動準備		出動準備			
	噴火警報（居住区域）が発表された都道府県に対する措置	出動準備		出動準備		出動準備 (統括指揮支援隊輸送 航空小隊及び情報収集 航空小隊に限る。)			
Ⅳ									

※ 1 地震の震央が海域の場合は、「震央管轄都道府県」を「最大震度都道府県」に読み替える。

※ 2 災害の状況を踏まえ、出動準備をしている隊の中から必要な隊を出動させる。

※ ★にあつては 27 ページ《対象地域》を参照（要請要綱より抜粋）

別表 A－2 複数の都道府県において震度 6 弱（政令市等については震度 5 強）以上の地震等が発生した場合の出動準備及び迅速出動

下表の区分に応じ、災害発生都道府県に対応する隊が、出動準備（第 5 条関係）及び迅速出動（第 31 条関係）の措置を講ずるものとする。なお、基本計画第 4 章 4 に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、本別表を適用せず、当該アクションプランに基づき措置を講ずるものとする。

区 分	指揮支援部隊		統合機動部隊及び県大隊				航空小隊	
	統括指揮支援隊	指揮支援隊	第 1 次出動		出動準備		第 1 次出動	出動準備
			統合機動部隊	県大隊	統合機動部隊	県大隊		
I	★ 3	★ 4	★ 1	★ 2	★ 2	★ 5		
最大震度 7 の地震の震央管轄都道府県※ 1 に対する措置	震央が海域	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備		
	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※ 2	
II	震央が海域	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備		
	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※ 2	
III－ア	震央が海域	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備		
	震央が陸域	出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※ 2	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※ 2	
III－イ	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※ 2	
	大津波警報が発せられた都道府県に対する措置	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備		

※ 1 地震の震央が海域の場合は、「震央管轄都道府県」を「最大震度都道府県」に読み替える。

※ 2 災害の状況を踏まえ、出動準備をしている隊の中から必要な隊を出動させる。

※ ★ にあつては 27 ページ《対象地域》を参照（要請要綱より抜粋）

神奈川県大隊等の出動対象都道府県等一覧

《対象地域》

★ 1：【基本計画第 2】第 1 次出動の対象となる都県

東京都・千葉県・静岡県・山梨県

★ 2：【基本計画第 3】出動準備となる道県

北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・新潟県・富山県・長野県・岐阜県・愛知県

★ 3：【要請要綱別表 B】

神奈川県・静岡県

★ 4：【要請要綱別表 B】

山形県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県・静岡県

★ 5：【要請要綱別表 C】

茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・山梨県・静岡県

【要請要綱別表 D】

北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・新潟県・富山県・福井県・長野県・岐阜県・愛知県・三重県

《県大隊の集結場所》

対象ブロック	集結場所（所在地）	主要道路	管轄消防本部
第一ブロック	横浜市消防訓練センター （横浜市戸塚区深谷町）	首都高速道路 東名高速道路	横浜市消防局
	代替集結場所 神奈川県消防学校（厚木市下津古久）	東名高速道路	厚木市消防本部
第二ブロック	川崎市消防訓練センター （川崎市宮前区犬蔵）	東名高速道路	川崎市消防局
第三ブロック	神奈川県消防学校 （厚木市下津古久）	東名高速道路 新東名高速道路	厚木市消防本部

《アクションプランに対する措置》

出場計画 ・出動対象災害	＜南海トラフ地震＞ 1 発生した地震の震央地名が、南海トラフ地震の想定震源断層域と重なる地名のいずれかに該当し、かつ次のいずれかの条件を満たす場合に適用する。 （1）発生した地震により中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の 3 地域のいずれにおいても、震度 6 強以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合 （2）発生した地震がマグニチュード 8.0 以上の場合（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある場合） 2 上記 1 の条件を満たす地震が発生した場合のほか、本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると消防庁長官が判断した場合
応援編成計画	被害確認後応援
応援都道府県	静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県 （応援先は長官が指示する。）
集結場所	上記《県大隊の集結場所》参照
管轄消防本部	上記《県大隊の集結場所》参照
広域進出拠点	東名高速道路 足柄 S A 下り
進出拠点	消防庁と調整本部が調整後に決定

神奈川県大隊無線通信運用体制

対象範囲	使用無線チャンネル等	備考
各隊間	主運用波 6（県内共通波）	無線統制は、神奈川県大隊長が行う。
神奈川県大隊本部 ↓ 調整本部 指揮支援本部 各都道府県大隊本部	統制波 1（全国共通波） （指揮支援部隊長）	無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。

※ 出動時における無線通信運用体制は、運用要綱第32条に基づき行うとともに、次に掲げる事項を考慮するものとする。

ただし、使用無線系統は被災地消防本部の指示に従うものとする。

- 1 全国共通波統制局は、調整本部におくものとする。
- 2 県内共通波統制局は、都道府県大隊本部におくものとする。
- 3 県内共通波の使用は、原則として都道府県大隊長と各隊長間とするが、無線運用上必要がある場合は、各隊間で使用することができるものとする。
- 4 都道府県大隊内の無線機の貸し借りにより、各隊内の無線連絡は同一の周波数で行うよう努めるものとする。
- 5 中継送水体系をとるときは、原則として同一周波数の無線をそのラインごとに確保するものとするが、それによりがたいときでも、少なくとも、筒先担当と水源担当は同一周波数の無線とするものとする。
- 6 通信は必要最小限にとどめるものとする。

神奈川県総合防災センター防災備蓄資機材リスト

資料12
令和3年4月1日現在
NO.1

区分	品 目	数 量	摘 要	区分	品 目	数 量	摘 要
食糧	アルパインエア	1,320		応急活動支援用資機材	野外作業ラジオ	30	
	アルファ米	1,600			雨具	210	
	災害備蓄パン	792			ヘルメット	120	
	レトルトカレー	300			防塵メガネ	1,900	
	行動食	300			防塵マスク	2,970	
調理器具類					耐熱手袋	610	
	組立式煮炊レンジ	22			軍手	1,680	
	LPガスコンロ	8	セット		水筒	260	
	可搬式濾水機	1			防水型懐中電灯	77	
寝具・生活用具類	ポリタンク	621			ヘッドランプ	54	
	防災服	2,144	上下一式		拡声器	0	
	防寒着	70			災害組織用救急箱	45	
	冬用作業服	200	上下、シャツ各100		スコップ	659	
	カーペット	1,510			缶バケツ	480	
	毛布	2,484			ツルハシ	218	
	ロールマット	3,492			バール	115	
	寝袋	182			片刃のこぎり	159	
	簡易ベッド	101			ハンマー	90	
	簡易型組立トイレ	246			防水シート	2,700	
	洋式便座	3			自転車	19	
	トイレトペーパー	912	ロール数		組立式リヤカー	19	
	組立式風呂	3			一輪車	11	
	暖房器具	4			脚立	2	
	車イス	21			ゴムボート	2	
応急活動支援用資機材	発電機	30			FRPボート	2	
	防音型発電機	4			救命胴衣	51	
	発電機付投光器	9			毒ガス収納筒	1	
	投光器一式	101			救助用ロープ	0	
	コードリール	107			化学防護服	2	
	災害用天幕	112			高圧洗浄機	5	
	大型テント	9		用林資野機火災材	資材搬送車	2	
	エアーテント	9			水のう	3	
	ドームテント	18			混合機	4	
	トランシーバー	70			消火薬剤	600	

区分	品 目	数 量	摘 要	区分	品 目	数 量	摘 要
林 資 機 材 火 災 用	背負い式消火水のう	75		検 索 用 器 具 類	熱源探知赤外線カメラ	10	
	組立水槽	6			ファイバースコープ	10	
	可搬式ポンプ	4			水陸カメラ	3	
	草刈り機	9			地中音響探知機	10	
切 断 ・ 破 壊 用 具 類	油圧カッター	8		搬 送 用 器 具 類	担架	24	
	スプレッター	6			ベッド兼用担架	21	
	携帯式油圧救助器具	2			台車付担架	8	
	携帯カッター	17			バックボード	4	ストラップ付
	エントリーツール	10		原 子 力 防 災 等 資 機 材	ヘッドイモビライザー	4	
	チェンソー	19			空間線量用サーベイメーター (NaI シンチレーション)	7	
	エシジンカッター	39			空間線量用サーベイメーター (電離箱式)	6	
	ガス溶断機	13			表面汚染測定用サーベイメー ター(シンチレーション式 α)	28	
	削岩機	6			表面汚染測定用サーベイメー ター(GM管式 β 線用)	28	
	衝撃式万能ハンマー	11			中性子線用サーベイメーター	3	
	万能斧	103	大(13)小(90)		カメラ保管用防水ケース	7	
	とび口	90			個人線量計 (トレンド機能付 γ 線)	59	
	ワイヤーカッター	94			防護服(タイケムC)	23	
重 量 物 排 除 器 具 類	可搬式ウィンチ	11			放射線防護服	15	
	空気ジャッキ	1			全身化学防護服	10	
	(同フットポンプ)	(0)			除染洗面台	2	
	ガレージジャッキ	6			放射線測定実習セット	2	
	エックスジャッキ	45			除染剤セット	2	
	手動ジャッキ	84			放射能汚染防止シート	0	
	携帯型車移動機	12			警戒区域表示板	0	
	油圧式救助器具	1			防毒マスク直結式小型	10	
	爪付油圧ジャッキ	0			呼吸器用CS面体	10	
機 計 器 測 類	ガス検知器	22			化学防護手袋	10	
	検電器	5			化学防護長靴	10	
	鉄筋探査器	11			防汚シャワーテント	1	
器 呼 吸 類	空気呼吸器	27		機 器 救 命 類	自動体外式除細動器	2	
	同上ポンペ	13					

神奈川県大隊各部隊保有資機材一覽表(後方支援中隊を除く)

一覽表には、各消防本部が応援出動に持参可能な資機材数を記載する。

[illegible]

備蓄消火薬剤等一覧表

	化学消火薬剤種類										流出油処理剤		
	たん白系(リットル)		合成界面活性剤(リットル)	水成膜泡消火薬剤(リットル)	水溶性液体用泡消火薬剤(耐アルコール用)(リットル)	粉末(kg)				液状(リットル)	粉末(kg)	吸着マット(枚)	
						第1種	第2種	第3種	第4種				
横浜消防局	63,800			9,900						5,000		4,240	
川崎市消防局	67,640		4,720	28,380	76,610					2,824	1,263	7,477	
相模原市消防局	2,400		5,000	1,730	※タンパク3%で対応(2,400)							2,000	
横須賀市消防局	2,380			4,780							650	600	
平塚市消防本部			2,020		4,840								
鎌倉市消防本部			2,960	3,380									
藤沢市消防局			1,270	1,060							563	1,387	
小田原市消防本部	600		5,000									500	
茅ヶ崎市消防本部			690	3,620	60						190	3,022	
逗子市消防本部			1,220	660							90	1,350	
秦野市消防本部				1,500							50		
厚木市消防本部			380	1,940	400						308	467	
大和市消防本部	40		1,520	1,140	200								
伊勢原市消防本部			200	2,100							15	362	
海老名市消防本部			2,120								190	173	
座間市消防本部			360	1,660	180						95	945	
綾瀬市消防本部			20	1,180									
葉山町消防本部			100										
大磯町消防本部			1,000	420							248	20	
二宮町消防本部			180								30		
箱根町消防本部			800	100									
湯河原町消防本部				200									
愛川町消防本部				280									
計	136,860	0	29,560	64,030	82,290	0	0	0	0	7,824	3,692	22,543	

※神奈川県の実用可能消火薬剤は、備蓄消火薬剤の概ね10%とする。

神奈川県大隊の編成(出動可能隊数・出動隊数)

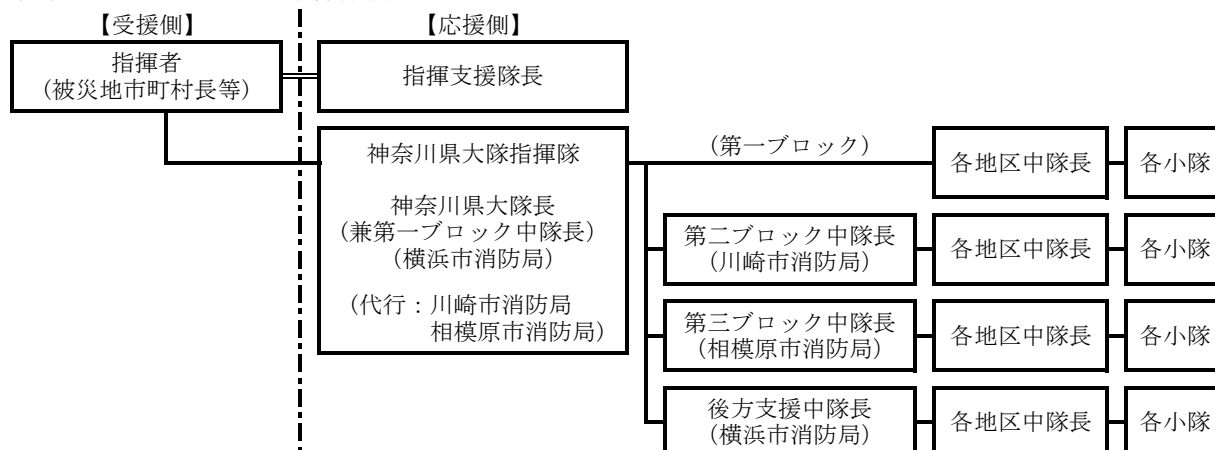
〇〇 年 月 日 時 分

		応援先(都道府県名)										災害名																			
		災害名																													
			指揮支援部隊		指揮隊		消火小隊		救助小隊		救急小隊		後方支援小隊		通信支援小隊		特殊災害小隊						特殊装備小隊						水上小隊		計
隊数	人員		隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員	対毒劇物等 対応小隊	大規模危険物 火災等対応小隊	密閉空間火災等 対応小隊	遠距離大量 送水小隊	二輪消防活動 小隊	震災対応特殊 車両小隊	水難救助小隊	その他									
		隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員
1 ブロック	横 浜																														
	(統合機動)			()	()	()	()	()	()	()	()	()	()																()	()	
	藤 沢																														
	平 塚																														
	茅ヶ崎																														
	大 磯																														
	二 宮																														
	小 計																														
ブロック計																															
2 ブロック	川 崎																														
	横須賀																														
	鎌 倉																														
	逗 子																														
	葉 山																														
	小 計																														
	ブロック計																														
3 ブロック	相模原																														
	厚 木																														
	秦 野																														
	大 和																														
	伊勢原																														
	海老名																														
	座 間																														
	綾 瀬																														
	愛 川																														
	小 計																														
	小田原																														
	箱 根																														
	湯河原																														
小 計																															
ブロック計																															
合 計																															

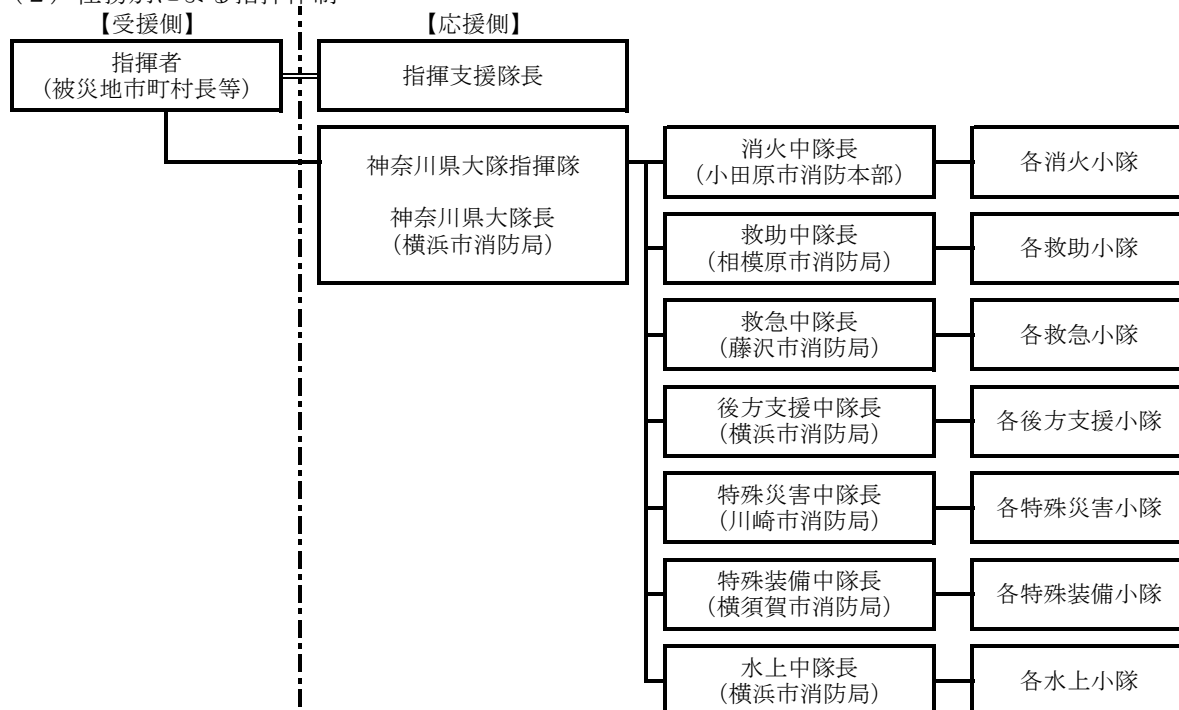
神奈川県大隊・各部隊指揮体制

1 都道府県大隊

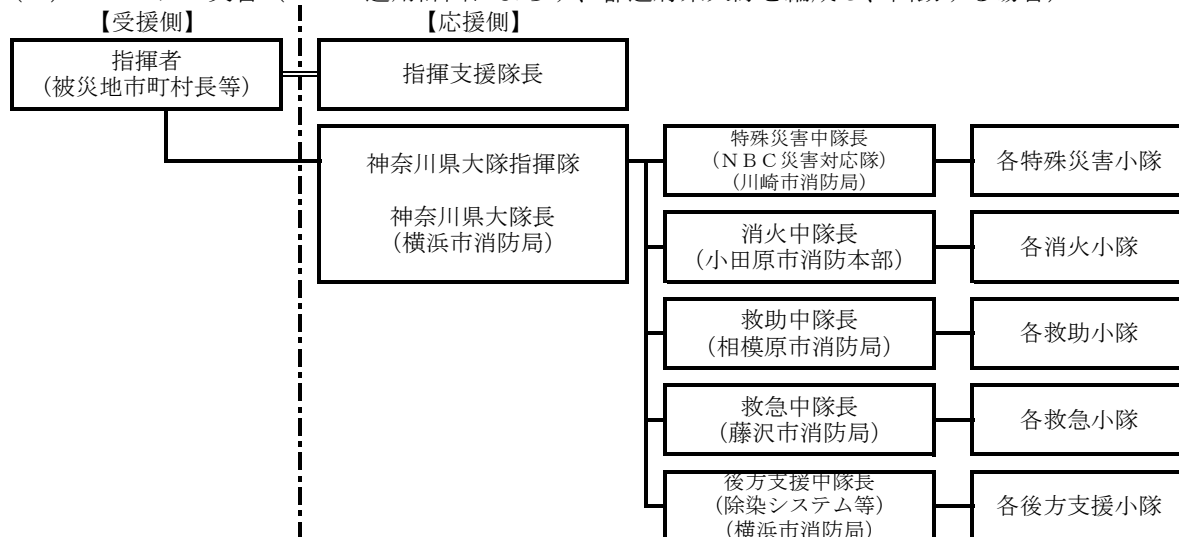
(1) ブロック別による指揮体制



(2) 任務別による指揮体制

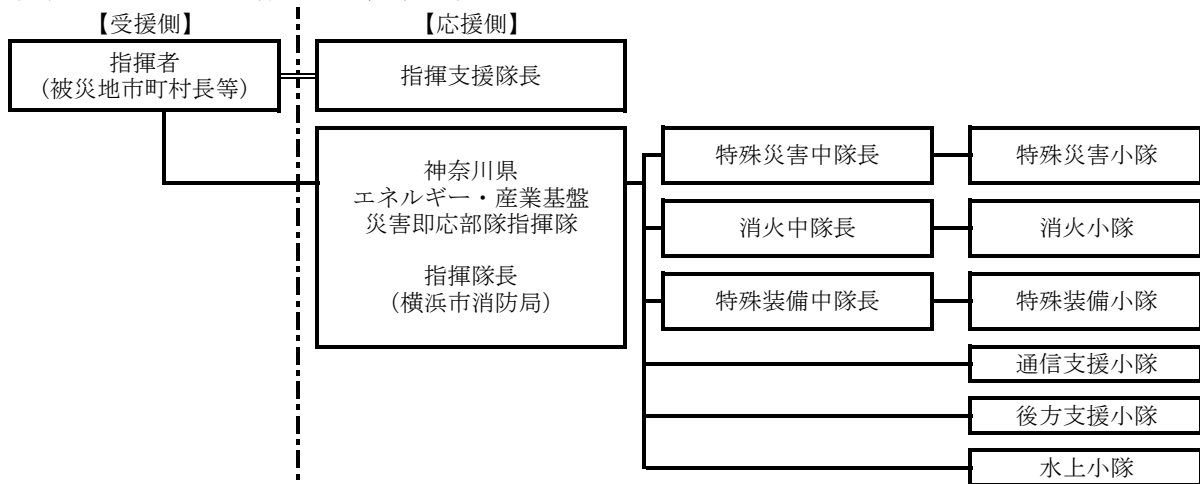


(3) NBCテロ災害 (NBC運用計画によらず、都道府県大隊を編成し、出動する場合)

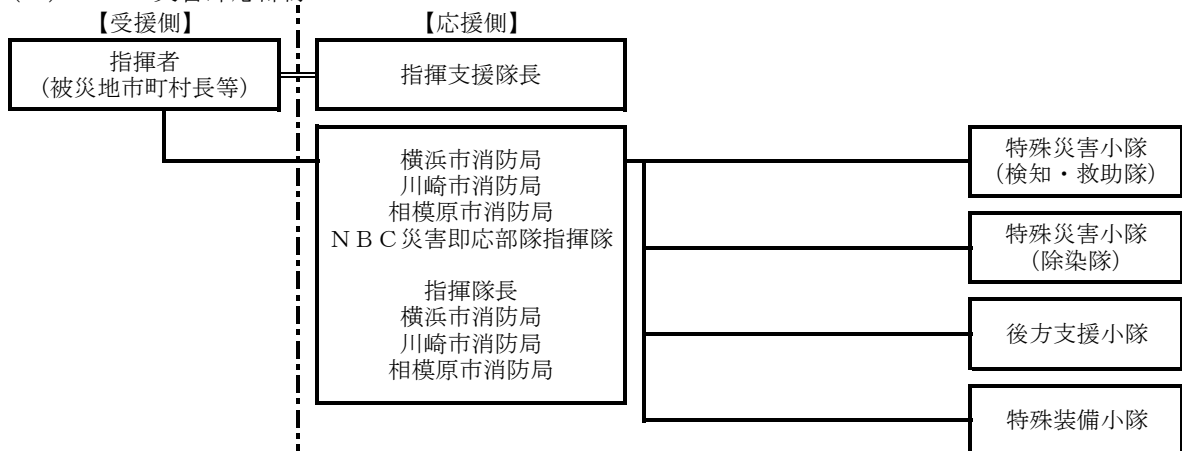


2 各部隊

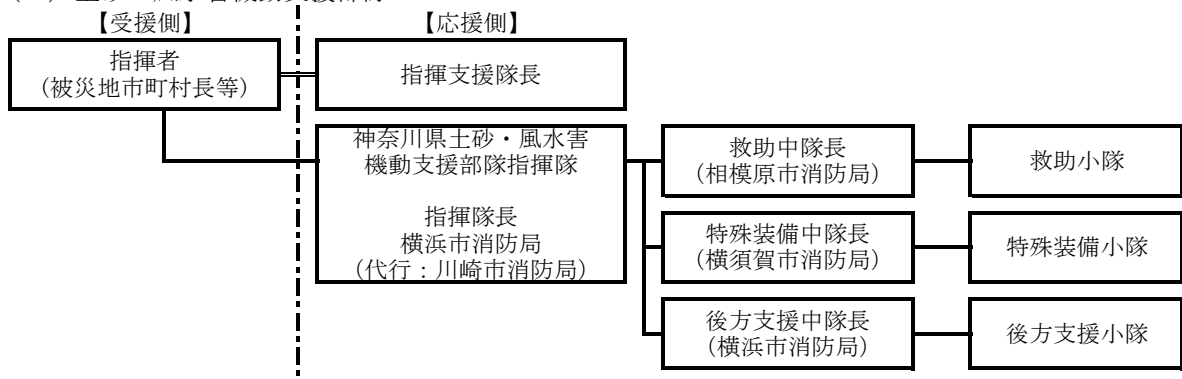
(1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊



(2) N B C 災害即応部隊



(3) 土砂・風水害機動支援部隊



緊急消防援助隊出動部隊連絡表

報告日時	年 月 日 時 分
消防本部名	消防(局)本部
指揮者	階級 氏名
部隊数	隊 名
集結場所到着予定時間	時 分

担当者：所属 氏名

連絡先：

出動部隊名			車両登録番号	無線呼称名
隊員情報		階 級	氏 名	年 令
	隊長			
	機関員			
	隊員			
	隊員			
	隊員			
	備考欄			

出動部隊名			車両登録番号	無線呼称名
隊員情報		階 級	氏 名	年 令
	隊長			
	機関員			
	隊員			
	隊員			
	隊員			
	備考欄			

10cm	
公務従事車両証明書	
発行番号	
通行年月日	年 月 日
道路及び区間	道路名 I C から I C まで (入口) (出口)
乗車責任者の職、氏名	
車両登録番号	
この車両は、消防組織法第44条に基づき緊急消防援助隊として出動する車両及び同災害に出動する消防庁車両であることを証明する。	
災害名： _____	
年 月 日	
発行者 職氏名	印

14cm

※発行番号は災害毎の一連番号とする。

(注1：上記様式は、高速道路事業者等の共通様式であること。)
(注2：道路名称及び区間の表記は、努めて区間名を記入することとするが、料金所等の名称が分からないときは、「〇〇道～□□道～△△道」でも可とする。

別記様式2-1

(第5条関係)

出動可能隊数報告及び出動準備依頼

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長
消 防 長 } 殿

送付先:

消防庁広域応援室長

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行う可能性がありますので、貴都道府県内の出動可能隊数を至急調査し、別記様式2-2にて**30分以内**に報告願います。

また、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行った場合、迅速に出動できるように出動準備をお願いします。

災 害 発 生 日 時	○○ 年 月 日 時 分頃
災 害 発 生 場 所	都道府県 市区町村
災 害 名	
依頼日時 (出動可能隊数報告、出動準備)	○○ 年 月 日 時 分
災 害 の 状 況	
原子力施設・石油コンビナートの有無	原子力施設等 石油コンビナート等

・都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項	【隊の指定情報】	

・部隊 ※出動準備を依頼する隊(●の付いた隊)

部隊名	連絡事項
指揮支援部隊	
統括指揮支援隊	
指揮支援隊	
航空指揮支援隊※1	
航空部隊	
航空小隊※1	
航空後方支援小隊※1	
統合機動部隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
NBC災害即応部隊	
土砂・風水害機動支援部隊	

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班
NTT回線電話	03-5253-7527 NTT回線FAX 03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013 地域衛星FAX 048-500-90-49036

別記様式2-2

(第5条、第9条、第36条関係)

出動可能隊数・出動隊数の報告(都道府県大隊 統合機動部隊 用)

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊以外は、別記様式2-2(部隊用)で報告すること

可能隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

出動隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

消防庁広域応援室長 又は 都道府県消防防災主管部長 殿
代表消防機関消防長

(都道府県消防防災主管部長 又は 消防長)

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名	

最も早く出動できる時間※1	可能隊数報告時に記入	時 分頃
出動時間※1	出動隊数報告時に記入	(統合機動部隊) 時 分
		(都道府県大隊) 時 分

※1 都道府県大隊長(又は統合機動部隊長)が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

※ ()内には、統合機動部隊の出動可能隊数又は出動隊数を内数で記載すること

隊の種別	可能隊数	人数	出動隊数	人数	特殊車両内訳
指揮隊	()	()	()	()	
消火小隊	()	()	()	()	
救助小隊	()	()	()	()	水陸両用バギー: 台
救急小隊	()	()	()	()	
後方支援小隊	()	()	()	()	
通信支援小隊	()	()	()	()	
特殊 装 備 小 隊	震災対応特殊車両小隊	()	()	()	重機: 台
	その他の特殊装備小隊	()	()	()	中型水陸両用車: 台
		()	()	()	

【出動体制、その他特殊な装備品の情報】

高機能救命ボート: 艇 、救命ボート(船外機有): 艇 、救命ボート(手こぎ): 艇 、水上オートバイ 台

合 計	()	()	()	()	

(参考)都道府県大隊-統合機動部隊 隊 人 隊 人

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

別記様式2-2

(第5条、第9条、第36条関係)

出動可能隊数・出動隊数の報告(部隊用)

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊は、別記様式2-2(都道府県大隊・統合機動部隊用)で報告すること

可能隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

出動隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

 都道府県消防防災主管部長
 消防庁広域応援室長 又は 代表消防機関消防長 殿

(都道府県消防防災主管部長 又は 消防長)

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名									
隊の種類別	可能隊数	人数	最も早く 出動できる 時間※2	出動隊数	人数	出動時間 ※2	備 考(内訳)		
指揮 支援 部隊	統括指揮支援隊			: 頃			:	<航空隊名、同時出動可否>	
	指揮支援隊			: 頃			:		
	航空指揮支援隊※1			: 頃			:		
航空 部隊	航空後方支援小隊※1			: 頃			:	<機体愛称>	
	航空小隊※1			: 頃			:		
土砂・ 風水害 機動 支援 部隊	指揮隊			: 頃			:		
	救助小隊								水陸両用バギー: 台
	特殊装備小隊								重機: 台
	特殊装備小隊								中型水陸両用車: 台
	後方支援小隊								
【その他特殊な装備品の情報】									
高機能救命ボート: 艇、救命ボート(船外機有): 艇、救命ボート(手こぎ): 艇、水上オートバイ 台									
合 計									
	指揮隊			: 頃			:		
合 計									

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること

航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の報告は、両隊同時出動が可能か、どちらか1隊が出動可能なのか備考に記載すること

※2 指揮支援部隊及び航空部隊以外の出動時間は、当該部隊の指揮隊長が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

別記様式2-3

(第5条関係)

出動準備の解除連絡

送信時間

〇〇年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長
消 防 長 } 殿
送付先:

消防庁広域応援室長

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり出動準備を解除しましたので通知します。

出動準備の解除日時	〇〇年 月 日 時 分
出動準備を解除する隊	【都道府県大隊】 -----
	【統括指揮支援隊】 -----
	【指揮支援隊】 -----
	【航空指揮支援隊】 -----
	【航空小隊】 -----
	【航空後方支援小隊】 -----

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式3-1

(第6条、第31条関係)

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿
市町村長 }送付先:

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示します。

災害発生日時	○○ 年	月	日	時	分頃
災害発生場所	都道府県 市区町村				
災害名					
災害の状況					
原子力施設・石油コンビナートの有無	原子力施設等		石油コンビナート等		
出動区分	求め	指示	(求め・指示の根拠: 消防組織法第44条第 項)		
アクションプラン又は運用計画	適用 ()			非適用	
求め又は指示日時	○○ 年	月	日	時	分

・都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る 連絡事項		
【隊の指定情報】		
応援先	市区町村	進出拠点

・部隊 ※対象となる隊に●

部隊名		連絡事項、応援先等			
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	応援先 進出拠点			
	指揮支援隊				
	航空指揮支援隊				
航空部隊	航空小隊				
	航空後方支援小隊				
統合機動部隊					
エネルギー・産業基盤災害即応部隊					
NBC災害即応部隊					
土砂・風水害機動支援部隊		応援先	進出拠点		

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式5

(第29条関係)

緊急消防援助隊活動報告書

報告日	
災害名	
都道府県	

1 出動状況(航空部隊を除く)

部隊名	都道府県大隊 (下段は統合機動部隊)		
	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
出動日時※1			
集結場所			
進出拠点到着日時			
進出拠点			
活動開始日時			
活動終了日時			
被災地引揚げ日時			
宿営場所			

※1 出動日時:都道府県大隊又は部隊の指揮隊長が属する消防本部を出動した日時

2 航空部隊出動状況

航空隊名 (隊区分、機体愛称)			
	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
出動日時			
活動開始日時			
活動終了日時			
被災地引揚げ日時			
宿営場所			

別記様式5

(第29条関係)

3 救助活動状況【陸上】

	救出日時	救出場所※2	救助人数	備 考※3 (合同で救助した消防機関等)
	月 日 時 分			
1			人	
2			人	
3			人	
4			人	
5			人	
		計	人	

※2 救出場所:住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載

※3 備考:県内応援隊、〇〇県大隊と合同で救出等記入

4 救助活動状況【航空】

	救出日時	救出場所※4	救助人数	備 考
	月 日 時 分			
1			人	
2			人	
3			人	
4			人	
5			人	
		計	人	

※4 救出場所:住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載

5 救急出動状況

	搬送件数	不搬送件数	計
陸上	件	件	件
航空	件	件	件

6 救急搬送状況

	死亡	重傷	中等症	軽傷	その他(不明含む)	計
陸上	人	人	人	人	人	人
航空	人	人	人	人	人	人

7 隊員の傷病状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照

8 車両・資機材の損傷状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照
3			参照
4			参照
5			参照

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

消防庁

災害対策本部(広域応援班 陸上・航空)					
NTT回線	TEL	03-5253-7527	FAX	03-5253-7552	
消防防災無線	TEL	90-49013	FAX	90-49036	
地域衛星回線	TEL	048-500-90-49013	FAX	048-500-90-49036	
メールアドレス	kinentai0119@soumu.go.jp				

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
所属	所属		職・氏名	
TEL	TEL		FAX	
航空運用調整班				

〇〇都道府県

災害対策本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

〇〇市町村

災害対策本部

緊急消防援助隊

陸上

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
	所属		TEL	
	氏名			
統合機動部隊長	所属			
	氏名			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
	所属		TEL	
	氏名			
統合機動部隊長	所属			
	氏名			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

現地派遣職員

派遣場所	職・氏名	TEL

政府現地対策本部

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	

指揮支援本部

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
指揮支援本部長	所属		TEL	
(指揮支援隊長)	氏名			

航空

ヘリベース(HB)

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
HB指揮者	所属		TEL	
所属	職・氏名			
航空指揮支援本部長	所属		TEL	
(航空指揮支援隊長)	氏名			
航空後方支援隊長	所属		TEL	
	氏名			

フォワードベース(FB)

設置場所：

FB指揮者	所属		TEL	
所属	職・氏名			
	所属		TEL	
	氏名			

緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(指揮支援部隊長、指揮支援本部長、航空指揮支援本部長、各部隊長又は大隊長等)

報告日時	〇〇 年 月 日 () 時 分 現在									
災害名										
活動場所	都道府県						市区町村			
活動内容	種別	時間		活動場所		活動概要(連携活動機関を含む)				
隊員の負傷		有 ・ 無		車両・資機材の損傷				有 ・ 無		
上記負傷、損傷の内容										
出動隊の状況	隊種別	隊数		隊員数		隊種別	隊数		隊員数	
	指揮支援隊	隊		人		特殊災害小隊	隊		人	
	指揮隊	隊		人		特殊装備小隊	隊		人	
	消火小隊	隊		人		その他の小隊	隊		人	
	救助小隊	隊		人		航空指揮支援隊	隊		人	
	救急小隊	隊		人		航空後方支援小隊	隊		人	
	通信支援小隊	隊		人		合計	隊		人	
救助・搬送人員	災害種別	火災		救助			救急		合計	
	件 数	件		件		件		人		
	救助・搬送人数	人		人		人				
	総計(指揮支援隊が入力)	件		件		件		人		
		人		人		人				
宿営場所		名称				所在地				
翌日の活動予定	活動時間	時 分 ~ 時 分								
	活動場所									
	活動規模	隊数	隊		隊員数	人				
	活動内容									
報告者	消防本部					氏 名				
	TEL									

神奈川県緊急消防援助隊受援計画

令和5年1月

神奈川県

神奈川県緊急消防援助隊受援計画

目 次

第1章 総則

- 第1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第2 用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第3 連絡体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 応援等の要請

- 第4 応援要請の手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第5 知事による緊急消防援助隊の応援等の要請・・・・・・・・ 1
- 第6 応援等要請のための市町村長の連絡・・・・・・・・・・ 2
- 第7 緊急消防援助隊の応援決定通知等・・・・・・・・・・ 3
- 第8 迅速出動等適用時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第3章 受援体制

- 第9 消防応援活動調整本部の設置・・・・・・・・・・・・ 4
- 第10 指揮本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 第11 進出拠点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 第12 宿営場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第4章 指揮体制及び通信運用体制

- 第13 指揮体制等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 第14 通信運用体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第5章 消防応援活動の調整等

- 第15 任務付与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 第16 関係機関との活動調整・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 第17 資機材の貸出し及び地図の配付・・・・・・・・・・ 8
- 第18 燃料補給場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 第19 燃料調達要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 第20 重機派遣要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 第21 物資等調達要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 第22 知事による増隊要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 第23 受援市町村の長による増隊要請のための連絡・・・・・・・・ 9
- 第24 部隊移動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 第25 長官の求め又は指示による部隊移動・・・・・・・・・・ 9
- 第26 知事による部隊移動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 第27 部隊移動に係る連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第6章 応援の引揚げの決定

第 28	活動終了及び引揚げの決定	10
第 7 章 その他		
第 29	情報共有	11
第 30	災害時の体制整備	11
第 31	県の受援計画の策定	11
第 32	消防本部の受援計画の策定	11
第 33	航空部隊の受援計画	12
第 34	地理情報	12
第 35	県の訓練	12
資料等		
資料 1	用語の定義	14
資料 2	神奈川県内消防機関緊急連絡先一覧	16
資料 3	応援要請時連絡先一覧表	18
資料 4	市町村連絡先	23
資料 5	西庁舎 7 階危機管理センター統制部配置図	24
資料 6	進出拠点一覧表	25
資料 7	指揮支援隊受入れヘリコプター臨時離着陸場一覧	27
資料 8	宿営場所一覧表	28
資料 9	神奈川県内の無線通信運用体制	30
資料 10	チャンネル割当表	31
資料 11	署活動用無線機周波数等一覧	32
資料 12	消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況	33
資料 13	重機派遣及び物資等(燃料、食糧、生活必需品等)調達の要請先	35
資料 14	災害医療拠点病院一覧表	37
別図第 1	緊急消防援助隊 応援要請系統図	38
別図第 2	緊急消防援助隊 部隊移動系統図(長官による部隊移動の求め又は指示)	39
	※都道府県を越える部隊移動	
別図第 3	緊急消防援助隊 部隊移動系統図(受援都道府県知事による部隊移動の指示)	40
	※都道府県内の部隊移動	
様式 1	調整本部の運営に係るチェックリスト	41
様式 2	指揮支援部隊 受入れ管理表	44
様式 3	都道府県大隊・各部隊 受入れ管理表(指揮支援部隊、航空部隊を除く)	45
様式 4	都道府県大隊・各部隊 隊種別管理表	46
要請要綱別記様式 1-1 緊急消防援助隊の応援等要請		
要請要綱別記様式 1-2 応援等要請のための連絡事項		
要請要綱別記様式 3-2 緊急消防援助隊の応援等決定通知		

要請要綱別記様式 3－3 緊急消防援助隊の出動隊数通知
要請要綱別記様式 4－1 緊急消防援助隊の引揚げ決定通知
要請要綱別記様式 6－1 部隊移動に関する意見（照会）
要請要綱別記様式 6－2 部隊移動に関する意見（回答）
要請要綱別記様式 6－4 緊急消防援助隊の部隊移動通知
要請要綱別記様式 6－5 緊急消防援助隊の部隊移動通知
要請要綱別記様式 6－6 緊急消防援助隊の部隊移動の指示
要請要綱別記様式 6－7 緊急消防援助隊の部隊移動通知
要請要綱別記様式 6－8 緊急消防援助隊の部隊移動通知
要請要綱別記様式 7 神奈川県 ○○災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

神奈川県緊急消防援助隊受援計画

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第40条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2 代表消防機関は、横浜市消防局とする。

2 代表消防機関代行は、代行順位第1位を川崎市消防局、第2位を相模原市消防局とする。

3 前項に定めるもののほか、用語については資料1のとおりとする。

(連絡体制)

第3 応援要請時の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

(1) 神奈川県内の消防機関連絡先は、資料2のとおりとする。

(2) 応援要請時の関係機関連絡先は、資料3のとおりとする。

(3) 神奈川県内市町村の連絡先は、資料4のとおりとする。

(4) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAXによるものとする。ただし、有線断絶時には主運用波、地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。

なお、補完的な連絡手段として、LINE WORKS や電子メールを活用し、確実な連絡を行うものとする。

第2章 応援等の要請

(応援要請の手続)

第4 緊急消防援助隊の応援要請及び当該要請に係る手続は、別図第1のとおり行うものとする。

(知事による緊急消防援助隊の応援等の要請)

第5 神奈川県知事（以下「知事」という。）は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び神奈川県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援が必要な非常事態であると判断した場合は、消防庁長官（以下「長官」という。）に対して緊急消

防援助隊の応援の要請を電話（災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）により直ちに行うものとし、次に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階で有線FAXにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1－1）。

- (1) 災害の概要
 - (2) 出動が必要な区域や活動内容
 - (3) その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項
- 2 知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に判断できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援が必要な非常事態であると判断したときは、長官に対して緊急消防援助隊の応援の要請を行うものとする（要請要綱別記様式1－1）。
 - 3 知事は、被災地の市町村長から応援等要請の連絡がなくとも、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）と協議し、都道府県内で広域な被害が発生している状況下など、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して応援の要請を行うものとする（要請要綱別記様式1－1）。
 - 4 知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議するものとする。
 - 5 知事は、定期に被災地の市町村長から、災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。特に、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。
 - 6 知事は、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町村長に対して通知するものとする。

（応援等要請のための市町村長の連絡）

- 第6 被災地の市町村長は、災害が発生し、その状況並びに当該被災市町村及び神奈川県消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要であると判断した場合は、知事に対して、当該応援が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、第5第1項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災

害の状況及び応援に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で有線FAXにより速やかに、行うものとする（要請要綱別記様式1－2）。

- 2 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡するものとする。
- 3 被災地の市町村長は、知事に対して前項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、さらに、第5第1項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で有線FAXにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1－2）。
- 4 被災地の市町村長は、原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、第2項の連絡と併せて報告するものとする。

（緊急消防援助隊の応援決定通知等）

- 第7 知事は、長官から要請要綱別記様式3－2により応援決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び受援市町村の長に対して通知するものとする（要請要綱別記様式3－2）。

なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階において、応援先の市町村が指定されていない場合、知事は、その後判明した被害状況を踏まえ、長官と応援先市町村を調整するものとする。

- 2 神奈川県は、消防庁から要請要綱別記様式3－3により出動隊数通知を受けた場合は、その旨を受援市町村の長に対して通知するものとする（要請要綱別記様式3－3）。

（迅速出動等適用時の対応）

- 第8 被災地の市町村長は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備を行う災害又は要請要綱第30条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる次に掲げる事象が県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、知事に対して報告するものとする。

- （1）最大震度6弱以上（政令市は5強以上）の地震が発生した場合
- （2）大津波警報が発表された場合
- （3）噴火警報（居住区域）が発表された場合

- 2 知事は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第30条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる災害が県内で発生した場合は、早期に県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、長官に対して報告するものとする（要請要綱別記様式1－1）。

- 3 知事は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要ではないと判断した場合は、速やかに長官に対して報告するものとする。

第3章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

第9 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法第44条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動し、かつ被災地が複数の場合は、神奈川県消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置するものとする。

なお、被災地が一の場合であっても、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等の関係機関との調整等の必要性を踏まえ、知事が必要と認める場合は、調整本部を設置できるものとする。

- 2 調整本部は、県庁西庁舎7階統制部室Bに設置するものとする。
- 3 調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、知事（又は知事の委任を受けた者）をもって充てるものとする。
- 4 調整本部の副本部長は、消防保安課長及び神奈川県に出動した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。
- 5 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。

なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整部と連絡をとり合うなど、適宜対応するものとする。

- (1) くらし安全防災局防災部消防保安課の職員
- (2) 代表消防機関又は代表消防機関代行の職員
- (3) 被災地を管轄する消防本部の職員
- (4) 横浜市消防局航空隊及び川崎市消防局航空隊の職員
- 6 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官に対して速やかに連絡するものとする。
- 7 調整本部は、神奈川県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。
- (1) 被災状況、神奈川県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- (2) 被災地消防本部、消防団、神奈川県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
- (4) 警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 神奈川県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
- (6) 神奈川県災害対策本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。
- (7) 神奈川県災害対策本部に設置された災害医療本部等との連絡調整に関すること。

(8) その他必要な事項に関すること。

- 8 神奈川県は、資料5に定める資器材等及び調整本部を運用するために必要となる資機材等を整備するものとする。
- 9 調整本部は、様式1～様式4を活用し、運営するものとする。
- 10 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議へ出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。
- 11 調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。
- 12 調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
- 13 調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、神奈川県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
- 14 調整本部は、指揮本部から緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと連絡を受けた場合、又は緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断した場合は、県内の被害状況を勘案し、受入れ体制の支援をする消防(局)本部について、代表消防機関と調整する。

(指揮本部の設置)

- 第10 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。
- 2 指揮本部は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 被害状況(ライフラインの状況、道路の通行可否を含む)の収集に関すること。
 - (2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
 - (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
 - 3 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
 - 4 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、神奈川県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
 - 5 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、神奈川県及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。

- 6 指揮本部は、被害が発生している構成市町村の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

(進出拠点)

- 第 11 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防本部と協議するものとし、陸上隊の進出拠点及び担当消防本部は、資料 6 のとおりとする。

なお、状況に応じ、被災地の近隣市町村を進出拠点とすることを考慮するものとする。

- (2) 航空隊の集結地(活動拠点ヘリベース)は横浜ヘリポートとし、担当消防本部は、横浜市消防局とする。
- (3) 指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所は、資料 7 のとおりとする。ただし、当該ヘリコプター離着陸場所が使用できない場合は、近隣のヘリコプター離着陸場所を考慮するものとする。
- (4) 水上小隊の進出拠点及び担当消防本部は、別途協議の上、定める。
- 2 調整本部は、消防庁において決定された進出拠点について、被災地消防本部及び進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとし、応援都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC 災害即応部隊又は土砂・風水害機動支援部隊(以下「応援都道府県大隊等」という。)に伝達する次の情報を提供することとする。
- (1) 応援先市町村の災害の状況及び任務
- (2) 応援先市町村の指揮者が指定する場所に至る道路の状況
- (3) 連絡窓口
- 3 被災地消防本部又は進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。
- 4 連絡員等は、到着した応援都道府県大隊等の隊名及び規模について確認し、応援都道府県大隊長等に対して応援先市町村、任務等の情報提供を行うものとする。

(宿営場所)

- 第 12 調整本部は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、資料 8 のうちから宿営場所を選定し、消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。協議に当たっては、状況に応じ、被災地の近隣市町村に設置することも考慮するものとする。

- 2 調整本部は、消防庁において決定された宿営場所について、被災地消防本部及び宿営場所担当消防本部に対して連絡するものとする。
- 3 被災地消防本部及び宿営場所担当消防本部は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。

第4章 指揮体制及び通信運用体制

(指揮体制等)

第13 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。

2 指揮支援部隊長は、調整本部の副本部長として、神奈川県内で活動する指揮支援隊を統括し、調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。

3 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地における陸上（水上を含む。以下同じ。）の活動を指揮するものとする。

4 指揮支援隊長は指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

5 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

6 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。

7 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

8 N B C災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該N B C災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

9 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。

10 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。

11 緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式7のとおりとする。

(通信運用体制)

第14 県内の無線通信運用体制は、資料9のとおり定め、調整本部との連絡に際しては、統制波1により行うこととする。

2 都道府県大隊と指揮支援本部との連絡については、被災地活動拠点到着までは、統制波1により行うこととする。

3 被災地消防本部は都道府県大隊が被災地活動拠点到着を確認した後、基地局切離し作業を実施し、調整本部に報告を行う。調整本部は、被災地消防本部の連絡を受け、都道府県大隊に、指揮支援本部との連絡については資料10の各消防本部に設定されている基地局選択及び割当波により行うことを連絡する。以後、都道府県大隊と指揮

支援本部との連絡については、資料 10 に定める基地局選択及び割当波により行うこととする。

- 4 神奈川県内の消防本部及び消防団が保有する署活動用周波数のチャンネルは資料 11 のとおりとする。
- 5 消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況は、資料 12 のとおりとする。

第 5 章 消防応援活動の調整等

(任務付与)

第 15 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊等の長に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) 燃料補給場所
- (8) その他活動上必要な事項

(関係機関との活動調整)

第 16 知事は、災害対策本部等において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものとする。

(資機材の貸出し及び地図の配付)

第 17 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対してスピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。

- 2 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して、広域地図及び住宅地図等を配付するものとする。

(燃料補給場所)

第 18 調整本部は、燃料の補給場所について、統括指揮支援隊又は指揮支援隊を通じて、応援都道府県大隊等へ連絡するものとする。

(燃料調達要請)

第 19 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は神奈川県災害対策本部と協

議し、災害時等における石油類燃料の供給に関する協定に基づき要請するものとする。

- 2 災害時における燃料調達に関する協定を締結している団体は、資料 13 のとおりとする。

（重機派遣要請）

第 20 調整本部は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は神奈川県災害対策本部と協議し、調整する。

- 2 災害時における重機派遣に関する協定（協定名称）を締結している団体は、資料 13 のとおりとする。
- 3 調整本部長は、必要に応じ、重機等を保有する土砂・風水害機動支援部隊の応援要請又は増隊要請を行うものとする。

（物資等調達要請）

第 21 調整本部長は、食糧及び仮設トイレ等の調達が必要と判断した場合は神奈川県災害対策本部と協議し、調整する。

- 2 災害時における物資調達に関する協定を締結している団体は、資料 13 のとおりとする。

（知事による増隊要請）

第 22 知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に対して増隊の要請を行うものとする（要請要綱別記様式 1－1）。

（受援市町村の長による増隊要請のための連絡）

第 23 受援市町村の長は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、知事に増隊が必要である旨を連絡するものとする（要請要綱別記様式 1－2）。

（部隊移動）

第 24 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続は、別図第 2 又は別図第 3 のとおり行うものとする。

（長官の求め又は指示による部隊移動）

第 25 知事は、長官から要請要綱別記様式 6－1 により意見を求められた場合は、受援市町村の長に対して意見を求めるものとする（要請要綱別記様式 6－1）。

- 2 受援市町村の長は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して回

答するものとする（要請要綱別記様式 6－2）。

- 3 知事は、受援市町村の長の意見を付して、長官に対して回答するものとする（要請要綱別記様式 6－2）。
- 4 知事は、長官から要請要綱別記様式 6－4 により連絡を受けた場合は、受援市町村の長に対して連絡するものとする（要請要綱別記様式 6－4）。
- 5 知事は、長官から要請要綱別記様式 6－5 により神奈川県への部隊移動の求め又は指示を行った旨の連絡を受けた場合は、部隊移動先の市町村長に対して連絡するものとする（要請要綱別記様式 6－5）。

（知事による部隊移動）

- 第 26 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- 2 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、受援市町村の長の意見を把握するよう努めるとともに、神奈川県内の消防の応援の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
 - 3 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して都道府県大隊等の長に対し指示を行うものとする（要請要綱別記様式 6－6）。
 - 4 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、受援市町村の長及び移動先の市町村の長に対して通知するものとする（要請要綱別記様式 6－7）。
 - 5 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかに通知するものとする（要請要綱別記様式 6－8）。
 - 6 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

（部隊移動に係る連絡）

- 第 27 調整本部は、部隊移動を行う場合は、神奈川県災害対策本部に対して部隊規模を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

第 6 章 応援の引揚げの決定

（活動終了及び引揚げの決定）

- 第 28 受援市町村の長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を統合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。
- 2 前項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、受援市町村の長及び指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知を有線 F A X によ

り速やかに行うものとする（要請要綱別記様式4－1）。

- 3 知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

第7章 その他

（情報共有）

第29 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を積極的に活用し、緊急消防援助隊等との情報共有を図るとともに、被害状況や活動状況について動画及び静止画による共有に努めるものとする。

- 2 被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

（災害時の体制整備）

第30 知事、各市町村長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

（神奈川県受援計画の策定）

第31 知事は、神奈川県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

- 2 知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、各消防本部の消防長の意見を集約するものとする。
- 3 知事は、受援計画の策定又は変更にあたっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 4 知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、神奈川県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事、並びに神奈川県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して、策定又は変更した旨を連絡するものとする。

（消防本部受援計画の策定）

第32 各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊受援計画を策定するものとする。

- 2 各消防本部の消防長は、受援計画の策定及び変更にあたっては、神奈川県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

3 各消防本部の消防長は、当該計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告する。

(航空部隊の受援計画)

第 33 航空部隊の受援計画については、本計画に定める事項の他、神奈川県緊急消防援助隊航空部隊等受援計画に定めるものとする。

(地理情報)

第 34 各消防本部は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した地図を作成しておくものとする。

- (1) 広域地図
- (2) 住宅地図
- (3) 各部隊の進出拠点
- (4) ヘリコプター離着陸場
- (5) 燃料補給可能場所
- (6) 河川、プール、防火水槽等の水利状況
- (7) 物資補給可能場所
- (8) 救急医療機関 (資料 14)

(県の訓練)

第 35 県は、原則年 1 回、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の受援体制の強化を図るものとする。

附 則

この計画は、平成15年 8 月22日から施行する。

附 則

この計画は、平成17年 2 月21日から施行する。

附 則

この計画は、平成21年 3 月 2 日から施行する。

附 則

この計画は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この計画は、平成26年 3 月31日から施行する。

附 則

この計画は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この計画は、令和 2 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この計画は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この計画は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この計画は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

用語の定義

No.	用語	内容	備考
1	法	「消防組織法(昭和22年12月23日法律第226号)」をいう。	
2	基本計画	「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(平成16年2月6日付け消防震第9号)」をいう。	
3	運用要綱	「緊急消防援助隊の運用に関する要項(平成16年3月26日消防震第19号)」をいう。	
4	要請要綱	「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(平成27年3月31日消防広第74号)」をいう。	
5	応援等	災害が発生した市町村の消防の応援又は支援をいう。	法第44条第1項
6	地区	神奈川県消防長会で定めた地区をいう。	
7	地区幹事消防機関	地区の連絡及び調整を行う消防(局)本部をいう。なお、当該消防機関が所管する市町が被災し、任務を行うことが困難な場合は、この限りではない。	
8	被災地消防本部	被災地を管轄する消防本部をいう。	要請要綱第2条(2)
9	指揮本部	被災地消防本部の指揮本部をいう。	要請要綱第2条(3)
10	指揮者	被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。	要請要綱第2条(4)
11	調整本部	被災地の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、被災地の属する都道府県知事が設置する消防応援活動調整本部をいう。	法第44条の2
12	調整本部長	調整本部の長。神奈川県知事をもって充てる。	法第44条の2の3
13	指揮支援本部	被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動調整、関係機関との活動調整、調整本部に対する報告等を行うため、指揮支援隊長を本部長として被災地に設置する本部をいう。	運用要綱第25条
14	指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節1(1)
15	指揮支援部隊長	指揮支援部隊を統括し、被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(3)
16	指揮支援隊長	被災地の指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(4)
17	都道府県大隊長	都道府県大隊を統括して被災地へ赴くとともに、指揮者の指揮の下、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における都道府県大隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第2節3
18	統合機動部隊	長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする。	基本計画 第2章第5節2
19	進出拠点	緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一次的に集結する場所を含む。)をいう。	運用要綱第2条(15)
20	受援都道府県	緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。	運用要綱第2条(6)
21	応援都道府県	緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。	運用要綱第2条(7)
22	第一次出動都道府県大隊	大規模災害又は特殊災害が発生した場合、原則として第一次的に応援出動する都道府県大隊をいう。	基本計画 第4章2(1)
23	出動準備都道府県大隊	第一次出動都道府県大隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合、速やかに応援出動の準備を行う都道府県をいう。	基本計画 第4章2(2)

24	迅速出動	法第44条に基づき、あらかじめ長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。	要請要綱第2条(17)
25	陸上隊	航空部隊及び水上小隊以外の隊をいう。	
26	NBC災害	政令第1条に規定する原因により生ずる特殊な災害をいう。	政令第1条
27	部隊移動	法第44条の規定に基づく消防庁長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地へ出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が別の被災地に出動することをいう。	要請要綱第2条(21)
28	資料編	神奈川県緊急消防援助隊受援計画(資料編)をいう。	

神奈川県内消防機関緊急連絡先一覧

資料2

ブロック	地区	名称	連絡窓口(昼間)		NTT		防災行政無線		地域衛星通信ネットワーク		e-mail アドレス	住 所
			消 防 保 安 課	(夜間)	電 話	FAX	電 話	FAX	電 話	FAX		
第一ブロック	一	神奈川県 くらし安全防災局	消 防 保 安 課		045-210-3436	045-210-8829	400-9305	400-9293	X-014-400-9305	X-014-400-9293	fm0313.n9f@pref.kanagawa.lg.jp	231-8588 横浜市中区日本大通1
			指 令 情 報 室		045-210-3456	045-201-6409	400-9313	400-9889	X-014-400-9313	X-014-400-9889	higaihokoku.393@pref.kanagawa.lg.jp	
	横 浜	横浜市消防局	司 令	課	045-332-1351	045-331-5221	642-9209	642-9200	X-014-700-10-721	X-014-700-10-720	sy-shirei@city.yokohama.lg.jp	240-0001 横浜市区谷区川辺町2-9
			警 防	課	0466-22-8182	0466-22-8184	553-9209	553-9200	X-014-553-9209	X-014-553-9200	fj-keibou@city.fujisawa.lg.jp	251-8601 藤沢市朝日町1-1
	湘 南	平塚市消防本部	消 防 救 急 課		0463-21-3240	0463-24-0119	551-9201	551-9220	X-014-551-9201	X-014-551-9220	kyukyu@city.hiratsuka.lg.jp	254-8686 平塚市浅間町9-1
			情 報 指 令 課									
		茅ヶ崎市消防本部	警 防 救 命 課		0467-85-9945	0467-85-1112	555-9204	555-9220	X-014-555-9204	X-014-555-9220	fire_keibou@city.chigasaki.lg.jp	253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
			指 令 情 報 課		0467-85-4591							
	大 磯 町	消防本部	通 信 指 令 室		0463-61-0911	0463-61-7412	569-9306	569-9300	X-014-569-9306	X-014-569-9300	s-keibou@town.oiso.lg.jp	255-0003 中郡大磯町大磯1075
			消 防 署									
	二 宮 町	消防本部	情 報 機 器 室		0463-72-0015	0463-72-0117	570-9306	570-9300	X-014-570-9306	X-014-570-9300	firedept2@town.kanagawa-ninomiya.lg.jp	259-0131 中郡二宮町中里711-1
			警 防 課		044-223-2606	044-223-2619	643-9209	643-9200	X-014-300-21-48441	X-014-300-21-48499	84keibou@city.kawasaki.lg.jp	210-8565 川崎市川崎区南町20-7
第二ブロック	川 崎	川崎市消防局	指 令	課	044-223-2645	044-223-2654	550-9212	550-9230	X-014-300-30-4	X-014-300-30-4	84sirei@city.kawasaki.lg.jp	238-8550 横須賀市小川町11番地
			警 防 指 令	課								
	三 浦 半 島	横須賀市消防局	指 令	課	046-822-0119	046-823-3920	552-9201	552-9200	X-014-552-9201	X-014-552-9200	sirei@city.kamakura.lg.jp	247-0056 鎌倉市大船3-5-10
			指 令 情 報 課		0467-44-0119	0467-44-5551	556-9306	556-9300	X-014-556-9306	X-014-556-9300	honsho@city.zushi.lg.jp	249-0005 逗子市桜山2-3-31
		葉山町消防本部	消 防 署		046-876-0119	046-876-1263	567-9209	567-9200	X-014-567-9209	X-014-567-9200	syousou@town.hayama.lg.jp	240-0112 三浦郡葉山町堀内2050-10

※ 防災行政無線の発信は、「9-(局番号)-x x x x」
※ 衛星通信の「X」は、川崎市消防局以外から発信する場合は「9」、川崎市消防局から発信する場合は「20」

フ ロ ッ ク	地 区	名 称	連絡窓口(昼間)		NTT		防災行政無線		地域衛星通信ネットワーク		e-mail アドレス	住 所
			”	(夜間)	電話	FAX	電話	FAX	電話	FAX		
第三ブロック	県 東	相模原市消防局	指 令	課	042-751-9111(代)	042-751-9284	557-9211	557-9200	X-014-557-9211	X-014-557-9200	sirei@city.sagamihara.lg.jp	252-0239 相模原市中央区中央2-2-15
		厚木市消防本部	警 防 指 令	課	046-221-2331	046-224-5370	560-9306	560-9300	X-014-560-9306	X-014-560-9300	lg6400c@city.atsugi.lg.jp lg6450c@city.atsugi.lg.jp	243-0003 厚木市素町3-4-10
		秦野市消防本部	警 防 情報 指 令 課	課	0463-81-0119	0463-83-0022	559-9306	559-9300	X-014-559-9306	X-014-559-9300	f-keibou@city.hadano.lg.jp f-sirei@city.hadano.lg.jp	257-0031 秦野市曹屋757
		大和市消防本部	警 防 指 令	課	046-261-1119	046-264-8327	561-9306	561-9300	X-014-561-9306	X-014-561-9300	sh_keibo@city.yamato.lg.jp sh_shire@city.yamato.lg.jp	242-0018 大和市深見西4-4-6
		伊勢原市消防本部	警 防 救 急 情報 指 令 係	課	0463-95-2119	0463-97-2158	562-9306	562-9300	X-014-562-9306	X-014-562-9300	keibou-kyukyu@city.isehara.lg.jp keibi@city.isehara.lg.jp	259-1131 伊勢原市伊勢原3-32-20
		海老名市消防本部	警 防 備 課	課	046-231-0355	046-234-7541	563-9203	563-9220	X-014-563-9203	X-014-563-9220	syobo-keibo@city.ebina.lg.jp	243-0411 海老名市大谷816
		座間市消防本部	警 防 消防 管理 課 指 令 係	課	046-256-2211(代)	046-256-2215	564-9306	564-9300	X-014-564-9306	X-014-564-9300	keibou@city.zama.lg.jp syoubou@city.zama.lg.jp	252-0011 座間市相武台1-48-1
		綾瀬市消防本部	消 防 総 務 課 消防 署 管理 担当	課	0467-76-0119	0467-77-9200	566-9204	566-9220	X-014-566-9204	X-014-566-9220	wm.762113@city.ayase.lg.jp wm.760119@city.ayase.lg.jp	252-1107 綾瀬市深谷中1-4-30
		愛川町消防本部	警 防 通 信 班	班	046-285-3131	046-285-9119	579-9209	579-9200	X-014-579-9209	X-014-579-9200	syoubou@town.kanagawa-alkawa.lg.jp	243-0301 愛甲郡愛川町角田286-1
		小田原市消防本部	情 報 司 令 課	課	0465-49-4410	0465-49-2591	554-9209	554-9200	X-014-554-9209	X-014-554-9200	keibo@city.odawara.lg.jp jouhou@city.odawara.lg.jp	256-0813 小田原市前川183-18
		箱根町消防本部	消 防 通 信 指 令 室	署	0460-82-4511	0460-87-0911	576-9301	576-9300	X-014-576-9301	X-014-576-9300	shoubousho@town.hakone.lg.jp sirei@town.hakone.lg.jp	250-0404 足柄下郡箱根町宮ノ下467-1
		湯河原町消防本部	警 防 情報 指 令 小 隊	課	0465-60-0119	0465-63-7669	578-9306	578-9300	X-014-578-9306	X-014-578-9300	syokeibo@town.yugawara.lg.jp tsuushin@town.yugawara.lg.jp	259-0303 足柄下郡湯河原町土肥1-5-22

※ 防災行政無線の発信は、「9-(局番号)-x x x x」
※ 衛星通信の「x」は、川崎市消防局以外から発信する場合は「20」

【主要関係機関】 応援要請時連絡先一覧表（県・国・代表消防機関・指揮支援部隊）

区分	名称	時間帯別	連絡要請窓口	NTT		地域衛星通信ネットワーク※		消防防災無線電話	
				電話	FAX	電話	FAX	電話	FAX
県・代表消防機関等	神奈川県	昼間	消防保安課	045-210-3436	045-210-8829	014-400-9305	014-400-9734	14-9722	
		夜間	安全防災局指令情報室	045-210-3456	045-201-6409				
	横浜市消防局	昼間	警防部司令課	045-332-1351	045-331-5221	014-700-10-721	014-700-10-720		
		夜間							
	川崎市消防局	昼間	警防部警防課	044-223-2606	044-223-2619	014-300-21-48441	014-300-21-48499		
		夜間	警防部指令課	044-223-2645	044-223-2654				
	相模原市消防局	昼間	警防課	042-751-9140	042-786-2472	014-557-9211	014-557-9200		
		夜間	指令課	042-751-9111	042-751-9284				
国	総務省消防庁	昼間	広域応援室	03-5253-7527	03-5253-7537	048-500-90-49013	048-500-90-49033	120-90-49013	120-90-49033
		夜間	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553				
所 指 揮 支 援 機 関 隊	基本計画	AP	東京消防庁 (○統括指揮支援隊)	○	03-3212-2258	013-601-9501-3545	013-601-9501-6704		
	○		さいたま市消防局	○	048-833-7944	048-833-7201	011-704-5512		
	●		名古屋市消防局 (●指揮支援部隊長)	●	052-972-3557	052-951-8463	023-700-6300		
			静岡市消防局		054-280-0162	054-280-0168	022-176-6010		
	●		浜松市消防局	●	053-475-7531	053-475-7539	022-179-6010		

※ 地域衛星通信ネットワークを使用する際、川崎市消防局以外から発信する場合は「9」、川崎市消防局から発信する場合は「20」を押してから発信

応援要請時連絡先一覧表(陸上部隊)

【主要関係機関】

区分	基本計画	首都直下AP	都道府県	代表消防機関	時間帯別	連絡要請窓口	NTT		地域衛星通信ネットワーク※		消防防災無線電話	
							電話	FAX	電話	FAX	電話	FAX
都道府県 第1次出動表	○		千葉県	千葉市消防局	昼間	警防部警防課	043-202-1612	043-202-1654	012-101-800-3111	012-101-800-3109	101-800-3111	101-800-3109
					夜間	ちば消防共同指令センター	043-223-1831	043-202-1678	012-101-800-3690	012-101-800-3669	101-800-3690	101-800-3669
	○		東京都	東京消防庁	夜間	警防部警防課	03-3212-2258	03-3213-1476	013-601-9501-3545	013-601-9501-6704		
	○		山梨県	甲府地区広域(事)	昼間	警防課	055-222-1269	055-222-7583	019-213	019-213		
都道府県 第2次出動表	○	● 被害確認後	静岡県	静岡市消防局	夜間	指令課	055-222-1190	055-222-2119				
					夜間	警防部警防課	054-280-0162	054-280-0168	022-176-6010	022-176-6080		
					夜間	警防部指令課	054-280-0120	054-280-0128				
	○		宮城県	仙台市消防局	昼間	警防部警防課	022-234-1111	022-234-4280	004-621-2320	004-621-2319		
都道府県 第3次出動表	○		山形県	山形市消防本部	夜間	警防部指令課	022-234-1111	022-234-2364	004-621-2350	004-621-2339		
					夜間	警防課	023-634-1197	023-631-7320	006-744-901	006-744-950		
					夜間	通信指令課	023-634-1198					
	○		福島県	福島市消防本部	昼間	警防課	024-534-9102	024-534-0310	007-270-02	007-270-10		
都道府県 第4次出動表	○		茨城県	水戸市消防本部	夜間	通信指令課	029-221-0111	029-221-0147	008-510-8402	008-510-8451		
					夜間	消防救助課	029-221-0111	029-221-0147				
	○		栃木県	宇都宮市消防局	昼間	通信指令課	028-625-5599	028-625-3001	009-651-02	009-651-01		
	○		群馬県	前橋市消防局	夜間	通信指令課	027-220-4500	027-220-4528	010-701-1400	010-701-1490		
都道府県 第5次出動表	○		埼玉県	さいたま市消防局	昼間	警防部警防課	048-833-7944	048-833-7201	011-704-5512	011-704-5095		
					夜間	警防部指令課	048-833-5000	048-833-1237	011-704-5321	011-704-5390		
	○		新潟県	新潟市消防局	昼間	警防課	025-288-3250	025-288-3255	015-492-2053	015-492-2049		
					夜間	指令課	025-288-3270	025-288-3275	015-492-2085	015-492-2079		
都道府県 第6次出動表	○		長野県	長野市消防局	昼間	警防課	026-227-8000	026-228-6398	020-202-8-124	020-202-76		
					夜間	通信指令課	026-226-0119	026-228-6398	020-202-8-160			
	○	● 即時応援	岐阜県	岐阜市消防本部	昼間	指令課	058-262-8151	058-266-8155	021-418-2-2531	021-418-719		
	○	● 即時応援	愛知県	名古屋市消防局	昼間	消防部消防課	052-972-3557	052-951-8463				
都道府県 第7次出動表	○		滋賀県	防災危機管理局	夜間	消防部指令課	052-972-3534	052-953-0119	023-700-6300	023-700-5555		
					夜間	077-528-3431	077-528-6037	025-100-822	25-822	25-822	25-850	
	○		島根県	松江市消防本部	昼間	警防課	0852-32-9131	0852-22-9876	025-100-898	25-898		
					夜間	通信指令課	0852-32-9171	0852-22-0150	032-422-2-143	032-422-2-119	422-81	422-81
首都直下AP 即時応援都道府県 代表消防機関			山口県	下関市消防局	昼間	情報指令課	083-233-9119	083-224-0119	035-451			
					夜間	警防課	088-656-1192	088-656-1202	036-386-2220	036-386-2290		
			徳島県	徳島市消防局	昼間	通信指令課	088-656-1190	088-656-1190	036-386-2888			
			香川県	高松市消防局	夜間	情報指令課	087-861-2500	087-861-1544	037-431-3411	037-431-3499		
都道府県 第8次出動表			愛媛県	松山市消防局	昼間	警防課	089-926-9220	089-926-9188				
					夜間	通信指令課	089-926-9200	089-926-9198				
					夜間	警防課	088-871-7502	088-824-5082				
			高知県	高知市消防局	夜間	総合指令課	088-822-8151	088-871-7518	039-501-9	039-501-399		

※ 地域衛星通信ネットワークを使用する際、川崎市消防局以外から発信する場合は「9」、川崎市消防局から発信する場合は「20」を押してから発信

応援要請時連絡先一覧表(都道府県防災主管課)

【主要関係機関】

区分	基本 計画	首都直下 AP	名称	時間 帯別	連絡窓口	NTT		地域衛星通信ネットワーク※		消防防災無線電話	
						電話	FAX	電話	FAX	電話	FAX
第1次出動	○ 地上・航空		千葉県	昼間	危機管理課	043-223-2175	043-222-1127	012-500-7320	012-500-7298	500-7320	500-7298
				夜間	危機管理課情報通信管理室	043-223-2178	043-222-5219	012-500-7225	012-500-7110	500-7225	500-7110
	○ 指揮・地上・航空		東京都	昼間	総合防災部防災対策課	03-5388-2456	03-5388-1260	013-100-70671	013-100-70013	13-70671	13-70013
				夜間	夜間防災連絡室	03-5388-2459	03-5388-1958	013-100-70349	013-100-70023	13-70349	13-70023
	○ 地上・航空		山梨県	昼間	防災局消防保安課	055-223-1430	055-223-1429	019-200-2538	019-200-2519	19-2538	19-2529
				夜間	県庁宿直經由		055-223-1858		019-200-2535		
	○ 地上・航空	● 指揮・地上・航空	静岡県	昼間	危機管理部消防保安課	054-221-2073	054-221-3327	022-100-2073	022-100-6250	22-32	22-26
				夜間	防災当直	054-221-2072	054-221-3252	022-100-2072		22-21	
	○ 航空		埼玉県	昼間	消防防災課	048-830-8171	048-830-8159	011-200-6-8171	011-200-6-8159	11-6-8171	11-6-8159
				夜間	システム管理室	048-830-8111	048-830-8119	011-200-6-8111	011-200-6-8119	11-6-8111	11-6-8119
	○ 航空		茨城県	昼間	消防安全課	029-301-2896	029-301-2887	008-100-2896	008-100-2887	08-2896	
				夜間	宿直担当	029-301-2885	029-301-2898	008-100-2885	008-100-2898	08-2885	08-2898
出動準備	○ 航空		栃木県	昼間	消防防災課	028-623-2132	028-623-2146	009-500-2136	009-500-2146	09-7501	09-7506
				夜間							
	○ 航空		長野県	昼間	消防課	026-235-7182	026-233-4332	020-231-5205	020-231-8739	20-211	20-241
				夜間							
	○ 航空	● 指揮・地上・航空	愛知県	昼間	消防保安課	052-954-6141	052-954-6994	023-600-2539	023-600-4694	23-2539	23-4694
				夜間	宿日直室	052-954-6844	052-954-6995	023-600-5250	023-600-4695	23-5250	23-4695
	○ 地上・航空		宮城県	昼間	消防課	022-211-2374	022-211-2398	004-220-8-2374	004-220-8-2398	04-82374	04-8-2398
				夜間	防災センチター	022-211-2140		004-220-8-2140		04-82140	04-8-2120
	○ 地上		山形県	昼間	危機管理課	023-630-2227	023-633-4711	006-800-1245	006-800-1502	06-511	06-500
				夜間	宿直室	023-630-2754		006-800-1011			
	○ 地上・航空		福島県	昼間	消防保安課	024-521-7190	024-521-9829	007-201-2629	007-201-5625	07-61	07-60
				夜間	担当携帯電話	080-6028-8970					
	○ 地上		茨城県	昼間	消防安全課	029-301-2896	029-301-2887	008-100-2896	008-100-2887	08-2896	
				夜間	宿直担当	029-301-2885	029-301-2898	008-100-2885	008-100-2898	08-2885	08-2898
	○ 地上		栃木県	昼間	消防防災課	028-623-2132	028-623-2146	009-500-2136	009-500-2146	09-7501	09-7506
				夜間							

※ 地域衛星通信ネットワークを使用する際、川崎市消防局以外から発信する場合は「9」、川崎市消防局から発信する場合は「20」を押してから発信

区分	基本 面	首都直下 AP	名称	時間 帯別	連絡窓口	NTT		地域衛星通信ネットワーク※		消防防災無線電話	
						電話	FAX	電話	FAX	電話	FAX
出動準備	○ 地上		群馬県	昼間 夜間	消防保安課	027-226-2250	027-221-0158	010-300-1-2250	010-300-1-4453	10-351	10-310
	○ 地上		埼玉県	昼間 夜間	消防防災課 システム管理室	048-830-8171 048-830-8111	048-830-8159 048-830-8119	011-200-6-8171 011-200-6-8111	011-200-6-8159 011-200-6-8119	11-6-8171 11-6-8111	11-6-8159 11-6-8119
	○ 地上・航空		新潟県	昼間 夜間	消防課 警備員室(宿日直)	025-282-1664 025-285-5511	025-282-1667	015-401-20-6442 〃 警備員室連絡後	015-401-20-6497 〃 警備員室連絡後	15-11	15-11
	○ 地上		長野県	昼間 夜間	消防課	026-235-7182	026-233-4332	020-231-5205	020-231-8739	20-211	20-241
	○ 地上・航空	● 地上	岐阜県	昼間 夜間	消防課 災害情報集約センター	058-272-1122 058-272-1034	058-271-4119	021-400-730	021-400-725	21-670 21-671	21-679
	○ 地上・航空		愛知県	昼間 夜間	消防保安課 宿日直室	052-954-6141 052-954-6844	052-954-6994 052-954-6995	023-600-2539 023-600-5250	023-600-4694 023-600-4695	23-2539 23-5250	23-4694 23-4695
	○ 地上・航空		滋賀県	昼間 夜間	防災危機管理局	077-528-3431 077-528-3436	077-528-6037 077-523-6390	025-100-822 025-100-898	025-100-850	25-822 25-898	25-850
	○ 航空		富山県	昼間 夜間	消防課 宿直室	076-444-3188 076-444-3187	076-432-0657	016-111-3364 016-111-3363	016-111-2827		
	○ 航空		福井県	昼間 夜間	危機対策・防災課	0776-20-0309 076-20-0742	0776-22-7617	018-111-610-2176 018-111-610-4447		18-111	18-113
	○ 航空		三重県	昼間 夜間	消防・保安課	059-224-2108	059-224-2199	024-101-8-2108	024-101-8-2199	24-11	24-11(切替)
	○ 航空		大阪府	昼間 夜間	危機管理室消防保安課 危機管理室当直室	06-6944-6458 06-6944-6021	06-6944-6654	027-200-200-4874 027-200-200-6021	027-200-200-6654	27-4877 27-8921	27-4870
			島根県	昼間 夜間	消防総務課 危機管理当直	0852-22-5884 0852-22-6446	0852-22-5930	032-300-2-5884 032-300-2-6446	032-300-2-5930	32-2-5884 32-2-6446	32-2-5930
			山口県	昼間 夜間	消防保安課 防災・危機管理当直	083-933-2399 083-933-2390	083-933-2408	035-201-2399 035-201-2390	035-201-2408	35-72399	35-72408
			徳島県	昼間 夜間	消防保安課 県庁監視室	088-621-2284 088-621-2057	088-621-2849 088-624-1063	036-211-2284 036-211-2057	036-211-2849	36-9356	36-9357
			香川県	昼間 夜間	危機管理課 危機管理課守衛室	087-832-3200 087-831-1111	087-831-8811	037-200-5066	037-200-5802	37-2463 37-2435	37-2479
			愛媛県	昼間 夜間	消防防災安全課	089-912-2316	089-941-0119	038-200-2316	038-200-2328	38-2316	38-2328
			高知県	昼間 夜間	消防政策課 危機管理当直室	088-823-9318 088-823-9699	088-823-9253	039-800-72-9318	039-800-72-9253	39-11	39-11

※ 地域衛星通信ネットワークを使用する際、川崎市消防局以外から発信する場合は「9」、川崎市消防局から発信する場合は「20」を押してから発信

応援要請時連絡先一覧表（航空小隊）

【主要関係機関】

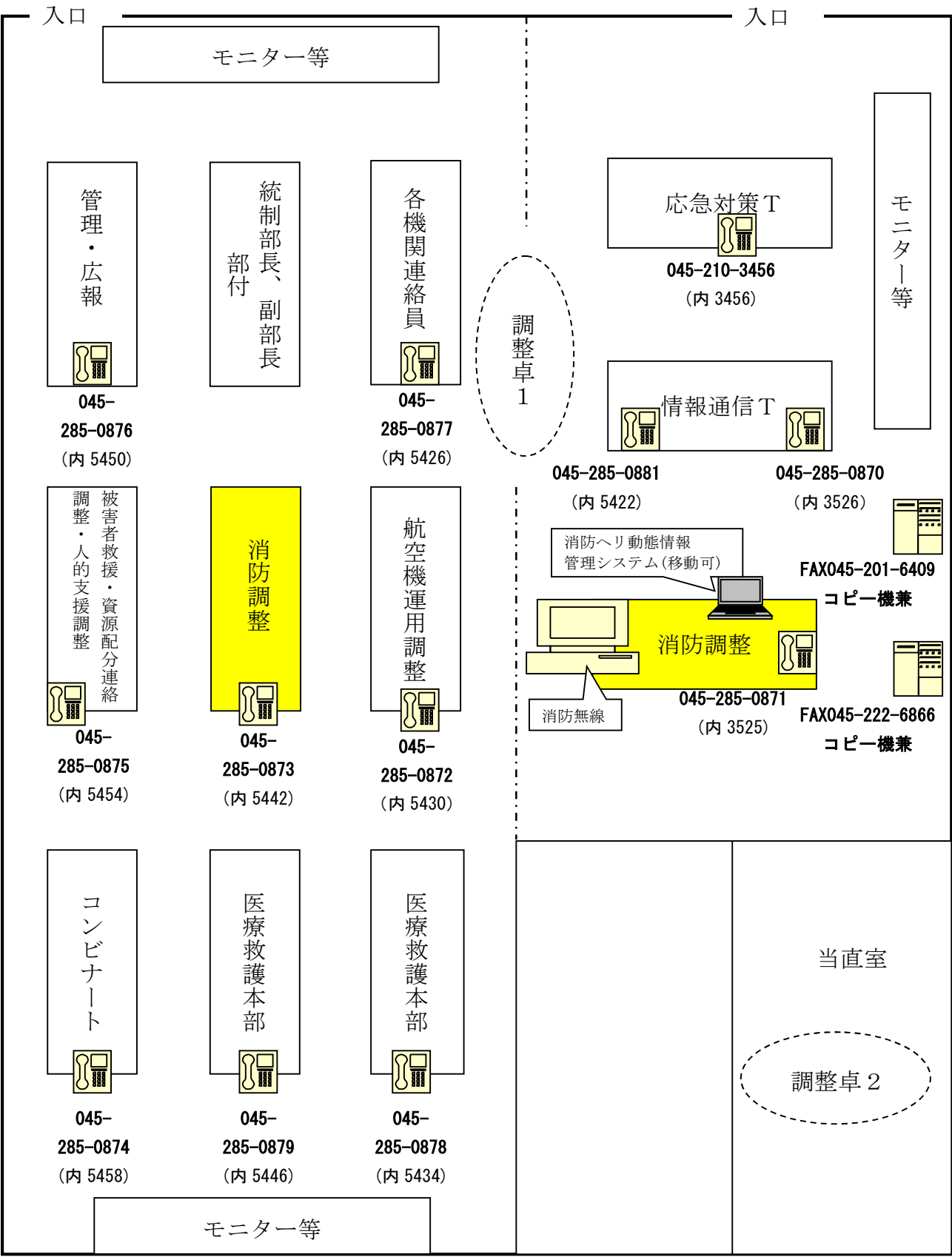
区分	基本計画	首都直下AP	航空部隊名	時間帯別	連絡要請窓口	NTT		地域衛星通信ネットワーク※		消防防災無線電話	
						電話	FAX	電話	FAX	電話	FAX
第1次出動航空小隊	○		東京消防庁	昼間	警防部警防課	03-3212-2258	03-3213-1476	013-601-9501-3545	013-601-9501-6704		
	○		埼玉県	夜間	防災航空センター	049-297-7810	049-297-7906	011-701-300	011-701-95		
	○		山梨県	夜間	消防防災航空隊	0551-20-3601	0551-20-3603	019-416 (417)			
	○		茨城県	夜間	防災局消防保安課(県庁宿直経由)	055-223-1430	055-223-1858	019-200-2538	019-200-2535	19-2538	19-2529
	○		栃木県	夜間	防炎航空室	029-857-8511	029-857-8501	008-120-8400	008-120-8450		
	○		千葉県	夜間	防炎・危機管理課	029-301-2885	029-301-2898	008-100-2885	008-100-2898	08-2885	08-2885
	○		東京都	夜間	消防防災航空隊	028-677-1119	028-677-0775	009-511-03	009-511-01		
	○		東京都	夜間	航空隊長補	090-1655-8475					
	○		千葉市消防局	夜間	警防部警防課	043-202-1612	043-202-1654	012-101-800-3111	012-101-800-3109	101-800-3111	101-800-3109
	○		長野県	夜間	ちば消防共同指令センター	043-223-1831	043-202-1678	012-101-800-3690	012-101-800-3669	101-800-3690	101-800-3669
	○			夜間	消防防災航空センター	0263-85-5511	0263-85-5513	020-554-21	020-554-76		
	○	●	静岡県	昼間	消防防災航空隊	054-261-4483	054-261-4761	022-137-9000	022-137-8001		
	○	●	静岡県	夜間	県庁防炎当直	054-221-2072	054-221-3252	022-100-2072	022-100-6250		
	○	●	静岡市消防局	夜間	消防航空隊	054-267-3019	054-267-3022	022-176-6010	022-176-6080		
	○	●	名古屋市消防局	夜間	警防部指令課	054-280-0120	054-280-0128				
				夜間	消防部消防課	052-972-3557	052-951-8463	023-700-6300	023-700-5555		
				夜間	消防部指令課	052-972-3534	052-953-0119				
		●	徳島県	昼間	消防防災航空隊	088-683-4119	088-683-4121	036-211-0-378			
				夜間	県庁衛視室	088-621-2057	088-624-1063	036-211-2057			
		●	香川県	昼間	消防航空隊	087-879-0119	087-879-1400	037-433-561	037-433-581		
	○		宮城県	夜間	危機管理課守衛室	087-831-1111					
	○			夜間	防災ヘリコプター管理事務所	0223-24-0741	0223-24-0872	001-010-8816-234-12557			
	○		仙台市消防局	夜間	航空隊長公用携帯	090-6787-6588		001-010-8816-234-12558			
出動準備航空小隊	○			昼間	消防航空隊	0223-23-7850	0223-23-7848	7-004-621-2371	7-004-621-2379		
	○		福島県	夜間	消防防災航空センター	0247-57-3000	0247-57-3500	007-333-02	007-333-10		
	○			夜間	隊長用携帯	090-6258-0836					
	○		新潟県	昼間	消防防災航空隊	025-270-0263	025-270-0265	015-524-10	015-524-40		
	○			夜間	公用携帯(隊長)	090-8943-9409					
	○		富山県	昼間	防災航空センター	076-495-3060	076-495-3066	016-111-80-41-9-10	016-111-80-41-10		
	○		福井県	昼間	危機対策 防災課	0776-20-0309	0776-22-7617	018-111-610-2176		18-111	18-113
	○			夜間		076-20-0742		018-111-610-4447			
	○	●	岐阜県	昼間	防災航空センター	058-385-3772	058-385-3774	021-650-701	021-650-719		
	○	●	浜松市消防局	夜間	消防航空隊長公用携帯	090-1091-1924					
	○			夜間	警防課	053-475-7531	053-475-7539	022-179-6010	022-179-6080		
	○			夜間	情報指令課	053-475-7552	053-472-1198				
	○	●	愛知県	昼間	防災航空隊	0568-29-3121	0568-29-3123	023-200-31	023-200-11		
	○		三重県	夜間	防災対策総務課 防災航空班	059-235-2555	059-235-2557			8-145-**-11	8-145
	○		滋賀県	昼間	防災航空隊	0748-52-6677	0748-52-6679	025-100-3-140-0	025-100-3-140-1		
	○			夜間	隊長公用携帯	090-6916-0678					
	○		大阪市消防局	昼間	航空隊	072-992-4900	072-991-0119	027-400-1-701	027-400-3		
				夜間	警防部司令課(指令情報センター)	06-4393-4988	06-4393-4060	027-400-3	027-400-5		

※ 地域衛星通信ネットワークを使用する際、川崎市消防局以外から発信する場合は「9」、川崎市消防局から発信する場合は「20」を押してから発信

市町村連絡先

市 町 村 名	室 課 名	電 話 番 号 F A X 番 号	夜間、休日の 連 絡 先	防災行政 通 信 網	住 所
横 浜 市	総務局緊急対策課	045-671-2064 045-641-1677	045-671-2064	9-640 -9201	〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
川 崎 市	総務企画局 危機管理室	044-200-2840 044-200-3972	044-200-2890	9-641 -9203	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1
相 模 原 市	危機管理 緊急対策課	042-707-7044 042-769-8326	042-707-7044	9-557 -9207	〒252-0239 相模原市中央区中央2-2-15
横 須 賀 市	市長室 危機管理課	046-822-8357 046-827-3151	046-822-0119	9-550 -9201	〒238-8550 横須賀市小川町11
平 塚 市	市長室 災害対策課	0463-21-9734 0463-21-1525	0463-21-3240	9-551 -9209	〒254-8686 平塚市浅間町9-1
鎌 倉 市	市民防災 総合防災課	0467-23-3000 0467-23-3373	0467-44-0119	9-552 -9300	〒248-8686 鎌倉市御成町18-10
藤 沢 市	防災安全 危機管理課	0466-50-8381 0466-50-8401	0466-50-8381	9-553 -9201	〒251-8601 藤沢市朝日町1-1
小 田 原 市	防災対策 防衛課	0465-33-1855 0465-33-1858	0465-33-1855	9-554 -9307	〒250-8555 小田原市荻窪300
茅 ヶ 崎 市	市民安全 防災対策課	0467-82-1111 0467-82-1540	0467-82-1111	9-555 -9209	〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
逗 子 市	経営企画 防災安全課	046-873-1111 046-873-4520	046-873-1111	9-556 -9209	〒249-8686 逗子市逗子5-2-16
三 浦 市	総務部防災課	046-882-1111 046-864-1166	046-882-1111	9-558 -9306	〒238-0298 三浦市城山町1-1
秦 野 市	くらし安心部防災課	0463-82-9621 0463-82-6793	0463-82-5111	9-559 -9209	〒257-8501 秦野市桜町1-3-2
厚 木 市	市長室危機管理課	046-225-2190 046-223-0173	046-223-1511	9-560 -9201	〒243-8511 厚木市中町3-17-17
大 和 市	市長室危機管理課	046-260-5777 046-261-4592	046-263-1111	9-561 -9202	〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1
伊 勢 原 市	危機管理課	0463-94-4711 0463-95-7614	0463-94-4711	9-562 -9209	〒259-1188 伊勢原市田中348
海 老 名 市	市長室危機管理課	046-235-4790 046-231-2343	046-231-2111	9-563 -9209	〒243-0492 海老名市勝瀬175-1
座 間 市	市長室危機管理課	046-252-7395 046-252-7773	046-255-1111	9-564 -9201	〒252-8566 座間市緑ヶ丘1-1-1
南 足 柄 市	総務防災 防災安全課	0465-73-8055 0465-72-1328	0465-74-2111	9-565 -9209	〒250-0192 南足柄市関本440
綾 瀬 市	市長室危機管理課	0467-70-5641 0467-70-5701	0467-77-1111	9-566 -9201	〒252-1192 綾瀬市早川550
葉 山 町	総務部防災安全課	046-876-1111 046-876-1717	046-876-1111	9-567 -9206	〒240-0192 葉山町堀内2135
寒 川 町	町民部町民安全課	0467-74-1111 0467-74-9141	0467-74-1111	9-568 -9209	〒253-0196 寒川町宮山165
大 磯 町	危機管理課	0463-61-4100 0463-61-1991	0463-61-4100	9-569 -9204	〒255-8555 大磯町東小磯183
二 宮 町	政策総務 防災安全課	0463-71-3311 0463-73-0134	0463-71-3311	9-570 -9209	〒259-0196 二宮町二宮961
中 井 町	地域防災課防災班	0465-81-1110 0465-81-1443	0465-81-1111	9-571 -9204	〒259-0197 中井町比奈窪56
大 井 町	防災安全課	0465-85-5002 0465-82-9965	0465-83-1311	9-572 -9202	〒258-8501 大井町金子1995
松 田 町	庶務課安全防災担当室	0465-83-1221 0465-83-1229	0465-83-1221	9-573 -9202	〒258-8585 松田町松田惣領2037
山 北 町	総務防災課	0465-75-1122 0465-75-3660	0465-75-1122	9-574 -9209	〒258-0195 山北町山北1301-4
開 成 町	企画総務 防災安全課	0465-84-0326 0465-82-5234	0465-84-0326	9-575 -9206	〒258-8502 開成町延沢773
箱 根 町	総務部総務防災課	0460-85-9561 0460-85-7577	0460-85-9574	9-576 -9209	〒250-0398 箱根町湯本256
真 鶴 町	総 務 課	0465-68-1131 0465-68-5119	0465-68-1131	9-577 -9209	〒259-0202 真鶴町岩244-1
湯 河 原 町	地域政策課	0465-63-2111 0465-62-1991	0465-60-0119	9-578 -9201	〒259-0392 湯河原町中央2-2-1
愛 川 町	危機管理室	046-285-7003 046-285-4091	046-285-3131	9-579 -9202	〒243-0392 愛川町角田286-1
清 川 村	総 務 課	046-288-1212 046-288-1767	046-288-1211	9-580 -9201	〒243-0195 清川村煤ヶ谷2216

西庁舎 7 階危機管理センター統制部配置図



*この配置は固定ではなく、災害対応の必要に応じて柔軟に変更する。
*その他、ホワイトボード等を活用する。

進出拠点一覧表

	名 称	住 所	緯 度	経 度	当該進出拠点への 進出ルート	敷 地 面 積	駐車台数	拠点機能 形成車の 進入	トイレ （※占有可）	指定避難所 等の指定	他東動燃所 との調整	管理者	電話番号	担当消防本部	消防場所 との重複 【資料8 の番号】	事業所名	住 所 【同拠点からの距離】	緯 度	経 度	ガソリン （セルフ 数）	セルフ ポンプ	停電時の対応	協定の有無	電話番号	営業日時
1	金沢自然動物公園 駐車場	神奈川県横浜市金沢区金沢町5- 15-1	35.351553	139.600252	横浜横須賀道路金沢自然動物公園 料金所から進入 ※金沢利谷ジャンクションからのみ 進入可能	18,000㎡	450台	○	有 （※2）	有	未	施設管理者	045-783-9100	横浜市消防局	有 【1】	東名高速道路 下り海老名SA内 エンジン石油	神奈川県海老名市大谷南5- 2-1【50.8km】	35.432378	139.405049	100,000 (6)	フル	手動ポンプ	無	046-231-1009	年中無休 24時間営業
2	横浜市内消防訓練センター	神奈川県横浜市戸塚区深谷町777	35.387714	139.504590	横浜新道から国道1号 【北進】	6000㎡	50台	○	有 （2）	有	無	横浜市	045-853-8802	横浜市消防局	有 【2】	横浜昭和シェル石油	神奈川県横浜市戸塚区深谷 町177-1	35.382856	139.500632	100,000 (1)	セルフ	手動ポンプ	有	045-851-5583	年中無休 24時間営業
3	こどもの国 正面 駐車場	神奈川県横浜市青葉区奈保町987-1	35.559299	139.487105	国道248号から県道140号 【北進】	17,000㎡	360台	○	有	有	未	管理者	045-961-2111	横浜市消防局	有 【3】	(株)ENEOS Dr. Drive新横浜支店	神奈川県横浜市青葉区奈保3 丁目2-1	35.547683	139.490957	200,000 (4)	セルフ	非常電源	無	045-961-8080	年中無休 24時間営業
4	新横浜公園 （横浜国際総合競技場）	神奈川県横浜市港北区小机町3300	35.511092	139.605500	第3京浜（横浜）から一般道 【南進】	301,667㎡	600台	○	有	有	未	管理者	環境創造局 045-671-3847	横浜市消防局	有 【4】	(株)ENEOS Dr. Drive新横浜支店	神奈川県横浜市港北区大豆 戸町467	35.515152	139.625872	300,000 (3)	セルフ	非常電源	無	045-402-3420	年中無休 24時間営業
5	川崎市消防訓練センター	神奈川県川崎市宮前区大森1-10-2	35.588728	139.563346	東名高速（東名）から川崎ICから原 手横川道路 【西進】	15,000㎡	80台	○	有	無	○	川崎市	044-976-0119	川崎市消防局	有 【10】	川崎市消防訓練センター	【同拠点内】	35.588728	139.563482	10,000 (1)	-	非常電源	-	044-976-0119	自家用
6	川崎富士見球場及び周 辺	神奈川県川崎市川崎区富士見2-1	35.527292	139.70797	東京都から国道15号 【南進】	29,000㎡	50台	△	有	無	○	川崎市	044-200-2406 （建設局総務課及び消防局との管理課）	川崎市消防局	有 【5】	川崎消防署	川崎市川崎区南町20-7 【1.3km】	35.525555	139.699184	4,000 (1)	-	非常電源	-	044-223-1189	自家用
7	等々力緑地	神奈川県川崎市中原区等々力1-1	35.585130	139.64917	第3京浜（東京）から川崎ICから国道 1号（東進）	12,400㎡	100台	○	有	無	○	川崎市	044-788-2311 （中原区道路公園センター）	川崎市消防局	有 【7.8】	中原消防署	神奈川県川崎市中原区新丸 子東3-1175-1 【2.5km】	35.574659	139.662580	9,500 (1)	-	非常電源	-	044-411-0119	自家用
8	キャンパス調野辺留保地多 目的広場	神奈川県相模原市中央区外幸3- 6885-4	35.556528	139.39222	相模原中央ICから県道52号【東 進】→県道507号【北進】	19,920㎡	140台	○	無 （※占有可）	有	○	相模原市	042-776-5311	相模原市消防局	有 【12】	相模原市消防局 緑が丘分署（自営給）	神奈川県相模原市中央区緑 が丘1-32-25【1.5km】	35.545284	139.381825	7,000 (1)	-	手動ポンプ	-	042-759-0119	-
9	下溝沢消防訓練場	神奈川県相模原市南区下溝3042-2	35.539835	139.387375	相模原中央ICから県道52号【東 進】→県道507号【北進】	7,800㎡	30台	○	有 （※占有可）	無	○	相模原市 消防局	042-754-9111	相模原市消防局	有 【13】	相模原市消防局 緑が丘分署（自営給）	神奈川県相模原市中央区緑 が丘1-32-25【0.8km】	35.545284	139.381825	7,000 (1)	-	手動ポンプ	-	042-759-0119	-
10	相模原ギオンスタジアム 一帯	神奈川県相模原市南区下溝4169	35.528142	139.387439	相模原中央ICから県道52号【東 進】	23,800㎡	378台	○	有 （※占有可）	有	○	相模原市	042-777-6088	相模原市消防局	有 【14】	相模原市消防局 相武台分署（自営給）	神奈川県相模原市南区新磯 野2-51-1【4.0km】	35.513970	139.402687	5,760 (1)	-	手動ポンプ	-	042-747-0119	-
11	旧東立相模原青陵高校	神奈川県相模原市新磯野468	35.304940	139.240190	相模原中央ICから県道52号【東 進】→県道507号【南進】	31282.55	35台	×	有 （※占有可）	無	○	神奈川県	042-747-0531	相模原市消防局	有 【15】	相模原市消防局 相武台分署（自営給）	神奈川県相模原市南区新磯 野2-51-1【0.2km】	35.513970	139.402687	5,760 (1)	-	手動ポンプ	-	042-747-0119	-
12	県立上鶴間高校	神奈川県相模原市南区上鶴間本町 9-31-1	35.525364	139.455672	横浜町田ICから国道16号 【北進】 相模原中央ICから県道52号【東 進】→国道16号【南進】	29,809㎡	46台	×	有 （※占有可）	有	○	神奈川県	042-745-5622	相模原市消防局	有 【16】	相模原市消防局 南消防署（自営給）	神奈川県相模原市南区相模 大野5-34-1【2.4km】	35.529922	139.429416	4,000 (1)	-	手動ポンプ	-	042-744-0119	-
13	原宿公園	神奈川県相模原市緑区原宿南1-17	35.592678	139.313974	相模原ICから津久井広域道路 【東進】→県道506号【東進】	19,057㎡	120台	×	有 （※占有可）	無	○	相模原市 公園課	042-769-8243	相模原市消防局	有 【17】	相模原市消防局 相原分署（自営給）	神奈川県相模原市緑区相原 4-14-9【1.0km】	35.589329	139.320443	4,000 (1)	-	手動ポンプ	-	042-773-0119	-
14	県立相模原総合高校	神奈川県相模原市緑区大島1226	35.580841	139.32212	相模原ICから津久井広域道路 【東進】→県道48号【南進】	48,318㎡	70台	○	有 （※占有可）	有	○	神奈川県	042-761-5055	相模原市消防局	有 【18】	相模原市消防局 相原分署（自営給）	神奈川県相模原市緑区相原 4-14-9【2.0km】	35.589329	139.320443	4,000 (1)	-	手動ポンプ	-	042-773-0119	-
15	相模原リゾートブレジャー フオレスト駐車場	神奈川県相模原市緑区荻柳1634番 地	35.601562	139.20008	相模原ICから国道20号【東進】 →国道412号【東進】	270,000㎡	408台	○	有 （※占有可）	無	○	相模原リ ゾート株式 会社	042-685-1111	相模原市消防局	有 【19】	有限会社 東屋商店	神奈川県相模原市緑区荻柳 1118番地【1.5km】	35.600154	139.215446	19,200 (2)	フル	不明	有	042-685-0421	平日 07:30~20:00 土日 08:00~20:00 木曜定休日
16	不入斗公園（野球場）	神奈川県横浜市中区不入斗町1-2	35.268590	139.66364	衣笠ICから県道26号【北進】	10,000㎡	140台	○	有	有	未	施設管理者	046-823-9360	横浜市中消防局	有 【20】	神奈川県川崎市川崎区 横須賀支店（湘南菱油本 社SS）	神奈川県川崎市川崎区横須賀1-5- 24【3.5km】	35.249670	139.680790	50,000 (4)	フル	非常電源	有	046-836-3406	8:00~20:00
17	佐原2丁目公園	神奈川県横浜市中区佐原2-36	35.242860	139.68500	佐原ICから県道27号 【佐原交差点石折】	29,383㎡	100台	○	有	有	未	施設管理者	046-833-5505	横浜市中消防局	有 【21】	神奈川県川崎市川崎区 横須賀支店（湘南菱油本 社SS）	神奈川県川崎市川崎区横須賀1-5- 24【1.6km】	35.249670	139.680790	50,000 (4)	フル	非常電源	有	046-836-3406	8:00~20:00
18	横須賀市消防総合訓練セ ンター	神奈川県横浜市中区長瀬5-4-1	35.230010	139.72403	浦賀ICから県道206号【南進】	9833.02㎡	50台	○	有 （※占有可）	無	○	市消防局（株）	046-822-0119	横浜市中消防局	有 【22】	神奈川県川崎市川崎区 横須賀支店（湘南菱油本 社SS）	神奈川県川崎市三浦市原町1-5- 24【5.1km】	35.249670	139.680790	50,000 (4)	フル	非常電源	有	046-836-3406	8:00~20:00
19	県立三浦初声高等学校	神奈川県三浦市初声町入江274-2	35.187732	139.62522	国道134号線 【南進】	29,000㎡ （約3800㎡）	410台（グラ ン）	○	有	無	未	神奈川県	046-889-1771	横浜市中消防局	有 【23】	三崎石油（株）三崎給油所	神奈川県三浦市原町1-2【5.5km m】	35.151018	139.628410	16,600 (2)	フル	非常電源	有	046-881-3456	月~土7:30~20:00 日曜定休日
20	三浦市民文化交流館駐 車場	神奈川県三浦市初声町下田字長 作5番2地先	35.167615	139.64049	国道134号線 【南進、三浦消防署隣】	2409.55㎡	51台	○	無	無	未	三浦市	046-884-0119	横浜市中消防局	有 【24】	三崎石油（株）三崎給油所	神奈川県三浦市原町1-2【2.6km m】	35.151018	139.628410	16,600 (2)	フル	非常電源	有	046-881-3456	日曜定休日
21	平塚市総合公園	神奈川県平塚市大原1-1	35.342076	139.34313	東名高速道路厚木ICから国道 129号【南進】	303,100㎡	500台	○	有	無	未	施設管理者	0463-35-2233	平塚市消防本部	有 【25】	峰尾株式会社（平塚第一 SS）	神奈川県平塚市平塚2-6-17 【1.8km】	35.194293	139.202525	30,000 (4)	フル	手動ポンプ	有	0463-31-1943	年中無休 8:00~20:00
22	鎌倉公園	神奈川県鎌倉市十二所512	35.327402	139.58334	横浜・横須賀道路横浜比奈ICから 環状4号県道25号県道204号 【西進】	2300㎡	100台（准）	△	有	有	未	施設管理者	0467-22-7238	鎌倉市消防本部	有 【27】	株マツヤ 鎌倉SS	神奈川県鎌倉市由比ガ浜2-1- 20 【3.0km】	35.315448	139.550189	40,000 (5)	フル	手動ポンプ	有	0467-22-1317	年中無休 7:00~22:00
23	県立フラワーセンター大 船橋公園駐車場	神奈川県鎌倉市岡本1018	35.348803	139.52116	国道1号線から県道402号 【南東進】	2000㎡	100台（准）	△	有	無 （別施設 有）	未	神奈川県	0467-46-2188	鎌倉市消防本部	有 【28】	和兵衛商事 大船中央SS	神奈川県鎌倉市大船3-17-21 【1.5km】	35.346836	139.535001	22,900 (4)	フル	非常電源	有	0467-44-6900	年中無休 7:30~20:00
24	県立スポーツセンター	神奈川県藤沢市善行7-1-2	35.359806	139.47550	国道1号から国道467号 【北進】	148,266㎡	288台（准）	○	有 占有調整	有	△	神奈川県	0466-81-2570	藤沢市消防局	有 【30】	（株）エプソンインテックジャパン 藤沢亀井野給油所	神奈川県藤沢市亀井2470-1	35.378587	139.476765	6,800 (8)	セルフ	給油不可	-	0466-83-2724	年中無休 24時間営業
25	藤沢市消防防災訓練セ ンター	神奈川県藤沢市石川13417-1	35.379576	139.45815	国道1号から県道43号 【北進】	19500㎡	60台	○	有	無	○	藤沢市消 防局（消防 総務課）	0466-50-3576	藤沢市消防局	有 【29】	訓練センター内自家用給 油所	【同拠点内】	-	-	15,000 (1)	セルフ	非常電源	-	0466-50-3576	-
26	県足柄上合同庁舎	神奈川県足柄上郡開成町吉田島 2489-2	35.342840	139.128130	東名高速道路大井松田ICから 県道78号線【西進】→県道720号 線【北進】→県道715号線【東進】	30890.4㎡	普通車 60台	○	有 （庁舎内） （占有不可）	無	○	神奈川県	0465-83-5111	小田原市消防本部	無	神奈川県石油（株）セルフ 竹松	神奈川県足柄上郡足柄市竹松1113 【2.4k】	35.326400	139.11834	10,000 (8)	セルフ	給油不可	無	0465-70-3025	年中無休 24時間営業

	名 称	住 所	緯 度	経 度	当該施設への 進出ルート	敷 地 面 積	駐車台数	拠点機能 形成率の 進 入	トイレ 設置状況 (占有可否等)	指定避難所 等の指定	他避難所 との調整	管理者	電話番号	担当消防本部	備置場所 との重複 【資料8 の重複】	事業所名	住所 【同拠点からの距離】	緯 度	経 度	ガソリン (セルフ 数)	給油 (セルフ 数)	停電時の対応	協定の有無	電話番号	営業日時		
27	県小田原合同庁舎	神奈川県小田原市荻蓮350-1	35.262780	139.153050	国道1号線から県道74号線 【北進】	8948.53㎡	普通車 174台	×	有 (庁舎内) (占有不可)	無	○	神奈川県	0465-32-8000	小田原市消防本部	無	無	神奈川県小田原市 小田原飯島	神奈川県小田原市飯島82-1 【3.1k】	35.28021	139.16987	48,000 (6)	10,000 (6)	セルフ	給油不可	無	0465-46-0750	年中無休 24時間営業
28	鴨宮運動広場及び周辺	神奈川県小田原市酒匂987	35.164359	139.11189	国道255号線から 県道716号線	8,610㎡	普通車 430台	○	有 (運動広場) (占有不可)	無	○	小田原市	0465-38-1148(スポーツ課)	小田原市消防本部	有 【33】	有	国際油化(株)鴨宮	神奈川県小田原市南川182-1 【1.8k】	35.286320	139.189590	40,000 (6)	10,000 (6)	セルフ	給油不可	無	0465-48-4100	年中無休 24時間営業
29	中井中央公園	神奈川県足柄上郡中井町比奈蓮580	35.202184	139.13131	東名高速道路秦野中井ICから 県道71号線一県道77号線 【南進】	178,000㎡	2000台	○	有 (占有不可)	有	○	指定管理者 中井スポーツ センター	0465-81-3894	小田原市消防本部	有 【35】	有										年中無休 24時間営業	
30	県立大井高校	神奈川県足柄上郡大井町西大井 984-1	35.191273	139.85564	国道255号線から 県道711号線 【北進】	31,757㎡	普通車 50台	○	有 (占有不可)	無	○	神奈川県	0465-83-4101	小田原市消防本部	有 【38】	有	(株)シブヤエニックス スタンオン大井松田	神奈川県足柄上郡大井町金 子83	35.338890	139.152190	50,000 (5)	20,000 (5)	セルフ	給油不可	無	0465-85-0123	年中無休 24時間営業
31	東海カーボン株式会社 湘南工場	神奈川県茅ヶ崎市円蔵370	35.341879	139.40053	茅ヶ崎西ICから国道1号 【西進】	8,040㎡	297台	△	有	無	未	湘南工場 工場長	0467-82-0104	茅ヶ崎市消防本部	有 【40】	有	茅ヶ崎石油(株)	神奈川県茅ヶ崎市1-3-33 【2.0km】	35.332109	139.401902	64,000 (6)	12,000 (6)	セルフ	給油不可	有	0467-86-7777	年中無休 24時間営業
32	池子の森自然公園	神奈川県逗子市池子字花ノ瀬60-1	35.303741	139.58940	横浜横須賀道路池子ICから 県道24号 【西進】	32,096㎡	640台	○	有	無	未	逗子市	046-973-1111	逗子市消防本部	有 【44】	有	エス・ピー石油株式会社	神奈川県逗子市池子2-15-6 【0.8km】	35.306386	139.594283	30,000 (7)	10,000 (2)	フル	非常電源	有	046-871-0323	平日土祝7:00～21:00 日8:00～21:00 定休日：元旦
33	秦野市消防本部	神奈川県秦野市曾屋757	35.379932	139.21080	秦野中井ICから県道70号 【南進】	4,500㎡	20台	○	有	無	○	秦野市	0463-81-0119	秦野市消防本部	無	無	(株)東日本宇佐美 神奈川県茅店	神奈川県秦野市水神町10-23 【0.7km】	35.224574	139.125913	40,000 (4)	30,000 (4)	フル	非常電源	有	0463-84-3828	月～土6:00～20:00 日祝日7:00～20:00
34	県立秦野総合高等学校	神奈川県秦野市南が丘1-4-1	35.358044	139.22406	秦野中井ICから市道81号 【南進】	100,000㎡	100台	○	有	有	未	神奈川県	0463-81-0119	秦野市消防本部	有 【46】	有	コスモ石油販売(株) 南関東カンパニー	神奈川県秦野市尾尻571-1 【0.8km】	35.214257	139.133186	40,000 (6)	10,000 (6)	セルフ	給油不可	有	0463-80-3101	年中無休 24時間営業
35	神奈川県総合防災セン ター	神奈川県横浜市下津名久280	35.404676	139.35298	東名高速道路厚木ICから 国道129号線 【南進】	66,280㎡	433台(推)	○	有	有	○	神奈川県	046-227-0001	厚木市消防本部	有 【49】	有	(株)ENEOSウイング厚木 インターTS給油所	神奈川県厚木市酒井3125 【2.1km】	35.416902	139.362365	45,000 (8)	9,000 (4)	フル		有	046-227-4711	年中無休 24時間営業
36	大和市消防本部	神奈川県大和市深見西4-4-6	35.481701	139.459737	横浜町田ICから国道246号 【西進】	5,851㎡	15台	○	有	無	未	大和市	046-260-5776	大和市消防本部	無	無	株式会社セントラルドライブ 大和SS	神奈川県大和市深見西8-2-1 【0.9km】	35.485017	139.458301	58,000 (6)	10,000 (6)	セルフ	非常電源	有	046-262-2041	年中無休 24時間営業
37	伊勢原市役所駐車場	神奈川県伊勢原市田中348	35.403660	139.31483	東名高速道路厚木西ICから 国道246号 【西進】	3500㎡	24台(推)	△	無	無	未	伊勢原市	0463-94-4711	伊勢原市消防本部	無	無	(株)東日本宇佐美伊勢原 東部工業団地	伊勢原市歌川1-3-5 【3.5km】	35.402138	139.343106	42,000 (4)	38,000 (6)	フル セルフ	非常電源	有	0463-90-1668	年中無休 24時間営業
38	伊勢原市消防署南分署	神奈川県伊勢原市下谷491	35.391082	139.33532	東名高速道路厚木西ICから 国道271号 【南進】	3,900㎡	12台(推)	○	有	無	○	伊勢原市	0463-95-9119	伊勢原市消防本部	無	無											
39	東名高速道路上り 海老名SA	神奈川県海老名市大谷南5-1-1	35.431951	139.39838	東名高速道路上りから 東名高速道路 【西進】	22,437㎡	大型 172台 普通車 326台	○	有	無	未	施設管理者	046-231-7767	海老名市消防本部	無	無	小日笠石油エネルギー (ENEOSウイング)	【同拠点内】	-	-	90,000 (2)	30,000 (2)	フル	非常電源	有	046-231-1019	年中無休 24時間営業
40	海老名市役所所轄広場	神奈川県海老名市勝瀬208	35.445964	139.39889	東名高速道路から園央大通 【北進】	111,450㎡	150台(推)	○	有	無	未	海老名市	046-231-0355	海老名市消防本部	有 【53】	有	海老名市消防署今里出張所 【2km】	神奈川県海老名市今里1-3- 45	35.2551641	139.230777	20,000 (2)	40,000 (2)	フル	非常電源	無	046-235-6188	市管理施設のため時間は 対応可能
41	海老名市消防本部	神奈川県海老名市大谷816	35.444798	139.39093	東名高速道路から園央大通 【北進】	4,450㎡ 建物含む	10台(推) (普通車)	○	有	無	未	海老名市	046-231-0355	海老名市消防本部	無	無	海老名市消防署今里出張所 【2km】	神奈川県海老名市今里1-3- 45	35.2551641	139.230777	20,000 (2)	40,000 (2)	フル	非常電源	無	046-235-6188	市管理施設のため時間は 対応可能
42	座間市消防本部	神奈川県座間市相武台1-48-1	35.494989	139.401814	東名高速道路厚木ICから 国道246号【北進】 東名高速道路横浜町田ICから 国道246号【西進】	4798.10㎡	20台	○	有	無	○	座間市	046-256-2211	座間市消防本部	無	無	座間市消防本部	【同拠点内】	35.494989	139.401814	10,000 (1)	10,000 (1)	セルフ	非常電源	無	046-256-2211	自家用
43	座間市総合防災備蓄 庫	神奈川県座間市緑ヶ丘6-1-15	35.493139	139.400497	東名高速道路横浜町田ICから 国道246号【西進】	51,207.3 ㎡	80台	○	有	無	○	座間市	046-252-7395	座間市危機管理課	無	無	座間市消防本部	座間市相武台1-48-1	35.494989	139.401814	10,000 (1)	10,000 (1)	セルフ	非常電源	無	046-256-2211	自家用
44	綾瀬市民文化センター駐 車場	神奈川県綾瀬市深谷中1-3-1	35.434109	139.42994	主要な支線・中山茅ヶ崎線から藤 沢座間厚木線【北進】	3,330㎡	167台	○	無	無	未	施設管理者	0467-76-2113	綾瀬市消防本部	有 【56】	有	Dr. Drive綾瀬中央e.s	神奈川県綾瀬寺尾釜田1-1-3 【1.2km】	35.444196	139.423424	40,000 (2)	10,000 (2)	セルフ	非常電源	無	0467-79-5222	年中無休 24時間営業
45	葉山町消防署	神奈川県葉山町座内2050-10	35.271279	139.58511	逗葉新道から国道134号 【南進】	2,154㎡	27台(推)	○	有	無	○	葉山町	046-976-0119	葉山町消防本部	無	無	湘南菱油株式会社	神奈川県三浦郡葉山町一色 1461	35.268780	139.585547	30,000 (4)	10,000 (4)	セルフ	給油不可	有	046-875-2866	年中無休 7:00～23:00
46	南郷上/山公園	神奈川県三浦郡葉山町長柄1888-1	35.284583	139.60124	逗葉新道から県道311号 【西進】	288,000㎡	大型3台 普通188台	○	有	有	未	施設管理者	046-976-1100	葉山町消防本部	無	無	株式会社富士オイル	神奈川県三浦郡葉山町長柄 1814-1	35.287976	139.597182	50,000 (6)	10,000 (6)	セルフ	給油不可	有	046-845-9360	年中無休 24時間営業
47	川とらのふれあい公園	神奈川県高座郡寒川町一之宮3003- 11(又は寒川町宮山4321-1)	35.375184	139.37401	寒川北ICから 県道相模原茅ヶ崎線 【南進】	72,000㎡	250台	×	有/否	無	未	寒川町	0467-74-1111	茅ヶ崎市消防本部	有 【58】	有	(株)木内石油	神奈川県高座郡寒川町田端 1448【2.5km】	35.352040	139.380263	40,000 (5)	20,000 (5)	セルフ	非常電源	有	0467-75-2469	7:00～21:00
48	県立おおいそ学園	神奈川県中郡大磯町生沢527	35.316518	139.25186	小田原厚大道路から 県道63号線 【東進】	151,705㎡	18台(推)	×	有	無	未	神奈川県	0463-71-0590	大磯町消防本部	有 【59】	有	ナガシマ株式会社大磯生沢SS	神奈川県中郡大磯町生沢493 【0.9km】	35.184640	139.165173	58,000(8)	16,000(8)	セルフ	手動ポンプ	有	0463-74-4812	年中無休 24時間営業
49	二宮町消防本部	神奈川県中郡二宮町中屋711-1	35.307932	139.25197	東名高速道路秦野中井ICから 県道71号【南進】	1,394㎡	0台	×	有	無	無	二宮町	0463-72-0015	二宮町消防本部	無	無	有限会社 露木商会	神奈川県中郡二宮町一色 1299	35.312999	139.244314	50,000 (6)	20,000 (6)	セルフ	手動ポンプ	有	0463-71-2241	年中無休 24時間営業
50	箱根町湯本 箱根町新道入口付近	神奈川県足柄下郡箱根町湯本190-2	35.232273	139.11250	国道1号線から箱根新道 【東進】	5,500㎡	110台	○	無	無	△	国土交通省	なし	箱根町消防本部	無	無	エネオス(有)中野石油 箱根湯本SS	神奈川県足柄下郡箱根町湯 本40	35.237154	139.115887	40,000 (4)	10,000 (4)	セルフ	手動ポンプ	有り	0460-85-7028	年中無休 7:30～20:00
51	箱根町箱根 箱根町新道箱根峠付近	神奈川県足柄下郡箱根町箱根381- 22	35.186538	139.01600	静岡県から国道1号線 【南進】	4,400㎡	20台	○	有	無	△	箱根町	0460-83-7310	箱根町消防本部	無	無	エネオス箱根石油(株) 戸ノ瀬SS	神奈川県足柄下郡箱根町元 箱根109	35.203663	139.033546	28,000 (8)	9,000 (4)	フル	非常電源	有り	0460-83-6615	木曜定休日 8:00～18:00
52	箱根町仙石原 乙女トンネル箱根峠手前	神奈川県足柄下郡箱根町仙石原 1236-27	35.274015	138.99108	静岡県から国道138号線 【北進】	900㎡	10台	○	有	無	△	小田原土木事務所	0460-84-3500	箱根町消防本部	無	無	出光石油相模原給油所	神奈川県足柄下郡箱根町元 箱根160【9.6km】	35.237826	139.998287	20,000 (4)	10,000 (4)	フル	非常電源	有	0460-84-7022	年中無休 8:00～18:00
53	湯山公園及び公園駐車場	神奈川県湯河原町銀座台951-1	35.168847	139.08926	静岡県から国道135号線 【北進】	1,600㎡	80台	△	有(占有不可)	無	未	湯河原町	0465-63-1977(公園管理 課)	湯河原町消防本部	有 【69】	有	セルフ湯河原SS/湘島袋 商店	静岡県岡部中央1-18-1	35.145688	139.111431	38,000 (4)	10,000 (4)	セルフ	無	無	0465-63-2677	年中無休 6:00～23:00
54	湯河原町民体育館及び 湯河原町民体育館駐車場	神奈川県湯河原町中央2-21-1	35.149249	139.11047	静岡県から国道135号線 【北進】	2602㎡	普通車109 台・大型パ ス6台	○	有(占有不可)	有	未	湯河原町	0465-63-2111(役場社会教 育館)	湯河原町消防本部	有 【70】	有	セルフ湯河原SS/湘島袋 商店	静岡県岡部中央1-18-1	35.145688	139.111431	38,000 (4)	10,000 (4)	セルフ	無	無	0465-63-2677	年中無休 6:00～23:00
55	湯河原町総合運動公園	神奈川県湯河原町吉浜1987-8	35.166099	139.11976	静岡県から国道135号線 【北進】	10,116																					

※行が足りない場合は、適宜、行を追加して下さい。

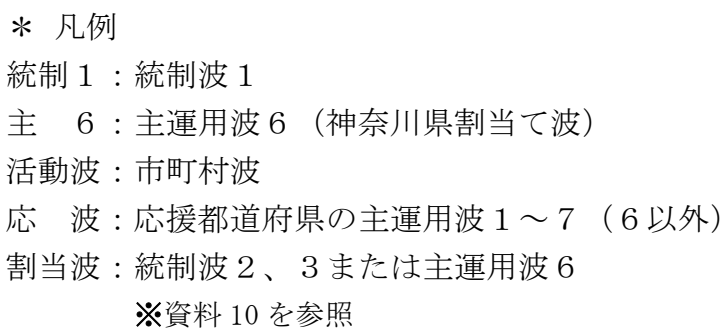
指揮支援隊受入れヘリコプター臨時離着陸場一覧

市町村等	指揮支援隊受入先	名称	所在地	座標(WGS) ※世界測地系	責任者・管理者等 電話番号	管轄消防本部
神奈川県	神奈川県庁 第二分庁舎	みなとみらいヘリポート	横浜市西区みなとみらい1	35° 20' 47" N 139° 38' 15" E	横浜市港湾局 建設課・安全課・安全管理課 045-671-7200	横浜市消防局
横浜市	横浜市消防局	横浜ヘリポート	横浜市金沢区福浦 三丁目2番地	35° 20' 32" N 139° 39' 23" E	横浜市消防局航空隊 045-784-0119	横浜市消防局
横浜市	横浜市消防局	横浜市役所屋上	横浜市中区本町6-50-10	35° 27' 02" N 139° 38' 03" E	横浜市役所災害情報室 045-671-4419	横浜市消防局
川崎市	川崎市消防局	川崎市消防局総合庁舎 (4tまで)	川崎市川崎区南町 20-7	35° 31' 20" N 139° 42' 08" E	川崎市消防局警防部警防課 044-223-2605	川崎市消防局
	川崎市消防局	川崎市立川崎病院 (4tを超える場合)	川崎市川崎区新川通12-1	35° 31' 24" N 139° 42' 33" E	川崎病院庶務課 044-233-5521	川崎市消防局
相模原市	相模原市消防局	横山公園人工芝 グラウンド	相模原市中央区横山 5-11-50	35° 56' 24" N 139° 36' 38" E	横山公園管理事務所 042-758-0886	相模原市消防局
	相模原市消防局	相模原麻溝公園 第3駐車場	相模原市南区 麻溝台2317番地1	35° 31' 31" N 139° 23' 30" E	相模原麻溝公園管理事務所 042-777-3451	相模原市消防局
横須賀市 三浦市	横須賀市消防局	横須賀市消防局 消防総合訓練センター	横須賀市長瀬3-4-1	35° 13' 44" N 139° 43' 25" E	横須賀市消防局警防課 046-821-6471	横須賀市消防局
		横須賀市立 常葉中学校グラウンド	横須賀市小川町18	35° 16' 53" N 139° 40' 27" E	横須賀市立常葉中学校 046-825-7410	
平塚市	平塚市消防本部	総合公園内 平塚競技場	平塚市大原1-1	35° 20' 34" N 139° 20' 25" E	平塚市役所 警備課・総合公園課 0463-35-2233	平塚市消防本部
鎌倉市	鎌倉市消防本部	笛田公園運動場	笛田3-30-1	35° 19' 19" N 139° 31' 16" E	笛田公園管理事務所 0467-32-0559	鎌倉市消防本部
藤沢市	藤沢市消防局	藤沢市消防防災 訓練センター	藤沢市石川3417-1	35° 22' 43" N 139° 27' 30" E	藤沢市消防局消防総務課 0466-50-3576	藤沢市消防局
小田原市	小田原市消防本部	上府中公園	小田原市東大友113	35° 18' 17.9" N 139° 10' 22.9" E	指定管理者(一財) 小田原市事業協会 0465-33-1583	小田原市消防本部
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市消防本部	茅ヶ崎公園野球場	茅ヶ崎市中海岸3-3-11	35° 19' 11.5" N 139° 24' 18.4" E	茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団 0467-82-7175	茅ヶ崎市消防本部
逗子市	逗子市消防本部	池子小学校校庭	逗子市池子3-9-1	35° 18' 12.09" N 139° 36' 15.44" E	逗子市教育委員会 046-873-2070	逗子市消防本部
秦野市	秦野市消防本部	上智大学短期大学部	秦野市上大槻680-2	35° 36' 55" N 139° 23' 46" E	学校法人上智学院 0463-81-0119	秦野市消防本部
厚木市	厚木市消防本部	神奈川県 総合防災センター	厚木市下津古久280	35° 24' 16" N 139° 21' 10" E	神奈川県 046-227-0001	厚木市消防本部
大和市	大和市消防本部	大和スポーツセンター 競技場	大和市上草柳1-1-1	35° 28' 31" N 139° 27' 27" E	文化スポーツ部スポーツ課 046-260-5762	大和市消防本部
伊勢原市	伊勢原市消防本部	成城学園伊勢原 総合グラウンド	伊勢原市西富岡448番の1	35° 25' 28" N 139° 18' 18" E	成城学園伊勢原総合グラウンド事業所 所長 0463-93-0771	伊勢原市消防本部
海老名市	海老名市消防本部	中新田小学校	海老名市新田1-15-1	35° 26' 19" N 139° 23' 7" E	海老名市教育部教育総務課 046-231-2111	海老名市消防署
座間市	座間市消防本部	座間小学校	座間2-3133	35° 29' 7" N 139° 23' 32" E	座間市教育委員会 046-251-0009	座間市消防本部
	座間市消防本部	芹沢公園多目的広場	栗原2541-1	35° 29' 8" N 139° 25' 13" E	座間市(公園緑政課) 046-252-7222	座間市消防本部
	座間市消防本部	市民球場	相模が丘6-36-24	35° 30' 11" N 139° 25' 48" E	座間市(スポーツ課) 046-2528162	座間市消防本部
	座間市消防本部	新宿宿グラウンド	新宿宿2178	35° 28' 39" N 139° 22' 49" E	座間市(スポーツ課) 046-2528162	座間市消防本部
綾瀬市	綾瀬市消防本部	市民文化センター 第2駐車場(南側)	綾瀬市早川463	35° 25' 59" N 139° 25' 43" E	綾瀬市中央公民館 0467-77-1131	綾瀬市消防本部
葉山町	葉山町消防本部	葉山小学校校庭	葉山町堀内2050番地	35° 16' 18" N 139° 35' 4" E	葉山町教育委員会 046-876-1111	葉山町消防本部
寒川町	茅ヶ崎市消防本部	川とのふれあい公園	神奈川県高座郡寒川町 宮山4621-1	35° 22' 31" N 139° 22' 26" E	寒川町都市計画課 0467-74-1111	茅ヶ崎市消防本部
大磯町	大磯町消防本部	大磯ロングビーチ 第1駐車場	中郡大磯町国府本郷546	35° 18' 3" N 139° 17' 4" E	大磯プリンスホテル 0463-61-1111	大磯町消防本部 (フォワードベース登録ヘリ ポート)
二宮町	二宮町消防本部	二宮町民運動場	中郡二宮町山西2023-1	35° 29' 90" N 139° 24' 9" E	二宮町生涯学習課 0463-71-8032	二宮町消防本部
箱根町	箱根町消防本部	東方之光第3駐車場	強羅1322	35° 14' 50.58" N 139° 01' 47.68" E	東方之光事務所 0460-86-1111	箱根町消防本部
湯河原町	湯河原町消防本部	湯河原町総合 運動公園	神奈川県湯河原町 吉浜1987-8	35° 9' 57.8" N 139° 7' 11.2" E	湯河原町役場公園課 0465-63-2111	湯河原町消防本部
愛川町	愛川町消防本部	愛川町消防訓練場	愛川町角田4047番地	35° 31' 25" N 139° 18' 56" E	愛川町消防本部 046-285-3131	愛川町消防本部
	愛川町消防本部	神奈川県立 愛川ふれあいの村	愛川町半原3390番地	35° 32' 14" N 139° 15' 47" E	神奈川県 045-210-8217	愛川町消防本部

宿當場所一覽表

名 称	住 所	緯 度	経 度	当該施設等への 近接ルート	敷 地 面 積	地 状	地 盤 状 況	駐車台数	拠点機能形 成車の進入	トイレ (公衆用)	水 道 (公営)	施設の活用 (公営)	新築性 の有無	指定避難所等 の指定の有無	他救助機関 との設置	管理者	電話番号	担当消防本部	事業所名	【同拠点からの距離】	緯 度	経 度	ガソリン (セルフ 数)	給油 (セルフ 数)	フル セルフ	停電時の対応	指定の 有無	電話番号	営業日時		
1 金沢自然動物公園駐車場	神奈川県横浜市金沢区金谷第5-15-1	35.351553	139.600252	横浜横須賀道路横浜自然公園料金所から進入。※金沢谷ジャングルからの進入可能	18,000㎡	アスファルト	アスファルト	200台	○	有	有	有(300)	有	有	無	施設管理者	045-783-9100	横浜市消防局	東名高速道路下り坂名SA内エンリ石油	神奈川県横浜名市大谷第5-2-1【50.8km】	35.430915	139.401905	10,000 (6)	20,000 (3)	フル	手動ポンプ	無	045-231-1009	年中無休 24時間営業		
2 横浜市消防訓練センター	神奈川県横浜市戸塚区栗谷町777-1	35.387714	139.504590	横浜新道から国道1号【北進】	6000㎡	アスファルト	アスファルト	30台	○	有	有	有(300)	有	有	無	管理者	045-853-8602	横浜市消防局	横浜昭和シェル石油	神奈川県横浜市戸塚区栗谷町777-1【1km】	35.382856	139.500632	10000 (1)	10000 (1)	セルフ	手動ポンプ	無	045-851-5583	年中無休 24時間営業		
3 こどもの国 主観駐車場	神奈川県横浜市青葉区奈良町987-1	35.559299	139.487105	国道246号から県道140号【北進】	17,000㎡	アスファルト	アスファルト	180台	○	有	有	無	-	無	未	管理者	045-981-2111	横浜市消防局	(株)ENEOS Dr. Driveセルフ奈良こどもの国店	神奈川県横浜市青葉区奈良3丁目2-1	35.474693	139.480957	200,000 (4)	200,000 (4)	セルフ	非常電源	無	045-981-8080	年中無休 24時間営業		
4 新横浜公園 (横浜国際総合競技場)	神奈川県横浜市港北区小机町3300	35.511092	139.605500	第3京浜1号から一般道【南進】	901,687㎡	芝・アスファルト	芝・アスファルト	600台	○	有	有	無	-	無	未	管理者	環状副道 045-671-3847	横浜市消防局	(株)ENEOS Dr. Drive新横浜東	神奈川県横浜市港北区大森戸町467	35.515152	139.625872	300,000 (3)	200,000 (3)	セルフ	非常電源	無	045-402-3420	年中無休 24時間営業		
5 川崎市見学球場及び周辺	神奈川県川崎市川崎区富士見2-1	35.527292	139.707988	東名道から国道15号【南進】	29,000㎡	芝・アスファルト	芝・アスファルト	50台	△	有	有	無	-	無	○	川崎市	044-200-2408 (国道沿線施設敷地からの管理)	川崎市消防局	川崎消防署	神奈川県川崎市川崎区南町20-7【1.3km】	35.525555	139.699184	4,000 (1)	4,000 (1)	-	非常電源	-	044-223-0119	自家用		
6 富士見球場	神奈川県川崎市川崎区富士見2-1	35.527292	139.707988	東京街から国道15号【南進】	8,200㎡	土	土	50台	○	有	有	無	-	無	○	川崎市	044-200-2406 (国道沿線施設敷地からの管理)	川崎市消防局	川崎消防署	神奈川県川崎市川崎区南町20-7【1.3km】	35.525555	139.699184	4,000 (1)	4,000 (1)	-	非常電源	-	044-223-0119	自家用		
7 等々力催し物会場	神奈川県川崎市川崎区等々力1-1	35.585130	139.649169	第3京浜1号から国道409号【北進】	5,500㎡	土	土	50台	○	有	有	無	-	無	○	川崎市	044-788-2311 (中原区道路公園センター)	川崎市消防局	中原消防署	神奈川県川崎市川崎区新丸字第3-175-1	35.574659	139.662560	9,500 (1)	7,000 (1)	-	非常電源	-	044-411-0119	自家用		
8 等々力緑地テニスコート1-2	神奈川県川崎市川崎区等々力1-2	35.585130	139.649169	第3京浜1号から国道409号【北進】	8,900㎡	土	土	50台	×	有	有	無	-	無	○	川崎市	044-788-2311 (中原区道路公園センター)	川崎市消防局	中原消防署	神奈川県川崎市川崎区新丸字第3-175-1	35.574659	139.662560	9,500 (1)	7,000 (1)	-	非常電源	-	044-411-0119	自家用		
9 等々力球場	川崎市川崎区等々力1-1	35.527292	139.707988	第3京浜1号から国道409号【北進】	13,816㎡	人工芝	人工芝	50台	△	有	有	有	-	無	○	川崎市	044-788-2377 (中原区道路公園センター)	川崎市消防局	中原消防署	神奈川県川崎市川崎区新丸字第3-175-1	35.574659	139.662560	9,500 (1)	7,000 (1)	-	非常電源	-	044-411-0119	自家用		
10 川崎市消防訓練センター	神奈川県川崎市川崎区大蔵4-10-2	35.586728	139.653482	東名高速・東名川崎ICから原市南川崎IC【南進】	15,000㎡	土	土	80台	○	有	有	有	有	無	○	川崎市	044-223-1199(代表)	川崎市消防局	川崎市消防訓練センター	【同拠点内】	35.586728	139.653462	10,000 (1)	20,000 (1)	-	非常電源	-	044-976-0119	自家用		
11 県立生田東高校	神奈川県川崎市多摩区生田4-32-1	35.618872	139.546645	東京都から国道409号【南進】	11,000㎡	土	土	50台	△	有	有	有	-	無	○	神奈川県	044-832-1211(代表)	川崎市消防局	多摩消防署	神奈川県川崎市多摩区研形1-5km	35.617976	139.557250	4,800 (1)	4,800 (1)	-	非常電源	-	044-933-0119	自家用		
12 ベン・パリー留習塚地多目的広場	神奈川県相模原市中央区弥栄3-80839-4	35.556528	139.39222	相模原中央ICから県道52号【東進】→県道507号【南進】	19,920㎡	アスファルト及び土	アスファルト及び土	140台	○	無 (※占有可)	無	無	-	有	○	相模原市	042-776-5311	相模原市消防局	相模原市消防局 緑が丘分署(自営給)	神奈川県相模原市中央区緑が丘1-32-23【1.5km】	35.54284	139.381825	7,000 (1)	2500 (1)	-	手動ポンプ	-	042-759-0119	-		
13 下部防災消防訓練場	神奈川県相模原市南区下溝3042-2	35.59835	139.387375	相模原中央ICから県道52号【東進】→県道507号【北進】	7,800㎡	土	土	30台	○	有 (※占有可)	有	無	-	無	○	相模原市消防局	042-764-9111	相模原市消防局	相模原市消防局 緑が丘分署(自営給)	神奈川県相模原市中央区緑が丘1-32-23【0.8km】	35.54284	139.381825	7,000 (1)	2,500 (1)	-	手動ポンプ	-	042-759-0119	-		
14 相模原オアシスタジアム一帯	神奈川県相模原市南区下溝4169	35.528142	139.387439	相模原中央ICから県道52号【東進】	23,800㎡	アスファルト	アスファルト	378台	○	有 (※占有可)	有	無	-	有	○	相模原市	042-777-6088	相模原市消防局	相模原市消防局 相模原分署(自営給)	神奈川県相模原市南区新緑野2-51-1【4.0km】	35.51970	139.402687	5,750 (1)	3,850 (1)	-	手動ポンプ	-	042-747-0119	-		
15 旧県立相模原南高等学校	神奈川県相模原市南区緑野468	35.304940	139.240190	相模原中央ICから県道52号【東進】→県道507号【南進】	31292.55㎡	コンクリート及び土	コンクリート及び土	35台	×	有 (※占有可)	有	有 (300人)	有	無	○	神奈川県	042-747-0531	相模原市消防局	相模原市消防局 相模原分署(自営給)	神奈川県相模原市南区新緑野2-51-1【3.2km】	35.51970	139.402687	5,750 (1)	3,850 (1)	-	手動ポンプ	-	042-747-0119	-		
16 県立上鶴間高校	神奈川県相模原市南区上鶴間本町9-31-1	35.525394	139.455672	相模原中央ICから県道52号【東進】→県道507号【北進】	29,809㎡	コンクリート及び土	コンクリート及び土	46台	○	有 (※占有可)	有	有 (300人)	有	有	○	神奈川県	042-743-5622	相模原市消防局	相模原市消防局 相模原分署(自営給)	神奈川県相模原市南区相模大野3-34-1【2.4km】	35.52922	139.429416	4,000 (1)	6,000 (1)	-	手動ポンプ	-	042-744-0119	-		
17 原香公園	神奈川県相模原市緑区原香1-17	35.592678	139.313974	相模原ICから津久井北城道路【東進】→県道508号【東進】	19,957㎡	土	土	120台	○	有 (※占有可)	有	無	-	無	○	相模原市公道課	042-789-8243	相模原市消防局	相模原市消防局 相模原分署(自営給)	神奈川県相模原市緑区相原4-14-3【1.0km】	35.599329	139.320443	4,000 (1)	4,000 (1)	-	手動ポンプ	-	042-773-0119	-		
18 県立相模原総合高校	神奈川県相模原市緑区大島1226	35.580841	139.32212	相模原ICから津久井北城道路【東進】→県道48号【東進】	48,318㎡	コンクリート及び土	コンクリート及び土	70台	○	有 (※占有可)	有	有 (300人)	有	有	○	神奈川県	042-781-5055	相模原市消防局	相模原市消防局 相模原分署(自営給)	神奈川県相模原市緑区相原4-14-3【2.0km】	35.599329	139.320443	4,000 (1)	4,000 (1)	-	手動ポンプ	-	042-773-0119	-		
19 相模原リゾーランド・プレイス・駐車場	神奈川県相模原市緑区若柳1634番地	35.601562	139.20008	相模原ICから国道42号【東進】→国道412号(東進)	1,470,000㎡	アスファルト	アスファルト	409台	○	有 (※占有可)	有	有	-	無	○	相模原市リゾーランド株式会社	042-685-1111	相模原市消防局	相模原市消防局 相模原分署(自営給)	神奈川県相模原市緑区若柳1118番地【1.9km】	35.599329	139.320443	50,000 (4)	19,200 (2)	フル	不明	有	042-685-0421	平日 07:30~20:00 土日 08:00~20:00 不特定休日		
20 不入山公園(野球場)	神奈川県相模原市不入山町1-2	35.269590	139.66364	衣笠から県道26号【北進】	10,900㎡	土	土	140台	○	有	有	無	-	有	未	施設管理者	045-823-9300	相模原市消防局	相模原市消防局 相模原支所(須賀支所SS)	神奈川県相模原市緑区森崎1-5-24【3.5km】	35.249670	139.680790	10,000 (4)	50,000 (4)	フル	非常電源	有	045-836-3406	8:00~20:00		
21 佐田2丁目公園	神奈川県相模原市佐田2-36	35.242860	139.68500	佐田から県道27号【佐田交差点西】	29,363㎡	アスファルト	アスファルト	100台	○	有	有	無	-	有	未	施設管理者	045-833-5505	相模原市消防局	相模原支所(須賀支所SS)	神奈川県相模原市緑区森崎1-5-24【3.5km】	35.249670	139.680790	10,000 (4)	50,000 (4)	フル	非常電源	有	045-836-3406	8:00~20:00		
22 横須賀市消防総合訓練センター	神奈川県相模原市長岡5-4-1	35.23001	139.72403	浦賀ICから県道209号【南進】	9833.02㎡	アスファルト 、土	アスファルト 、土	50台	○	有 (※占有可)	有	有 (100人)	有	無	○	横須賀市消防局(総務課)	046-822-0119	横須賀市消防局	横須賀市消防局 須賀支所SS)	神奈川県相模原市緑区森崎1-5-24【3.5km】	35.24967	139.68079	10,000 (4)	50,000 (4)	フル	非常電源	有	045-836-3406	8:00~20:00		
23 県立三浦初声高等学校	神奈川県三浦市初声町入江274-2	35.187732	139.82522	国道134号線【南進】	29,900㎡	コンクリート及び土	コンクリート及び土	410台(グラウンド98200㎡)	○	有	有	有 (約900人 (体育館内))	有	無	未	神奈川県	045-889-1771	横須賀市消防局	三崎石油(株)三崎給油所	神奈川県三浦市原町1-2【5.5km】	35.15018	139.828410	16,800 (2)	7,000 (2)	フル	非常電源	有	045-881-3456	月~土7:30~20:00 日曜定休日		
24 三浦市民交流拠点 駐車場	神奈川県三浦市初声町下宮田字長谷282地先	35.167615	139.64049	国道134号線【南進】	2409.55㎡	アスファルト	アスファルト	51台	○	無	無	無	-	無	未	三浦市	045-884-0119	横須賀市消防局	三崎石油(株)三崎給油所	神奈川県三浦市原町1-2【2.8km】	35.15018	139.828410	7,000 (1)	7,000 (1)	フル	非常電源	有	045-881-3456	月~土7:30~20:00 日曜定休日		
25 平塚市総合公園	神奈川県平塚市大原1-1	35.342076	139.343132	東名高速道路平塚ICから国道128号【南進】	303,100㎡	芝・土 、アスファルト	芝・土 、アスファルト	500台	○	有	有	無	-	有	未	施設管理者	0463-35-2233	平塚市消防本部	峰麓株式会社(平塚第一SS)	神奈川県平塚市平塚2-6-17【1.8km】	35.194293	139.202525	10,000 (1)	30,000 (4)	フル	手動ポンプ	有	0463-31-1943	年中無休 8:00~20:00		
26 鎌倉海浜公園 由比ヶ浜地区	神奈川県鎌倉市由比ヶ浜4-7-1	35.309882	139.543262	国道134号線沿い	2,900㎡	土	土	100台(推)	△	有	有	無	-	有	未	鎌倉市	0467-23-3000	鎌倉市消防本部	湘南豊油㈱ 2nd Dr. Drive鎌倉営業所	鎌倉市由比ヶ浜4-1-5【0.4km】	35.309760	139.446325	40,000 (4)	40,000 (4)	セルフ	給油不可	有	0467-24-9533	年中無休(1月1~3日休み) 24時間営業		
27 鎌倉公園	神奈川県鎌倉市十二所512	35.327402	139.563342	横浜・横浜道路新比奈ICから環状4号→県道23号環状204号【西進】	2,300㎡	アスファルト	アスファルト	100台(推)	△	有	有	無	-	有	未	施設管理者	0467-22-7238	鎌倉市消防本部	鎌倉市由比ヶ浜2-1-20【3.0km】	鎌倉市由比ヶ浜2-1-20【3.0km】	35.315448	139.550189	40,000 (5)	10,000 (3)	フル	手動ポンプ	有	0467-22-1317	年中無休 7:00~22:00		
28 県立フラワーセンター 大根植物園駐車場	神奈川県鎌倉市岡本1018	35.346803	139.521155	国道1号から国道467号【北進】	2,000㎡	アスファルト	アスファルト	100台(推)	△	無 (別敷地有)	無	無	-	無	未	神奈川県	0467-46-2188	鎌倉市消防本部	神兵衛商事 大根中央SS	鎌倉市大根3-17-21【1.5km】	35.346836	139.355002	22,900 (4)	5,800 (4)	フル	非常電源	有	0467-44-6900	年中無休 7:30~20:00		
29 横浜消防防犯訓練センター	神奈川県鎌倉市石川13417-1	35.379576	139.458150	国道1号から県道43号【北進】	19,900㎡	アスファルト 砂利	アスファルト 砂利	60台	○	有	有	無	-	無	○	横浜消防防犯局(消防総務課)	0466-50-3576	横浜消防防犯局	訓練センター内自家用給油所	【同拠点内】	-	-	15,000 (1)	15,000 (1)	セルフ	非常電源	-	0466-50-3576	-		
30 県立スポーツセンター	神奈川県鎌倉市善行7-1-2	35.359806	139.475504	国道1号から国道467号【北進】	148,266㎡	アスファルト 土	アスファルト 土	288台(推)	○	有 占有、調整	有	無	-	有	△	神奈川県	0466-81-2570	横浜消防防犯局	横浜ブルーインフュージョン 横浜電気野給油所	横浜市電井野2470-1	35.378587	139.476765	6,800 (8)	25,000 (8)	セルフ	給油不可	有	0466-83-2724	年中無休 24時間営業		
31 引地観水公園球技場	神奈川県鎌倉市大蔵6510	35.361122	139.454531	国道1号から県道43号【北進】	161,600㎡	アスファルト 芝	アスファルト 芝	74台(推)	○	有	有	無	-	無	△	公益財団法人 引地観水公園 引地観水公園 管理委員会	0466-46-7788	横浜消防防犯局	川崎セナナス石油販売(株) 大蔵SS	横浜市大蔵427	35.359020	139.453434	45,000 (8)	40,000 (8)	セルフ	給油不可	有	0466-89-0020	07:00 ~ 22:00		
32 上府中公園	神奈川県小田原市東大芝113	35.181651	139.102172	小田原環水道路から国道1号線【南進】	15,900㎡	芝・土	芝・土	普通車 280台	○	有 (占有不可)	有	無	-	無	△	指定管理者 (小田原市 市事務組合)	0465-33-1583	小田原市消防本部													
33 鶴宮運動広場	神奈川県小田原市藤9987	35.164559	139.111893	国道255号線から県道719号線【南進】	8,610㎡	土	土	普通車 430台	○	有 (占有不可)	有	無	-	無	○	小田原市	0465-38-1148 (スポーツ庁)	小田原市消防本部	国際油(株) 鶴宮	神奈川県小田原市前川182-1【1.8km】	35.286320	139.189590	40,000 (6)	10,000 (6)	セルフ	給油不可	無	0465-48-4100	年中無休 24時間営業		
34 足柄台中学校	神奈川県足柄上郡市竹枝2000	35.193400	139.825841	東名高速道路本井田ICから国道78号線【南進】	30,380㎡	土	土	450台	×	有	有	不明	不明	無	未	足柄上郡市	0465-74-7511	小田原市消防本部													
35 中井中央公園	神奈川県足柄上郡市井町北条第380	35.202184	139.131311	東名高速道路桑野中井ICから県道711号→県道77号【南進】	178,000㎡	アスファルト 土	アスファルト 土	2000台	○	有 (30 占有不可)	有	有	-	有	○	指定管理者 中井スポーツ パートナーズ	0465-81-3884	小田原市消防本部													
36 県立大井高校</																															

名 称	緯 度	経 度	住 所	当該消火場所への 出入ルート	敷 地 面 積	地 盤 状 況	駐 台 台 数	拠点機能形 成置の導入	トイレ (小便所)	水道 (源泉)	施設の活用 (必要人数)	前置性の 有無	指定避難所等 の指定の有無	他活動期間 との調整	管理者	電話番号	担当消防本部	事業所名	住 所 【同表から近い距離】	緯 度	経 度	ガソリン (レシーブ 数)	軽油 (レシーブ 数)	フル セブ	停電時の対応	協定の 有無	電話番号	営業日時	
37 松田中学校	35.20464	139.823144	神奈川県足柄上郡松田町松田 第2部 1400	国道215号東から 県道711号線 【北進】	18,074㎡	土	普通車 40台	×	有 (11) (占有不可)	有	有	有	有	未	松田町	0465-82-2261	小田原市消防本部												
38 県立山北高校	35.21152	139.820078	神奈川県足柄上郡山北町向原 2370	国道246号線 【南進】	35,377㎡	土	普通車 60台	×	有 (6) (占有不可)	有	有	一部面霞	有	○	神奈川県	0465-75-0828	小田原市消防本部												
39 県立吉田鳥籠総合高校	35.201025	139.732830	神奈川県足柄上郡鳥籠町吉田 鳥 281	東名高速道路大井松田ICから 県道78号線 【南進】	85705㎡	土	普通車 20台	×	有 (7) (占有不可)	有	有 (920人)	有	有	未	神奈川県	0465-82-0151	小田原市消防本部												
40 東通カパーン株式会社 湘南工場	35.341879	139.400534	神奈川県茅ヶ崎市白旗370	茅ヶ崎西ICから国道1号 【西進】	8,040㎡	アスファルト	297台	△	有	無	無	無	無	未	湘南工場	0467-82-1600	茅ヶ崎市消防本部	茅ヶ崎石油	神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1-5- 33 [2.0km]	35.332109	139.401902	64,000 (6)	12,000 (6)	セル フ	給油不可	有	0467-86-7777	年中無休 24時間営業	
41 茅ヶ崎市市立中央公園	35.335582	139.406151	神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎2-3-1	茅ヶ崎西ICから国道1号 【西進】	約48,000㎡	芝	180台	○	有	有	無	-	有	未	茅ヶ崎市	0467-82-1111	茅ヶ崎市消防本部	茅ヶ崎石油	神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1-5- 33 [2.1km]	35.332109	139.401902	64,000 (6)	12,000 (6)	セル フ	給油不可	有	0467-86-7777	年中無休 24時間営業	
42 茅ヶ崎市市民文化会館	35.335223	139.404048	神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	茅ヶ崎西ICから国道1号 【西進】	約11,000㎡	アスファルト	30台	×	有 (44人)	有	有	無	無	未	茅ヶ崎市	0467-82-1111	茅ヶ崎市消防本部	茅ヶ崎石油	神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1-5- 33 [2.2km]	35.332109	139.401902	64,000 (6)	12,000 (6)	セル フ	給油不可	有	0467-86-7777	年中無休 24時間営業	
43 東野チタニウム株式会社	35.339503	139.404187	神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎5-3-5	茅ヶ崎西ICから国道1号 【西進】	9,900㎡	アスファルト	75台	△	有	無	無	無	無	未	施設管理者	0467-87-2830	茅ヶ崎市消防本部	茅ヶ崎石油	神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1-5- 33 [2.3km]	35.332109	139.401902	64,000 (6)	12,000 (6)	セル フ	給油不可	有	0467-86-7777	年中無休 24時間営業	
44 池子の森自然公園	35.303741	139.58940	神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎4号 60-1	横浜須賀野道池子ICから 県道24号 【西進】	32,986㎡	芝・土	640台	○	有	有	無	-	無	未	逗子市	046-873-1111	逗子市消防本部	エス・ピー・石油株式会社	神奈川県逗子市池子2-15-6 [0.8km]	35.306386	139.594283	30,000 (2)	10,000 (2)	フル	非常電源	有	046-871-0323	平日土曜7:00～21:00 日8:00～21:00 定休日：元旦	
45 県立東野学園高校	35.378864	139.237561	神奈川県茅ヶ崎市普賢3613-1	東野中井ICから国道70号 【北進】	14,000㎡	土	150台	○	有	有	無	-	有	未	施設管理者	0463-81-0119	東野市消防本部	東野市消防本部 R246/A7/SS R246/A7/SS	神奈川県東野市普賢3-1 [0.2km]	35.378516	139.235370	38,000 (4)	10,000 (4)	セル フ	給油不可	有	0463-81-0729	年中無休 24時間営業	
46 県立東野総合高校	35.358044	139.224057	神奈川県東野市南が丘1-4-1	東野中井ICから国道70号 【南進】	10,000㎡	土	100台	○	有	有	無	-	有	未	施設管理者	0463-81-0119	東野市消防本部	コスモ東野石油販売(株) 南関東カンパニー	神奈川県東野市南が丘571-1 [0.8km]	35.214257	139.133186	40,000 (6)	30,000 (6)	セル フ	給油不可	有	0463-80-3101	年中無休 24時間営業	
47 上智大学短期大学部	35.365532	139.234623	神奈川県茅ヶ崎市上大崎680-2	東野中井ICから国道70号 【北進】	12,000㎡	土	150台	○	有	有	無	-	有	○	学校法人上智 学院	0463-81-0119	東野市消防本部	(有) 高橋石油	神奈川県東野市西大竹301-1 [0.8km]	35.214346	139.140120	28,800 (1)	9,000 (1)	フル	給油不可	有	0463-81-3452	月～土7:00～20:00 日8:00～19:00 第3日曜定休	
48 県立東野戸川公園	35.404986	139.166619	神奈川県東野市堀山下1813	国道246号ICから県道706号 【北進】	10,138㎡	土	100台	○	有	有	無	-	有	○	神奈川県東野 土木事務所	0463-81-0119	東野市消防本部	横相武石油	神奈川県東野市戸川913 [2km]	35.391605	139.184743	29,800 (4)	9,800 (2)	フル	給油不可	有	0463-75-0269	8:00～18:00 日曜定休	
49 神奈川県総合防災セン ター	35.404676	139.35298	神奈川県厚木市下津古久280	東名高速道路厚木西ICから 国道129号線 【南進】	86,280㎡	アスファルト	433台(推)	○	有	有	有	有	有	○	神奈川県	046-227-0001	厚木市消防本部	(株)ENEOSウィング厚木イ ンターリス給油所	神奈川県厚木市酒井3125 [2.1km]	35.416902	139.362865	45,000 (8)	9,000 (4)	フル		有	046-227-4711	年中無休 24時間営業	
50 県立厚木西高校	35.448751	139.310011	神奈川県厚木市森の丘青山12- 1	東名高速道路厚木西ICから 国道246号から県道 129号線 【西進】	40,000	土	250台(推)	○	有 (1,650)	有	有	有	無	○	神奈川県	046-248-1705	厚木市消防本部	船橋山石油	神奈川県厚木市船橋山518	35.448106	139.333107	37,400 (6)	18,700 (4)	フル	手動ポンプ	有	046-241-1648	年中無休 24時間営業	
51 柏木学園高等学校	35.482146	139.460135	神奈川県大和市4-4-22	横浜町田ICから国道246号 【西進】	6,032㎡	芝・土	50台	×	有	有	無	無	有	未	施設管理者	046-260-5776	大和市消防本部												
52 伊勢原市消防署分署 35-3-3(船越セナ)	35.391082	139.335321	神奈川県伊勢原市下(49)番 地	東名高速道路厚木西ICから 国道271号【南進】	3,900㎡	7x7x18 土	12台(推)	○	有 (80)	有	有	有	無	○	伊勢原市	0463-95-9119	伊勢原市消防本部												
53 海老名市役所産業広場 の1西側	35.445994	139.389892	神奈川県海老名市藤瀬15番地	東名高速道路厚木西ICから 国道246号から県道 129号線 【北進】	11,145㎡	土	150台(推)	○	有	有	無	無	無	未	海老名市	046-231-0355	海老名市消防本部	海老名市	神奈川県海老名市今里1-3- 45 [2km]	35.255164	139.230777	20,000 (2)	40,000 (2)	フル	非常電源	無	046-235-6188	市管理施設のため時間は 対応可能	
54 ザ・ウィングス	35.453936	139.395388	神奈川県海老名市中央1-17-10	東名高速道路厚木西ICから 国道246号から県道 129号線 【北進】	1,500㎡	アスファルト	30台(推) 普通	×	有	有	有	有	無	未	施設管理者	046-234-1233	海老名市消防本部	海老名市	神奈川県海老名市今里1-3- 45 [3km]	35.255164	139.230777	20,000 (2)	40,000 (2)	フル	非常電源	無	046-235-6188	市管理施設のため時間は 対応可能	
55 市民体育館	35.486225	139.403154	神奈川県厚木市相模台1-47-1	東名高速道路厚木Cから国道246 号【北進】東名高速道路横浜町田1 号ICから国道246号【西進】	18,000㎡	アスファルト	71台	×	有	有 (500人)	有	有	有	△	施設管理者	046-255-0077	厚木市消防本部												
56 緑通市民文化センター駐 車場	35.434109	139.429942	神奈川県厚木市藤瀬15番地から藤沢 産間厚木線【北進】	主要外子・中山茅ヶ崎線から藤沢 産間厚木線【北進】	3,330㎡	アスファルト	167台	○	無	無	無	-	無	未	施設管理者	0467-76-2113	緑通市消防本部	Dr.Drive緑通中as	神奈川県緑通寺尾釜田1-1-3 [1.2km]	35.444196	139.424424	40,000 (2)	10,000 (2)	セル フ	非常電源	無	0467-79-5222	年中無休 24時間営業	
57 葉山町神社文化会館	35.270022	139.587028	神奈川県三浦郡葉山町堀内 2220	逗楽新道から国道194号【南進】	9,136㎡	コンクリート	32台	○	有	有 (1079人)	有	無	無	未	館長	046-876-1871	葉山町消防本部	湘南遊漁株式会社	神奈川県三浦郡葉山町堀内 1461番地	35.288780	139.585547	30,000 (4)	10,000 (4)	セル フ	給油不可	有	046-875-2966	年中無休 7:00～23:00	
58 川にのふれあい公園	35.375184	139.37401	神奈川県厚木市川町一之宮 3003-1(又は葉山町宮山4321- 1)	葉山北ICから 県道246号から県道 63号線 【南進】	72,000㎡	土	250台	×	有/否	有	無	-	無	無	葉山町	0467-74-1111	茅ヶ崎市消防本部	(株)木内石油	神奈川県高森郡葉山町田端 1448[5.0km]	35.352040	139.380263	40,000 (5)	20,000 (5)	セル フ	非常電源	有	0467-75-2469	7:00～21:00	
59 県立おおひろ学園	35.316518	139.281838	神奈川県厚木市大崎町生527	小田原市大崎町から 県道63号線 【東進】	191,705.45㎡	アスファルト	18台(推)	×	有	有	-	-	無	未	神奈川県	0463-71-0590	大磯町消防本部	ナガニエ株式会社大磯生沢 SS	神奈川県中郡大磯町生沢493 [0.9km]	35.184640	139.165173	56,000 (8)	16,000 (8)	セル フ	手動ポンプ	有	0463-74-4812	年中無休 24時間営業	
60 二宮町民センター	35.298430	139.254755	神奈川県厚木市二宮町二宮361- 26	東名高速道路厚木西ICから 県道71号【南進】	4,390㎡	アスファルト	45台 (推)	×	有 (810人)	有	有	無	無	無	施設管理者	0463-71-0121	二宮町消防本部	有限会社 露木商会	神奈川県中郡二宮町一色 [2.9km]	35.312999	139.244314	50,000 (6)	20,000 (6)	セル フ	手動ポンプ	有	0463-71-2241	年中無休 24時間営業	
61 湯本小学校	35.230503	139.104788	神奈川県厚木市下郡箱根町湯本 399	小田原市大崎町小田原西ICから 国道1号線【西進】	4,600㎡	土	220台	○	有 (200人)	有	有	有	有	未	箱根町	0460-85-5414	箱根町消防本部	エネオス(有) 中野石油 箱根湯本SS	神奈川県足柄下郡箱根町湯 本40	35.237154	139.115887	40,000 (4)	10,000 (4)	フル	手動ポンプ	有	0460-85-7028	年中無休 7:30～20:00	
62 箱根中学校	35.247120	139.048859	神奈川県足柄下郡箱根町二ノ平 1154	国道1号線二ノ平入口から国道723 号線【北進】	9,200㎡	土	245台	○	有 (530人)	有	有	有	有	未	箱根町	0460-82-3000	箱根町消防本部	(株)エネオス(有)箱根下ライ フサービス	神奈川県足柄下郡箱根町小 涌谷498 [0.9km]	35.240293	139.051597	19,200 (4)	9,600 (4)	フル	手動ポンプ	有	0460-82-2004	年中無休 8:00～18:30	
63 湘南集団施設地区	35.234286	139.990089	神奈川県足柄下郡箱根町元箱 根164	県道15号線湯湖三叉路から500m 元	133,267㎡	アスファルト	360台	○	有	有	有	有	△	自然環境保全 センター	0460-84-9511	箱根町消防本部	出光山越箱根湯湖底給油所 箱根	神奈川県足柄下郡箱根町元 箱根160[0.2km]	35.237826	139.998287	20,000 (4)	10,000 (4)	フル	非常電源	有	0460-84-7022	年中無休 8:00～18:00		
64 県立厚根根公園	35.194514	139.027133	神奈川県厚木市下郡箱根町元箱 根171	国道1号線元箱根交差点から500 m【南進】	199,00㎡	アスファルト	140台	○	有	有	無	-	△	東海土木事務 所小田原土木 セクション	0460-83-7404	箱根町消防本部	エネオス箱根石油(株) 厚木湖SS	神奈川県足柄下郡箱根町元 箱根109[1.4km]	35.203663	139.033546	28,000 (8)	9,000 (8)	フル	非常電源	有	0460-85-6615	水曜定休日 8:00～18:00		
65 箱根の森小学校	35.253328	139.054717	神奈川県厚木市下郡箱根町宮城 野225	国道138号線宮城野橋から 元	4,100㎡	土	172台	×	有 (200人)	有	有	有	有	未	箱根町	0460-82-3038	箱根町消防本部	エネオス箱根宮ノ下SS 箱根登山トールサービス	神奈川県足柄下郡箱根町宮ノ 下103[1.0km]	35.242690	139.062833	40,000 (5)	10,000 (2)	フル	手動ポンプ	有	0460-82-3737	水曜定休日 7:30～18:00	
66 旧国営幼稚園	35.242183	139.056723	神奈川県足柄下郡箱根町宮ノ下 413	国道138号線小田原交差点から 【北進】	2,400㎡	土	76台	×	有 (200人)	有	有	有	有	未	箱根町	0460-82-2038	箱根町消防本部	エネオス箱根宮ノ下SS 箱根登山トールサービス	神奈川県足柄下郡箱根町宮ノ 下103[1.0km]	35.242690	139.062833	40,000 (5)	10,000 (2)	フル	手動ポンプ	有	0460-82-3737	水曜定休日 7:30～18:00	
67 仙石庫小学校	35.270865	139.014945	神奈川県足柄下郡箱根町仙石 原901	国道138号線仙石原交差点から 【南進・東進】	8,500㎡	土	240台	○	有 (200人)	有	有	有	有	未	箱根町	0460-84-8049	箱根町消防本部	出光山越箱根湯湖底給油所 箱根	神奈川県足柄下郡箱根町元 箱根160[0.8km]	35.237826	139.998287	20,000 (4)	10,000 (4)	フル	非常電源	有	0460-84-7022	年中無休 8:00～18:00	
68 箱根やすらぎの森	35.187885	139.016469	神奈川県足柄下郡箱根町箱根 381-4	国道1号線箱根町ICから国道1号線 【北進】	444,000㎡	アスファルト	219台	○	有	有	無	-	△	自然環境保全 センター	0460-83-6006	箱根町消防本部	エネオス箱根石油(株) 厚木湖SS	神奈川県足柄下郡箱根町元 箱根108[3.1km]	35.203663	139.033546	28,000 (8)	9,000 (8)	フル	非常電源	有	0460-85-6615	水曜定休日 8:00～18:00		
69 草山公園及び草山公園 駐車場	35.166847	139.089258	神奈川県厚木市下郡箱根町湯本 851-1	静岡県から国道135号線 【北進】	1,600㎡	土	80台	△	有 (占有不可)	有	無	-	無	未	湯河原町	0465-63-2111(役場 観光課)0465-63- 1977(公園管理課)	湯河原町消防本部	セルフ湯河原SS/海島森商 社	静岡県中央1-10-1	35.145688	139.111431	38,000 (4)	10,000 (4)	セル フ	無	無	0465-63-2677	年中無休 6:00～23:00	
70 湯河原町民体育館及び 湯河原町民体育館駐車場	35.149249	139.111047	神奈川県厚木市下郡箱根町湯本 851-1	静岡県から国道135号線 【北進】	26,02㎡	砂利土	普通車109 台・大型バス 6台	○	有 (占有不可)	有	有 (783人)	有	有	未	未	湯河原町	0465-63-1125(役場 社会教育課) 0465-62-1200(駐車 場管理課)	湯河原町消防本部	セルフ湯河原SS/海島森商 社	静岡県中央1-10-1	35.145688	139.111431	38,000 (4)	10,000 (4)	セル フ	無	無	0465-63-2677	年中無休 6:00～23:00
71 湯河原町総合運動公園	35.166099	139.111976	神奈川県厚木市下郡箱根町湯本1987-8	静岡県から国道135号線 【北進】	10.1ha	芝・土	150台	○	有 (占有不可)	有	無	-	有	未	湯河原町	0465-63-2111(役場 公園課) 0465-63-7288(ハー ゴルフ管理課)	湯河原町消防本部	セルフ湯河原SS/海島森商 社	静岡県中央1-10-1	35.145688	139.111431	38,000 (4)	10,000 (4)	セル フ	無	無	0465-63-2677	年中無休 6:00～23:00	



チャンネル割当表

資料 10

管轄消防本部	エリア	チャンネル	基地局	予備チャンネル	基地局
横浜市消防局	横浜市	主運用波 6	円海山基地局		
		統制波 2	西谷基地局		
		統制波 3	都筑基地局		
川崎市消防局	川崎市	主運用波 6	川崎・梶ヶ谷 西生田基地局	統制波 2	川崎・梶ヶ谷 西生田基地局
相模原市消防局	相模原市	主運用波 6	相武台・小仏基地局	統制波 3	相武台基地局
横須賀市消防局	横須賀市 三浦市	統制波 2	横須賀基地局	主運用波 6	横須賀基地局
平塚市消防本部	平塚市	統制波 2	防災センター基地局		
鎌倉市消防本部	鎌倉市	統制波 3	鎌倉基地局		
藤沢市消防局	藤沢市	統制波 2	鎌倉基地局 藤沢基地局		
小田原市消防本部	小田原市 中井町	統制波 3	曾我基地局		
	南足柄市 開成町 大井町 松田町 山北町	主運用波 6	足柄基地局		
茅ヶ崎市消防本部	茅ヶ崎市 寒川町	統制波 3	茅ヶ崎基地局		
逗子市消防本部	逗子市	主運用波 6	鎌倉基地局		
秦野市消防本部	秦野市	統制波 2	秦野基地局		
厚木市消防本部	厚木市 清川村	統制波 3	防災センター基地局		
大和市消防本部	大和市	統制波 3	相武台基地局	統制波 3	柏ヶ谷基地局
伊勢原市消防本部	伊勢原市	主運用波 6	防災センター基地局		
海老名市消防本部	海老名市	統制波 2	柏ヶ谷基地局		
座間市消防本部	座間市	統制波 2	柏ヶ谷基地局		
綾瀬市消防本部	綾瀬市	統制波 2	柏ヶ谷基地局		
葉山町消防本部	葉山町	統制波 2	横須賀基地局	主運用波 6	横須賀基地局
大磯町消防本部	大磯町	主運用波 6	曾我基地局	統制波 2	曾我基地局
二宮町消防本部	二宮町	主運用波 6	曾我基地局	統制波 2	曾我基地局
箱根町消防本部	箱根町	主運用波 6	箱根湯本基地局 箱根仙石原基地局	統制波 2	箱根湯本基地局 箱根仙石原基地局
湯河原町消防本部	湯河原町 真鶴町	主運用波 6	湯河原基地局		
愛川町消防本部	愛川町	統制波 2	愛川基地局		

署活動用無線機周波数等一覧

資料11

神奈川県		署活動無線の 保有状況	署活動無線機 の保有数	周波数名称																
				G1	G2	G3	G4	G5	G6	G7	G8	G9	G10	G11	G12	G13	G14	G15	G16	G17
消防本部	横浜市消防局	有	859	○			○	○	○	○	○		○		○	○	○	○		
消防本部	川崎市消防局	有	536	○		○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
消防本部	相模原市消防局	有	194	●	○	○	●	●	●	●	●	●	○	●	●	○	●	○	●	●
消防本部	横須賀市消防局	有	150			○									○	○				
			14	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	●	●	●	●
消防本部	平塚市消防本部	有	57	○									○			○				
消防本部	鎌倉市消防本部	有	38				○						○			○				
消防本部	藤沢市消防局	有	127		○											○			○	
消防本部	小田原市消防本部	有	71					○								○	○			
			50	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●	●	○	○	○	●	●	●
消防本部	茅ヶ崎市消防本部	有	78			○				●	●		○		○	○	○	○	●	●
消防本部	逗子市消防本部	有	9	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	○	●	○	●	●	●	●
消防本部	秦野市消防本部	有	41	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	●	●	●	●
消防本部	厚木市消防本部	有	72	○									○			○				
消防本部	大和市消防本部	有	59						○							○				
消防本部	伊勢原市消防本部	有	24				○					○				○	○			
消防本部	海老名市消防本部	有	51					○								○		○		
消防本部	座間市消防本部	有	32				○									○	○			
消防本部	綾瀬市消防本部	有	25						○							○			○	
消防本部	葉山町消防本部	有	21						○							○			○	
消防本部	大磯町消防本部	有	17					○								○		○		
消防本部	二宮町消防本部	有	10							○						○			○	
消防本部	箱根町消防本部	有	30													○		○		○
消防本部	湯河原町消防本部	有	24	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	●	○	●	○
消防本部	愛川町消防本部	有	25								○					○				○
消防団	横浜市鶴見消防団	有	106							○								○		
消防団	横浜市神奈川消防団	有	98	○						○										
消防団	横浜市西消防団	有	40						○	○										
消防団	横浜市伊勢佐木消防団	有	40					○		○										
消防団	横浜市加賀町消防団	有	37					○		○										
消防団	横浜市山手消防団	有	49					○		○										
消防団	横浜市南消防団	有	70							○										
消防団	横浜市港南消防団	有	59	○						○										
消防団	横浜市保土ヶ谷消防団	有	68				○			○										
消防団	横浜市旭消防団	有	83					○		○										
消防団	横浜市磯子消防団	有	88							○								○		
消防団	横浜市金沢消防団	有	118				○			○										
消防団	横浜市港北消防団	有	135							○				○						
消防団	横浜市緑消防団	有	55						○	○										
消防団	横浜市青葉消防団	有	65							○				○						
消防団	横浜市都筑消防団	有	60							○								○		
消防団	横浜市戸塚消防団	有	114						○	○										
消防団	横浜市栄消防団	有	43					○		○										
消防団	横浜市泉消防団	有	61							○				○						
消防団	横浜市瀬谷消防団	有	53	○						○										
消防団	臨港消防団	無																		
消防団	川崎消防団	無																		
消防団	幸消防団	無																		
消防団	中原消防団	無																		
消防団	高津消防団	無																		
消防団	宮前消防団	無																		
消防団	多摩消防団	無																		
消防団	麻生消防団	無																		
消防団	相模原市消防団	無																		
消防団	横須賀市消防団	無																		
消防団	平塚市消防団	無																		
消防団	鎌倉市消防団	無																		
消防団	藤沢市消防団	無																		
消防団	小田原市消防団	無																		
消防団	茅ヶ崎市消防団	有	67			○						○		○						
消防団	逗子市消防団	無																		
消防団	三浦市消防団	無																		
消防団	秦野市消防団	無																		
消防団	厚木市消防団	無																		
消防団	大和市消防団	無																		
消防団	伊勢原市消防団	有	69				○					○					○			
消防団	海老名市消防団	無																		
消防団	座間市消防団	無																		
消防団	南足柄市消防団	無																		
消防団	綾瀬市消防団	無																		
消防団	葉山町消防団	無																		
消防団	寒川町消防団	有	14			○						○		○						
消防団	大磯町消防団	無																		
消防団	二宮町消防団	無																		
消防団	中井町消防団	無																		
消防団	大井町消防団	無																		
消防団	松田町消防団	無																		
消防団	山北町消防団	無																		
消防団	開成町消防団	無																		
消防団	箱根町消防団	無																		
消防団	真鶴町消防団	無																		
消防団	湯河原町消防団	有	27									○						○		
消防団	愛川町消防団	無																		
消防団	清川村消防団	無																		

○：通常使用している無線周波数 ●：実装しているが使用していない無線周波数

消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況

消防本部名	基地局名称・住所・座標	送信出力	統制波の切替方式	基地局折り返し機能の起動方法	当該基地局を直接遠隔操作できる場所・連絡先	調整本部接続機能			備考
						直接接続の可否	指令センター経由での接続		
							指令センター名称 連絡先		
横浜市消防局	都筑基地局 横浜市都筑区平台27-1 N 35度 32分 08秒 E139度 34分 01秒	20W	受信：3波同時 送信：3波同時 ※3波は別無線設備	移動局からの通信に5秒以内に 応答後、5秒間起動	横浜市消防司令センター 045-332-4042 各県内消防本部通信所	○	×		
	西谷基地局 横浜市保土ヶ谷区川島町522 N 35度 27分 58秒 E139度 34分 23秒	10W							
	円海山基地局 横浜市磯子区峰町675 N 35度 21分 45秒 E139度 35分 32秒	10W							
川崎市消防局	川崎基地局 川崎市川崎区南町20-7 N 35度 31分 31秒 E139度 41分 56秒	10W	受信：3波同時 送信：3波同時	移動局からの通信に10秒以内に 応答後、10秒間起動	県活動調整本部 045-210-3456 川崎市消防局 消防指令センター 044-223-2645	○	○	川崎市消防局 消防指令センター 044-223-2645	
	梶ヶ谷基地局 川崎市高津区向ヶ丘8-16 N 35度 35分 34秒 E139度 35分 51秒								
	西生田基地局 川崎市多摩区西生田5-28-1 N 35度 36分 19秒 E139度 31分 37秒								
相模原市消防局	相武台分署基地局 相模原市南区新磯野2-51-1 N 35度 30分 49.3秒 E139度 24分 11.5秒	10W	受信：切替方式 送信：切替方式	移動局からの通信に10秒以内に 応答後起動 ※無通信が約10秒間継続すると切 断	県活動調整本部及び県下 全消防本部から操作可能 【相模原市消防局】 ・消防指令センター 042-751-9111	○	○	相模原市消防局 消防指令センター 042-751-9111	
	小仏城山基地局 八王子市裏高尾町1793 N 35度 37分 48.8秒 E139度 13分 15.8秒	5W	受信：切替方式 送信：切替方式	移動局からの通信に10秒以内に 応答後起動 ※無通信が約10秒間継続すると切 断	県活動調整本部及び県下 全消防本部から操作可能 【相模原市消防局】 ・消防指令センター 042-751-9111	○	○	相模原市消防局 消防指令センター 042-751-9111	
横須賀市消防局	共通波横須賀基地局 (協定上葉山町と共同利用) 横須賀市芦名 N 35度 15分 05秒 E139度 37分 44秒	20W	受信：3波同時 送信：3波同時	通信所（指令センター等）からの 送信で起動（基地局で5秒間電波 の送受信無い場合は折返し機能解 除）	県活動調整本部 045-210-3456 その他県内23消防本部 葉山基地局の管理は 横須賀市消防局 046-822-0119	○	×		
平塚市消防本部	防災センター基地局 神奈川県総合防災センター 厚木市下津古久280 N 35度 40' 46分 76秒 E139度 35' 29分 8秒	10W	受信：切替方式 送信：切替方式	移動局からの通信に10秒以内に 応答後、10秒間起動	厚木市消防本部 046-221-2331	×	○	平塚市・大磯町・二宮町 共同消防指令センター	
鎌倉市消防本部	鎌倉基地局 鎌倉市梶原4-7 N 35度 19分 33秒 E139度 32分 00秒	20W	受信：3波同時 送信：3波同時	移動局からの通信に指令台から 応答することで起動	鎌倉市消防本部 指令情報課 0467-44-0119	○	—	—	
藤沢市消防局	藤沢基地局 藤沢市用田480 N35度 24分 12秒 E139度 25分 15秒	5W	受信：3波同時 送信：3波同時	移動局からの通信に、指令台や遠 隔制御器でプレストークボタン押 下後に起動、その後10秒間無動作 で起動解除。	県活動調整本部 045-210-3456 県内各市町 消防指令センター	○	○	藤沢市消防局通信指令室 0466-22-8182	
	鎌倉基地局 鎌倉市梶原4-7 N35度 19分 33秒 E139度 32分 00秒	20W							
小田原市消防本部	曽我基地局 神奈川県小田原市曽我谷津1175-27 N 35度 18分 41秒 E139度 12分 00秒	10W	受信：切替方式 送信：切替方式	常時起動	県活動調整本部 045-210-3456 県内各市町 消防指令センター	○	○	小田原市消防本部	
	足柄基地局 神奈川県南足柄市怒田40-1 N 35度 19分 11秒 E139度 06分 48秒	5W	受信：切替方式 送信：切替方式	常時起動	県活動調整本部 045-210-3456 県内各市町 消防指令センター	○	○	小田原市消防本部	
茅ヶ崎市消防本部	茅ヶ崎基地局 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 N 35度 20分 03秒 E139度 24分 15秒	5W	受信：切替方式 送信：切替方式	・移動局からの通信に10秒以内に 応答後起動 ※無通信が約10秒間継続すると切 断	茅ヶ崎市消防本部 情報指令課 0467-85-4591	×	○	茅ヶ崎市消防本部 情報指令課	
逗子市消防本部	鎌倉基地局 鎌倉市梶原4-7 N 35度 19分 33秒 E139度 32分 00秒	20W	受信：3波同時 送信：3波同時	常時起動	逗子市消防署 通信指令室 046-871-0119	○	—		

消防本部名	基地局名称・住所・座標	送信出力	統制波の切替方式	基地局折り返し機能の起動方法	当該基地局を直接遠隔操作できる場所・連絡先	調整本部接続機能			備考
						直接接続の可否	指令センター経由での接続		
							指令センター名称 連絡先		
秦野市消防本部	秦野基地局 秦野市曾屋757 N 35度 22分 46秒 E139度 12分 40秒	5W	受信：切替方式 送信：切替方式	移動局からの通信に5秒以内に応答後起動 ※無通信が約6秒間継続すると切 断	秦野市消防本部 0463-81-0119	○	○	秦野市消防本部 0463-81-0119	
厚木市消防本部	防災センター基地局 厚木市下津古久180 N 35度 24分 20秒 E139度 21分 06秒	10W	受信：切替方式 送信：切替方式	移動局からの通信に10秒以内に応答後起動 ※無通信が約10秒間継続すると切 断	厚木市消防本部 046-221-2331	×	○	厚木市消防本部 046-221-2331	山間部等で一部不感地域あり
	遠隔制御装置：厚木市消防本部 厚木市3-4-10 N 35度 44分 53秒 E139度 38分 13秒	10W	受信：切替方式 送信：切替方式	移動局からの通信に10秒以内に応答後起動 ※無通信が約10秒間継続すると切 断	厚木市消防本部 046-221-2331	×	○	厚木市消防本部 046-221-2331	
大和市消防本部	相武台分署基地局 相模原市南区新磯野2-51-1 N 35度 30分 49.3秒 E139度 24分 11.5秒	10W	受信：切替方式 送信：切替方式	移動局からの通信に10秒以内に応答後起動 ※無通信が約10秒間継続すると切 断	県活動調整本部及び県下全消防本部から操作可能 【大和市消防本部】 ・指令課 046-261-1119	○	○	大和市消防本部 指令課 046-261-1119	
	柏ヶ谷基地局 海老名市柏ヶ谷 N 35度 37分 57秒 E139度 24分 57秒	20W	受信：切替方式 送信：切替方式	移動局からの通信に5秒以内に応答後起動 ※無通信が約6秒間継続すると切 断	県活動調整本部及び県下全消防本部から操作可能 【大和市消防本部】 ・指令課 046-261-1119	○	○	大和市消防本部 指令課 046-261-1119	
伊勢原市消防本部	防災センター基地局 神奈川県総合防災センター 厚木市下津古久280 N 35度 40' 46分 76秒 E139度 35' 29分 8秒	10W	受信：切替方式 送信：切替方式	移動局からの通信に10秒以内に 応答後、10秒間起動	神奈川県庁 各消防本部・局 各指令センター ※遠隔制御器が設置してある場所全て	○	—		
海老名市消防本部									
座間市消防本部	柏ヶ谷基地局 海老名市柏ヶ谷1047-3 N 35度 37分 57秒 E139度 24分 57秒	20W	受信：切替方式 送信：切替方式	移動局からの通信に5秒以内に 応答後起動 ※無通信が約6秒間継続すると切 断	海老名市・座間市・綾瀬市消防指令センター 046-234-8119 全消防本部から操作可能	○	○	海老名市・座間市・綾瀬市消防指令センター 046-234-8119	
綾瀬市消防本部									
葉山町消防本部	大楠山 基地局 （横須賀市三浦市葉山町で共用） 横須賀市戸名 N 35度 15分 05秒12 E139度 37分 44秒84	20W	受信：3波同時 送信：切替方式	遠隔制御器から基地局送信時のみ5秒間	神奈川県庁 各消防本部・局 各指令センター ※遠隔制御器が設置してある場所全て	○	×		
大磯町消防本部	曽我基地局 神奈川県小田原市曽我谷津1175-27 N 35度 18分 41秒 E139度 12分 00秒	10W	受信：切替方式 送信：切替方式	常時起動	平塚市・大磯町・二宮町共同消防指令センター 0463-21-3240	○	○	平塚市・大磯町・二宮町共同消防指令センター 0463-21-3240	
二宮町消防本部	曽我基地局 神奈川県小田原市曽我谷津1175-27 N 35度 18分 41秒 E139度 12分 00秒	10W	受信：切替方式 送信：切替方式	常時起動	平塚市・大磯町・二宮町共同消防指令センター 0463-21-3240 二宮町消防本部 0463-72-0015	○	○	平塚市・大磯町・二宮町共同消防指令センター 0463-21-3240 二宮町消防本部 0463-72-0015	
箱根町消防本部	しょうぼうゆもと基地局 箱根町湯本256 N 35度13分56.45秒 E139度06分25.20秒	10W	受信：3波同時 送信：切替方式	・移動局からの通信に10秒以内に 応答後起動 ※無通信が約10秒間継続すると切 断	箱根町消防署 指令室 0460-82-4511	×	○	箱根町消防署 指令室 0460-82-4511	山間部等で一部不感地域あり
	しょうぼうせんごくほら基地局								
	箱根町仙石原817-253 N 35度 16分 03.41秒 E139度 00分 31.16秒								
湯河原町消防本部	湯河原基地局 足柄下郡湯河原町土肥1-5-22 N 35度 08分 45.5秒 E139度 06分 17.6秒	5W	受信：切替方式 送信：切替方式	移動局からの通信に10秒以内に 応答後、10秒間起動 遠隔制御装置の操作により強制起 動可能	湯河原町消防高機能 消防指令センター 0465-60-0119	×	○	湯河原町消防高機能 消防指令センター 0465-60-0119	
愛川町消防本部	愛川町消防本部 N 35度 31分 49秒 E139度 19分 23秒	5W	送信：切替方式 受信：切替方式	移動局からの通信に10秒以内に 応答後起動 ※無通信が約10秒間継続すると切 断	全消防本部から操作可能 【主に使用する消防】 ・愛川町消防本部	×	○	愛川町消防本部	

重機派遣及び物資等(燃料、食糧、生活必需品等)調達の要請先

1 全般

名 称	担 当 部 課	所 在 地	電 話 番 号
内閣府	防災担当	千代田区霞ヶ関1-2-2	03-5253-2111
他都道府県	神奈川県地域防災計画の連絡先一覧（都道府県災害対策主管課）参照		

2 燃料調達

名 称	担 当 部 課	所 在 地	電 話 番 号
神奈川県石油業協同組合	-	横浜市中区万代町3-5-3	045-641-1351

3 重機派遣

名 称	担 当 部 課	所 在 地	電 話 番 号
(一社)神奈川県建設業協会	横浜支部	横浜市中区太田町2-22	045-201-8455
神奈川県小型生コンクリート協同組合	-	横浜市神奈川区鶴屋町3-35-1	045-548-6087

4 物資等調達（生活必需物資の調達に関する協定先（※詳細は神奈川県地域防災計画参照））

1 百貨店（5箇所）

（令和元年10月1日）

名 称	担 当 部 課	所 在 地	電 話 番 号	FAX 番 号
(株) 高島屋横浜店	総務部	横浜市西区南幸1-6-31	045(313)7113	045(313)7153
(株) 横浜岡田屋	管理本部管理総務渉外	横浜市西区みなとみらい2-3-5 クイーンズタワーC棟11F	045(414)5001	045(228)3400
(株) さいか屋	総務部総務グループ	横須賀市大滝町1-13	046(845)6814	046(845)6815
(株) 小田急百貨店藤沢店	店舗戦略・運営担当	藤沢市南藤沢2-1-1	0466(26)6111	0466(24)2187
(株) そごう・西武 そごう横浜店	総務部総務担当	横浜市西区高島2-18-1	045(465)5860	045(465)5863

2 スーパー（19箇所）

名 称	担 当 部 課	所 在 地	電 話 番 号	FAX 番 号
(株) ダイエー	関東総務部総務チーム	東京都江東区東陽2-2-20	03(6388)7340	03(5606)6246
(株) 東急ストア	経営統括室総務	東京都目黒区上目黒1-21-12	03(3714)2321	03(3791)6521
(株) 京急ストア	総務部	東京都港区高輪2-21-28京急第3ビル	03(5449)4322	03(5449)4337
ユニー(株) 関東営業部	業務管理担当	横浜市神奈川区入江2-18	045(423)7011	045(423)7005
オーケー(株)	安全対策室	東京都大田区仲六郷2-43-2	03(3733)6162	03(3733)3803
(株) イトーヨーカ堂	(株)セブン&アイHLDGS. 総務部渉外 大規模災害	東京都千代田区二番町8-8	03(6238)2104	03(6238)3490
相鉄ローゼン(株)	総務人事部	横浜市西区北幸2-9-14	045(319)7060	045(311)6331
(株) マルエツ	総務本部総務部	東京都豊島区東池袋5-51-12	03(3590)1112	03(3590)2683
(株) 田原屋	総務部	川崎市幸区堀川町580ソリッドスクエア西館11階	044(578)1500	044(541)8407
イオンリテール(株) 南関東カンパニー	人事総務部	横浜市神奈川区富家町1-1	045(438)3001	045(438)3331
(株) 小田原百貨店	管理本部	小田原市栄町2-7-8	0465(23)2234	0465(22)1931
マックスバリュ東海(株)	人事総務本部総務部	静岡県駿東郡長泉町下長窪303-1	055(999)3100	055(989)5015
(株) ヨークマート	総務室	東京都千代田区二番町8-8	03(6238)3611	03(3261)7565
富士シティオ(株)	総務部総務課	横浜市中区日本大通17	045(641)1111	045(651)6121
ウエルシア薬局(株)	総務部	東京都千代田区外神田二丁目2-15	03(5209)5679	03(5209)1412
ヤオマサ(株)	総務	小田原市前川183-13	0465(47)8000	0465(48)7700
(株) カインズ	カインズ人事教育部庶務G	埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1	0495(88)7100	0495(88)7875
(株) ケーヨー	総務部	千葉県千葉市若葉区みつわ台1-28-1	043(255)1111	043(284)5664
(同) 西友	企業コミュニケーション部	東京都北区赤羽2-1-1	03(3598)7760	03(3598)7763

3 生協 （1箇所）

名 称	担 当 部 課	所 在 地	電 話 番 号	FAX 番 号
生活協同組合ユーコープ	かながわ県本部	横浜市中区桜木町1-1-8 日石横浜ビル21階	045(305)6116	045(305)6205

4 卸協同組合 （4箇所）

名 称	担 当 部 課	所 在 地	電 話 番 号	FAX 番 号
(協) 横浜総合卸センター		横浜市瀬谷区卸本町9308-19	045(921)1385	045(921)1996
(協) 横浜マーチャント・インクセンター	事務局	横浜市金沢区幸浦2-26-1	045(784)1501	
(協) 川崎卸センター	組合事務局	川崎市川崎区大川町9-2	044(366)1685	044(366)1685
小田原卸商業団地(協)	組合事務局	小田原市鬼柳172-9	0465(37)1166	0465(36)9175

5 コンビニエンスストア （4箇所）

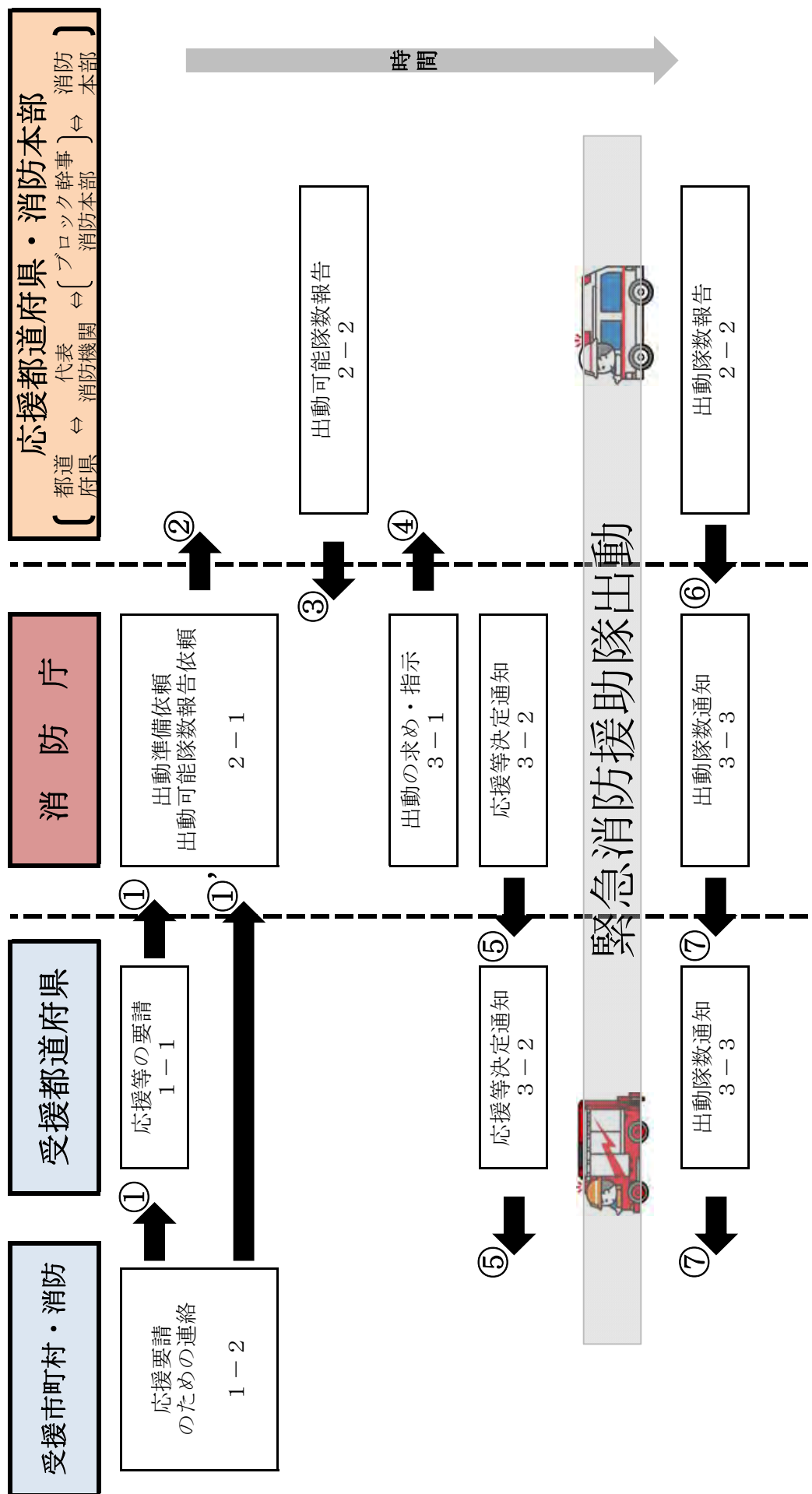
名 称	担 当 部 課	所 在 地	電 話 番 号	FAX 番 号
(株) セブン-イレブン・ジャパン	総務部渉外	東京都千代田区二番町8-8	03(6238)3734	03(6238)3491
(株) ローソン	コンプライアンス・リスク統括室	東京都品川区大崎1-11-2	03(5435)1594	03(5759)6944
(株) スリーエフ	人事・総務本部総務部環境推進室	横浜市中区日本大通17	045(661)8517 045(651)2111	045(641)0282
(株) ファミリーマート	CSR・コンプライアンス部	東京都豊島区東池袋3-1-1	03(3989)7241	03(5954)5599

災害拠点病院一覧表

令和2年9月1日現在

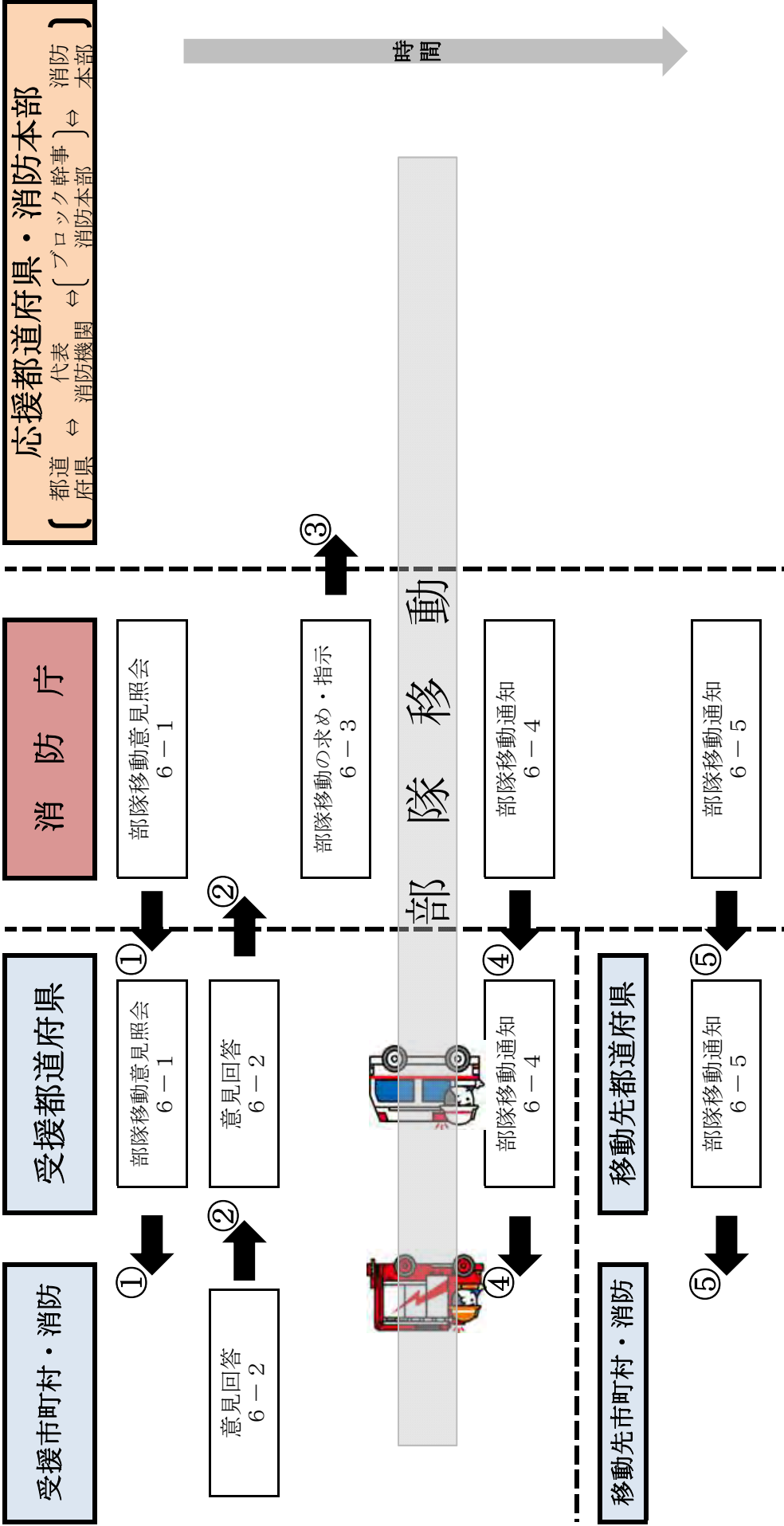
番号	医 療 圏	病 院 名	所 在 地	病床数(床)
1	横浜	昭和大学藤が丘病院	横浜市青葉区藤が丘1-30	584
2		横浜労災病院	横浜市港北区小机町3211	650
3		昭和大学横浜市北部病院	横浜市都筑区茅ヶ崎中央35-1	689
4		済生会横浜市東部病院	横浜市鶴見区下末吉3-6-1	562
5		聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	横浜市旭区矢指町1197-1	518
6		けいゆう病院	横浜市西区みなとみらい3-7-3	410
7		横浜市立市民病院	横浜市神奈川区三ツ沢1-1	650
8		国立病院機構横浜医療センター	横浜市戸塚区原宿3-60-2	510
9		横浜市立大学附属市民総合医療センター	横浜市南区浦舟町4-57	756
10		済生会横浜市南部病院	横浜市港南区港南台3-2-10	500
11		横浜市立大学附属病院	横浜市金沢区福浦3-9	674
12		横浜南共済病院	横浜市金沢区六浦東1-21-1	565
13		横浜市立みなと赤十字病院	横浜市中区新山下3-12-1	634
14	川崎北部	聖マリアンナ医科大学病院	川崎市宮前区菅生2-16-1	1,175
15		帝京大学医学部附属溝口病院	川崎市高津区二子5-1-1	400
16		川崎市立多摩病院	川崎市多摩区宿河原1-30-37	376
17	川崎南部	川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新川通12-1	713
18		関東労災病院	川崎市中原区木月住吉町1-1	610
19		日本医科大学武蔵小杉病院	川崎市中原区小杉1-396	372
20	横 須 賀 ・ 三 浦	横須賀共済病院	横須賀市米が浜通1-16	740
21		横須賀市立市民病院	横須賀市長坂1-3-2	482
22	湘南東部	藤沢市民病院	藤沢市藤沢2-6-1	536
23		茅ヶ崎市立病院	茅ヶ崎市本村5-15-1	401
24	湘南西部	東海大学医学部付属病院	伊勢原市下糟屋143	804
25		平塚市民病院	平塚市南原1-19-1	416
26		秦野赤十字病院	秦野市立野台1-1	360
27	県 央	厚木市立病院	厚木市水引1-16-36	347
28		大和市立病院	大和市深見西8-3-6	403
29	相模原	北里大学病院	相模原市南区北里1-15-1	1,185
30		相模原協同病院	相模原市緑区橋本2-8-18	437
31		相模原赤十字病院	相模原市緑区中野256	132
32	県 西	県立足柄上病院	足柄上郡松田町惣領866-1	296
33		小田原市立病院	小田原市久野46	417
	合 計	9医療圏 33病院		18,304

緊急消防援助隊 応援要請系統図



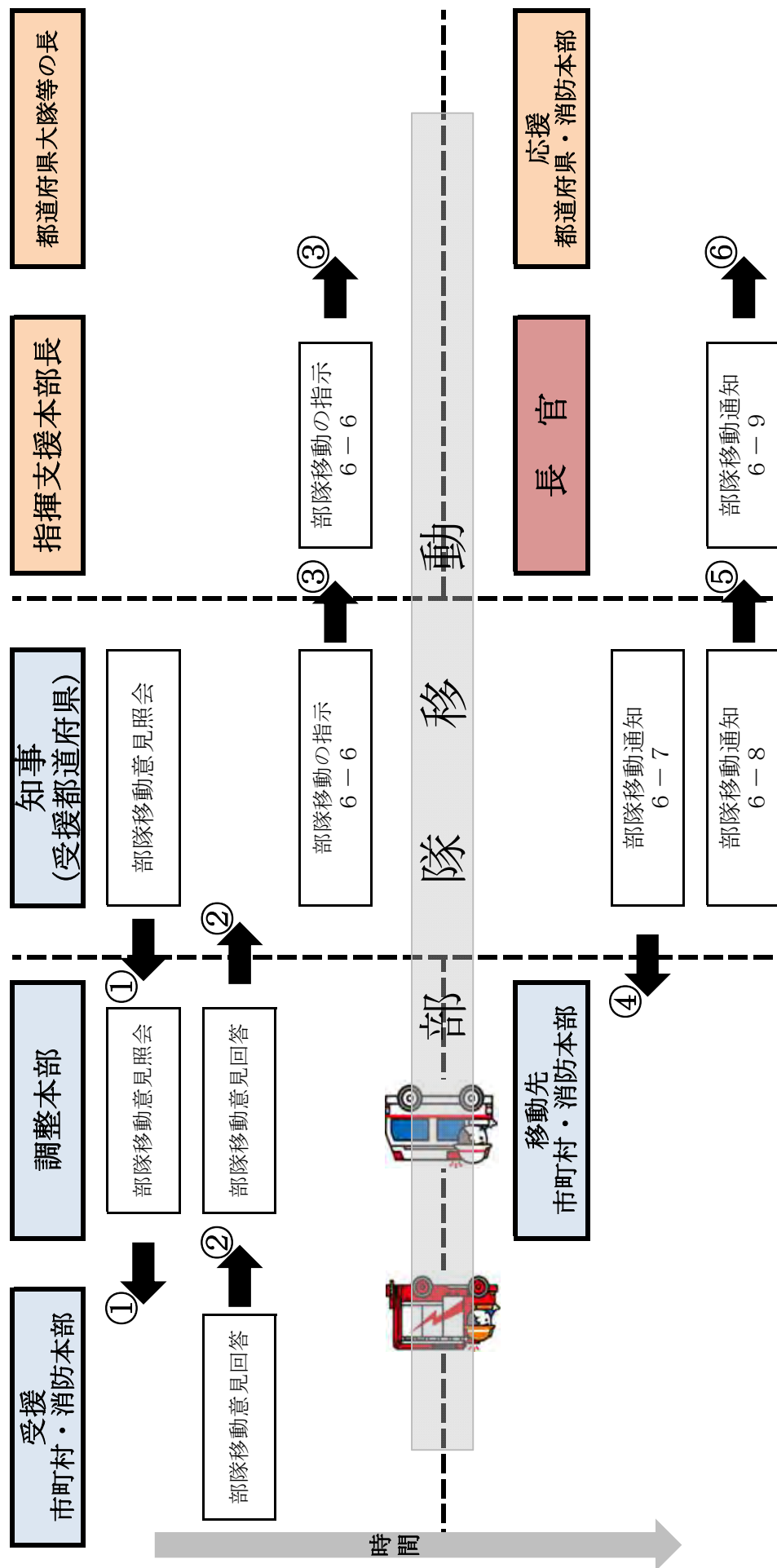
※図中「1-1」等の番号：要請要綱の別記様式番号

緊急消防援助隊 部隊移動系統図（長官による部隊移動の求め又は指示） ※都道府県を越える部隊移動



※図中「6-1」等の番号：要請要綱の別記様式番号

緊急消防援助隊 部隊移動系統図 (受援都道府県知事による部隊移動の指示) ※都道府県内の部隊移動



※図中「6-6」等の番号：要請要綱の別記様式番号

調整本部の運営に係るチェックリスト

I 緊急消防援助隊の応援要請の検討		チェック欄																																
1	各市町村（各消防本部管内）の被害状況を確認したか？連絡のとれない消防本部はないか？	☐																																
2	自都道府県の消防防災ヘリに対して、必要に応じて被害状況の収集のための出動を指示したか？また、ヘリテレ等での映像伝送を確認したか？	☐																																
3	消防の応援等（都道府県内応援隊・緊急消防援助隊）を必要とする市町村（消防本部）を確認したか？	☐																																
4	代表消防機関及び消防庁の担当者とのホットライン（直通の連絡先、連絡手段）を確保したか？	☐																																
5	応援等を必要とする市町村（消防本部）の災害に対して、都道府県内応援隊のみで対応を行うか、緊急消防援助隊を要請するか判断したか？ 判断に迷う場合は、代表消防機関又は消防庁に意見を聴いたか？	☐																																
6	自衛隊の災害派遣要請の検討を行ったか？	☐																																
7	緊急消防援助隊の応援等を必要とする市町村（消防本部）に対して、詳細な災害の状況及び必要な隊の種類・規模を確認したか？これらを消防庁に連絡したか？	☐																																
II 調整本部の設置		チェック欄																																
1	緊急消防援助隊の要請時刻を確認したか？ 令和 年 月 日（ ） :	☐																																
2	調整本部の設置時刻を確認したか？ 令和 年 月 日（ ） :	☐																																
3	都道府県災害対策本部及び消防庁に対し、調整本部設置の連絡をしたか？	☐																																
4	代表消防機関及び被災地の市町村（消防本部）に対して、緊急消防援助隊の要請及び調整本部の設置について連絡したか？	☐																																
5	調整本部員の派遣について、調整本部員の派遣元機関に要請したか？	☐																																
6	調整本部の本部員を確認したか？ <table border="1" style="width: 85%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">本部員</th> <th style="width: 20%;">所 属</th> <th style="width: 20%;">職</th> <th style="width: 40%;">氏 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>〇〇県</td> <td>知事</td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>〇〇課</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>緊急消防援助隊 （ 消防局）</td> <td>指揮支援部隊長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>部内の職員</td> <td>〇〇課</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>代表消防機関</td> <td>〇〇消防局</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>被災地消防本部</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災航空隊</td> <td>県防災航空隊</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	本部員	所 属	職	氏 名	本部長	〇〇県	知事	〇〇 〇〇	副本部長	〇〇課	〇〇	〇〇 〇〇	副本部長	緊急消防援助隊 （ 消防局）	指揮支援部隊長		部内の職員	〇〇課	〇〇	〇〇 〇〇	代表消防機関	〇〇消防局			被災地消防本部				防災航空隊	県防災航空隊			☐
本部員	所 属	職	氏 名																															
本部長	〇〇県	知事	〇〇 〇〇																															
副本部長	〇〇課	〇〇	〇〇 〇〇																															
副本部長	緊急消防援助隊 （ 消防局）	指揮支援部隊長																																
部内の職員	〇〇課	〇〇	〇〇 〇〇																															
代表消防機関	〇〇消防局																																	
被災地消防本部																																		
防災航空隊	県防災航空隊																																	
7	自衛隊、警察、海上保安庁、DMATの連絡員の責任者を確認したか？ <table border="1" style="width: 85%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関名</th> <th style="width: 20%;">所 属</th> <th style="width: 20%;">職</th> <th style="width: 40%;">氏 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自衛隊</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海上保安庁</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>DMAT</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	所 属	職	氏 名	自衛隊				警察				海上保安庁				DMAT				☐												
機関名	所 属	職	氏 名																															
自衛隊																																		
警察																																		
海上保安庁																																		
DMAT																																		

Ⅲ 緊急消防援助隊の受入れ			チェック欄																				
1	統括指揮支援隊の受入れに関して、様式2により確認したか？ 【確認用様式】様式2 指揮支援部隊 受入れ管理表		☐																				
2	指揮支援部隊長へ被害状況、応援隊の要請状況等を報告したか？		☐																				
3	指揮支援部隊長から各指揮本部へ、指揮支援本部を設置する旨の連絡をしたか？また、指揮支援本部長を指名したか？		☐																				
4	指揮支援隊の受入れに関して、様式2により確認したか？各指揮本部に連絡したか？ 【確認用様式】様式2 指揮支援部隊 受入れ管理表		☐																				
5	ヘリベース指揮者と活動拠点ヘリベースの設置場所について調整したか？		☐																				
6	指揮支援部隊長からヘリベース指揮者へ、航空指揮支援本部を設置する旨の連絡をしたか？ また、航空指揮支援本部長を指名したか？		☐																				
7	航空指揮支援隊の受入れに関して、様式2により確認したか？航空指揮本部に連絡したか？ 【確認用様式】様式2 指揮支援部隊 受入れ管理表		☐																				
8	緊急消防援助隊の受入れ体制の構築状況について、各指揮本部へ確認したか？受入れ体制が整わないと報告があった場合、受入れ業務の支援について代表消防機関と調整したか？		☐																				
9	緊急消防援助隊の都道府県大隊等の出動状況に関して、様式3、様式4により確認したか？ 【確認用様式】様式3 都道府県大隊・各部隊 受入れ管理表 【確認用様式】様式4 都道府県大隊・各部隊 隊種別管理表 ・隊の種類、規模の確認 ※確認資料：消防庁からの出動隊数通知（別記様式3-3） ・進出拠点、進出拠点連絡員の調整 ※調整相手：消防庁、被災地消防本部等 ・宿営場所、宿営場所連絡調整員の調整 ※調整相手：消防庁、被災地消防本部等		☐																				
10	消防庁から提供された緊急消防援助隊連絡体制（要請要綱別記様式7）について共有しているか？		☐																				
11	主要幹線道路（特に高速道路・自動車専用道路）に通行不能区間はあるか？ <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路名称</th> <th>通行不能区間</th> <th>通行不能理由</th> <th>緊急車両の通行可否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>～</td> <td></td> <td>可 ・ 不可</td> </tr> <tr> <td></td> <td>～</td> <td></td> <td>可 ・ 不可</td> </tr> <tr> <td></td> <td>～</td> <td></td> <td>可 ・ 不可</td> </tr> <tr> <td></td> <td>～</td> <td></td> <td>可 ・ 不可</td> </tr> </tbody> </table>	道路名称	通行不能区間	通行不能理由	緊急車両の通行可否		～		可 ・ 不可		～		可 ・ 不可		～		可 ・ 不可		～		可 ・ 不可		☐
道路名称	通行不能区間	通行不能理由	緊急車両の通行可否																				
	～		可 ・ 不可																				
	～		可 ・ 不可																				
	～		可 ・ 不可																				
	～		可 ・ 不可																				
12	緊急消防援助隊の先導等について必要に応じて地元警察に依頼したか？		☐																				
13	都道府県内応援隊の編成状況及び活動状況について確認したか？ （応援実施状況について取りまとめているか？）		☐																				
14	燃料補給体制について被災地消防本部に確認したか？必要に応じて手配したか？		☐																				
15	重機派遣の必要性について被災地消防本部に確認したか？必要に応じて手配したか？		☐																				

IV 活動中		チェック欄
1	被災地の被害状況を定期的に収集し、整理しているか？	☐
2	都道府県災害対策本部と被害状況等の情報を共有しているか？	☐
3	災害対策本部において、必要に応じて関係機関との活動調整会議を開催したか？	☐
4	活動中の安全管理（降雨・気温等の情報提供、活動の中止基準に関する助言等）に配慮しているか？	☐
5	都道府県内応援隊及び緊急消防援助隊の配置は適切か？	☐
6	緊急消防援助隊の増隊要請（部隊規模や特殊車両の観点から）の可否について検討したか？	☐
7	活動場所等において、食糧等の物資は足りているか？トイレは不足していないか？	☐
8	緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを使用し、必要な情報提供をしているか？	☐
9	消防庁から提供された緊急消防援助隊連絡体制（要請要綱別記様式7）を必要に応じて変更し、共有しているか？	☐
10	都道府県内応援隊及び緊急消防援助隊の活動状況の取りまとめについて、指揮支援隊長（指揮支援本部）に指示したか？	☐
V 引揚げの検討		チェック欄
1	緊急消防援助隊の引揚げについて、次の機関（職員）と調整したか。	
	・被災地の市町村長（指揮者）	☐
	・知事	☐
	・政府現地対策本部	☐
	・消防庁	☐

指揮支援部隊 受入れ管理表

統括指揮支援隊

指揮支援部隊長 所属消防本部・氏名・連絡先	統括指揮 支援隊人数	移動方法					調整本部 到着時刻
		手段	受入れ ヘリポート	ヘリポート 着陸予定時刻	送迎担当者 (ヘリポート→調整本部)	移動経路	調整本部 到着予定時刻
(消防本部) (氏名) (連絡先) — —	名	ヘリコプター (県・市ヘリ) ● 自動車	県庁HP (・) :	:	※調整本部等の職員		:

指揮支援隊

指揮支援隊長 所属消防本部・氏名・連絡先	指揮支援隊 人数	受援市町村 (消防本部)	移動方法					指揮本部 到着時刻
			手段	受入れ ヘリポート	ヘリポート 着陸予定時刻	送迎担当者 (ヘリポート→指揮本部)	移動経路	指揮本部 到着予定時刻
(消防本部) (氏名) (連絡先) — —	名		ヘリコプター (県・市ヘリ) ● 自動車		:	(消防本部) (担当者名) (連絡先) — —		:
(消防本部) (氏名) (連絡先) — —	名		ヘリコプター (県・市ヘリ) ● 自動車		:	(消防本部) (担当者名) (連絡先) — —		:
(消防本部) (氏名) (連絡先) — —	名		ヘリコプター (県・市ヘリ) ● 自動車		:	(消防本部) (担当者名) (連絡先) — —		:

航空指揮支援隊

航空指揮支援隊長 所属航空隊・氏名・連絡先	航空指揮 支援隊人数	移動方法			活動拠点ヘリベース 到着時刻
		手段	受入れ ヘリポート	移動経路	活動拠点ヘリベース 到着予定時刻
(所属) (氏名) (連絡先) — —	名	ヘリコプター (・市ヘリ) ● 自動車	HB (・)		:

都道府県大隊・各部隊 受入れ管理表（指揮支援部隊、航空部隊を除く）

応援 都道府県	隊の種類	隊の規模	隊の代表者 所属消防本部・氏名・連絡先	受援市町村 (消防本部)	進出拠点				宿営場所		
					名称	到着予定時刻	到着時刻	出発時刻	連絡員の派遣元消防本部 担当者・連絡先	名称	到着予定時刻
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害	隊 名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) — —						(消防本部) (担当者) (連絡先) — —		(消防本部) (担当者) (連絡先) — —
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害	隊 名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) — —						(消防本部) (担当者) (連絡先) — —		(消防本部) (担当者) (連絡先) — —
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害	隊 名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) — —						(消防本部) (担当者) (連絡先) — —		(消防本部) (担当者) (連絡先) — —
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害	隊 名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) — —						(消防本部) (担当者) (連絡先) — —		(消防本部) (担当者) (連絡先) — —
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害	隊 名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) — —						(消防本部) (担当者) (連絡先) — —		(消防本部) (担当者) (連絡先) — —
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害	隊 名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) — —						(消防本部) (担当者) (連絡先) — —		(消防本部) (担当者) (連絡先) — —
	大隊・統合 エネ産・NBC 土砂風水害	隊 名	(消防本部) (代表者名) (連絡先) — —						(消防本部) (担当者) (連絡先) — —		(消防本部) (担当者) (連絡先) — —

都道府県大隊・各部隊 隊種別管理表

月 日 : 現在

[illegible]

神奈川県災害活動中央基地要領

(目的)

第1条 この要領は、大規模な災害、武力攻撃事態等、緊急対処事態又は新型インフルエンザ等若しくは新型コロナウイルス感染症（以下「災害」という。）が発生した場合に、災害活動中央基地が行う災害応急対策に関し、必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この要領に定める用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 災害活動中央基地災害が発生した場合に、総合防災センター内に設置する災害応急対策を行うための組織及び体制をいう。
- (2) 災害対策本部神奈川県災害対策本部要綱第2条にいう災害対策本部をいう。
- (3) 地震災害警戒本部神奈川県地震災害警戒本部要綱第2条にいう地震災害警戒本部をいう。
- (4) 国民保護対策本部神奈川県国民保護対策本部及び神奈川県緊急対処事態対策本部要綱第2条にいう国民保護対策本部をいう。
- (5) 緊急対処事態対策本部神奈川県国民保護対策本部及び神奈川県緊急対処事態対策本部要綱第25条において準用する同第2条にいう緊急対処事態対策本部をいう。
- (6) 新型インフルエンザ等対策本部神奈川県新型インフルエンザ等対策本部要綱第2条にいう新型インフルエンザ等対策本部をいう。
- (7) 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部要綱第2条にいう新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部をいう。

(災害活動中央基地の設置)

第3条 ぐらし安全防災局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、災害活動中央基地（以下「中央基地」という。）を設置する。

- (1) 知事が災害対策本部（以下「災対本部」という。）を設置したとき
- (2) 知事が地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置したとき
- (3) 知事が国民保護対策本部を設置したとき
- (4) 知事が緊急対処事態対策本部を設置したとき
- (5) 知事が新型インフルエンザ等対策本部を設置したとき
- (6) 知事が新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部を設置したとき

2 ぐらし安全防災局長は、前項のほか、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要に応じて中央基地を設置するものとする。

3 前項の場合において、ぐらし安全防災局長が中央基地を設置する基準は、原則として次の各号によるものとする。

- (1) 地震災害の場合県内震度5強又はその他の状況により設置する必要があるとき
- (2) その他災害の場合気象警報（大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪又は高潮）の発表又はその他の状況により設置する必要があるとき。

(中央基地の廃止)

第4条 中央基地の廃止は、災対本部、警戒本部、国民保護対策本部、緊急対処事態対

策本部、新型インフルエンザ等対策本部又は新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部の廃止後、若しくは中央基地の業務が概ね完了したと認められる場合に、総合防災センター所長（以下「所長」という。）がくらし安全防災局長と協議して決定するものとする。

（中央基地の業務）

第5条 中央基地が行う災害応急対策は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 備蓄防災資機材の提供及び貸出に関する事
- (2) 救援物資の受入、仕分、搬出に関する事
- (3) 協定物資の受入、仕分、搬出に関する事
- (4) 輸送車両、ヘリコプターの誘導に関する事
- (5) 救援、復旧対策等の広域応援部隊の集結、待機、出動に関する事
- (6) 災害、被害状況の収集に関する事
- (7) その他、必要な災害応急対策に関する事

（中央基地の組織）

第6条 中央基地の組織及び業務の分担は、所長が別に定める。

（配備編成計画）

第7条 所長は、中央基地が速やかに設置できる体制を確保するため、次の各号により配備編成計画を整備するものとする。

- (1) 職員の配備体制別配備人員及び分担業務
 - (2) 職員の勤務時間外における連絡体制
 - (3) 職員の緊急参集体制
- 2 前項の配備編成計画は、災害対策本部要綱第13条、地震災害警戒本部要綱第13条及び神奈川県国民保護対策本部及び神奈川県緊急対処事態対策本部要綱第13条に基づいて、あらかじめ総合防災センターに緊急参集する他の所属の職員を含むものとする。
- 3 くらし安全防災局長は、前項の職員を年1回調査、調整し所長に通知するものとする。

（配備体制基準）

第8条 前条第1項第1号に定める配備体制別配備人員の基準は次の各号によるものとする。

- (1) 第3条第1項により中央基地が設置された場合の職員の配備体制は、前条第1項第1号に定める配備人員全員をあてるものとする。
 - (2) 第3条第2項により中央基地が設置された場合の職員の配備体制は、所長が定めるものとする。
- 2 所長は、前項のほか、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、必要に応じて総合防災センター職員を緊急参集させることができるものとする。

（施設・設備運用計画）

第9条 所長は、中央基地が設置された場合に、速やかに災害応急対策を行う体制を確保するため、施設運営計画を整備するものとする。

（中央基地の運営）

第10条 第3条第1項により設置された中央基地が行う災害応急対策は、災対本部、警戒本部、国民保護対策本部あるいは緊急対処事態対策本部の指示によるものとする。

- 2 前項において、現地災害対策本部、現地対策本部あるいは防災関係機関等から得た情報により緊急な対応が必要な場合には、災対本部長、警戒本部長、国民保護対策本部長あるいは緊急対処事態対策本部長の了解を得て災害応急対策を行うことができるものとする。
- 3 第3条第2項により設置された中央基地が行う災害応急対策は、くらし安全防災局長の指示によるものとする。

(中央基地運営訓練)

第11条 所長は、中央基地が行う災害応急対策を円滑に実施するため、中央基地運営訓練の実施に努めなければならない。

- 2 前項の場合において、くらし安全防災局長は所長の求めに応じて必要な助言、協力をするものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成16年1月5日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年3月31日から施行する。

参考（第6条関係）

災害活動中央基地の組織及び業務分担

職（班）	担 当	分 担 業 務
指揮本部長	総合防災センター所長	1 中央基地の指揮監督に関すること
指揮副本部長	総合防災センター副所長 (兼管理課長) (指揮代行順位第1位)	1 指揮本部長の業務補佐に関すること 2 報道対応に関すること
統括班長	総合防災センター防災企画課長 (指揮代行順位第2位)	1 指揮本部長、指揮副本部長の業務補佐に関すること 2 統括班業務の総括に関すること 3 中央基地指揮本部会議における議事の進行に関すること
物資班長	消防学校消防職員教育課長 (指揮代行順位第3位)	1 物資班業務の総括に関すること
誘導班長	消防学校消防団員教育課長 (指揮代行順位第4位)	1 誘導班業務の総括に関すること
統 括 班	〔統括担当〕 総合防災センター防災企画課 職員	1 中央基地活動の総合調整に関すること 2 災害対策本部との連絡調整に関すること 3 被害状況、道路交通状況等の情報収集に関すること 4 指揮本部会議の開催に関すること 5 緊急・応援参集職員の招集に関すること 6 ボランティアの募集に関すること 7 中央基地の活動記録に関すること 8 大会議室の情報通信機器の立上げ、操作に関すること
	〔総務担当〕 総合防災センター管理課職員	1 中央基地活動要員の活動状況の把握に関すること 2 災害応急活動部隊の受入れ等に関すること 3 中央基地活動要員及び災害応急活動部隊に対する生活全般に関すること 4 緊急・応援参集職員及びボランティアの受付に関すること 5 中央基地の施設・設備の維持管理（修理）に関すること 6 中央基地活動に必要な予算、物品等の購入に関すること

物 資 班	消防学校消防職員教育課職員	1 備蓄資機材の貸出し(在庫管理)に関すること 2 救援物資の受取り・仕分け・保管(在庫管理)に関すること 3 被災市町村等への救援物資等の搬送に関する こと 4 物資の出入りに係る情報の収受と保管に関する こと
誘 導 班	消防学校消防団員教育課職員	1 輸送車両・ヘリコプターの誘導に関すること 2 災害応急活動部隊の誘導に関すること 3 一時避難者の誘導・受入れに関すること

神奈川県消防応援活動調整本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号）（以下「法」という。）第44条の二に基づき、緊急消防援助隊が本県に出動した場合における被災地での迅速かつ的確な活動に資するため、神奈川県が設置する消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）の組織及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(組織構成)

第2条 調整本部は、別表に掲げる者をもって構成する。

- (1) 調整本部には、本部長及び副本部長を置き、本部長は知事とし、副本部長には安全防災局危機管理部消防課長及び指揮支援部隊長を充てる。
- (2) 本部長は、本部を総括し、副本部長は本部長を補佐する。
- (3) 本部長は、国の職員その他の者に対して、必要に応じて調整本部への出席を求めることができる。

(設置及び廃止)

第3条 本部長は、緊急消防援助隊が出動した場合、調整本部を設置するものとする。

- 2 調整本部は、被災地が複数の市町村である場合、又は、被災地が一の市町村であっても被害の状況等から必要と認める場合には、設置するものとする。
- 3 調整本部は、安全防災局内に設置するものとする。
- 4 調整本部は、神奈川県災害対策本部が設置された場合は、神奈川県災害対策本部に属する。
- 5 本部長は、災害の拡大のおそれが解消し、被災地市町村長又はその委任を受けた者からの出動した緊急消防援助隊の引揚げ指示報告により調整本部を廃止する。

(事務分掌)

第4条 調整本部は、消防庁、後方支援消防本部及び緊急消防援助隊指揮支援本部等と連携し、次の事務をつかさどるものとする。

- (1) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
- (2) 被災地を管轄する消防本部の消防隊、県内の消防応援部隊及び緊急消防援助隊の消火、救助、救急活動、後方支援等の活動の調整に関すること。
- (3) 各種情報の集約・整理に関すること。
- (4) 自衛隊、警察等関係機関との連絡に関すること。
- (5) その他必要な事項について調整を図ること。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、調整本部の運用その他必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 20 年 8 月 27 日から施行する。
- 3 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 神奈川県緊急消防援助隊調整本部設置要綱は、廃止する。
- 5 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

神奈川県消防応援活動調整本部員

区 分	機 関 名	職 名 等
本 部 長	神 奈 川 県	知 事
副本部長	〃	消 防 課 長
〃	緊 急 消 防 援 助 隊 の 隊 員	指 揮 支 援 部 隊 長
部 員	代 表 消 防 機 関 (横浜市消防局)	派 遣 職 員
部 員	代 表 消 防 機 関 代 行 (川崎市消防局、相模原市消防局)	派 遣 職 員
部 員	被 災 地 市 町 村	派 遣 職 員
部 員	支 援 消 防 本 部	派 遣 職 員

備考 1 代表消防機関、代表消防機関代行、被災地市町村及び支援消防本部は兼務できるものとする。

備考 2 支援消防本部とは、神奈川県災害対策本部において緊急消防援助隊等の運用についての業務を支援する消防（局）本部で、地区代表消防機関のうち被災程度が軽く知事が指定した消防（局）本部をいう。

指定順位にあつては、神奈川県内消防広域応援実施計画に定める応援要請順位を準用する。

神奈川県緊急消防援助隊登録部隊編成表

(令和5年4月1日現在)

		指揮 隊	航空 指揮 隊	統合 機動 部隊 指揮 隊	エネルギー・ 産業基 礎 災害 即応 部隊 指揮 隊	NBC 災害 即応 部隊 指揮 隊	土砂・ 風水害 機 動 隊	県 大 隊 指 揮 隊	消 火 小 隊	救 助 小 隊	救 急 小 隊	後 方 支 援 小 隊	通 信 支 援 小 隊	特殊災害小隊			特殊装 備小隊			水 上 小 隊	航 空 小 隊	航 空 後 方 支 援 小 隊	合 計			
														毒 劇 物 等 対 応 小 隊	大 規 模 危 険 物 火 災 等 対 応 小 隊	密 閉 空 間 火 災 等 対 応 小 隊	遠 距 離 大 量 送 水 小 隊	消 防 活 動 二 輪 小 隊	震 災 対 応 特 殊 車 両 小 隊					水 難 救 助 小 隊	そ の 他	
第一 ブロッ ク	横 浜	3	1	1	1	1	1	1	35	7	27	6	1	5	7	1	2		3	1	7	1	2	1	115	
	湘 南	藤 沢								5	1	3	3		2			1			1	3				19
		平 塚								2	1	3	1								1	1				9
		茅ヶ崎								3		3	1													7
		大 磯								1		1	1													3
		二 宮								1		1														2
		小 計								12	2	11	6		2			1			2	4				40
	ブロック計		3	1	1	1	1	1	1	47	9	38	12	1	7	7	1	3		3	3	11	1	2	1	155
第二 ブロッ ク	川 崎	2	1			1		1	11	4	7	4	1	2	3	1	2		1	1	4	1	2	1	50	
	三 浦半 島	横須賀							10	3	4	2			1	1			2	1					24	
		鎌 倉								2	1	1									1				5	
		逗 子								1		1	1												3	
		葉 山								1		1	1												3	
		小 計								14	4	7	4			1	1			2	1	1				35
	ブロック計		2	1			1		1	25	8	14	8	1	2	4	2	2		3	2	5	1	2	1	85
第三 ブロッ ク	相模原	3				1		1	7	2	5	3		3					1	1	2				29	
	県 央	厚 木								3	1	1	1								1				7	
		秦 野								2	1	1	1								1				6	
		大 和								2		2	1												5	
		伊勢原								1	1	1	1								1				5	
		海老名								1		1	1								1				4	
		座 間								1		1	1												3	
		綾 瀬								1		1	1												3	
		愛 川								1		1													2	
		小 計								12	3	9	7								4				35	
	県 西	小田原								4	1	2	1							1	1				10	
		箱 根								1		2	1												4	
		湯河原								2		1	1												4	
		小 計								7	1	5	3							1	1				18	
	ブロック計		3				1		1	26	6	19	13		3					1	2	7				82
合 計		8	2	1	1	3	1	3	98	23	71	33	2	12	11	3	5		7	7	23	2	4	2	322	

災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、神奈川県内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した市町村単独では災害応急対策及び災害復旧対策（以下「応急対策」という。）を十分に実施できない場合等に備え、県内の各地域ブロックごとの自立的な連携体制を強化するとともに、地域ブロック相互間での協力体制を構築することで、県内の市町村間での相互応援の迅速かつ円滑な遂行を図り、併せて県外の災害に対しても、この相互応援体制を活用して迅速な応援を行うための基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域ブロック 県域を各地域県政総合センターの所管区域並びに横浜市及び川崎市の区域に分割したそれぞれの区域をいう。
- (2) 地域調整本部 市町村間の相互応援を円滑に実施するため、横浜市及び川崎市以外の地域ブロックごとに当該地域県政総合センター所長を本部長として設置する臨時の組織をいう。
- (3) 市町村応援本部 他の市町村への応援を円滑に実施するため市町村が設置する臨時の組織をいう。
- (4) 市町村連絡員 市町村における応急対策や市町村相互間の応援を円滑に実施するため、県内市町村に派遣する県職員をいう。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 応急対策に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 避難、救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要求があった事項

(県の役割)

第4条 県は、災害情報の収集に努めるとともに、地域ブロック内及び地域ブロック相互間における市町村の相互応援を調整するものとする。

- 2 県は、県内及び県外地域において災害が発生した場合で、知事が必要と認めるときは、被災地に広域災害時情報収集先遣隊（以下「先遣隊」という。）を派遣して、災害情報の収集、伝達及び応急対策に関する連絡調整を行わせるものとする。

(市町村の役割)

第5条 市町村は、他市町村に対する応援体制を常に整えておくとともに、所在する地域ブロックの地域調整本部との調整により、他市町村に対する応援を実施するものとする。

(地域調整本部の設置)

第6条 県は、県内で災害が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策を実施することができないとき、又はそのおそれがあるときで、市町村間の相互応援が必要と認めるときは、必要な地域ブロックに地域調整本部を設置するものとする。

(市町村応援本部の設置)

第7条 市町村は、所在する地域ブロックに地域調整本部が設置され、当該市町村長が必要と認めるときは、市町村応援本部を設置するものとする。

(市町村連絡員の派遣)

第8条 地域県政総合センターは、県内で災害が発生し、所管する地域ブロック内の市町村が災害対策本部又は市町村応援本部を設置し、市町村連絡員の派遣を求めた場合、又は甚大な被害が発生したと見込まれる場合は、市町村連絡員を派遣して、災害情報の収集、伝達等を行わせるものとする。

2 地域県政総合センターは、前項に規定する市町村連絡員を派遣できないときは、県安全防災局に、当該市町村への市町村連絡員の派遣を依頼するものとする。

(地域ブロック内での相互応援)

第9条 地域調整本部は、所管する地域ブロック内において、被災した市町村のみでは十分な応急対策を実施することができない場合、又は市町村から応援の調整を求められた場合は、被災市町村への応援の実施について、地域ブロック内の他の市町村と調整するものとする。

(地域ブロックをまたがる相互応援)

第10条 被災地を抱える地域調整本部は、地域ブロック内での相互応援だけでは、十分な応急対策を実施することができない場合、又はそのおそれがある場合は、県安全防災局に、他の地域ブロックの市町村による応援の調整を依頼するものとする。

2 県安全防災局は、前項の規定による依頼を受けたときは、他の地域調整本部に応援内容を伝達し、当該地域ブロック内の市町村による応援の調整を依頼するものとする。ただし、横浜市及び川崎市に対しては、直接応援を依頼するものとする。

(県外地域に対する応援の調整)

第11条 県は、県外地域で災害が発生し、先遣隊等からの情報により、応援の必要を認めた場合、又は他都道府県等から応援要請があった場合は、必要に応じて、地域ブロックを指定して地域調整本部を設置するものとする。

2 県外地域に対する県内市町村の応援の調整は、前条第2項の規定を準用するものとする。

(応援に要する経費の負担)

第12条 県内の市町村相互間の応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた市町村が負担するものとする。

2 前項の規定によりがたい場合は、応援を受けた市町村と応援を行った市町村が、その都度協議して定めるものとする。

3 県外地域に対する応援に要した費用は、国、神奈川県以外の都道府県、県外の市町村等からの要請や、個別の協定等に基づいて実施した場合は、それぞれの定めに従うこととし、県又は県内市町村の判断で、自主的に応援を実施した場合は、原則として、応援を実施した県又は市町村が負担するものとする。

(他の協定等との関係)

第13条 この協定は、既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等による応援を妨げるものではない。

(委任規定)

第14条 この協定に定めるもののほか、応援の手続き等の協定の実施に関し必要な事項は別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、その都度、県及び市町村が協議して定めるものとする。

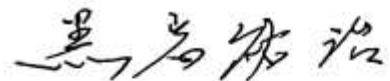
附 則

1 この協定は、平成24年4月1日から適用する。

2 この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、それぞれ署名の上、各1通を保有する。

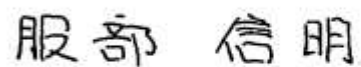
平成24年3月29日

神奈川県知事



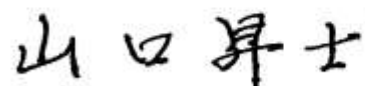
神奈川県市長会会長

茅ヶ崎市長



神奈川県町村会会長

箱根町長



神奈川県市長会	横浜市長	林	文	子
	川崎市市長	阿部	孝	夫
	相模原市長	加山	俊	夫
	横須賀市長	吉田	雄	人
	平塚市長	落合	克	宏
	鎌倉市長	松尾		崇
	藤沢市長	鈴木	恒	夫
	小田原市長	加藤	憲	一
	茅ヶ崎市長	服部	信	明
	逗子市長	平井	竜	一
	三浦市長	吉田	英	男
	秦野市長	古谷	義	幸
	厚木市長	小林	常	良
	大和市長	大木		哲
	伊勢原市長	長塚	幾	子
	海老名市長	内野		優
	座間市長	遠藤	三紀	夫
	南足柄市長	加藤	修	平
	綾瀬市長	笠間	城治郎	

神奈川県町村会	葉山町長	山	梨	崇	仁
	寒川町長	木	村	俊	雄
	大磯町長	中	崎	久	雄
	二宮町長	坂	本	孝	也
	中井町長	尾	上	信	一
	大井町長	間	宮	恒	行
	松田町長	島	村	俊	介
	山北町長	湯	川	裕	司
	開成町長	府	川	裕	一
	箱根町長	山	口	昇	士
	真鶴町長	青	木		健
	湯河原町長	富	田	幸	宏
	愛川町長	山	田	登美	夫
	清川村長	大	矢	明	夫

災害発生時における物資の保管等に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と神奈川倉庫協会（以下「乙」という。）は、災害発生時における物資の保管等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、神奈川県内で地震等による大規模災害（「以下「災害」という。」が発生した場合、又は神奈川県外で災害が発生し、被災地に対して支援（以下「支援」という。）を行う場合、甲の要請により、乙が協力するために必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 この協定により、災害又は支援（以下「災害等」という。）の際に甲が乙に要請する協力内容は次の各号に掲げるものとする。

- （1） 災害対策本部等への乙の会員の派遣
- （2） 物資の一時保管場所等（以下「倉庫」という。）の提供及び管理・運営
- （3） 前号までに定めるもののほか、甲が必要と認める協力

（協力の要請）

第3条 甲は、前条各号に関する協力の必要があると認めるときは、乙に要請することができる。

2 乙は、甲からの要請に対し、可能な限り協力するものとする。

（費用の負担）

第4条 第2条の規定に基づき乙が実施した協力に要した費用は、原則、甲の負担とする。

（従事者の損害補償）

第5条 甲は、第3条第2項の規定による協力に従事する者が、その者の責に帰することのできない理由により死亡し、又は負傷したときは、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和37年神奈川県条例第51号）」に基づきその損害を補償するものとする。ただし、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は死亡等の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、その補償額の限度において損害補償の責を免れる。

(第三者への損害賠償責任)

第6条 乙の会員は、第3条第2項の規定による協力に従事中に、乙の会員の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 乙及び乙の会員の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、乙はその事実の発生後遅滞無くその状況を書面により甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上、決定する。

(実施細目)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年3月26日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

乙 神奈川県横浜市中区南仲通2-24
神奈川倉庫協会会長 小此木 歌 藏

災害時における広域物資輸送拠点の開設等に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）、株式会社プロロジス（以下「乙」という。）及び三菱 UFJ 信託銀行株式会社（以下「丙」という。）は、災害時における国等からの緊急物資（以下「物資」という。）の受入れ、保管及び被災市町村等への搬出を行う広域物資輸送拠点の開設及び運営に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時において、物資の物流に係る広域物資輸送拠点の開設及び運営を適正かつ円滑に行うため、その必要な手続き等について定めるものとする。

（広域物資輸送拠点の開設等）

第2条 甲は、大規模な災害の発生により国等からの物資を安定的に避難者へ供給するために必要と判断した場合は、乙及び丙に対し、第3条に定める要請を行い、乙及び丙の協力が得られたときは、提供施設（第3条第3項に定義する。以下同じ。）に広域物資輸送拠点（以下「広域物資輸送拠点」という。）を開設する。

- 2 甲は、広域物資輸送拠点において次の各号に定める業務（以下「拠点業務」という。）を行う。
- （1）物資の受入れ
 - （2）広域物資輸送拠点における物資の在庫管理、仕分け及び保管等
 - （3）市町村が指定する地域内輸送拠点又は各避難所に輸送する物資の搬出
 - （4）前各号に掲げるもののほか甲が必要と認めるもの
- 3 甲は、次の各号に定める事項が生じたときは、広域物資輸送拠点を閉鎖するものとする。
- （1）甲が拠点業務の必要性が低下したと判断し、乙及び丙に通知したとき
 - （2）乙または丙が、提供施設の安全点検を実施した結果、安全を確保できないと判断し、乙が甲に連絡したとき
 - （3）提供施設を使用する者による迷惑行為、事故、提供施設以外の場所の占有または利用等があったとき
 - （4）その他合理的な理由により、乙または丙が提供施設の閉鎖を求め、甲がこれを了承したとき

（協力の要請）

第3条 甲は災害時に、乙及び丙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- （1）広域物資輸送拠点の開設のための準備
 - （2）拠点業務を行うために必要なスペース及び設備の確保
 - （3）その他必要な事項
- 2 前項に定める甲の協力要請は、次に掲げる事項を記載した文書（電子メールを含む。）によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。
- （1）開設準備要請施設
 - （2）開設予定期間
- 3 乙は、第1項に基づき甲から協力の要請があったときは、以下の施設のうち、乙及び丙があらかじめ指定した区画（以下「提供施設」という）において可能な限り協力するものとする。

施設名	所在
プロロジスパーク座間 1	神奈川県座間市広野台二丁目 4958 番地 6
プロロジスパーク座間 2	神奈川県座間市広野台二丁目 4958 番地 7

- 4 甲は、第1項の規定による協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙及び丙に連絡するものとし、また、協力の必要がなくなったときは、速やかに乙及び丙に連絡するものとする。

（報告の手続き）

第4条 乙は、甲の要請により協力業務を実施したときは、当該業務の完了後、その実施した業務内容等を文書（電子メールを含む。）により甲に報告するものとする。ただし、文書による報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後文書により報告するものとする。

（情報の共有）

第5条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

（費用の負担）

第6条 本協定に基づき、乙または丙が業務の遂行に要した費用は、甲が負担する。ただし、提供施設の利用については、無償とする。

2 甲が負担する費用は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲乙丙協議のうえ、定めるものとする。

(損害の負担)

第7条 業務の実施に伴い乙もしくは丙に損害が生じた場合、甲は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により乙及び丙に報告し、その措置について、甲乙丙協議のうえ、定めるものとする。ただし、当該損害が甲の責めに帰すべき事由により生じたときは、甲は当該損害を賠償するものとする。

(連絡体制等の確認)

第8条 甲、乙及び丙は、災害発生時に本協定が円滑かつ迅速に運用されるように、連絡体制等についてあらかじめ定めるものとする。なお、丙への連絡については、乙が行うものとする。

2 甲乙丙それぞれの連絡体制等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項、または本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

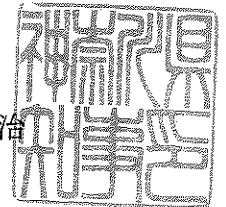
第10条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙丙いずれからも申出のない時は、本協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年12月8日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 黒岩祐治



乙 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号

東京ビルディング

株式会社プロロジス

代表取締役 山田御酒



丙 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

支配人 岡本泰典



災害時における広域物資輸送拠点の開設等に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）とE S R株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における国等からの緊急物資（以下「物資」という。）の受入れ、保管及び被災市町村等への搬出を行う広域物資輸送拠点の開設及び業務支援に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時において、広域物資輸送拠点の開設に必要な施設の提供及び運営に関して、必要な手続き等について定めるものとする。

（広域物資輸送拠点の開設等）

第2条 甲は、大規模な災害の発生により国等からの物資を安定的に避難者へ供給するために必要と判断した場合は、乙に対し、第3条に定める要請を行い、乙の協力が得られたときは、乙が指定する施設内の場所に広域物資輸送拠点を開設する。

2 甲は、広域物資輸送拠点において次の各号に定める業務（以下「拠点業務」という。）を行う。

- （1）物資の受入れ
- （2）物資の在庫管理、仕分け及び保管等
- （3）市町村が指定する地域内輸送拠点又は各避難所に輸送する物資の搬出
- （4）前各号に掲げるもののほか甲が必要と認めるもの

3 甲は、次の各号に定める事項が生じたときは、甲乙協議の上、広域物資輸送拠点を閉鎖するものとする。

- （1）甲が拠点業務の必要性が低下したと判断し、乙に通知したとき
- （2）乙が、提供施設の安全点検を実施した結果、安全を確保できないと判断し、乙が甲に連絡したとき
- （3）提供施設を使用する者による迷惑行為、事故、提供施設以外の場所の占有または利用等があったとき
- （4）その他合理的な理由により、乙が提供施設の閉鎖を求めたとき

（協力の要請）

第3条 甲は災害時に、乙に対し、広域物資輸送拠点に係る次の事項について要請することができる。

- （1）開設のための準備
- （2）拠点業務を行うために必要なスペース及び設備の確保

(3) その他必要な事項

2 前項に定める甲の協力要請は、次に掲げる事項を記載した文書（電子メールを含む。）によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

(1) 開設希望施設

(2) 開設予定期間

3 乙は、第1項の要請に対し、直ちに協力の可否を甲に通知する。

4 乙は、第1項に基づき、甲から協力の要請に可能な限り協力するものとする。ただし乙は履行義務を負うものではない。

5 甲は、第1項の規定による協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、また、協力の必要がなくなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

(実績報告)

第4条 乙は、甲の要請により協力業務を実施した時は、次の事項を報告する。

(1) 施設名

(2) 期日・期間および時間

(3) その他協力業務に関して行った業務

(情報の共有)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

(費用の負担)

第6条 本協定に基づき、乙が業務の遂行に要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(損害の負担)

第7条 業務の実施に伴い乙に損害が生じた場合、甲は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により乙に報告し、その措置について、甲乙協議のうえ、定めるものとする。ただし、当該損害が甲の責めに帰すべき事由により生じたときは、甲は当該損害を賠償するものとする。

(連絡体制等の確認)

第8条 甲及び乙は、災害発生時に本協定が円滑かつ迅速に運用されるように、連絡体制等についてあらかじめ定めるものとする。

2 甲乙それぞれの連絡体制等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項、または本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも申出のない時は、本協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年12月21日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

乙 東京都港区虎ノ門4-1-17
神谷町プライムプレイス3階

E S R株式会社
代表取締役 スチュアート・ギブソン

災害時における広域物資輸送拠点の開設等に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と日本G L P株式会社（以下「乙」という。）及びG L P投資法人（以下「丙」という。）は、災害時における国等からの緊急物資（以下「物資」という。）の受入れ、保管及び被災市町村等への搬出を行う広域物資輸送拠点の開設及び業務支援に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時において、広域物資輸送拠点の開設に必要な施設の提供及び運営に関して、必要な手続き等について定めるものとする。

（広域物資輸送拠点の開設等）

第2条 甲は、大規模な災害の発生により国等からの物資を安定的に避難者へ供給するために必要と判断した場合は、乙及び丙に対し、第3条に定める要請を行い、乙及び丙の協力が得られたときは、乙及び丙が指定する施設に広域物資輸送拠点を開設する。

2 甲は、広域物資輸送拠点において次の各号に定める業務（以下「拠点業務」という。）を行う。

- （1）物資の受入れ
- （2）物資の在庫管理、仕分け及び保管等
- （3）市町村が指定する地域内輸送拠点又は各避難所に輸送する物資の搬出
- （4）前各号に掲げるもののほか甲が必要と認めるもの

3 甲は、次の各号に定める事項が生じたときは、広域物資輸送拠点を閉鎖するものとする。

- （1）甲が拠点業務の必要性が低下したと判断し、乙及び丙に通知したとき
- （2）乙または丙が、提供施設の安全点検を実施した結果、安全を確保できないと判断し、乙が甲に連絡したとき
- （3）提供施設を使用する者による迷惑行為、事故、提供施設以外の場所の占有または利用等があったとき
- （4）その他合理的な理由により、乙または丙が提供施設の閉鎖を求め、甲がこれを了承したとき

（協力の要請）

第3条 甲は災害時に、乙及び丙に対し、広域物資輸送拠点に係る次の事項について要請することができる。

- (1) 開設のための準備
 - (2) 拠点業務を行うために必要なスペース及び設備の確保
 - (3) その他必要な事項
- 2 前項に定める甲の協力要請は、次に掲げる事項を記載した文書（電子メールを含む。）によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。
- (1) 開設希望施設
 - (2) 開設予定期間
- 3 乙及び丙は、第1項の要請に対し、直ちに協力の可否を甲に通知する。
- 4 乙及び丙は、第1項に基づき、甲から協力の要請に可能な限り協力するものとする。
- 5 甲は、第1項の規定による協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙及び丙に連絡するものとし、また、協力の必要がなくなったときは、速やかに乙及び丙に連絡するものとする。
- 6 甲は、第1項の規定による協力の要請にあたり、乙及び丙が指定する施設が県内市区町村と施設の使用に関する協定を締結していた場合には、甲は該当市区町村と施設の使用について協議するものとする。

（報告の手続き）

- 第4条 乙は、甲の要請により協力業務を実施したときは、当該業務の完了後、その実施した業務内容等を文書（電子メールを含む。）により甲に報告するものとする。ただし、文書により報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

（情報の共有）

- 第5条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

（費用の負担）

- 第6条 本協定に基づき、乙または丙が業務の遂行に要した費用は、甲が負担する。
- 2 甲が負担する費用は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲乙丙協議のうえ、定めるものとする。

（損害の負担）

- 第7条 業務の実施に伴い乙もしくは丙に損害が生じた場合、甲は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により乙及び丙に報告し、その措置について、

甲乙丙協議のうえ、定めるものとする。ただし、当該損害が甲の責めに帰すべき事由により生じたときは、甲は当該損害を賠償するものとする。

(連絡体制等の確認)

第8条 甲、乙及び丙は、災害発生時に本協定が円滑かつ迅速に運用されるように、連絡体制等についてあらかじめ定めるものとする。なお、丙への連絡については、乙が行うものとする。

2 甲乙丙それぞれの連絡体制等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項、または本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙丙いずれからも申出のない時は、本協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年3月30日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

乙 東京都港区東新橋一丁目5番2号
汐留シティセンター
日本G L P株式会社
代表取締役 帖 佐 義 之

丙 東京都港区東新橋一丁目5番2号
汐留シティセンター
G L P投資法人
執行役員 三 浦 嘉 之

災害発生時における物資の保管等に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と大和ハウス工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における国等からの緊急物資（以下「物資」という。）の受入れ、保管及び被災市町村等への搬出を行う物資拠点の開設及び業務支援に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時において、物資拠点の開設に必要な施設の提供及び運営に関して、必要な手続き等について定めるものとする。

（物資拠点の開設等）

第2条 甲は、大規模な災害の発生により国等からの物資を安定的に避難者へ供給するために必要と判断した場合は、乙に対し、第3条に定める要請を行い、乙の協力が得られたときは、乙が指定する施設に物資拠点を開設する。

2 甲は、物資拠点において次の各号に定める業務（以下「拠点業務」という。）を行う。

- （1）物資の受入れ
- （2）物資の在庫管理、仕分け及び保管等
- （3）市町村が指定する地域内拠点又は各避難所にする物資の搬出
- （4）前各号に掲げるもののほか甲が必要と認めるもの

3 甲は、次の各号に定める事項が生じたときは、物資拠点を閉鎖するものとする。

- （1）甲が拠点業務の必要性が低下したと判断し、乙に通知したとき
- （2）乙が、提供施設の安全点検を実施した結果、安全を確保できないと判断し、乙が甲に連絡したとき
- （3）提供施設を使用する者による迷惑行為、事故、提供施設以外の場所の占有または利用等があったとき
- （4）その他合理的な理由により、乙が提供施設の閉鎖を求め、甲がこれを了承したとき

（協力の要請）

第3条 甲は災害時に、乙に対し、物資拠点に係る次の事項について要請することができる。

- （1）開設のための準備
- （2）拠点業務を行うために必要なスペース及び設備の確保

(3) その他必要な事項

2 前項に定める甲の協力要請は、次に掲げる事項を記載した文書（電子メールやファックス等の通信記録が残る電子媒体。）によるものとする。

(1) 開設希望施設

(2) 開設予定期間

3 乙は、第1項の要請に対し、直ちに協力の可否を甲に通知する。

4 乙は、第1項に基づき、甲から協力の要請に可能な限り協力するものとする。

5 甲は、第1項の規定による協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、また、協力の必要がなくなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

6 甲は、第1項の規定による協力の要請にあたり、乙が指定する施設が県内市区町村と施設の使用に関する協定を締結していた場合には、甲は該当市区町村と施設の使用について協議するものとする。

(報告の手続き)

第4条 乙は、甲の要請により協力業務を実施したときは、当該業務の完了後、その実施した業務内容等を文書（電子メールを含む。）により甲に以下の事項について報告するものとする。ただし、文書により報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(1) 使用期間

(2) 使用した床面積

(3) 電気料金

(4) 水道料金

(災害発生時の拠点業務開始前手続き)

第5条 乙は、甲より第3条に基づく支援の要請を受領し、支援が可能と応諾した場合には、第2条第2項に記載の支援の範囲について、また、乙が指定した物件に赴き施設の安全性について、乙は甲に確認を求めることができる。

(情報の共有)

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

(費用の負担)

第7条 本協定に基づき、乙が業務の遂行に要した費用は、甲が負担する。また、第3条の甲の要請により、乙が業務の遂行に要した費用は、甲が負担する。

2 乙は、本協定に基づき本物件又は本物件の一部を甲へ提供する場合には、本

協定の趣旨に従い、倉庫・事務所等の床使用料を請求しないものとする。また、水道費・電気料金・冷暖房費等を含めた費用も請求しないものとする。

- 3 前項の費用に関する取扱いは、拠点業務開設から2ヶ月間以内とする。2ヶ月間を超過した場合、乙は、甲に費用を請求できるものとし、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(原状の回復)

第8条 甲は、本物件を使用する合理的な理由が解消された場合には、必要な原状回復を行い、乙に返還するものとする。原状回復に伴う費用は、甲が負担するものとする。

(損害の負担)

第9条 業務の実施に伴い乙に損害が生じた場合、甲は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により乙に報告し、その措置について、甲乙協議のうえ、定めるものとする。ただし、当該損害が甲の責めに帰すべき事由により生じたときは、甲は当該損害を賠償するものとする。

(連絡体制等の確認)

第10条 乙は、次の事項に変更がある場合には、速やかに項に届け出るものとする。

- (1) 商号
- (2) 所在地
- (3) 連絡先
- (4) 本物件の所有者または管理者に変更が生じた場合
- (5) その他甲が要求する届出事項が生じた場合

- 2 甲及び乙は、前項その他本協定に関する連絡先を定め、連絡先確認書(様式1)により相互に報告するものとする。当該連絡先に変更が生じた場合も同様とする。

(地位の承継)

第11条 乙は、本物件の全部又は一部を第三者へ譲渡する場合、本協定により負う責任及び義務を当該第三者に承継させるものとし、当該第三者は、前項に基づき、甲に対し届出を行うものとする。この場合、乙は本協定により負う責任及び義務は当然になくなるものとする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項、または本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも申出のない時は、本協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年4月15日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

乙 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目6番1
みなとみらいセンタービル
大和ハウス工業株式会社 横浜支社

執行役員 支社長 齋 藤 栄 司

災害発生時における物資の保管等に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と日本ロジスティクスファンド投資法人（以下「乙」という。）は、災害時における国等からの緊急物資（以下「物資」という。）の受入れ、保管及び被災市町村等への搬出を行う物資拠点の開設及び業務支援に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時において、物資拠点の開設に必要な施設の提供及び運営に関して、必要な手続き等について定めるものとする。

（対象物件）

第2条 本協定は、第4条に定める甲からの要請時点において神奈川県内に所在し、乙が単独で所有権又は信託受益権を有する物件（以下「本物件」という。）を対象とする。

（物資拠点の開設等）

第3条 甲は、大規模な災害の発生により国等からの物資を安定的に避難者へ供給するために必要と判断した場合は、乙に対し、第4条に定める要請を行い、乙の協力が得られたときは、乙が指定する施設に物資拠点を開設する。

2 甲は、物資拠点において次の各号に定める業務（以下「拠点業務」という。）を行う。

- （1）物資の受入れ
- （2）物資の在庫管理、仕分け及び保管等
- （3）市町村が指定する地域内拠点又は各避難所に輸送する物資の搬出
- （4）前各号に掲げるもののほか甲が必要と認める前各号に付随する業務

3 甲は、次の各号に定める事項が生じたときは、物資拠点を閉鎖するものとする。

- （1）甲が拠点業務の必要性が低下したと判断し、乙に書面にて通知し所定の期間が経過したとき。なお、かかる所定の期間は、第4条に定める甲の要請時に甲乙協議の上で定めるものとする。
- （2）乙が、提供施設の安全点検を実施した結果、安全を確保できないと判断し、乙が甲に連絡したとき
- （3）提供施設を使用する者による迷惑行為、事故、提供施設以外の場所の占有又は利用等があったとき

- (4) その他合理的な理由により、乙が提供施設の閉鎖を求め、甲がこれを了承したとき。ただし、甲は不合理に当該了承を遅延又は拒絶しないものとする。

(協力の要請)

第4条 甲は災害時に、乙に対し、物資拠点に係る次の事項について要請することができる。

(1) 開設のための準備

(2) 拠点業務を行うために必要なスペース及び設備（本物件に設置済みのものに限る。）の確保

(3) その他必要な事項

- 2 前項に定める甲の協力要請は、次に掲げる事項を記載した文書（電子メールを含む。）によるものとする。ただし、文書をもって要請することが合理的に困難と認められるときは、口頭で要請し、文書による報告が可能となった後速やかに文書を送付するものとする。

(1) 開設希望施設

(2) 開設予定期間

- 3 乙は、第1項の要請に対し、遅滞なく協力の可否を甲に通知する。

- 4 乙は、第1項に基づき、甲から協力の要請に実務上可能な限り協力するものとする。

- 5 甲は、第1項の規定による協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、また、協力の必要がなくなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

- 6 甲は、第1項の規定による協力の要請にあたり、乙が指定する施設が県内市区町村と施設の使用に関する協定を締結していた場合には、甲は該当市区町村と施設の使用について協議するものとする。

(報告の手続き)

第5条 乙は、甲の要請により協力業務を実施したときは、当該業務の完了後、その実施した業務内容等を文書（電子メールを含む。）により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告することが合理的に困難と認められるときは、口頭によるものとし、文書による報告が可能となった後速やかに文書により報告するものとする。

(災害発生時の拠点業務開始前手続き)

第6条 乙は、甲より第4条に基づく支援の要請を受領し、支援が可能と応諾し

た場合には、甲に対し、乙が指定した物件に赴き施設の安全性について、確認することを求めることができる。

(情報の共有)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

(費用の負担)

第8条 乙が、本協定に基づき甲が要請する協力又は業務の遂行に要した費用（乙が本協定に基づく協力又は業務の遂行のために本物件の所有者その他の第三者に対して負担する費用を含む。）は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(原状の回復)

第9条 甲は、本協定に定める協力が終了した場合、物資拠点が閉鎖された場合その他甲が本協定に基づき本物件を使用する合理的な理由が解消された場合には、必要な原状回復を行い、乙又は乙の指定する者に本物件を返還するものとする。原状回復に伴う費用は、甲が負担するものとする。

(損害の負担)

第10条 業務の実施に伴い乙又は本物件の所有者、賃借人、管理者その他の関係者に損害が生じた場合、甲は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により乙に報告し、その措置について、甲乙協議のうえ、定めるものとする。ただし、当該損害が甲の責めに帰すべき事由により生じたときは、甲は当該損害を賠償するものとする。

(連絡体制等の確認)

第11条 甲及び乙は、災害発生時に本協定が円滑かつ迅速に運用されるように、連絡体制等についてあらかじめ定めるものとする。

2 甲乙それぞれの連絡体制等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項、又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも申出のない時は、本協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年12月26日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

乙 東京都千代田区西神田三丁目2番1号
日本ロジスティクスファンド投資法人

執行役員 亀 岡 直 弘

神奈川県緊急消防援助隊航空部隊等受援計画

令和4年4月1日
神奈川県

神奈川県緊急消防援助隊航空部隊等受援計画 目次

第1章 総則

- 1 目的 1
- 2 計画の運用 1
- 3 用語の定義 1
- 4 航空部隊等の活動分類 3

第2章 事前計画

- 1 要請から出場までの体系 3
- 2 活動拠点ヘリベースの決定 3
- 3 活動拠点ヘリベースにおける班構成及び各班の任務 3
- 4 活動拠点ヘリベースの配置 3
- 5 食料の備蓄計画等 4

第3章 災害発生時の活動拠点ヘリベースの体制等

- 1 活動拠点ヘリベース（横浜ヘリポート）への受入体制 4
- 2 航空部隊等の要請時の協議 4
- 3 航空指揮本部の設置 4
- 4 航空指揮支援隊の出動要請 5
- 5 航空指揮支援本部の設置 5
- 6 燃料補給体制の確保 5
- 7 航空部隊等との情報連絡 6
- 8 航空隊員の調整本部への派遣 6
- 9 統括指揮支援隊等の受入体制 6
- 10 フォワードベースの開設基準及び受入体制 7
- 11 フォワードベースの安全管理体制等 7
- 12 ランディングポイントの設定 7
- 13 災害拠点病院付近のヘリコプター離着陸場所の設定 7

第4章 航空部隊等の運用等

- 1 航空部隊等の受付 9
- 2 航空部隊等の駐機場所 9
- 3 航空部隊への活動要請及び任務付与 9
- 4 航空情報（ノータム）発出要請 10

5	航空部隊の活動報告	10
6	航空部隊等の引揚げ	10

第5章 通信運用

1	航空機の無線運用体制	10
2	ヘリコプター動態管理システムの運用	11
3	ヘリコプターテレビ電送システムの運用	11
4	衛星電話等の運用	13

第6章 その他

	航空部隊等の受援に関する対応訓練の実施	13

第1章 総則

1 目的

この計画は、神奈川県（以下「県」という。）内の市町村において、地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生し、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。）第 44 条の規定に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合、又は大規模特殊災害時における広域航空消防応援において、航空部隊及び航空指揮支援隊（以下「航空部隊等」という。）が円滑に活動できる体制の確保等を図るため、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成 27 年 3 月 31 日付け消防広第 74 号。以下「要請要綱」という。）第 40 条に基づく神奈川県緊急消防援助隊受援計画（以下「県受援計画」という。）に定めるもののほか、航空部隊等の受援について必要な事項を定める。

2 計画の運用

この計画の運用は、消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合、又は大規模特殊災害時における広域航空消防応援を受ける場合とする。

なお、本計画の変更等については、その都度、県、横浜市消防局及び川崎市消防局が協議して改正する。

3 用語の定義

この計画における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（1）活動拠点ヘリベース（HB）

災害の終始を通じて、航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮（指示及び任務付与）、駐機、給油、装備、整備及び宿泊（近隣への宿泊を含む。）をすることが可能な活動拠点並びに航空部隊の進出拠点（集結場所）をいう。原則として、被災地（被災地の周辺地域を含む。）に設置するものとする。

（2）フォワードベース（FB）

航空部隊の集結時の駐機場所又は、被災地近傍の飛行場外離着陸場等で、活動拠点ヘリベースに都度帰投することなく航空活動を安全かつ効率的に継続することを目的として設置する離着陸、給油、人員の乗降機、装備・物資等の積み降ろしが可能な拠点をいう。

（3）ランディングポイント（LP）

上記(1)(2)に掲げるもののほか、救助者や緊急物資の陸上部隊への引継ぎ、傷病者の引継ぎ等災害対応をするための離着陸を行う地点をいう。

(4) 消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）

災害発生市町村の消防の応援等のため県及び県内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、消防組織法第44条の2に基づき神奈川県知事が設置するものをいう。

(5) 航空運用調整班（以下「運用調整班」という。）

大規模災害発生時に、消防、警察、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT等の調整本部の航空機運用関係者等の参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整等を行う県災害対策本部に知事が設置する班をいう。

(6) ヘリベース指揮者

活動拠点ヘリベースで航空機を用いた消防活動の指揮（指示及び任務付与）を行う者をいい、原則として横浜市消防局航空科長がその任に当たる。

(7) ヘリベース担当職員

ヘリベース指揮者の下で調整本部との連絡調整を行う者をいい、原則として調整本部から神奈川県くらし安全防災局防災部消防保安課企画グループリーダー及び消防保安課員を活動拠点ヘリベースにただちに派遣し、その任に当たる。

(8) 航空指揮支援隊長

ヘリベース指揮者を補佐するとともにヘリベース指揮者の指揮を受け被災地における航空部隊の活動を管理する職員をいう。

(9) 航空指揮支援隊

航空指揮支援隊長の指示に基づき、航空部隊の指揮及び情報の収集伝達・通信等を行う部隊をいう。

(10) 航空部隊

被災地都道府県で活動する航空小隊により編成され、必要に応じ、航空後方支援小隊を加えたものをいう。

ア 航空小隊

被災地における航空機を用いた情報収集及び消防活動を行う航空隊をいう。

イ 航空後方支援小隊

活動拠点ヘリベース等における緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行う部隊をいう。

(11) 航空搬送拠点

広域医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離着陸可能な拠点でSCU（臨時医療施設）が設置可能な場所をいう。

4 航空部隊等の活動分類

航空部隊等の活動分類については、次のとおりとする。

- (1) 統括指揮支援隊、指揮支援隊又は航空指揮支援隊の輸送活動
- (2) 情報収集活動
- (3) 救助・救急・輸送活動
- (4) 消火活動
- (5) 航空後方支援活動
- (6) 航空指揮支援活動
- (7) その他（ＳＣＵ（航空拠点搬送臨時医療施設をいう。以下同じ。）支援活動、避難誘導、広報等）

第2章 事前計画

1 要請から出場までの体系

応援活動に従事する航空部隊等の要請から出動までの系統図は、資料1「要請から出動までの系統図」のとおりとする。

2 活動拠点ヘリベースの決定

- (1) 県内における活動拠点ヘリベースは、横浜ヘリポートとする。また、横浜ヘリポートの基本情報は資料2「横浜ヘリポートヘリベース等基本情報」、資料2-1「横浜ヘリポート場周経路」、資料2-2「横浜ヘリポート周辺図」及び資料2-3「横浜ヘリポート施設図」のとおりとする。
- (2) 横浜ヘリポートが被災し使用できない場合は、横浜市消防局消防訓練センターとする。（以下「代替ヘリベース」という。）
なお、代替ヘリベースが使用できない場合は、調整本部が被災市町村等及びヘリベース指揮者と協議の上、資料3「活動拠点ヘリベース及びフォワードベース一覧」の中から決定するものとする。
- (3) 県は、横浜ヘリポート以外に活動拠点ヘリベースとして航空部隊等の受入れに十分な機能を有する場所及び施設を確保するため、継続的に調査する。

3 活動拠点ヘリベースにおける班構成及び各班の任務

活動拠点ヘリベースにおける班構成及び各班の任務については、資料4「活動拠点ヘリベースにおける班編成及び各班の任務」のとおりとする。

4 活動拠点ヘリベースの配置

ヘリベース指揮者は、活動拠点ヘリベースの配置等の各種情報、駐機場に
関する事項を航空部隊等に周知する。

- (1) 横浜ヘリポートの配置は、資料5「横浜ヘリポート駐機配置図」のとおりとする。
- (2) 第2順位の横浜市消防局消防訓練センターの配置は、資料6-1「横浜市消防局消防訓練センター詳細図」及び資料6-2「消防訓練センター（代替ヘリベース）配置図」のとおりとする。

5 食料の備蓄計画等

- (1) 県は、航空部隊等に対する食料等を確保するため、活動拠点ヘリベース及びフォワードベースにおける駐機可能機体数に応じた隊員数を参考に最低限必要（3日分程度）な食料及び飲料水等を整備するものとする。なお、食料の搬送等については、調整本部で調整するものとする。
- (2) 県は、航空部隊等の駐機可能機数に応じて、宿泊場所について事前に把握し、受援する場合は宿泊場所の情報を提供するものとする。

第3章 災害発生時の活動拠点ヘリベースの体制等

1 活動拠点ヘリベース（横浜ヘリポート）への受入体制

調整本部長（知事）は、活動拠点ヘリベースを確保するため、横浜市消防局長に対し、別記様式第7「活動拠点ヘリベース設定及び運用依頼」により横浜ヘリポートにおける航空部隊等の受入れ及び活動拠点ヘリベースとしての運用について依頼する。これを受けて、ヘリベース指揮者は、横浜ヘリポートの航空部隊等の受入れ及び運用体制を整えるものとする。

2 航空部隊等の要請時の協議

ヘリベース指揮者は、航空部隊等の応援が必要な場合は、任務、必要機体数及び活動拠点ヘリベース受入可能機体数等について、調整本部と協議するものとする。

被害状況が把握できない場合は、速やかに総務省消防庁災害対策本部広域応援班航空グループ（以下「消防庁航空グループ」という。）と協議するものとする。

3 航空指揮本部の設置

ヘリベース指揮者は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、活動拠点ヘリベー

スの指揮本部（以下「航空指揮本部」という。）を設置するものとする。

航空指揮本部は、被災地における航空に係る消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務を行うものとする。

- （１）被害情報の収集に関すること。
- （２）被害状況及び受援都道府県内の航空隊の活動に係る記録に関すること。
- （３）航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- （４）その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

4 航空指揮支援隊の出動要請

大規模災害時において、ヘリベース指揮者が多数の航空小隊の活動管理が必要と認めるときは、航空指揮支援隊の出動を調整本部に要請するものとする。

5 航空指揮支援本部の設置

航空指揮支援部隊長は、活動拠点ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部（以下「航空指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一場所に設置するものとする。

航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。

航空指揮支援本部長は航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は都道府県大隊の後方支援小隊を活動拠点ヘリベース等に派遣するよう要請するものとする。

6 燃料補給体制の確保

- （１）燃料補給基地は、原則として横浜ヘリポートとし、調整本部は、県と神奈川県石油業協同組合との間で締結された「災害時等における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき、同組合に対し航空小隊の活動に必要な燃料補給を依頼するものとする。
- （２）代替ヘリベースでの燃料補給は、調整本部が当該補給地の責任者及び県災害対策本部と協議を行うものとする。
- （３）フォワードベースに駐機する航空小隊の燃料補給は、原則、活動拠点ヘリベース（代替ヘリベースを含む。）で行うものとする。
- （４）調整本部は、県内での燃料補給体制が確保できない場合は、早期に消防庁航空グループ及び近隣都県と燃料の供給について調整を行うものとする。

7 航空部隊等との情報連絡

応援要請後における消防庁、航空部隊等との情報連絡については、次のとおりとする。

(1) 各消防防災航空隊の連絡先は、資料7「消防防災航空隊名簿」のとおりとする。

(2) 航空部隊等への情報提供

ヘリベース指揮者は、調整本部と調整の上、活動拠点ヘリベース状況等の情報を別記様式1「受援航空隊情報提供事項」により、速やかに航空部隊等及び消防庁航空グループに情報提供するものとする。

(3) 航空部隊等からの情報収集

ヘリベース指揮者は、航空部隊の機体、出動人員及び人員構成等の情報を別記様式2「航空部隊等情報提供事項」により、航空部隊等及び消防庁航空グループから速やかに収集するものとする。収集した情報は、その都度、調整本部に提供するものとする。

(4) 情報連絡方法

連絡方法については、原則として、別記様式2の連絡先の防災行政無線通信網、有線（携帯）電話、有線ファックス及び電子メールによって行うが、有線途絶等の場合は、衛星通信を活用するものとする。

8 航空隊員の調整本部への派遣

横浜市消防局は、応援要請を行い、調整本部が設置された後、調整本部に航空隊員（航空科担当係長）を派遣するものとする。また、川崎市消防局については、横浜市消防局と調整しながら、調整本部に航空隊員を派遣する。

なお、派遣された航空隊員は調整本部要員として活動し、次の任務を行うものとする。

(1) 統括指揮支援隊等及び運用調整班との連絡調整

(2) 消火、救助活動等を行う航空部隊と陸上部隊との連絡調整

(3) 調整本部の代表として運用調整班における警察、海上保安庁、自衛隊、ドクターヘリ等とのヘリコプターの活用に関わる運用調整

9 統括指揮支援隊等の受入体制

(1) 神奈川県統括指揮支援隊は、国の基本計画に基づき、第1位：横浜市消防局、第2位：東京消防庁とする。

(2) 横浜市消防局以外の統括指揮支援隊及び消防庁職員等（以下「統括指揮支援隊等」という。）の受入れについては、県受援計画によるほか、調整本部とヘリベース指揮者と調整の上、次のとおり行うものとする。

なお、被災状況により、受入れ困難な場合は、調整本部を通して消防庁航空グループに連絡するものとする。

ア 離着陸場所は、原則として、みなとみらいヘリポート（資料８：場外離着陸場略図）とし、離着陸の際の安全管理等は地上支援活動隊及び県職員が行うものとする。

なお、統括指揮支援隊等は、県職員が調整本部へ案内するものとする。

イ アの離着陸場所が使用できない場合の離着陸場所は、横浜ヘリポート（資料２：横浜ヘリポートヘリベース等基本情報・資料５：横浜ヘリポート駐機配置図）とする。統括指揮支援隊等は、県の車両により調整本部へ移動するものとする。

ウ ア、イの離着陸場所が使用できない場合の離着陸場所は、横浜市役所屋上（資料９－１：横浜市役所屋上離着陸場使用要領・資料９－２：飛行場外離着陸場詳細図）とし、離着陸の際の安全管理等は地上支援活動隊が行うものとする。

なお、統括指揮支援隊等は、県職員が調整本部へ案内するものとする。

（３）指揮支援隊及び航空指揮支援隊の受入れについては、次のとおり行うものとする。

ア 離着陸場所は、原則として横浜ヘリポートとし、その後、空路又は陸路で被災地（被災地消防本部庁舎）へ移動するものとする。

イ 横浜ヘリポートから空路で被災地（被災地消防本部庁舎）へ移動する場合の離着陸場所については、調整本部がヘリベース指揮者及び現地消防（局）本部と調整の上、速やかに決定するものとする。

ウ 調整本部は、横浜ヘリポートから陸路で被災地（被災地消防本部庁舎）へ移動する場合の車両について、県内各消防本部と調整するものとする。

エ 航空指揮支援隊は、航空指揮支援隊輸送航空小隊又は自隊の車両等により出動するものとする。

10 フォワードベースの開設基準及び受入体制

調整本部は次の各号の要領で、資料３「ヘリベース及びフォワードベース一覧」の中からフォワードベースを設定するものとする。

（１）開設基準

ア 航空小隊の機体数が、活動拠点ヘリベースの駐機可能機体数である５機を超えるとき。

イ 活動拠点ヘリベースから被災地が遠隔地である等、航空小隊の活動上

必要と認めるとき。

(2) 受入体制

ア 調整本部は、フォワードベースを開設するに当たり、ヘリベース指揮者と協議するものとする。

イ 調整本部は、フォワードベースを管轄する消防本部及び管理者等と使用可否等について協議するものとする。

(3) 開設及び任務

フォワードベースの開設及び任務は、別に定める要領により、管轄する消防本部職員等が行うものとする。

(4) 配置

各フォワードベースの配置は、資料 10－1 から資料 10－6 「フォワードベース位置図」のとおりとする。

11 フォワードベースの安全管理体制等

(1) フォワードベースを管轄する消防本部は、当該消防本部職員等によりフォワードベースの安全管理体制を確保するものとする。

(2) ヘリベース指揮者は、フォワードベースの運用を行う上で必要がある場合は、航空隊員を派遣するものとする。

(3) フォワードベースの開設、安全管理、航空小隊の受入れについては別に定める要領によるものとする。

12 ランディングポイントの設定

(1) 調整本部は、任務、被災状況により、航空小隊の活動上、要救助者等の引継及び仮救護所の設置等、必要と認める場合は、資料 11 「神奈川県内のヘリコプター臨時離着陸場一覧表」中からランディングポイントを設定するものとする。

(2) 調整本部は、災害救助活動上の必要性からパイロットの現地視認による判断に基づいた適地をランディングポイントに設定することができるものとする。

(3) 調整本部はランディングポイントの設定に当たり、運用調整班及びランディングポイントを管轄する消防本部と協議するものとする。

13 災害拠点病院付近のヘリコプター離着陸場所の設定

(1) 調整本部は、運用調整班、離着陸場所管轄消防本部又は院内ヘリポートを有する病院等施設管理者、DMA T 等と協議の上、ヘリコプターにより傷病者を災害拠点病院へ搬送する場合の離着陸場所について、資料 12

「災害医療拠点病院のヘリコプター臨時離着陸場」の中から設定するものとする。

- (2) 航空搬送拠点に多数の傷病者を搬送する等、ヘリコプターの離着陸スペースが複数必要となる場合は、調整本部及び運用調整班、被災地消防本部、フォワードベース管理者、DMAT 等と協議のうえ、資料3「活動拠点ヘリベース及びフォワードベース一覧」の中から設定するものとする。

第4章 航空部隊等の運用等

1 航空部隊等の受付

ヘリベース指揮者は、航空部隊等が活動拠点ヘリベースに到着した後、別記様式3「緊急消防援助隊航空部隊受入一覧表」により受付を行うものとする。

2 航空部隊等の駐機場所

- (1) 活動拠点ヘリベースでの駐機可能数を超える航空部隊等は、フォワードベースに駐機するものとする。ヘリベース指揮者は、航空部隊等の駐機場所について調整本部と調整し、各航空部隊等への事前連絡に努めるとともに、受付時に駐機場所の指定及び災害情報等について提供するものとする。
- (2) 隣接県等の航空部隊等は、一日の活動終了後は原則、自隊基地へ帰投するものとする。

ただし、天候、日没等により帰投することができない場合は、ヘリベース指揮者が指定する駐機場所に駐機するものとする。

3 航空部隊への活動要請及び任務付与

- (1) 調整本部は、ヘリベース指揮者に別記様式6「活動振分書」により、航空部隊の活動要請を行うものとする。ヘリベース指揮者は、航空部隊の出動可否を確認し、その旨を調整本部及び運用調整班に回答するものとする。
- (2) ヘリベース指揮者は、航空部隊の出動が可能と確認した場合は、別記様式4「事案受付・活動指示及び結果報告書」により、航空部隊に任務を付与し、調整本部及び運用調整班に報告するものとする。
- (3) ヘリベース指揮者は、別記様式5「事案管理一覧表」により、任務付与状況を適切に管理するものとする。
- (4) ヘリベース指揮者は、航空部隊に任務を付与するときには、活動場所周辺の案内図（活動場所の緯度・経度記載したもの）、活動場所付近の地図（送電線等の障害情報を記載したもの）、ランディングポイントの地図

(概要図を含む。) その他、参考となる資料を該当航空小隊に提供するものとする。

4 航空情報（ノータム）発出要請等

- (1) ヘリベース指揮者は、多数の航空機の飛行により必要があるときは、運用調整班と調整し、国土交通省東京航空局安全部運航安全課に航空情報（ノータム）の発出を要請するものとする。
- (2) ヘリベース指揮者は、被災地周辺における飛行の安全を確保するために、必要があると認めるときは、国土交通省航空局次世代航空モビリティ企画室に緊急用務空域の指定を依頼するものとする。
- (3) ヘリベース指揮者は、緊急用務空域及びサイレントタイムが設定される場合は、活動拠点ヘリベースに駐機する航空小隊に周知するものとする。

5 航空部隊の活動報告

- (1) ヘリベース指揮者は、航空部隊の事案に対する任務が完了したときは、当該部隊に別記様式4「事案受付・活動指示及び結果報告書」及び緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年3月26日付け消防震第19号。以下「運用要綱」という。）第31条に規定する活動日報の作成及び提出を求めるものとする。
- (2) ヘリベース指揮者は、運用要綱第31条に規定する活動日報を作成するとともに、航空部隊の活動状況を日ごとに活動日報にまとめ、ヘリベース担当職員に活動日報を指揮支援部隊長及び消防庁航空グループに報告するよう依頼するものとする。

6 航空部隊等の引揚げ

県災害対策本部長は、ヘリベース指揮者の意見を踏まえた調整本部と運用調整班の協議を受けて、航空部隊の引揚げの決定を、ヘリベース指揮者を通して航空部隊の各小隊長に対して直ちに連絡するものとする。

また、調整本部は、消防庁航空グループに、航空部隊の引揚げの報告を行うものとする。

第5章 通信運用

1 航空機の無線運用体制

ヘリベース指揮者は、航空部隊等の活動時の無線運用を円滑に行うため、県内における無線種別及び無線運用体制については、資料13「周波数リス

ト」のとおりとし、運用に当たっては調整本部及び運用調整班とヘリベース指揮者が調整するものとする。

また、調整本部は、被災地が複数の都道府県にわたり、各都道府県において航空部隊が活動する場合にあっては、各都道府県の調整本部間において、使用する統制波等について調整を行うものとする。

この場合において、各都道府県の調整本部は、調整した結果をヘリベース指揮者に連絡するものとするものとする。

2 ヘリコプター動態管理システムの運用

ヘリベース指揮者は、ヘリコプター動態システムを積極的に活用し、航空小隊の活動等について必要な情報共有を図るものとする。

3 ヘリコプターテレビ電送システムの運用

航空小隊が搭載するヘリコプターテレビ電送システム（以下「ヘリテレ」という。）の受信及び運用体制は、次のとおりとする。

（1）神奈川県内の受信局

ア 横浜市消防局受信局

（ア）受信局設備の位置

ヘリテレの映像・音声電波（15GHz 帯）は、横浜市消防局司令センター屋上に設置されている受信アンテナにより受信する。

なお、15GHz 帯の指向性電波を使用する場合においては、横浜市消防局の位置を「北緯 35 度 27 分 37 秒」「東経 139 度 35 分 45 秒」に設定する。

（イ）サービスエリア

横浜市消防局受信局のサービスエリアの目安はおおむね次のとおりであり、ヘリベース指揮者又は横浜市消防局統制局が撮影地に応じて撮影地域の見通し状況及び電送必要高度の目安等の情報を連絡用無線等により連絡するものとする。

なお、サービスエリア外からの電送については、可搬型受信装置による受信又は録画映像の電送等、適切な手段により対応するものとする。

a 指向性電波の場合

横浜市消防局を中心に見通しでアナログ 5 W の場合、半径約 100 km、デジタルの場合、半径 60km

b 無指向性電波の場合

横浜市消防局を中心に見通しでアナログ 5 W の場合、半径約 40

km、デジタルの場合、半径約 10km

c 可搬型受信装置の場合

無指向性電波で約 3 km以内

イ 川崎市消防局受信局

(ア) 受信局設備の位置

ヘリテレの映像・音声電波（15GHz 帯）は、川崎市消防局に設置されている受信アンテナにより受信する。

なお、15GHz 帯の指向性電波を使用する場合には、川崎市消防局の位置を「北緯 35 度 31 分 31 秒」「東経 139 度 41 分 56 秒」に設定する。

(イ) サービスエリア

川崎市消防局受信局のサービスエリアの目安はおおむね次のとおりであり、ヘリベース指揮者又は川崎市消防局統制局が撮影地に応じて撮影地域の見通し状況及び電送必要高度の目安等の情報を連絡用無線等により連絡するものとする。

なお、サービスエリア外からの電送については、可搬型受信装置による受信又は録画映像の電送等、適切な手段により対応するものとする。

a 指向性電波の場合

川崎市消防局を中心に見通しでアナログ 5 Wの場合、半径約 100 km、デジタルの場合、半径 60km

b 無指向性電波の場合

川崎市消防局を中心に見通しでアナログ 5 Wの場合、半径約 40 km、デジタルの場合、半径約 10km

c 可搬型受信装置の場合

無指向性電波で約 3 km以内

(2) 運用・統制

ア 横浜市消防局及び川崎市消防局は、ヘリテレ受信操作及び監視、映像配信の管理、映像・音声電波受信に係る連絡用無線の運用等を行うものとする。

イ 県災害対策本部から映像配信の要請があった場合は、調整本部と横浜市消防局及び川崎市消防局において調整の上、これを行うものとする。

ウ 地域衛星通信ネットワークによる配信

緊急消防援助隊の活動に必要な被害情報等の映像情報を受信した場合は、総務省消防庁及び被災地（被災地消防本部）に対して、積極的

に地域衛星通信ネットワークを経由して配信するものとする。

4 衛星電話等の運用

航空波、消防波等の無線不感地域においては、必要に応じて、航空衛星電話を活用するものとする。その運用については、調整本部、ヘリベース指揮者の指示によるものとする。

(1) 衛星電話

調整本部：(080-8014-1925)

活動拠点ヘリベース〔基地衛星電話番号〕：014-700-12-408

〔衛星携帯電話〕：(001-010-8821-6695-00712)

(2) 航空小隊搭載衛星電話

あらかじめ消防庁から配布されている航空隊データベース記載の番号

第6章 その他

航空部隊等の受援に関する対応訓練の実施

県、横浜市消防局及び川崎市消防局は、航空部隊等の受援時において円滑かつ迅速な対応を図るため、防災訓練等の機会を捉え、本計画を踏まえた受援に関する活動拠点ヘリベース、フォワードベース等の運営訓練を定期的の実施するものとする。

附 則

この計画は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成29年4月1日から施行する。

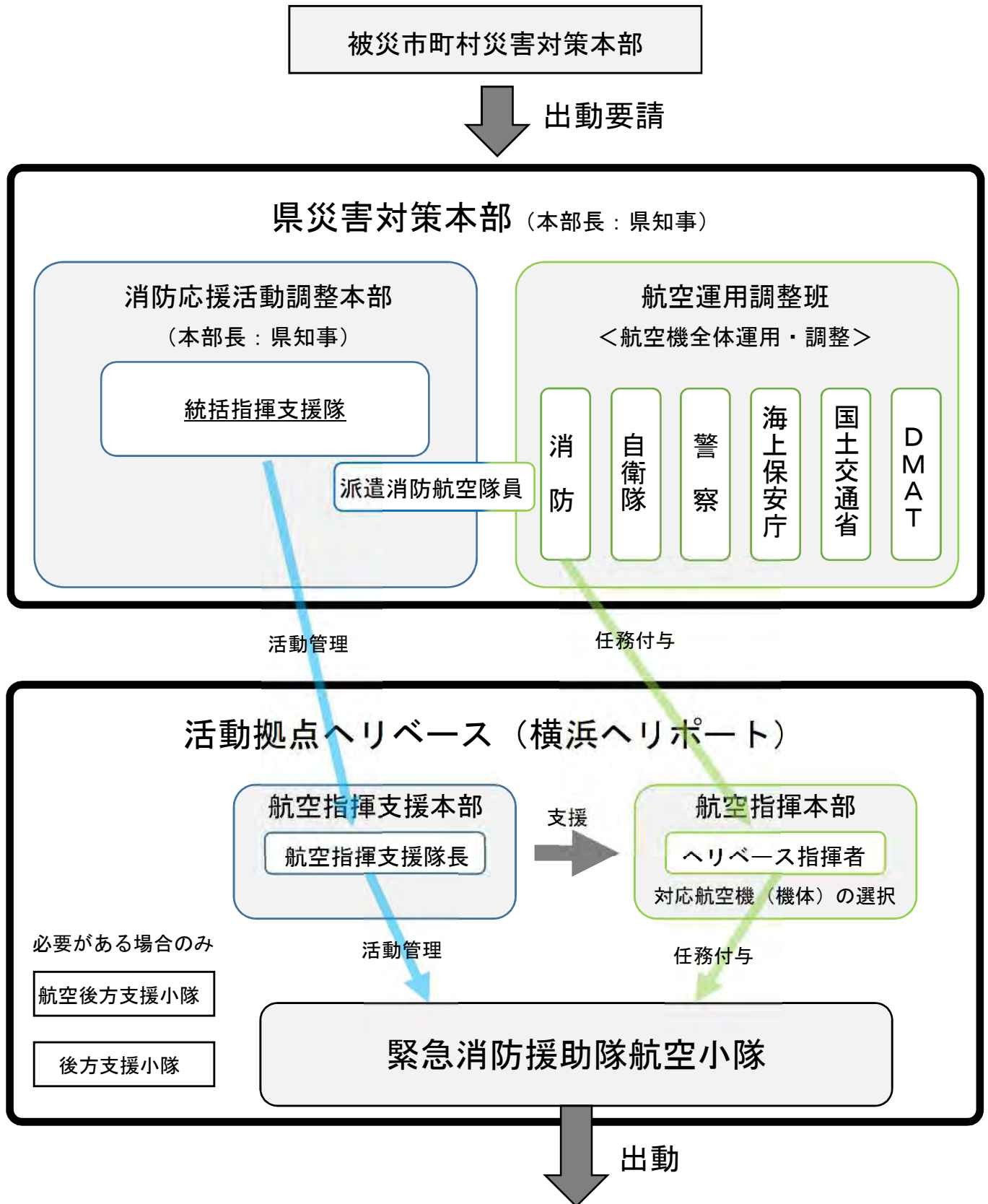
附 則

この計画は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和4年4月1日から施行する。

要請から出動までの系統図



横浜ヘリポートヘリベース等基本情報

項 目	情 報 欄
航空隊	横浜市消防局 航空消防隊
所在地	神奈川県横浜市金沢区福浦三丁目2番地
航空隊TEL	045-784-0119
航空隊FAX	045-784-0116
航空隊e-mail	sy-kouku@city.yokohama.lg.jp
運航基地	横浜ヘリポート
運用時間	24H
ヘリベース周辺ローカルルール	有 (横浜市消防局航空消防隊に要確認)
緯度・経度	北緯35度20分32秒 東経139度39分23秒
情報官TEL	—
情報官FAX	—
緊援隊駐機スポット数	5機(スポット3機 スポット外2機)
スポット地盤状況	5機アスファルト
燃料関係	給油形態 給油設備(2系統各20kℓ:合計40kℓ)
航空隊支援車駐車場所	横浜ヘリポート敷地内 有(大型車可)
宿泊施設	タクシー10分(ビジネスホテル 2件)
コンビニ	徒歩5分
ヘリベース付近の飲食施設	市大医学部内飲食店(徒歩7分)
ヘリベース付近のレンタカー会社	無

ヘリコプターテレビ電送システム	有
使用チャンネル	Aチャンネル
基地局	横浜市消防局司令センター 北緯35度27分37秒 東経139度35分45秒
連絡無線	有(Aチャンネル)

	有・無	借用可否	保有タイプ
地上電源車(GPU)	有	可	ホバート Jet-EX6
トーイング車	有	可	2TG-20
機体洗浄可否	有	可	水ホース 20m
荷物運搬カート	有	可	手押し車
荷物保管場所	有	可	
高所作業台	有	可	手摺付ステップ
トーイングバー及び グランドハンドリングホイール	有	可	AS365及びAW139用トーイングバー
MOBIL Jet OIL II	無	否	

都道府県庁舎直近ヘリポート情報	みなとみらいヘリポート(地上) 北緯35度27分47秒 東経139度38分15秒
ヘリベースから都道府県庁舎までの 距離(時間)	21km (車で30分)

横浜へりポート場周経路



通報要領

122.6Mhz ローカル無線(横浜ローカル) 位置・高度情報等を一方送信願います。

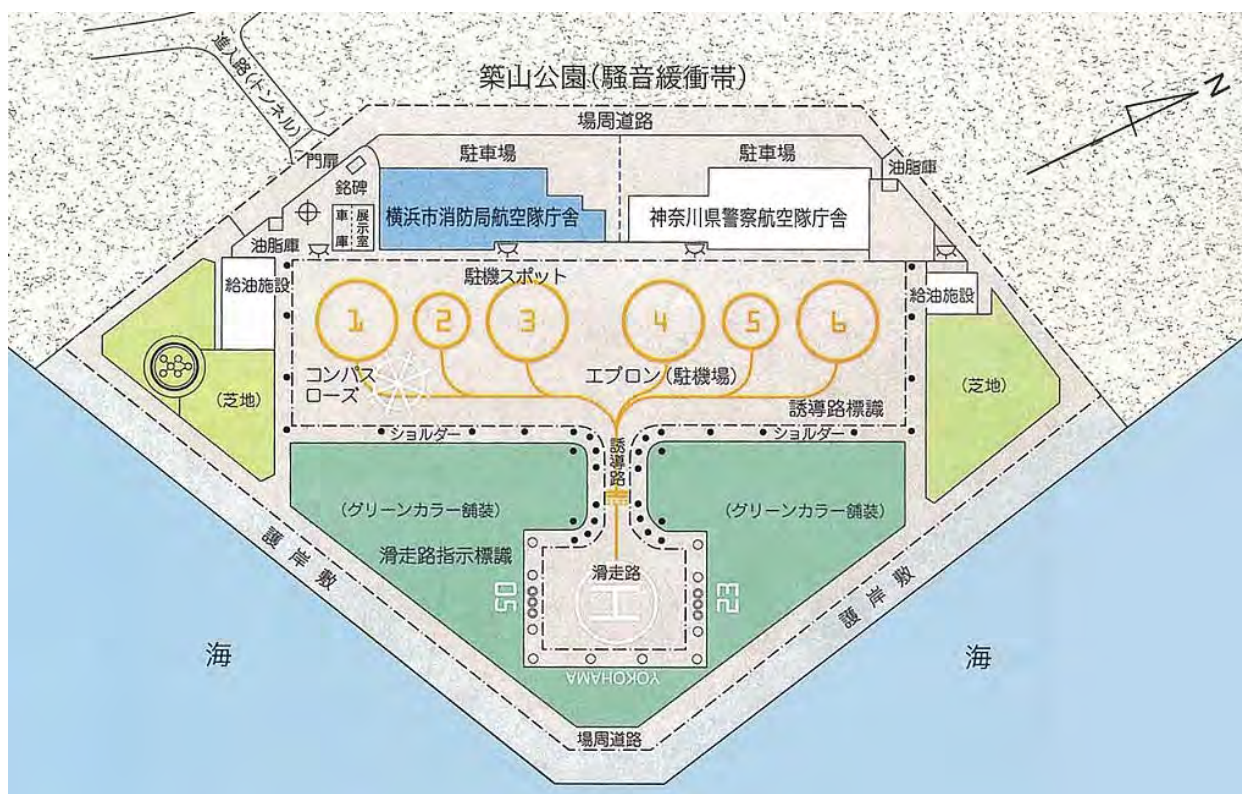
129.75Mhz『よこしょうフライトサービス』 航空情報等をヘリベースから提供します。

通信設定をお願いします。

横浜ヘリポート周辺図



横浜ヘリポート施設図



活動拠点ヘリベース及びフォワードベース一覧

No.	分類	地区	市町村名	名称	所在地	座標(WGS) ※世界測地系	最大 駐機数	燃料備蓄方法 燃料備蓄量	責任者・管理者等 電話番号	管轄消防本部等 電話番号
1	第1順位 HB	横浜	横浜市	横浜ヘリポート	横浜市金沢区福浦 3-2	35° 20' 32.00" N 139° 39' 23.00" E	5	給油設備 40kl (20kl×2)	横浜ヘリポート空港長 045-784-0119(航空科)	横浜市消防局 045-332-4042
2	第2順位 HB	横浜	横浜市	横浜市消防 訓練センター	横浜市深谷町 777	35° 23' 19.00" N 139° 30' 17.00" E	5	なし	消防訓練センター所長	横浜市消防局 045-332-4042
3	FB	相模原	相模原市	相模原麻溝公園 第3駐車場	相模原市南区 麻溝台2317番1	35° 31' 30.00" N 139° 23' 30.00" E	2	なし	相模原市	相模原市消防局 042-751-9111
4	FB	三浦半島	横須賀市	日産自動車追浜 試験場 グランドライズ	横須賀市夏島町1番 地	35° 19' 32.00" N 139° 38' 35.00" E	15	なし	日産自動車 全社災害対策本部 ①045-200-5509 ②045-200-5508	横須賀市消防局 046-821-6470
5	FB	湘南	平塚市	馬入ふれあい 公園	平塚市中堂246-1	35° 20' 11.00" N 139° 21' 59.00" E	9	なし	平塚市	平塚市消防本部 0463-21-9729
6	FB	県西	大井町	ピオトピアフィール ド	足柄上郡大井町山田 300	35° 19' 32.00" N 139° 09' 55.00" E	6	なし	株式会社ブルックス ホールディングス 0465-85-1113	小田原市消防本部 0465-49-4410
7	FB	県央	伊勢原市	成城学園伊勢原 総合グラウンド	伊勢原市西富岡448 番地の1	35° 25' 28.00" N 139° 18' 18.00" E	3	なし	(学)成城学園事務局長 03-3482-1462 (現地)成城学園伊勢原総合 グラウンド事業所 所長 0463-93-0771	伊勢原市消防本部 0463-95-9124
8	FB	湘南	大磯町	大磯ロングビーチ 第一駐車場	大磯町国府本郷546	35° 18' 03.00" N 139° 17' 04.00" E	4	なし	大磯プリンスホテル管理 0463-61-7724	大磯町消防本部 0463-61-0911

※順番は建制順。災害の被害や場所を勘案の上、フォワードベースを選定する。

活動拠点ヘリベースにおける班編成及び各班の任務

1 各班任務の併任

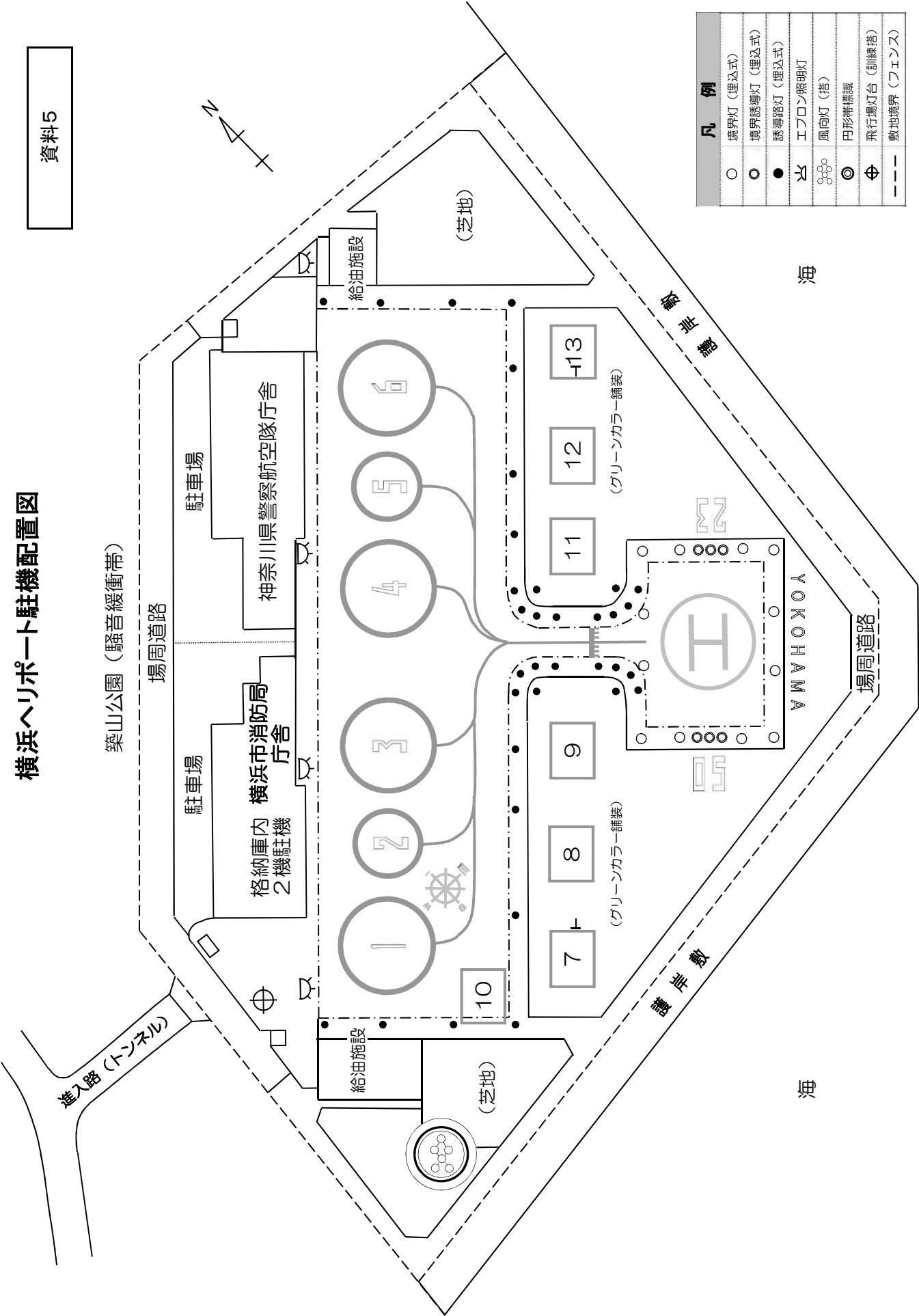
横浜市内に被害が発生し、横浜市防災計画に基づく各対策消防警戒本部及び消防本部等が設置された場合は、各計画で定める「ヘリ活動班」「ヘリ受援調整班」の任務を併せて実施する。

班 別・任務	構 成 員	任 務
ヘリベース指揮者	横浜市消防局 横浜ヘリポート航空科長	・活動拠点ヘリベースにおける指揮全般に関すること。
ヘリ活動班 (班長：航空科長) <任務> ・指揮調整	・横浜市消防局 航空科担当係長 ・横浜市消防局航空科員 ・応援航空隊の航空隊員	・調整本部との運航調整に関すること。 ・横浜市消防局消防本部との調整に関すること。 ・応援航空隊との連絡調整に関すること。 ・ヘリコプター運航の指揮、調整及び管理に関すること。 ・任務付与の割り振りに関すること。 ・無線の運用及び調整に関すること。
<任務> ・庶務関係	・ヘリベース担当職員 (神奈川県くらし安全防災局安全防災部消防保安課企画グループリーダー) ・横浜市消防局航空科員 ・横浜市消防局整備科員	・調整本部との連絡調整に関すること。 ・応援航空隊の受入れ(宿泊に関する情報提供等を含む)に関すること。 ・航空隊員の勤務管理に関すること。 ・必要物品等の調達に関すること。 ・活動記録、統計に関すること。 ・どの班にも属さない事項に関すること。
<任務> ・飛行関係	・横浜市消防局航空科員 ・応援航空隊の航空隊員	・ヘリコプターによる各種任務(運航)に関すること。 ・航空局との連絡調整に関すること。 ・航空管制及びノータムに関すること。 ・気象情報の収集に関すること。
受援調整班 (班長：整備科長) <任務> ・整備関係 ・燃料関係 ・拠点の代替開設	・横浜市消防局整備科員 ・応援航空隊の整備士 ・ヘリベース担当職員他	・飛行時間の管理に関すること。 ・航空機及び資機材の整備に関すること。 ・活動拠点ヘリベースの航空燃料に関すること。 ・活動拠点ヘリベース代替に関すること。

※横浜市震災対策消防局細部計画に準ずる

横浜ヘリポート駐機配置図

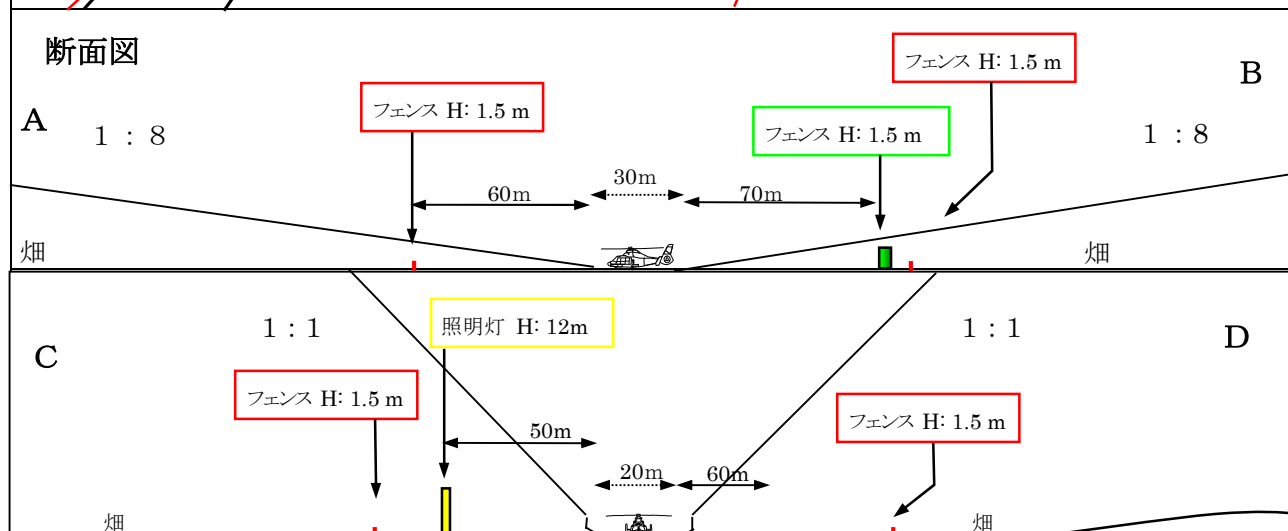
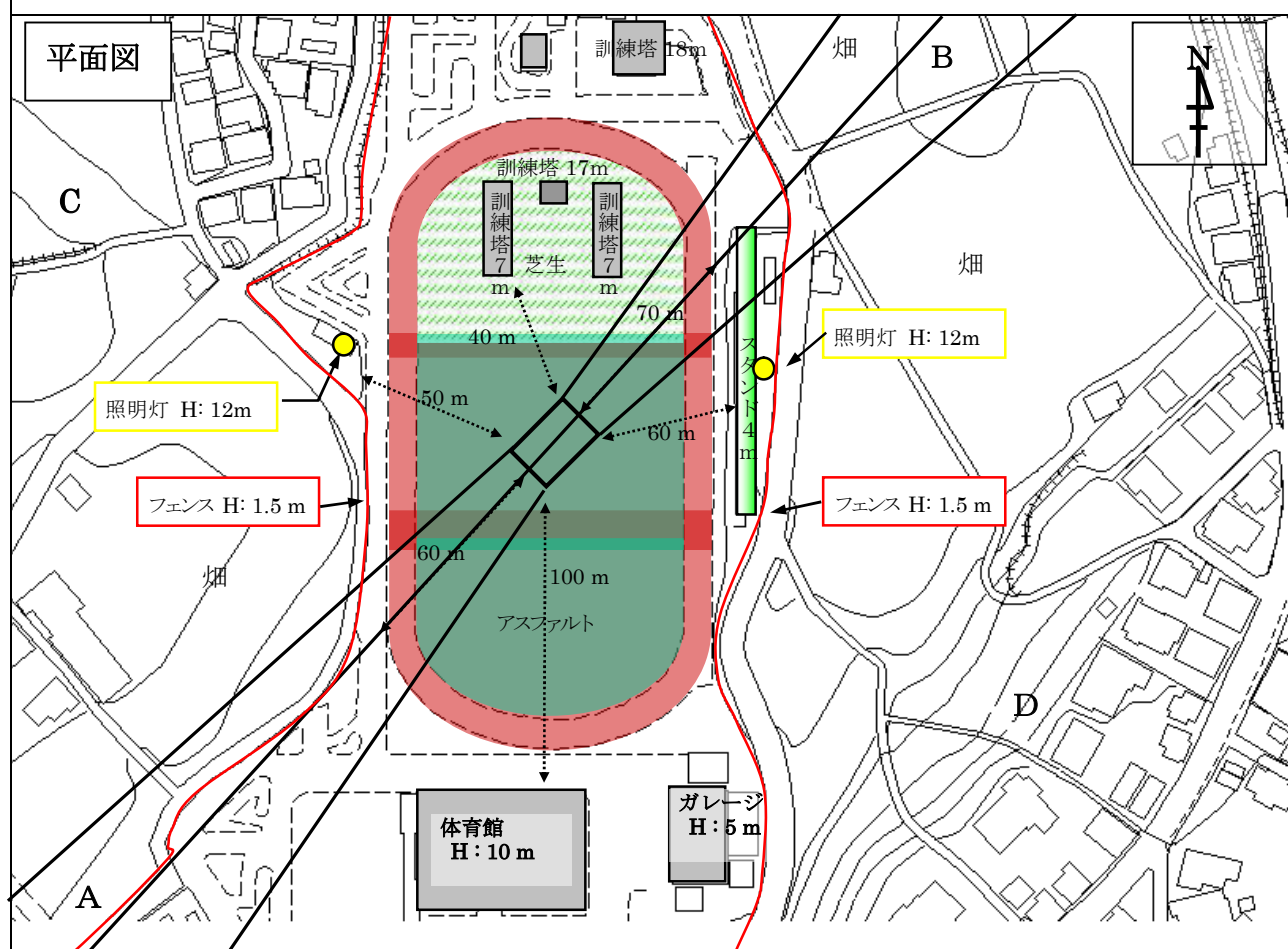
資料5



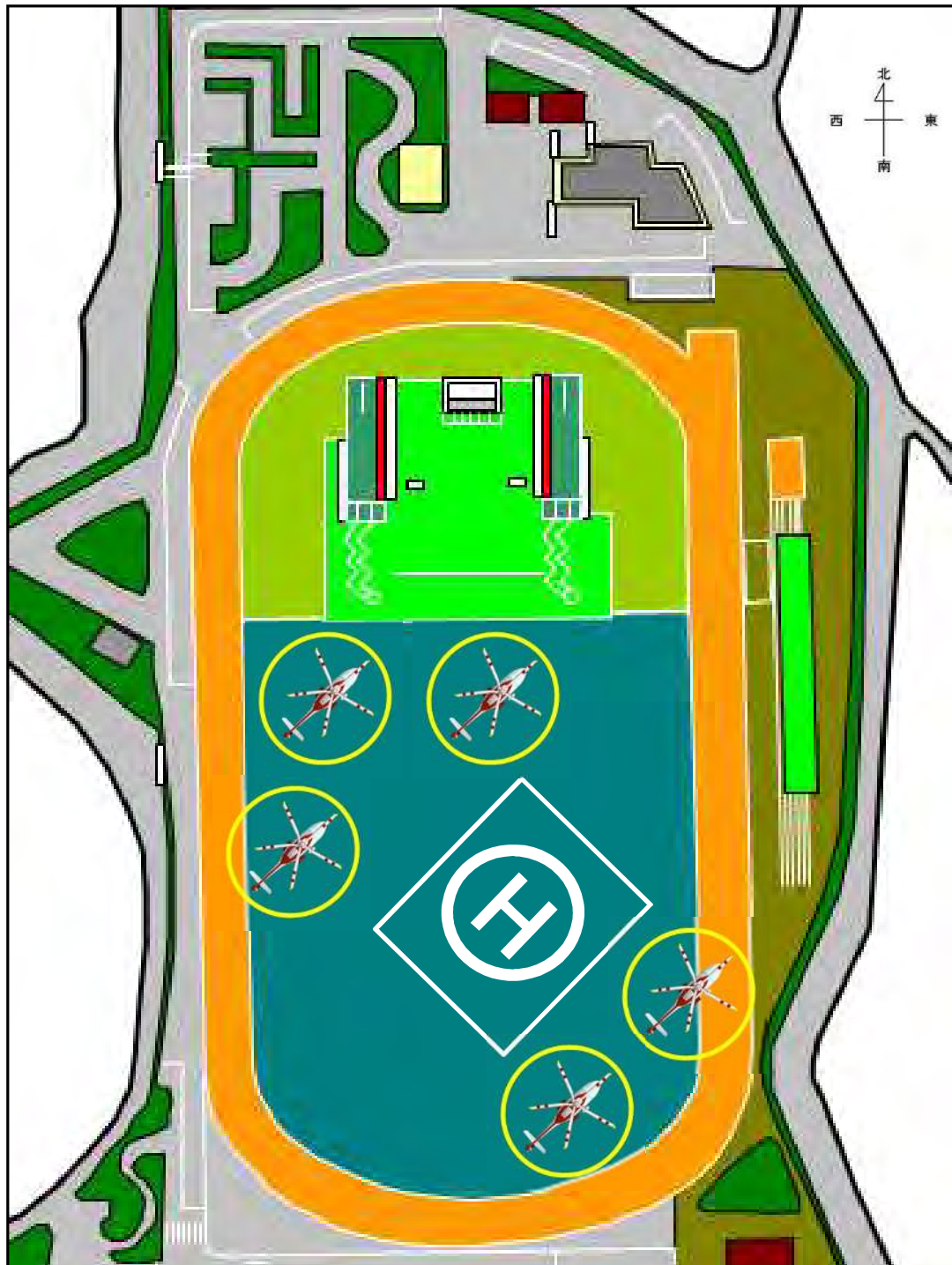
横浜市消防局消防訓練センター詳細図

名 称	横浜市消防訓練センターグランド			高 さ	44m（144F t）		
場 所	横浜市戸塚区深谷町777			恒 風	N ～ S		
管理者	横浜市消防局消防訓練センター管理・研究課						
着陸帯区域	30m × 20m	表面	舗装	凹凸・亀裂 の有無	無	勾配	0%

500m以内の進入表面8分の1、転移表面2分の1に突出する障害物はなし。



消防訓練センター（代替ヘリベース）配置図



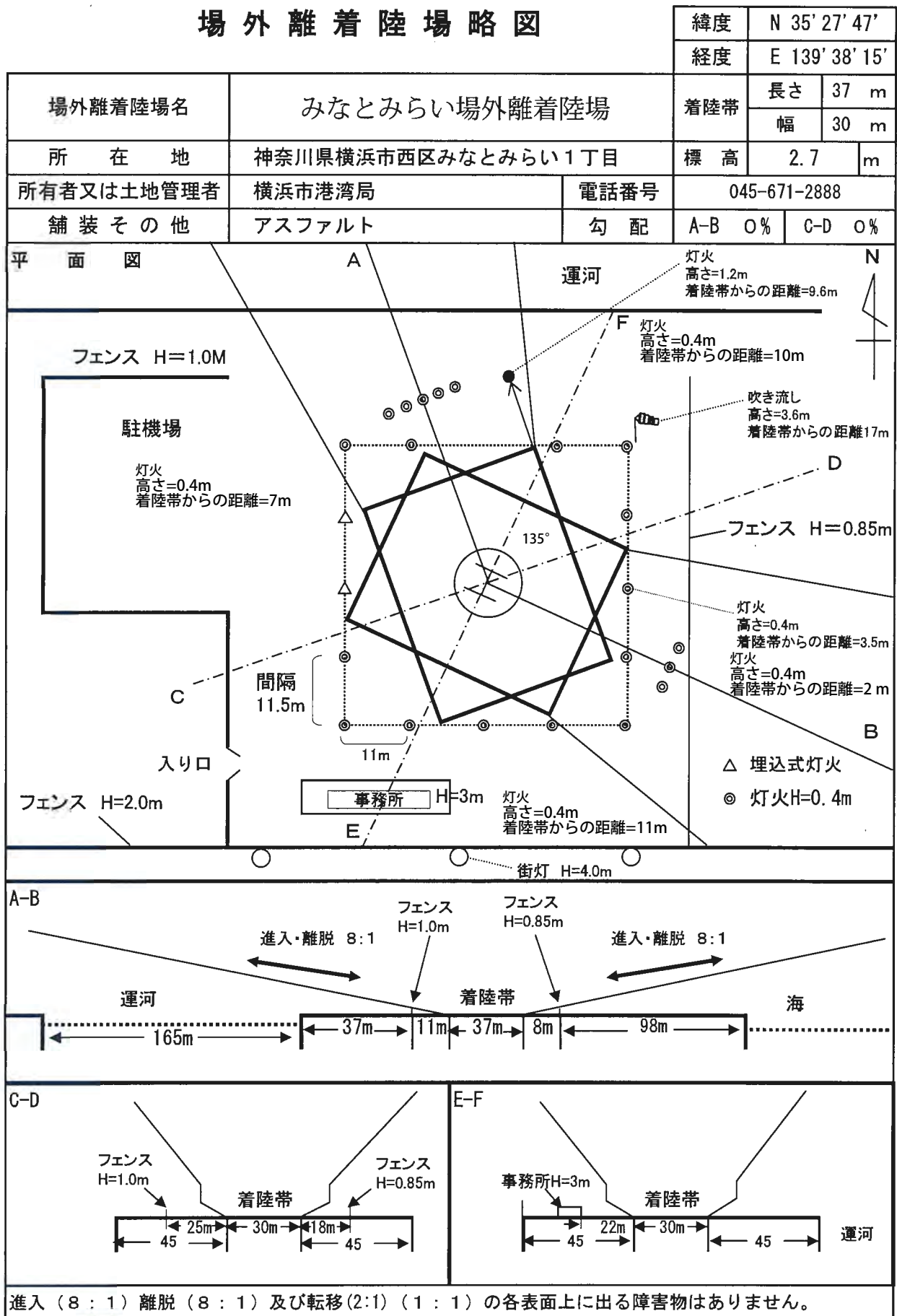
消 防 防 災 航 空 隊 名 簿 (令和3年4月1日現在)

	隊 名	〒	連 絡 先	T E L	F A X
【消防機関航空隊】					
1	札幌市消防局航空隊	007-0880	石狩市新港東2丁目1-2 札幌市消防局石狩ヘリポート	0133-62-4119	011-271-0632
2	仙台市消防航空隊	989-2421	宮城県岩沼市下野郷字新拓160-1	0223-23-7850	0223-23-7848
3	千葉市消防航空隊	266-0004	千葉市緑区平川町1513-1 千葉消防HP内	043-292-9186	043-292-9189
4	東京消防庁 装備部航空隊	190-0015	立川市泉町1156-1立川基地	042-521-0190	042-521-0191
5	横浜市消防局航空消防隊	236-0004	横浜市金沢区福浦3-2 横浜ヘリポート内	045-784-0119	045-784-0116
6	川崎市消防局警防部航空隊	136-0082	東京都江東区新木場4-7-53 東京ヘリポート内	03-3522-0119	03-3522-0159
7	静岡市消防航空隊	420-0902	静岡市葵区諏訪8-10静岡ヘリポート内	054-267-3019	054-267-3022
8	浜松市消防航空隊	434-0006	浜松市浜北区四大地10-2	053-428-9119	053-428-1181
9	名古屋市消防航空隊	480-0202	愛知県西春日井郡豊山町豊場殿釜2 名古屋空港内	0568-28-0119	0568-28-0721
10	京都市消防航空隊	612-8244	京都市伏見区横大路千両松町	075-621-1834	075-621-1683
11	大阪市消防航空隊	581-0043	八尾市空港2-12	072-992-4900	072-991-0119
12	神戸市航空機動隊	650-0046	神戸市中央区港島中町8-1 神戸ヘリポート内	078-303-1192	078-302-8119
13	岡山市消防航空隊	702-8024	岡山市南区浦安南町671-1 岡南飛行場内	086-261-0119	086-261-1190
14	広島市消防航空隊	733-0036	広島市西区観音新町4-10-127	082-546-3454	082-546-3455
15	北九州市消防航空隊	800-0306	北九州市小倉南区空港北町6番 北九州空港内	093-475-6701	093-475-6700
16	福岡市消防航空隊	811-0204	福岡市東区大字奈多字小瀬抜1302の47	092-608-3119	092-608-3122

隊 名	〒	連 絡 先	T E L	F A X
【都道府県航空隊】				
1 北海道防災航空隊	007-0880	札幌市東区丘珠町755-11	011-782-3233	011-782-3234
2 青森県防災航空隊	030-0155	青森市大字大谷字山ノ内6-128 青森空港内	017-729-0355	017-729-0377
3 岩手県防災航空隊	025-0004	花巻市葛第三地割183-1	0198-26-5251	0198-26-5256
4 宮城県防災航空隊	989-2420	宮城県岩沼市空港西1-15	0223-24-0741	0223-24-0872
5 秋田県消防防災航空隊	010-1211	秋田市雄和椿川字山籠40-1 秋田空港内	018-886-8103	018-886-8105
6 山形県消防防災航空隊	999-3737	東根市大字若木字七窪5670 山形空港内	0237-47-3275	0237-47-3277
7 福島県消防防災航空隊	963-6304	福島県石川郡玉川村大字北須釜字懸金沢97-8	0247-57-3000	0247-57-3500
8 茨城県防災航空隊	305-0011	つくば市大字上境992 つくばへりポート内	029-857-8511	029-857-8501
9 栃木県消防防災航空隊	321-3325	栃木県芳賀郡芳賀町芳賀台128-1 栃木へりポート内	028-677-1119	028-677-0775
10 群馬県防災航空隊	379-2142	前橋市下阿内町377-2 群馬へりポート内	027-265-0200	027-265-6900
11 埼玉県防災航空隊	350-0141	埼玉県比企郡川島町出丸下郷53-1 埼玉県防災航空センター	049-297-7810	049-297-7906
12 新潟県消防防災航空隊	950-0001	新潟市東区松浜町 新潟空港内	025-270-0263	025-270-0265
13 富山県消防防災航空隊	939-8254	富山市別名字源田割245-2 富山県防災航空センター	076-495-3060	076-495-3066
14 石川県消防防災航空隊	923-0993	小松市浮柳町小松空港内 石川県航空消防防災室	0761-24-8930	0761-24-8931
15 福井県防災航空隊	919-0412	坂井市春江町江留中50-1-2 福井空港内	0776-51-6945	0776-51-6947
16 山梨県消防防災航空隊	400-0108	甲斐市宇津谷445-1	0551-20-3601	0551-20-3603
17 長野県消防防災航空隊	390-1132	松本市大字空港東9030 長野県消防防災航空センター	0263-85-5512	0263-85-5513
18 岐阜県防災航空隊	504-0000	各務原市那加官無番地	058-385-3772	058-385-3774
19 静岡県消防防災航空隊	420-0902	静岡市葵区諏訪8-10 静岡へりポート内	054-261-4483	054-261-4761
20 愛知県防災航空隊	480-0202	愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字殿釜2（名古屋空港内）	0568-29-3121	0568-29-3123

	隊 名	〒	連 絡 先	T E L	F A X
21	三重県防災航空隊	514-0301	津市雲出鋼管町2-2	059-235-2555	059-235-2557
22	滋賀県防災航空隊	529-1663	滋賀県蒲生郡日野町北脇214-71	0748-52-6677	0748-52-6679
23	兵庫県消防防災航空隊	650-0046	神戸市中央区港島中町8-1 神戸へりポート内	078-303-1192	078-302-8119
24	奈良県防災航空隊	630-2166	奈良市矢田原町2450 奈良県へりポート内	0742-81-0399	0742-81-5119
25	和歌山県防災航空隊	649-2211	和歌山県西牟婁郡白浜町3031の56(南紀白浜空港内)	0739-45-8211	0739-45-8213
26	鳥取県消防防災航空隊	680-0941	鳥取市湖山町北4-344-2 鳥取空港内	0857-38-8119	0857-38-8127
27	島根県防災航空隊	699-0551	島根県出雲市斐川町沖洲2677	0853-72-7661	0853-72-7671
28	岡山県消防防災航空隊	701-1131	岡山県岡山市北区日応寺761-1	086-250-0330	086-294-7885
29	広島県防災航空隊	729-0416	三原市本郷町善入寺94-22	0848-86-8931	0848-86-8933
30	山口県消防防災航空隊	755-0001	宇部市沖宇部625 山口宇部空港内	0836-37-6422	0836-37-6423
31	徳島県消防防災航空隊	771-0219	徳島県板野郡松茂町豊久字朝日野15-2	088-683-4119	088-683-4121
32	香川県防災航空隊	761-1401	高松市香南町岡 高松空港内	087-879-0119	087-879-1400
33	愛媛県消防防災航空隊	791-8042	松山市南吉田町2731 松山空港内	089-972-2133	089-972-3655
34	高知県消防防災航空隊	783-0093	南国市物部 高知空港内	088-864-3890	088-864-3896
35	佐賀県防災航空隊	840-2212	佐賀県佐賀市川幅町犬井道8884	0952-34-9001	0952-45-9070
35	長崎県防災航空隊	856-0818	長崎県大村市今津町201	0957-52-9590	0957-52-9549
36	熊本県防災消防航空隊	869-1104	熊本県菊池郡菊陽町大字戸次1698	096-279-1571	096-279-1573
37	大分県防災航空隊	879-6444	豊後大野市大野町田代2592-2 大分県央飛行場内	0974-34-2192	0974-34-2195
38	宮崎県防災救急航空隊	880-0912	宮崎市大字赤江無番地 宮崎空港内宮崎県防災救急航空センター	0985-56-0586	0985-56-0597
39	鹿児島県防災航空隊	898-0080	枕崎市あけぼの町264 (枕崎空港内)	0993-73-2881	0993-73-2882

場外離着陸場略図



横浜市役所屋上離着陸場使用要領



横浜市消防局

目次

1	概要	3
2	使用要件	
3	連絡調整	
4	任務分担	
5	使用手順	4
6	時間外の入庁について	
7	離着陸場における支援活動	5
8	その他	
9	タイムライン	6
別紙 1	市庁舎フロア平面図	7
別紙 2	進入禁止エリア	1 1
参考	横浜市庁舎進入表面図	1 2
	横浜市役所屋上離着陸場諸元	1 3

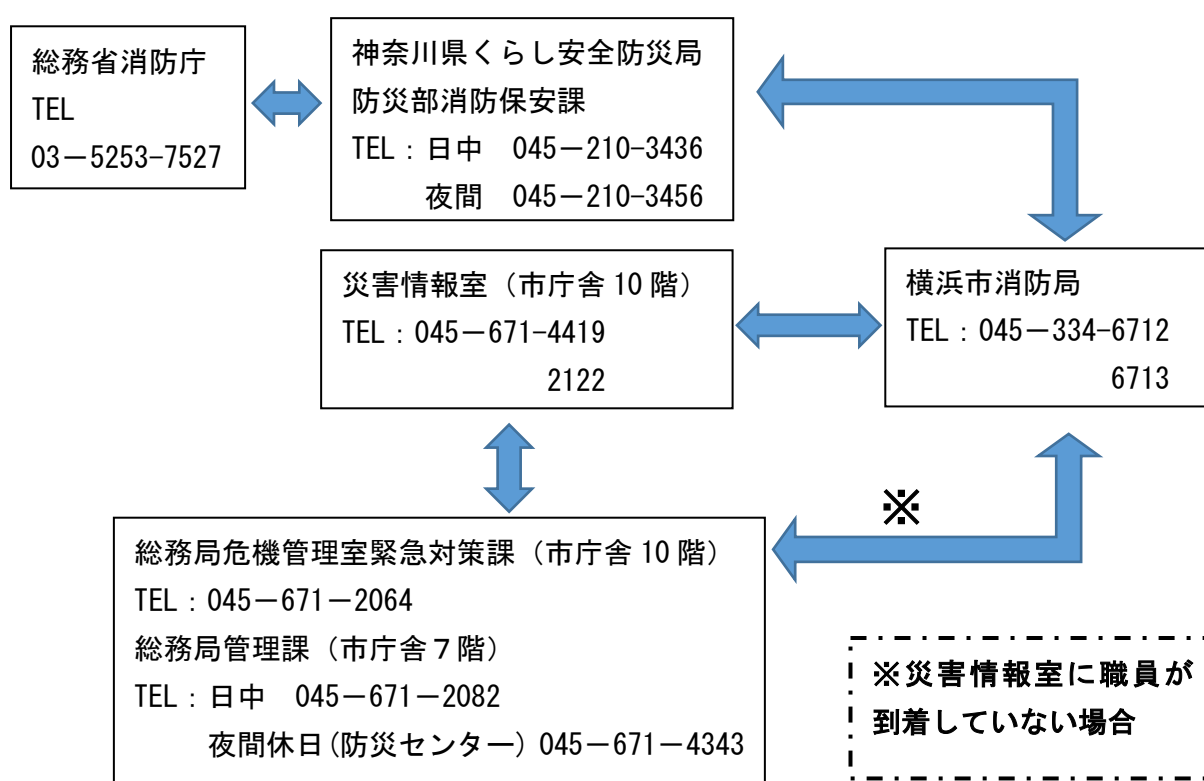
1 概要

この要領は、緊急消防援助隊の受援時に、指揮支援隊を神奈川県及び消防局に受け入れる際の、横浜市役所屋上離着陸場の使用について必要な事項を定めたものである。

2 使用要件

- (1) 首都直下地震アクションプラン適応時に、横浜市消防局が統括指揮支援隊として活動できず、他県から統括指揮支援隊が神奈川県に対し応援派遣される場合
- (2) その他の計画により、緊急消防援助隊指揮支援隊を受け入れる場合
- (3) 他の離着陸場を使用するより、当離着陸場を使用することが有効な場合

3 連絡調整



4 任務分担

任務	担当
総務局緊急対策課、管理課（防災センター）への連絡	消防局 受援班
指揮支援隊の誘導（市役所内） ※屋上離着陸場までの動線は別添 1 参照	消防局 災害情報室派遣職員
指揮支援隊の誘導（市役所から県庁）	神奈川県
離着陸場の運用（開錠、航空灯火の点灯等）	市役所職員（※防災センター職員、管理課職員） ※24 時間 365 日対応可能

5 使用手順

手順 1 緊急消防援助隊派遣決定の旨消防庁から連絡【消防庁→神奈川県】

手順 2 指揮支援隊受入れ離着陸場の調整【神奈川県→消防局、災害情報室】
【消防局、災害情報室→総務局】

消防庁から緊急消防援助隊の受け入れについて連絡を受けた、神奈川県くらし安全防災局防災部消防保安課は、指揮支援隊の受け入れに伴う市役所屋上離着陸場の使用について、消防局警防課を通じて調整を実施する。

手順 3 災害情報室職員派遣【消防局】

災害情報室に派遣された消防局職員は、警防課からの指示を受けて、総務局職員と受け入れについて調整を実施する。管理課職員が屋上入口の開場実施後、離着陸場の点検を実施して受け入れ態勢を整える。

手順 4 離着陸場の準備【総務局管理課】

市役所屋上離着陸場の使用が決定したら、総務局管理課職員または防災センター職員は、離着陸場入口を開錠する。

手順 5 指揮支援隊受入れ【消防局、総務局】

指揮支援隊到着後、消防局職員は、指揮支援隊員を案内し、送迎に来ている神奈川県職員に引き継ぐ。

手順 6 市役所から指揮支援隊を誘導【神奈川県】

6 時間外の入庁について（2階防災センターの入り方）

(1) 時間帯別動線

時間	動線	時間	動線
【平日・休日】 1 時～4 時 50 分	① 2 階夜間通用口から入館 ② 北エレベーターまたは H 階段で 3 階へ	【平日】 20 時～23 時 30 分 【休日】 7 時～23 時 30 分	① すべての出入り口から入館 ② 北エレベーターで 3 階へ
【平日・休日】 4 時 50 分～7 時	① 1 階アトリウムまたは 2 階夜間通用口から入館 ② 北エレベーターで 3 階へ	【平日・休日】 23 時 30 分～翌 1 時	① 1 階アトリウムから入館 ② 北エレベーターで 3 階へ
【平日】 7 時～20 時	① すべての出入り口から入館 ② 北、南エレベーター又はエスカレーターで 3 階へ		

※ 震災時はエレベーターが停止していることが予想されます。上記動線でエレベーターが停止している場合は、夜間通用口(防災センター)経由で入館する

(2) 市庁舎フロア平面図

別紙 2 参照

7 離着陸場における支援活動

離着陸場において支援活動を行う場合は、次のとおりとする。

- (1) 航空機が到着する前に、屋上離着陸帯に障害物及び飛散物がないことを確認する。
- (2) 離着陸時に支援隊は退避場所（着陸帯の下階）で待機し、離着陸帯には立ち入らない。
- (3) 離着陸帯への進入は、着陸後、航空隊員の指示があってから行うものとし、機体に接近する場合は、別紙3の進入禁止エリアには進入しないようにする。

8 その他

- (1) 指揮支援隊の情報（機体の情報、到着時間等）については、分かり次第情報を共有します。
- (2) 消防局職員は市役所到着後、離着陸場の使用について総務局職員と再度調整することとします。

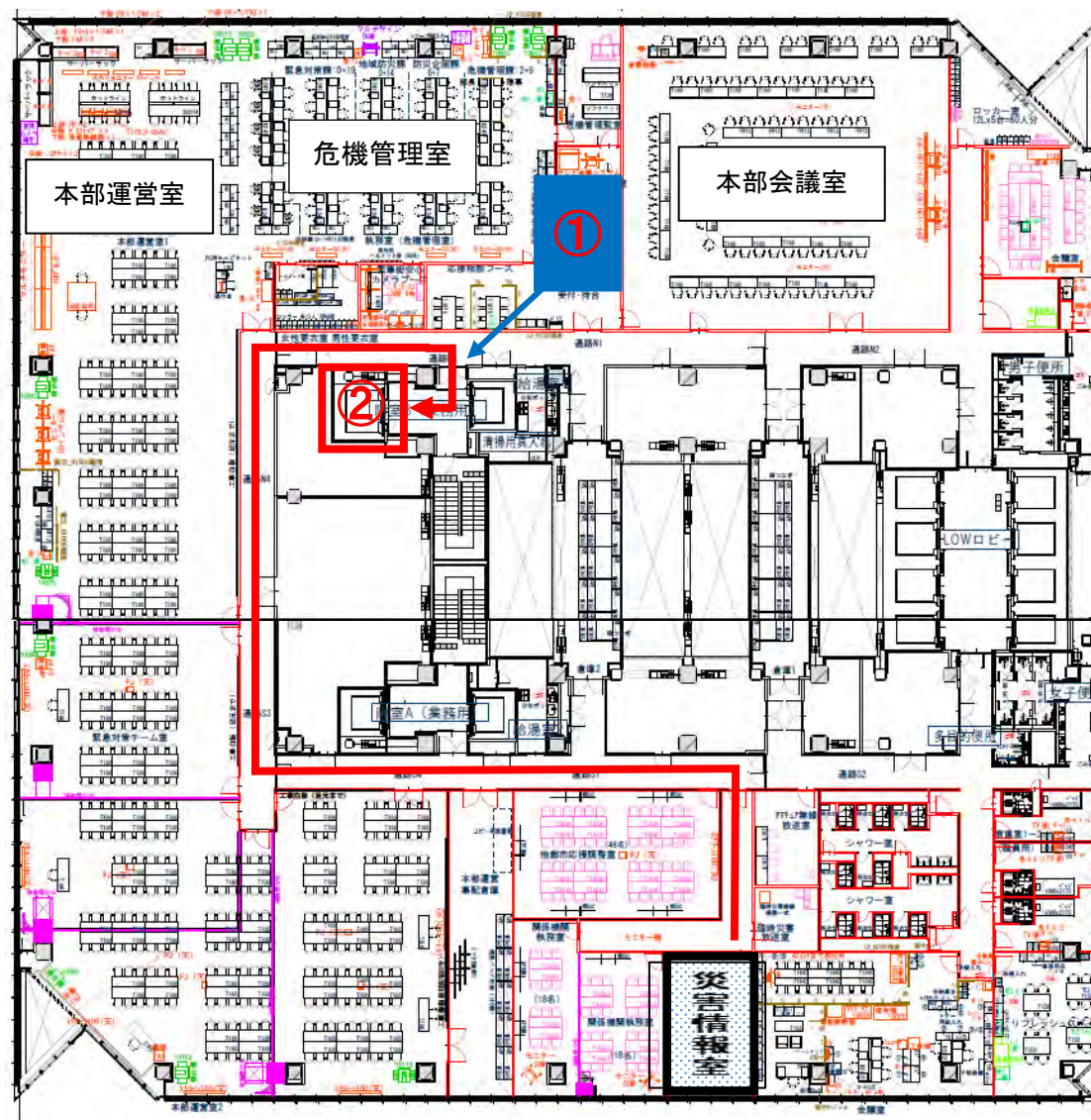
9 タイムライン(参考)

夜間、休日等の出動については、消防局職員、応援指揮支援隊の派遣隊員は動員してからの出動となるため、下記タイムラインより時間を要することが予想されます。あくまで参考として考えてください。

地震発生から受援までのタイムライン(首都直下地震)						
地震	時間(目安)	消防庁	神奈川県	消防局	総務局	応援都道府県
地震発生 (首都直下地震)	0h~1h	首都直下APを適応する旨を神奈川県へ連絡	被害状況の確認、調整本部の設置及び <u>指揮支援隊</u> 受入れ 離着陸場の調整	被害状況の確認及び <u>指揮支援隊</u> 受入れ 着陸場の調整	被害確認及び <u>離着陸場の点検</u>	消防庁へ出動隊の報告 (統合機動部隊の出動)
	1h~3h	神奈川県へ出動隊の連絡		災害情報室派遣職員 市役所到着 離着陸場確認	離着陸場受入れ準備	<u>指揮支援隊</u> 、都道府県大隊の出動
	3h~					<u>指揮支援隊到着</u>

10 階災害情報室から業務用エレベーター（25 号）で 32 階へ

※25 号エレベーターでのみ 32 階に行くことが出来る。隣に 26 号エレベーターがあるので注意



①

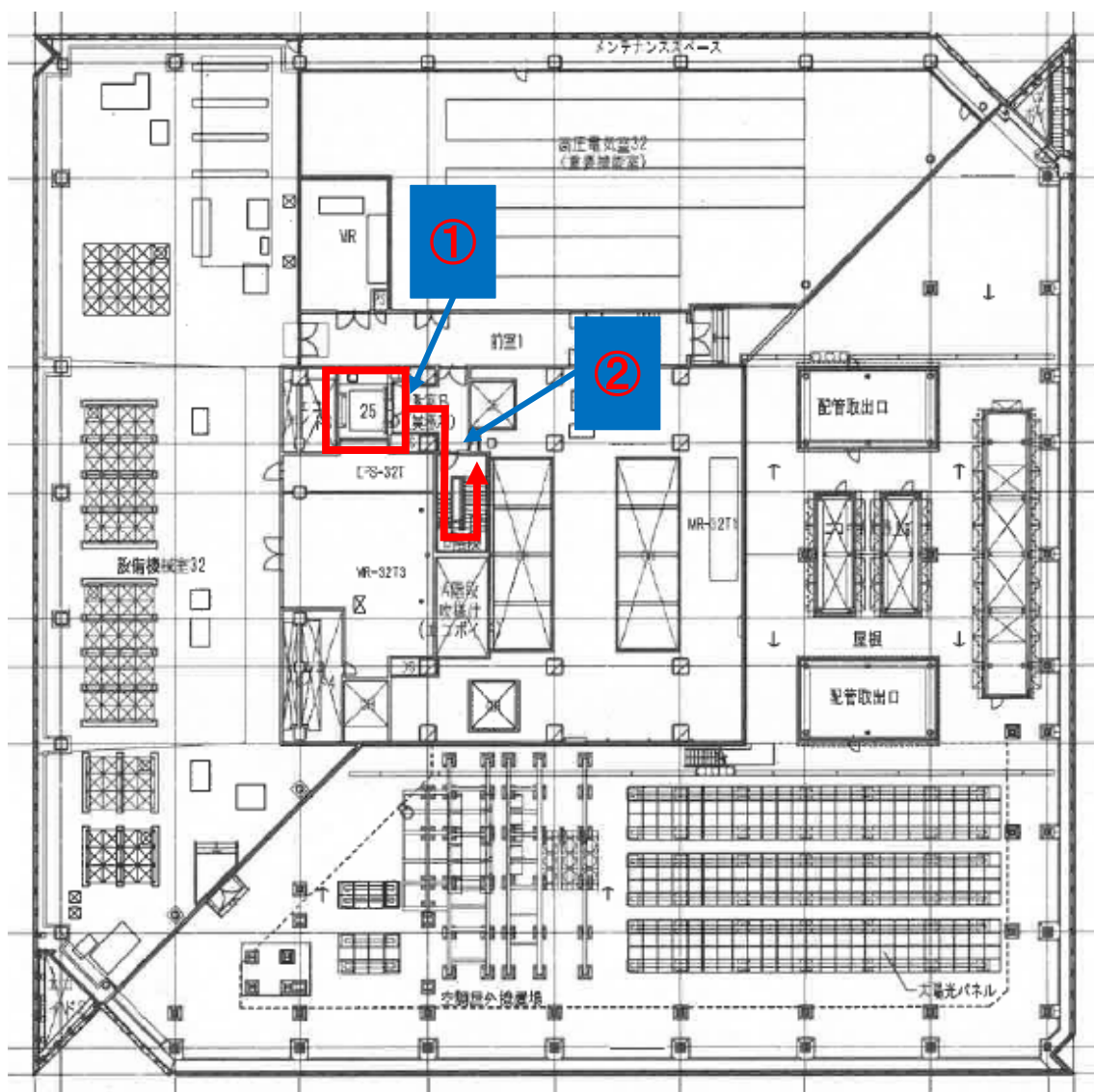


職員証をかざして通過

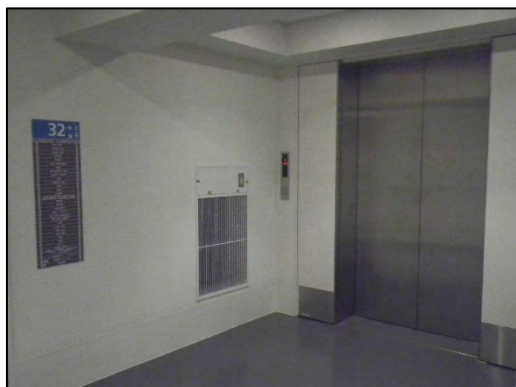
②



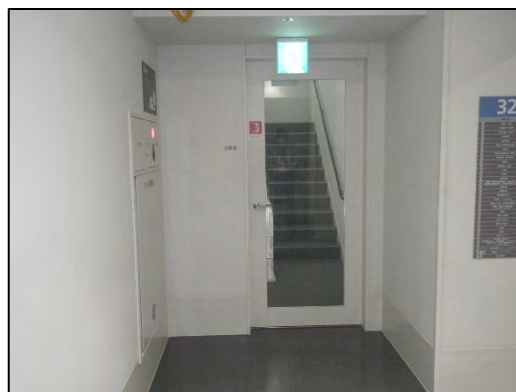
32 階から階段で屋上離着陸場へ



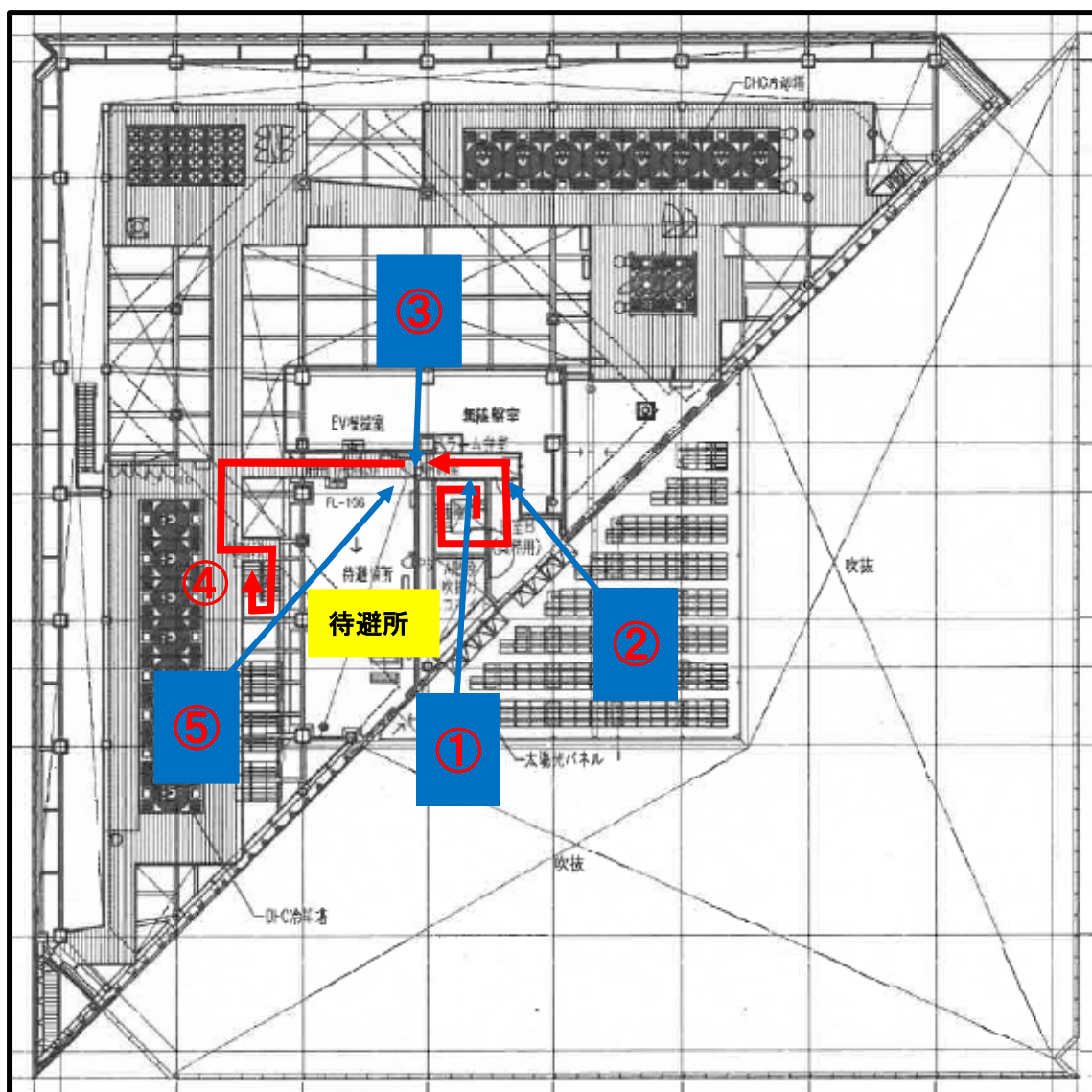
①



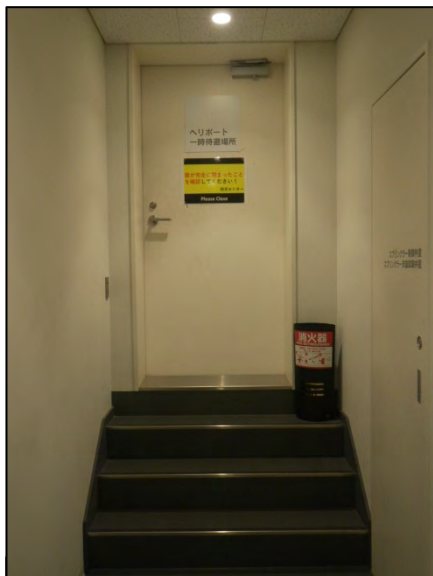
②



階段で上階へ



③



このドアは施錠されているため、管理課もしくは防災センター職員にて開錠

④



⑤

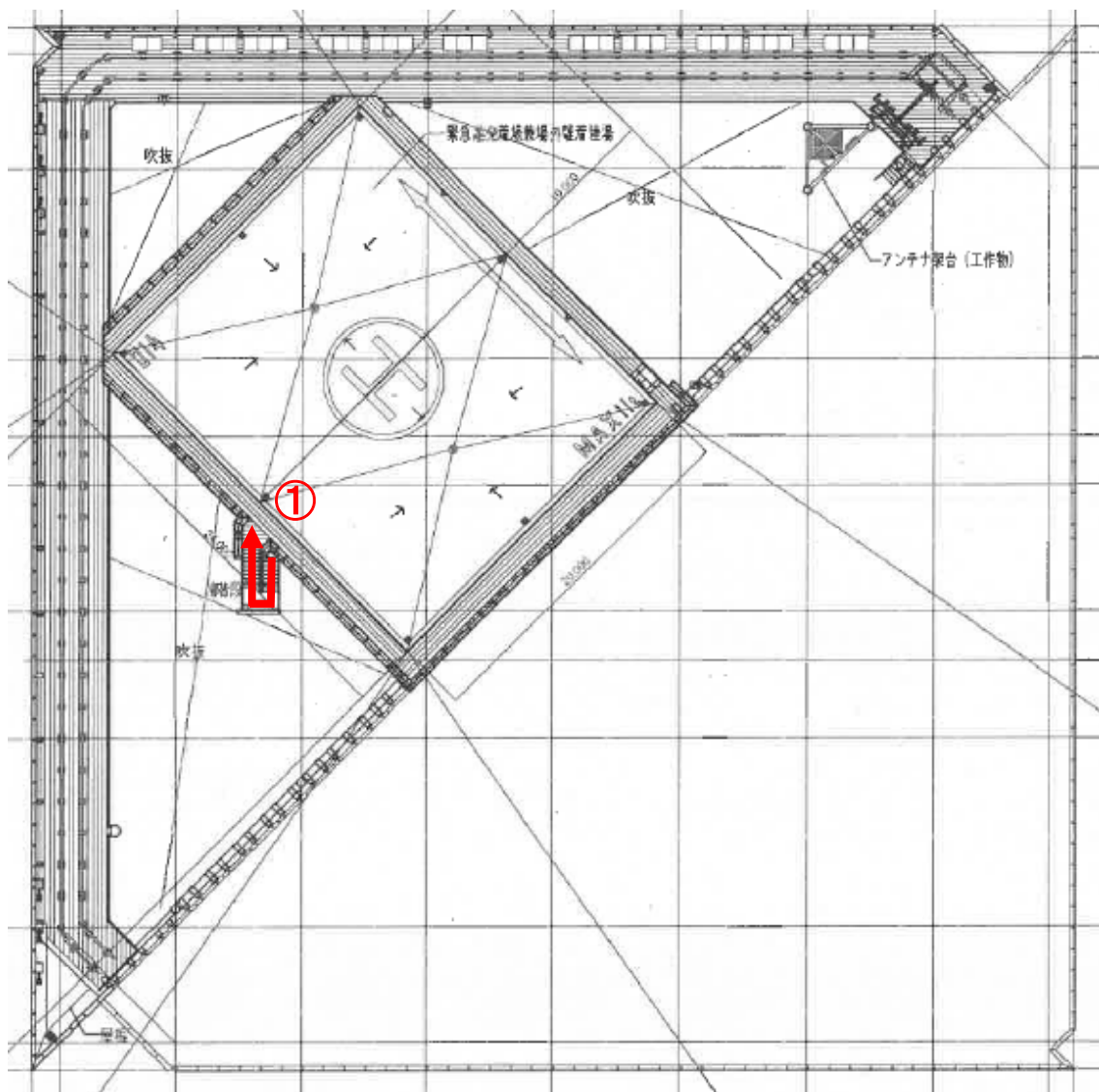


内線専用電話は市役所内の内線のみに通じている。
外線を使用したい場合は非常用電話を使用する

待避所



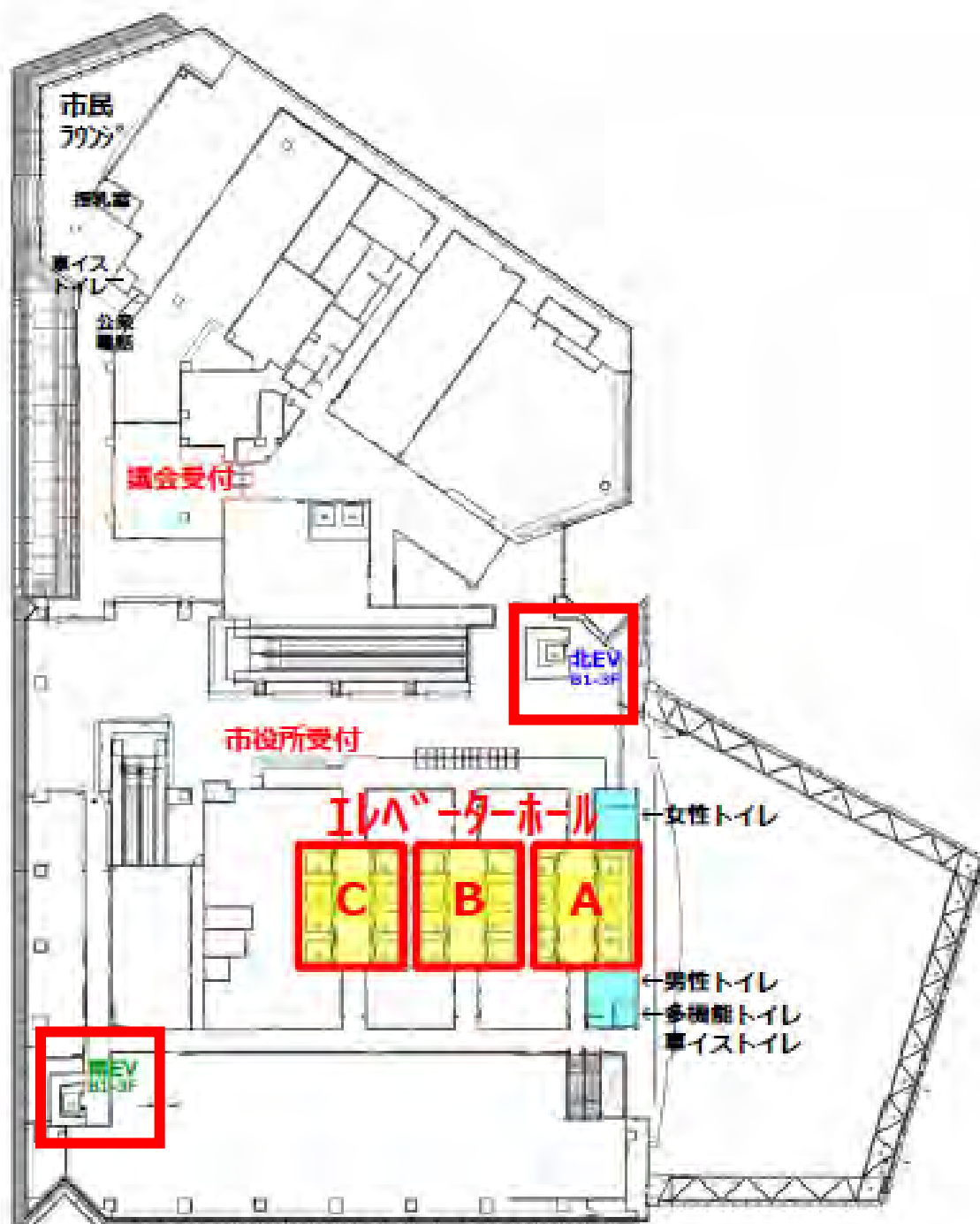
航空機着陸時はこの場所に退避する



①



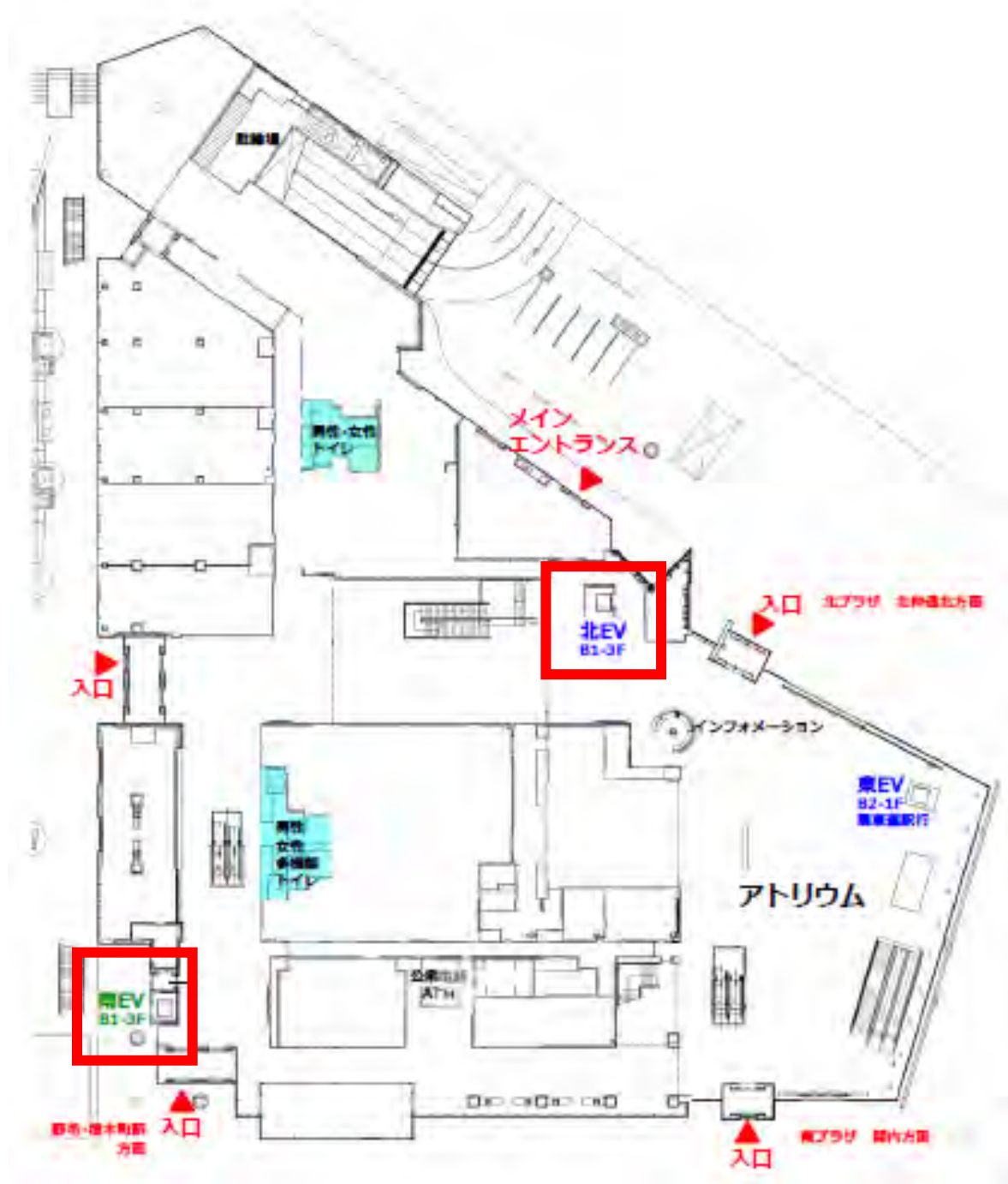
フロア案内3階



フロア案内2階



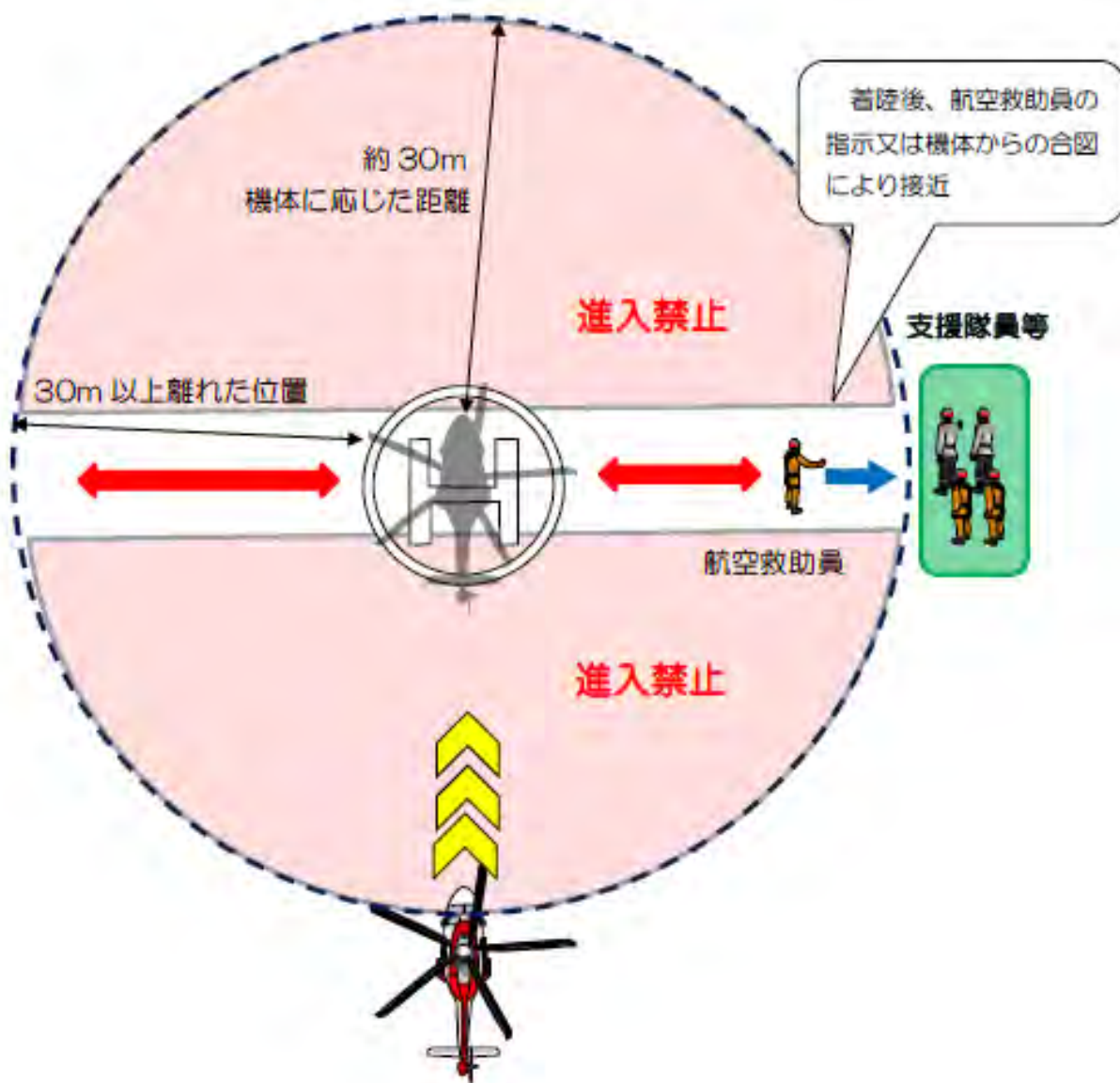
フロア案内1階



フロア案内B1階



進入禁止エリア



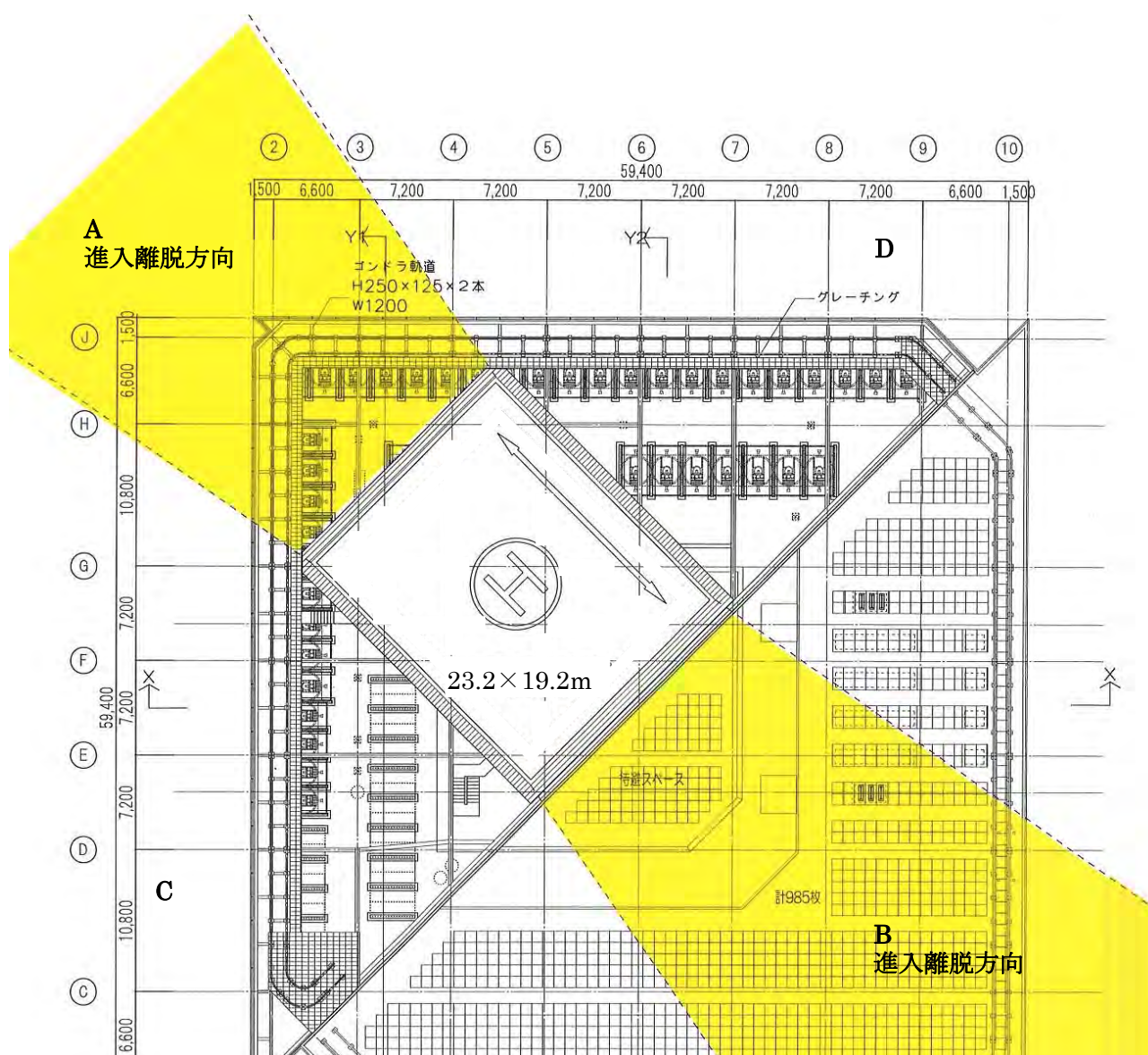
【参考】横浜市庁舎進入表面図



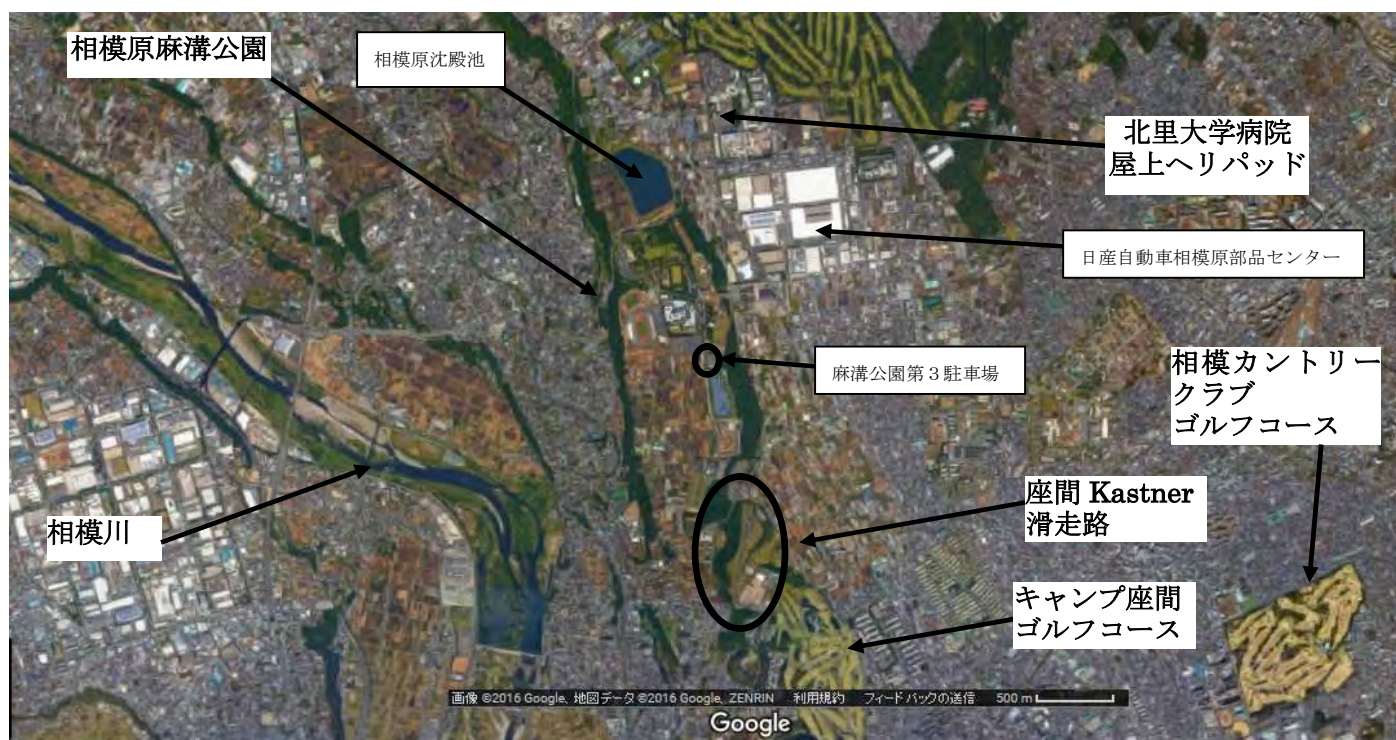
【参考】横浜市役所屋上離着陸場諸元

所在地	神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地10
着陸帯の広さ	23.2m × 19.2m
着陸可能重量	11,000 kg
座標	北緯 35 度 27 分 02 秒東経 139 度 38 分 03 秒
照明の有無	有
給油の可否	否

【進入表面・拡大平面図】



相模原麻溝公園第 3 駐車場 位置図



	相模原麻溝公園第 3 駐車場	
座標（度分秒）	N35° 31′ 30.00″	E139° 23′ 30.00″
座標（度分）	N35° 31. 50′	E139° 23. 50′
標高（ft）	312ft	
表面	アスファルト	
地理的特徴	キャンプ座間の滑走路から MC359° /0.7nm に位置する。 （キャスナー管制圏内である。） すぐ北側に池（相模原沈殿池）、その北東に大きな工場、 その北東にゴルフ場と多くのランドマークがあるが、意外に 上空からは視認しづらい。 またキャンプ座間の滑走路も 457m と短いため目立たない。	
空域制限	キャスナー管制圏のため、入域調整が必要となる。 Contact Kastner Tower 122.5MHz	
顕著な障害物	特になし	

相模原麻溝公園第3駐車場



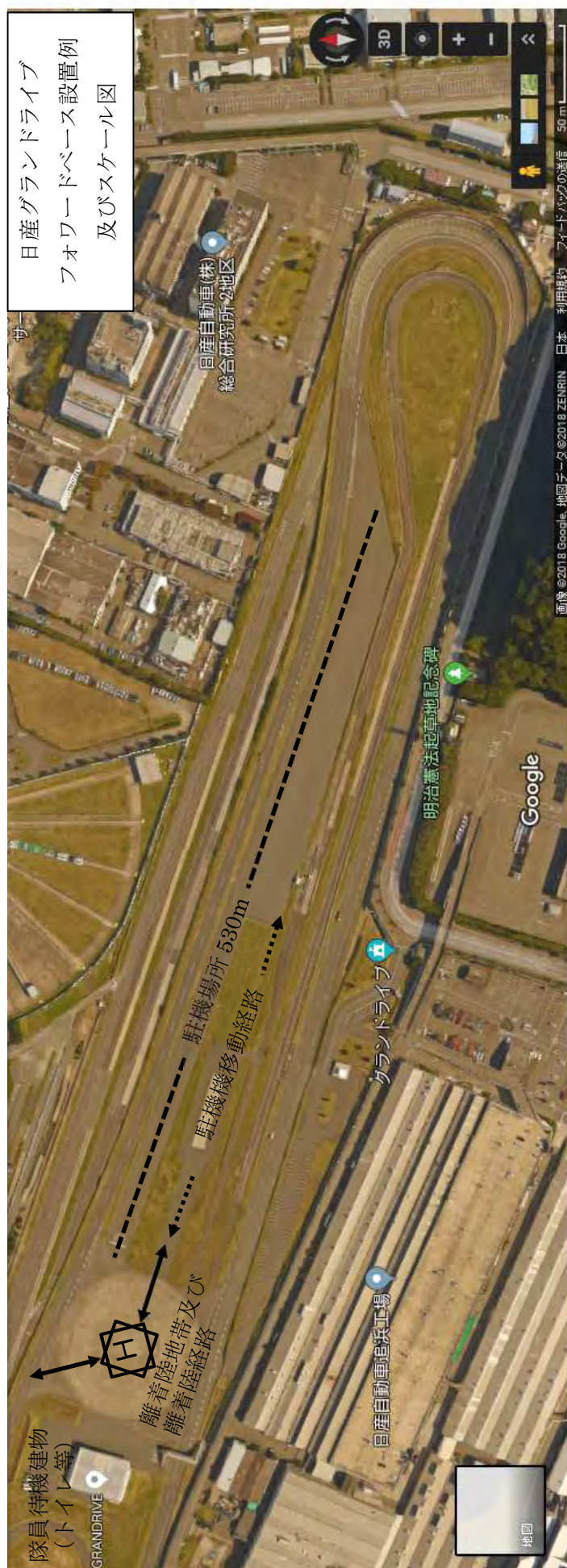
● H×1 スポット3 計2機駐機可



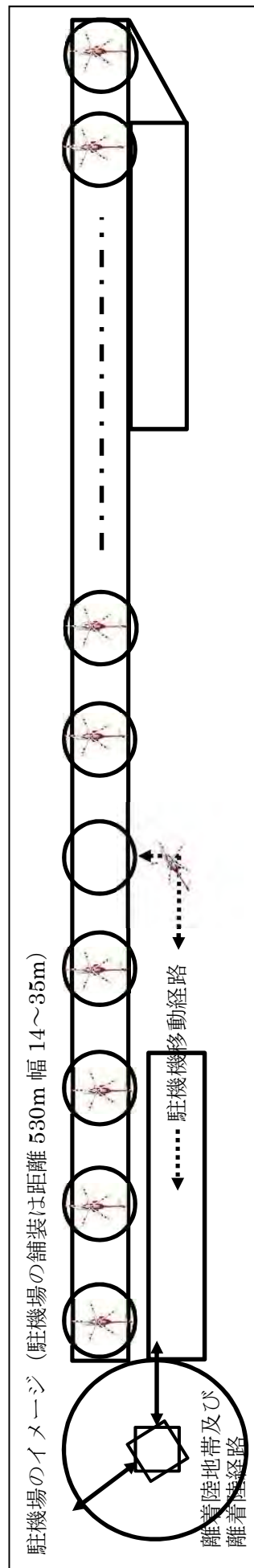
日産自動車株式会社 追浜試験場グランドドライブ 位置図



	日産自動車株式会社 追浜試験場グランドドライブ	
座標（度分秒）	N35° 19' 32"	E139° 38' 35"
座標（度分）	N35° 19. 53	E139° 38. 57
標高（ft）	3m(9ft)	
表面	アスファルト	
地理的特徴	横浜ヘリポート近傍（八景島シーパラダイスから南に 0.5nm）	
空域制限	南側に横須賀米軍施設有り	
顕著な障害物	なし	



1 機あたりの駐機スペースを直径 20m、機体間 15m とする。計 15 機が駐機可能。



馬入ふれあい公園 位置図



	馬入ふれあい公園	
座標（度分秒）	N35° 20′ 11.00″	E139° 21′ 59.00″
座標（度分）	N35° 20. 18′	E139° 21. 98′
標高（ft）	6 ft	
表面	芝生（全面芝生）	
地理的特徴	JR 東海道線の相模川橋から MC360° /0.4nm	
空域制限	厚木飛行場 Reporting Point の Point 3（ポイント 3）直近 海上自衛隊 VFR 機は相模川をはさんで右側通行 ヘリ 900ft、固定翼 1300ft Monitor Atsugi Tower 126.2MHz	
顕著な障害物	特になし	

馬入ふれあい公園

馬入ふれあい公園
フォワードベース設置例



● H×2（内1は予備スポットを兼ねる） スポット7 予備スポット2（内1はHを兼ねる）計9機

馬入ふれあい公園
(スケール図)



ビオトピアフィールド 位置図



	ビオトピアフィールド	
座標 (度分秒)	N35° 19' 32.00"	E139° 09' 55.00"
座標 (度分)	N35° 19. 53'	E139° 09. 92'
標高 (ft)	289ft	
表面	芝生 (全面芝生)	
地理的特徴	東名高速道路、大井松田 IC から MC165° /1.2nm 小田原市街地を含む平地と丘陵地の東側の境	
空域制限	特になし	
顕著な障害物	特になし	

ビオトピアフィールド

ビオトピアフィールド
フォワードベース設置例



● H×1 スポット6 計6機駐機可



ビオトピアフィールド
(スケール図)

成城学園伊勢原総合グラウンド 位置図



	成城学園伊勢原総合グラウンド	
座標（度分秒）	N35° 25' 28.00"	E139° 18' 18.00"
座標（度分）	N35° 25. 47'	E139° 18. 30'
標高（ft）	315ft	
表面	芝生	
地理的特徴	東名高速道路厚木 IC から MC278° /2.8nm に位置する。 （厚木 IC は厚木飛行場から MC253/4.7nm で管制圏内） 厚木飛行場から MC263/7.4nm に位置する。 東名高速道路北側に、成城学園伊勢原総合グラウンドの4面と 伊勢原市総合運動公園の4面で合計8面のグラウンドがあり、 東名高速道路と厚木管制圏の位置関係から分かりやすい。	
空域制限	特になし。厚木管制圏に接近する場合は Monitor Atsugi Tower 126.2MHz	
顕著な障害物	特になし	



● H×1 スポット3 計3機駐機可



大磯ロングビーチ第一駐車場 位置図



	大磯ロングビーチ第一駐車場	
座標（度分秒）	N35° 18′ 03.00″	E139° 17′ 04.00″
座標（度分）	N35° 18. 05′	E139° 17. 07′
標高（ft）	33ft	
表面	アスファルト	
地理的特徴	大磯漁港から MC266° /1.7nm 海沿いの大型プール・ホテルの巨大駐車場 海上から山を見ると、湘南平テレビ塔がランドマークになる	
空域制限	厚木飛行場 Reporting Point の Point 3（ポイント 3）に近い 海上自衛隊 VFR 機は相模川をはさんで右側通行 ヘリ 900ft、固定翼 1300ft Monitor Atsugi Tower 126.2MHz	
顕著な障害物	特になし	

大磯ロングビーチ第一駐車場

大磯ロングビーチ フォワードベース設置例



● H×1 スポット3（予備スポット1） 計3+1機駐機可

大磯ロングビーチ （スケール図）



神奈川県内のヘリコプター臨時離着陸場一覧表

(1) 神奈川県関係

番号	地区	所在地	名称	面積 (㎡)	施設	管理	連絡先
1	横浜市	横浜市区金沢区富岡2-6-2	神奈川県警察機動隊グラウンド	8,000	神奈川県警察第一機動隊		045-774-1441
2		横浜市区神奈川区三ツ沢西町3-1	三ツ沢公園陸上競技場	14,000	横浜市の協会・体育協会グループ		045-548-5147
3		横浜市区戸塚区深谷町777	横浜市消防訓練センターグラウンド	6,000	横浜市消防局消防訓練センター管理研究課		045-853-8602
4		横浜市区栄区桂町22-2	神奈川県警察学校グラウンド	8,000	神奈川県警察学校		045-891-0127
5		横浜市区西区みなとみらい1	みなとみらい21耐震ベース	6,000	横浜市港湾局建設保全部保全管理課		045-671-7231
6	川崎市	川崎市中原区上丸子八幡町地先	丸子橋河川敷	4,800	川崎市中原区役所道路公園センター		044-788-2311
7		川崎市区高津区諏訪地先	諏訪河川敷	8,100	川崎市区高津区役所道路公園センター		044-833-1221
8	相模原市	相模原市南区当麻3539	昭和橋スポーツ広場	4,900	相模原市市民局スポーツ推進課		042-769-8288
9		相模原市中央区弥栄3-1-8	県立相模原弥栄高校 (※)	15,200	県立相模原弥栄高校		042-758-4695
10		相模原市緑区又野829	津久井又野公園 (※)	10,400	相模原市環境経済局環境共生部津久井地域環境課		042-780-1404
11		横須賀市西逸見町1丁目無番地	横須賀地方総監部ヘリポート	1,000	海上自衛隊横須賀地方総監部		046-822-3500
12	横須賀市	横須賀市御幸浜1-1	武山駐屯地ヘリポート	1,600	陸上自衛隊第31普通科連隊第3科		046-856-1291内線634
13		横須賀市走水1-10-20	防衛大学校ヘリポート	12,100	防衛大学校		046-841-3810
14	葉山町	横須賀市不入斗町1-2	不入斗公園 (陸上競技場) (※)	13,500	横須賀市環境政策部公園管理課		046-822-4000
15		三浦郡葉山町一色2040	小磯の鼻台地	900	県横須賀土木事務所		046-853-8800
16		三浦郡葉山町堀内50	葉山港 (※H29.11~R3.10休止中)	2,800	県横須賀土木事務所		046-853-8800
17		鎌倉市笛田3-1310	笛田公園運動場	5,000	笛田公園管理事務所		0467-32-0559
18	鎌倉市	鎌倉市七里が浜2-21-1	県立鎌倉高校グラウンド	9,000	県立鎌倉高校		0467-32-4851
19		厚木市下津古久280	県総合防災センター総合訓練場他	13,600	県総合防災センター		046-227-0001
20	厚木市	厚木市厚木2325	厚木市営厚木野球場 (※)	9,000	厚木市スポーツ推進課		046-225-2530
21		厚木市酒井2537	厚木市酒井スポーツ広場	19,200	厚木市スポーツ推進課		046-225-2530
22	藤沢市	藤沢市警行7-1-2	県立スポーツセンター (※)	12,000	県立スポーツセンター		0466-81-2570
23		藤沢市江の島1丁目	江ノ島湘南港本船岸壁	3,000	県藤沢土木事務所なぎさ港湾課		0467-58-1473
24	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市中海岸3-3-11	茅ヶ崎公園野球場	12,751	(公財) 茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団		0467-82-7175
25	平塚市	平塚市中堂246-1	馬入ふれあい公園	14,280	総合公園課		0463-35-2233
26		平塚市大原1-1	平塚市総合公園 (※)	7,000	総合公園課		0463-35-2233
27	大磯町	中郡大磯町大磯	大磯港	6,000	県平塚土木事務所		0463-22-2711
28	開成町	足柄上郡開成町吉田島2489-2	県足柄上合同庁舎総合グラウンド (※)	9,100	県県西土木事務所		0465-83-5111
29	山北町	足柄上郡山北町向原2370	県立山北高校グラウンド	8,400	県立山北高校		0465-75-0828
30		足柄上郡山北町中川361-3	中川スポーツ場	8,000	山北町商工観光課		0465-75-3646
31	大井町	足柄上郡大井町金手378	わかもと製菓グラウンド	19,500	わかもと製菓相模大井工場		0465-83-3311
32	小田原市	小田原市寿町5-22地先	酒匂河川敷スポーツ広場 (※)	37,200	小田原市スポーツ課		0465-35-3977

注1 (※)は、広域防災活動拠点の臨時ヘリポートである。

(2) 市町村関係

市町村名	臨時離着陸場数
横 浜 市	37
川 崎 市	41
相 模 原 市	19
横 須 賀 市	8
平 塚 市	9
鎌 倉 市	17
藤 沢 市	4
小 田 原 市	13
茅 ヶ 崎 市	10
逗 子 市	3
三 浦 市	5
秦 野 市	17
厚 木 市	8
大 和 市	4
伊 勢 原 市	12
海 老 名 市	6
座 間 市	4
南 足 柄 市	3
綾 瀬 市	5

市町村名	臨時離着陸場数
葉 山 町	9
寒 川 町	2
大 磯 町	4
二 宮 町	1
中 井 町	3
大 井 町	4
松 田 町	6
山 北 町	8
開 成 町	3
箱 根 町	30
真 鶴 町	1
湯 河 原 町	7
愛 川 町	2
清 川 村	3
計	308

横 浜 市

番号	名 称	所 在 地	発着場面積		施設管理	連絡先	散水 給水	難 登 可 能 な ヘリ
			東西 × 南北	面積㎡				
1	学校法人総持学園 荒立グラウンド	鶴見区東寺尾5丁目20	70 × 70	4,900	鶴見大学 財務部管財課	045-580-8315	×	中
2	下末吉公園	鶴見区下末吉3丁目6	75 × 50	3,750	鶴見区役所鶴見土木事務所	045-510-1669	○	中
3	大黒ふ頭中央公園	鶴見区大黒ふ頭	80 × 100	8,000	横浜市港湾局建設保全部保全管理課	045-671-7231	×	中
4	三ツ沢公園陸上競技場	神奈川区三ツ沢西町3-1	140 × 100	14,000	横浜市緑の協会・体育協会グループ	045-548-5147	○	大
5	みなとみらい21耐震パース	西区みなとみらい一丁目	120 × 50	6,000	横浜市港湾局建設保全部保全管理課	045-671-7231	×	中
6	本牧D突堤グラウンド	中区本牧ふ頭D突堤	100 × 100	10,000	横浜市港湾局港湾管理部施設管理課	045-671-7231	×	大
7	根岸森林公園	中区根岸台	60 × 40	2,400	横浜市環境創造局南部公園緑地事務所	045-831-8484	×	中
8	第三管区海上保安本部横浜海上防災基地	中区新港1-2-1	75 × 70	5,250	第三管区海上保安本部 警備救難部環境防災課	045-226-1686	×	大
9	清水ヶ丘公園	南区清水ヶ丘87-2	120 × 70	8,400	(公財)横浜市緑の協会 清水ヶ丘公園管理センター	045-243-4447	○	中
10	日野中央公園	港南区日野中央2-2	110 × 50	5,500	横浜市環境創造局南部公園緑地事務所	045-831-8484	○	中
11	泉立保土ヶ谷公園サッカーグラウンド	保土ヶ谷区谷花見台4-2	130 × 70	9,100	(公財)神奈川県公園協会 保土ヶ谷公園管理事務所	045-333-5515	○	中
12	今川公園草地広場	旭区今川町96-2	130 × 90	11,700	横浜市環境創造局北部公園緑地事務所	045-353-1166	○	中
13	関東職業能力開発促進センター	旭区南希望が丘78番地	68 × 65	4,420	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構	045-391-2818	×	中
14	荏葉台公園	旭区荏葉台3-1	86 × 99	8,514	旭区役所旭土木事務所	045-953-8801	○	中
15	洋光台南公園少年野球場	磯子区洋光台6-37	70 × 70	4,900	磯子区役所磯子土木事務所	045-761-0081	○	中
16	長浜公園 グラウンド	金沢区長浜106-6	150 × 80	12,000	横浜市環境創造局南部公園緑地事務所	045-831-8484	○	大
17	海の公園多目的広場	金沢区海の公園10	180 × 90	16,200	横浜市環境創造局南部公園緑地事務所	045-831-8484	○	中
18	岸根公園ひょうたん原っぱ	港北区岸根町725	90 × 80	7,200	横浜市環境創造局北部公園緑地事務所	045-353-1166	○	中
19	日産フィールド小机	港北区小机町3300	90 × 160	14,400	(公財)横浜市体育協会 新横浜公園管理事務所	045-477-5000	○	中
20	慶應義塾大学矢上キャンパスグラウンド	港北区日吉3-14-1	120 × 60	7,200	慶應義塾大学理工学部 事務長	045-566-1453	○	中
21	長坂谷公園運動広場	緑区寺山町745-1	120 × 80	9,600	横浜市環境創造局北部公園緑地事務所	045-353-1166	○	中
22	東洋英和女学院大学グラウンド	緑区三保町32	105 × 60	6,300	東洋英和女学院大学管理課	045-922-5511	×	中
23	神奈川大学附属中・高等学校野球場	緑区台村町800	110 × 80	8,800	学校法人 神奈川大学附属中・高等学校	045-934-6211	×	中
24	あざみ野中学校佐子田方面校予定地	青葉区佐子田3-14-1	110 × 95	10,450	横浜市教育委員会事務局 教育施設課校地係	045-671-3299	○	中
25	神奈川県立市ヶ尾高校	青葉区市ヶ尾町1854	60 × 130	7,800	神奈川県立市ヶ尾高校 学校長	045-971-2041	○	中
26	日本体育大学横浜健志台キャンパス陸上競技場	青葉区鴨志田町1221-1	75 × 95	7,125	日本体育大学健志台管理課	045-963-7900	○	大
27	早瀬公園	都筑区早瀬2-6	85 × 50	4,250	都筑区役所都筑土木事務所	045-942-0606	×	中
28	牛久保西公園	都筑区牛久保西2-28	100 × 80	8,000	都筑区役所都筑土木事務所	045-942-0606	×	中
29	葛ヶ谷公園	都筑区長坂15	110 × 90	9,900	都筑区役所都筑土木事務所	045-942-0606	×	中
30	J A 横浜きたグラウンド	都筑区東方町1401	80 × 85	6,800	横浜農業協同組合きた総合センター	045-942-2312	×	中
31	横浜市消防訓練センターグラウンド	戸塚区深谷町777	100 × 60	6,000	横浜市消防局消防訓練センター 管理研究科	045-853-8602	○	中
32	学校法人明治学院戸塚グラウンド	戸塚区俣野町818	70 × 130	9,100	学校法人明治学院大学 大学事務局学生部横浜学生課	045-863-2030	○	中
33	金井公園多目的広場	栄区金井町320	150 × 70	10,500	横浜市環境創造局南部公園緑地事務所	045-831-8484	○	大
34	横浜農業協同組合みなみグラウンド	泉区和泉町2433-3	80 × 80	6,400	横浜農業協同組合みなみグラウンド管理事務所	045-801-6886	○	中
35	和泉遊水地	泉区和泉中央北5-4	80 × 95	7,600	和泉遊水地多目的広場等管理運営委員会	045-802-7707	×	大
36	瀬谷本郷公園野球場	瀬谷区本郷1-70-2	120 × 120	14,400	横浜市環境創造局南部公園緑地事務所	045-831-8484	○	中
37	横浜市庁舎	中区本町 6-50-10	23.2 × 19.2	445	横浜市総務局管理課	045-671-2082	×	中

(備考) 散水給水施設は、同施設がある場合は○、ない場合は×と表示している。

川 崎 市

番号	名 称	所 在 地	発着場面積		施設管理	連絡先	散水 給水	難 登 可 能 な ヘリ
			東西 × 南北	面積㎡				
1	東扇島中公園	川崎区東扇島52-1	100 × 100	10,000	川崎市港湾局港湾振興部庶務課	044-200-3049	○	大
2	東扇島西公園	川崎区東扇島94-1	60 × 90	5,400	川崎市港湾局港湾振興部庶務課	044-200-3049	○	中
3	大師球場	川崎区大師公園1	100 × 100	10,000	川崎市公園緑地協会	044-276-0050	○	大
4	桜川球場	川崎区桜本1-14-3	110 × 100	11,000	川崎区役所道路公園センター	044-244-3206	○	大
5	鈴木町河川敷	川崎区鈴木町地先	80 × 40	3,200	川崎区役所道路公園センター	044-244-3206	×	中
6	川崎競馬芝生広場	川崎区富士見1-5-1	60 × 60	3,600	株式会社よみうりランド	044-244-4127	○	中
7	富士見公園市民広場	川崎区富士見2-1-1	70 × 60	4,200	川崎区役所道路公園センター	044-244-3206	○	中
8	川崎市立川崎病院	川崎区新川通12-1	20 × 20	400	川崎病院庶務課	044-233-5521		中
9	消防局総合庁舎	川崎区南町20-7	22 × 16.5	363	川崎市消防局警防部警防課	044-223-2605		中
10	小田球場	川崎区小田4-20	100 × 85	8,500	川崎区役所道路公園センター	044-244-3206	○	中
11	ゾリッドスクエア	幸区堀川町580	20 × 20	400	㈱第1ビルディングリット	044-549-6018		中
12	小向河川敷	幸区戸手地先	80 × 40	3,200	幸区役所道路公園センター	044-544-5500	×	中
13	川崎市立川崎総合科学高校	幸区小向仲野町5-1	16 × 14	224	川崎総合科学高校	044-511-7336		小
14	川崎ゴルフ場	幸区小向仲野町6-5地先	200 × 220	44,000	㈱川崎ゴルフ場管理室	044-522-6241	×	大
15	古市場河川敷	幸区古市場1丁目地先	80 × 80	6,400	幸区役所道路公園センター	044-544-5500	×	中
16	さいわいふるさと公園	幸区新川崎308-5	76 × 70	5,320	幸区役所道路公園センター	044-544-5500	×	中
17	丸子橋河川敷	中原区上丸子八幡町地先	80 × 60	4,800	中原区役所道路公園センター	044-788-2311	×	中
18	中丸子河川敷	中原区中丸子1155地先	80 × 140	11,200	中原区役所道路公園センター	044-788-2311	×	中
19	上丸子天神町河川敷	中原区上丸子天神町地先	70 × 60	4,200	中原区役所道路公園センター	044-788-2311	×	中
20	等々力緑地中央スポーツ広場第一運動広場	中原区等々力	90 × 90	8,100	中原区役所道路公園センター	044-788-2311	○	中
21	等々力催し物広場	中原区等々力	127 × 50	6,350	中原区役所道路公園センター	044-788-2311	○	中
22	等々力補助競技場	中原区等々力1-1	100 60	6,000	中原区役所道路公園センター	044-788-2311	○	中
23	等々力河川敷	中原区等々力4地先	60 × 170	10,200	中原区役所道路公園センター	044-788-2311	×	中
24	関東労災病院	中原区木月住吉町1-1	20 × 20	400	関東労災病院	044-433-3140		中
25	川崎市立井田病院	中原区井田2-27-1	20 20	400	井田病院庶務課	044-766-2188		中
26	諏訪河川敷	高津区諏訪地先	90 × 90	8,100	高津区役所道路公園センター	044-833-1221	×	中
27	宇奈根河川敷	高津区宇奈根地先	220 × 150	33,000	高津区役所道路公園センター	044-833-1221	×	大
28	西宇奈根河川敷	高津区宇奈根847地先	70 × 150	10,500	高津区役所道路公園センター	044-833-1221	×	中
29	ノクティ2	高津区溝口1-4-1	20 × 20	400	みぞのくち新都市㈱	044-814-7777		中

番号	名 称	所 在 地	発着場面積		施設管理	連絡先	散水 給水	障害 可 能 な ヘリ
			東西 × 南北	面積㎡				
30	東高根自由広場	宮前区神木本町2-553	140 × 90	12,600	宮前区役所道路公園センター	044-877-1661	○	中
31	川崎市消防訓練センター	宮前区大蔵1-10-2	100 × 100	10,000	川崎市消防局警防部警防課	044-223-2605	○	大
32	菅河川敷	多摩区菅野戸呂地先	150 × 40	6,000	多摩区役所道路公園センター	044-946-0044	×	中
33	川崎信用金庫グラウンド	多摩区と泉3657地先	60 × 130	7,800	川崎信用金庫総務部	044-222-7581	○	中
34	多摩区総合庁舎	多摩区登戸1775-1	16 × 16	256	多摩区役所総務課	044-935-3123		小
35	川崎市立多摩病院	多摩区宿河原1-30-37	20 × 21	420	多摩病院庶務課	044-933-8111		中
36	明治製菓百合ヶ丘総合センター	多摩区南生田4-21-2	70 × 80	5,600	明治製菓㈱	044-977-9011	○	中
37	日本女子大学グラウンド	多摩区西生田1-1-1	90 × 60	5,400	日本女子大学総務課	044-952-6822	○	中
38	川崎国際生田緑地ゴルフ場5番ホール	多摩区梶形7-1-10	100 × 50	5,000	ゴルフ場事務所	044-934-0015	×	中
39	川崎国際生田緑地ゴルフ場10番ホール	多摩区梶形7-1-10	100 × 50	5,000	ゴルフ場事務所	044-934-0015	×	中
40	麻生水処理センター	麻生区上麻生6-15-1	30 × 120	3,600	川崎市上下水道局下水道部下水道計画課	044-200-3559	○	中
41	新百合ヶ丘総合病院	麻生区吉沢字津古255	21 × 21	441	新百合ヶ丘総合病院総務課	044-311-9991		中

相 模 原 市

番号	名 称	所 在 地	発着場面積		施設管理	連絡先	散水 給水	障害 可 能 な ヘリ
			東西 × 南北	面積㎡				
1	横山公園人工芝グラウンド	中央区横山5-11-50	128 × 83.5	10,688	相模原市教育委員会（教育局スポーツ課）	042-769-8288	○	大
2	県立相模原高校	中央区横山1-7-20	80 × 120	9,600	神奈川県教育委員会	042-752-4133	○	中
3	県立麻溝台高校	南区北里2-11-1	110 × 100	11,000	神奈川県教育委員会	042-778-2731	○	中
4	谷口台小学校	南区文京2-12-1	100 × 50	5,000	相模原市教育委員会（学校施設課）	042-742-2418	○	中
5	若草小学校	南区新磯野2329	80 × 50	4,000	相模原市教育委員会（学校施設課）	042-746-4644	○	中
6	田名青少年広場	中央区田名11222	80 × 50	4,000	相模原市（こども・若者支援課）	042-769-9227	×	大
7	昭和橋スポーツ広場	南区当麻3539	70 × 70	4,900	相模原市教育委員会（教育局スポーツ課）	042-769-8288	○	中
8	相模丘中学校	緑区久保沢2-22-4	90 × 90	8,100	相模原市教育委員会（学校施設課）	042-782-2310	○	中
9	津久井又野公園	緑区又野829	80 × 130	10,400	相模原市（津久井地域環境課）	042-780-1404	○	中
10	神奈川県津久井馬術場駐車場	緑区鳥屋2255-1	50 × 60	3,000	公益社団法人 神奈川県馬術協会	045-210-8374	○	大
11	青野原グラウンド	緑区青野原2118	120 × 110	13,200	相模原市教育委員会（教育局スポーツ課）	042-684-3257	○	大
12	青根中学校	緑区青根1926	100 × 120	12,000	相模原市教育委員会（学校施設課）	042-787-2524	○	中
13	与瀬グラウンド	緑区与瀬884	80 × 60	4,800	相模原市教育委員会（教育局スポーツ課）	042-684-3257	○	大
14	内郷グラウンド	緑区寸沢嵐823	75 × 60	4,500	相模原市教育委員会（教育局スポーツ課）	042-684-3257	○	大
15	帝京大学グラウンド	緑区寸沢嵐1173-1	90 × 90	8,100	帝京大学	042-685-1121	○	大
			90 × 90	8,100				
16	相模湖林間公園	緑区若柳1432-2	60 × 100	6,000	相模原市（津久井地域環境課）	042-780-1404	○	大
17	内郷中学校	緑区寸沢嵐2742-4	80 × 140	11,200	相模原市教育委員会（学校施設課）	042-685-0013	×	中
18	名倉グラウンド	緑区名倉1000	100 × 150	15,000	相模原市教育委員会（教育局スポーツ課）	042-684-3257	○	大
19	県立相原高校	緑区橋本台4-2-1	120 × 80	9,600	神奈川県教育委員会	042-760-6131	○	中

（備考）東西×南北の距離で計算しているため、実面積と誤差があります。

横 須 賀 市

番号	名 称	所 在 地	発着場面積		施設管理	連絡先	散水 給水	障害 可 能 な ヘリ
			東西 × 南北	面積㎡				
1	衣笠公園	平作1-6	70 × 70	4,900	横須賀市環境政策部公園管理課	046-822-8333		
2	大津公園（ラグビー場）	大津町5-4-1	100 × 70	7,000	横須賀市環境政策部公園管理課	046-822-8333		
3	はまゆう公園	不入斗町4-25	100 × 60	6,000	横須賀市環境政策部公園管理課	046-822-8333		
4	県立観音崎公園（第2駐車場）	鴨居4丁目	40 × 60	2,400	神奈川県横須賀土木事務所	046-853-8800		
5	神明公園	神明町1-8	60 × 110	6,600	横須賀市環境政策部公園管理課	046-822-8333		
6	神明第2公園	神明町1821-13	60 × 50	3,000	横須賀市環境政策部公園管理課	046-822-8333		
7	ソレイユの丘（第2駐車場）	長井4-4105-1	95 × 140	13,300	横須賀市環境政策部公園管理課	046-822-8333		
8	西公園	武3-33-1	95 × 80	7,600	横須賀市環境政策部公園管理課	046-822-8333		

平 塚 市

番号	名 称	所 在 地	発着場面積		施設管理	連絡先	散水 給水	障害 可 能 な ヘリ
			東西 × 南北	面積㎡				
1	平塚競技場	大原1-1	100 × 70	7,000	平塚市（総合公園課）	0463-35-2233	○	
2	東海大学湘南キャンパス	北金目4-1-1	150 × 70	10,500	東海大学（湘南キャンパス）	0463-58-1211	○	
3	神奈川大学湘南ひらつかキャンパス	土屋2946	150 × 70	10,500	神奈川大学（湘南ひらつかキャンパス）	0463-59-4111	○	
4	大神スポーツ広場	大神3450ほか	150 × 1270	190,500	平塚市（スポーツ課）	0463-31-3060	○	
5	馬入ふれあい公園	中堂246-1	68 × 210	14,280	平塚市（総合公園課）	0463-35-2233	○	
6	湘南海岸公園	高浜台32	100 × 50	5,000	平塚市（みどり公園・水辺課）	0463-21-9852	○	
7	市立浜岳中学校	龍城ヶ丘4-26	160 × 65	10,400	平塚市教育委員会	0463-31-0479	○	
8	市立江陽中学校	浅間町8-1	170 × 90	15,300	平塚市教育委員会	0463-21-0414	○	
9	市立春日野中学校	中里33-1	110 × 60	6,600	平塚市教育委員会	0463-31-0420	○	

鎌倉市

番号	名 称	所 在 地	発着場面積		施設管理	連絡先	散水 給水	灌漑 可能な ヘリ
			東西 × 南北	面積㎡				
1	横浜国大附属鎌倉小・中学校グラウンド	菅ノ下3-5-10	80 × 40	9,950	横浜国大附属小学校	0467-22-0647	○	中
			90 × 75		横浜国大附属中学校	0467-22-0102	○	
2	市立第一小学校グラウンド	由比ヶ浜2-9-9	85 × 40	3,400	鎌倉市教育委員会	0467-25-1200	○	中
3	市立御成中学校グラウンド	篠目町2-1	70 × 50	3,500	鎌倉市教育委員会	0467-25-1304	○	中
4	市立腰越中学校グラウンド	腰越4-11-20	80 × 60	4,800	鎌倉市教育委員会	0467-31-1500	○	中
5	県立七里ガ浜高校グラウンド	七里ヶ浜東2-3-1	80 × 90	7,200	県立七里ガ浜高等学校	0467-32-5457	○	大
6	県立鎌倉高校グラウンド	七里ヶ浜2-21-1	90 × 100	9,000	県立鎌倉高等学校	0467-32-4851	○	大
7	市立深沢中学校グラウンド	梶原1-14-1	110 × 70	7,700	鎌倉市教育委員会	0467-44-1222	○	中
8	市立山崎小学校グラウンド	山崎2500	50 × 50	2,500	鎌倉市教育委員会	0467-44-1232	○	中
9	市立富士塚小学校グラウンド	上町屋810	90 × 50	4,500	鎌倉市教育委員会	0467-45-1621	○	中
10	市立手広中学校グラウンド	手広5-7-1	90 × 70	6,300	鎌倉市教育委員会	0467-32-0801	○	中
11	笛田公園運動場	笛田3-1310	100 × 50	5,000	笛田公園管理事務所	0467-32-0559	○	大
12	市立大船中学校グラウンド	大船4-1-25	100 × 70	7,000	鎌倉市教育委員会	0467-44-1220	○	中
13	市立今泉小学校グラウンド	今泉2-13-1	80 × 40	3,200	鎌倉市教育委員会	0467-44-1234	○	中
14	市立玉縄中学校グラウンド	岡本1100	80 × 70	5,600	鎌倉市教育委員会	0467-45-6197	○	中
15	栄光学園球場	玉縄4-1-1	100 × 100	10,000	栄光学園	0467-46-7711	○	中
16	市立関谷小学校グラウンド	関谷510	70 × 50	3,500	鎌倉市教育委員会	0467-44-5436	○	中
17	坂ノ下臨時ヘリポート	坂ノ下35	16 × 13	208	鎌倉市(公園海浜課)	0467-61-3582	×	小

藤沢市

番号	名 称	所 在 地	発着場面積		施設管理	連絡先	散水 給水	灌漑 可能な ヘリ
			東西 × 南北	面積㎡				
1	八部公園野球場	鵠沼海岸6-12	110 × 120	13,200	(公財) 藤沢市みらい創造財団	0466-36-1607	○	大
2	大清水中学校グラウンド	大磯1400	80 × 60	4,800	藤沢市立大清水中学校	0466-82-2503	○	中
3	秋葉台公園球技場	遠藤2000-1	140 × 80	11,200	(財) 藤沢市スポーツ振興財団	0466-88-1111	○	大
4	藤沢市消防防災訓練センター	藤沢市石川3417-1	90 × 180	19,500	藤沢市消防局 (消防総務課)	0466-50-3576	○	大

小田原市

番号	名 称	所 在 地	発着場面積		施設管理	連絡先	散水 給水	灌漑 可能な ヘリ
			東西 × 南北	面積㎡				
1	城山陸上競技場	城山2-29-1	205 × 110	23,060	小田原市 (スポーツ課)	0465-22-3549	×	
2	酒匂川河川敷スポーツ広場	寿町5-22地先	310 × 120	37,200	小田原市 (スポーツ課)	0465-35-3977	○	大
3	県立小田原城北工業高校グラウンド	栢山200	165 × 98	16,120	神奈川県教育委員会	0465-36-0111	○	中
4	ヒルトン小田原リゾート&スパ	根府川583-1	90 × 47	4,230	ヒルトン小田原リゾート&スパ	0465-29-1000	×	
5	上府中公園	東大友113	168 × 92.5	15,490	小田原市 (みどり公園課)	0465-33-1583	○	
6	日本新薬(株)小田原総合製剤工場南側グラウンド	桑原676-1	163 × 85	13,860	日本新薬株式会社小田原総合製剤工場	0465-36-4111	×	
7	酒匂川左岸サイクリング場	西酒匂1-3-61番地先	785 × 50	39,250	小田原市 (スポーツ課)	0465-23-4470	×	大
8	小田原市中村原理立処分場	中村原450-13	85 × 25	2,130	小田原市 (環境政策課)	0465-33-1471	○	
9	ダイナシティウエスト第6駐車場	中里208	200 × 70	14,000	㈱ダイナシティ	0465-47-4479	×	
10	関東学院大学小田原キャンパス多目的グラウンド	萩窪1162-2	約140 × 約50	7,250	学校法人関東学院	0465-34-2211	×	
11	(株)鈴廣蒲鉾本店第一駐車場	風祭245	約43 × 約43	約1849	(株)鈴廣	0465-24-3141	×	
12	相日防災(株)ヘリポート	羽根尾225-1	約20 × 約20	約400	相日防災(株)	0465-44-3511	×	
13	アルフレッサ(株)神奈川物流センター	中村原520-1	18 × 15	270	アルフレッサ (株)	0465-44-3170	×	

茅ヶ崎市

番号	名 称	所 在 地	発着場面積		施設管理	連絡先	散水 給水	灌漑 可能な ヘリ
			東西 × 南北	面積㎡				
1	茅ヶ崎公園野球場	中海岸3-3-11	92 × 139	12,751	(公財) 茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団	0467-82-7175	○	大
2	芹沢スポーツ広場蹴球兼野球場	芹沢430-3	72 × 100	7,200	(公財) 茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団	0467-82-7175	○	大
3	県立茅ヶ崎里山公園	芹沢1030	75 × 73	5,475	県立茅ヶ崎里山公園パークセンター	0467-50-6058	×	大
4	小出暫定スポーツ広場	堤427	112 × 60	6,720	茅ヶ崎市 (文化生涯学習部スポーツ健康課)	0467-82-7136	○	中
5	県立茅ヶ崎北陵高等学校	下寺尾515	105 × 103	10,815	神奈川県教育委員会	0467-51-0311	○	中
6	県立鶴嶺高等学校	円蔵1-16-1	96 × 110	10,560	神奈川県教育委員会	0467-52-6601	○	中
7	県立茅ヶ崎養護学校	西久保29-1	104 × 42	4,368	神奈川県教育委員会	0467-57-5379	○	中
8	県立湘南汐見台公園	汐見台3-15	96 × 50	4,800	県立辻堂海浜公園管理事務所	0467-85-3331	×	中
9	モリタ宮田工業株式会社	下町屋1-1-1	38.6 × 35.3	1,361	モリタ宮田工業株式会社	0467-85-1211	○	小
10	柳島スポーツ公園	柳島1300	155 × 76	11,780	茅ヶ崎スマートウェルネスパーク株式会社	0467-73-8632		

逗子市

番号	名 称	所 在 地	発着場面積		施設管理	連絡先	散水 給水	灌漑 可能な ヘリ
			東西 × 南北	面積㎡				
1	逗子中学校校庭	池子4-755	130 × 60	7,800	逗子市教育委員会	046-873-1111	○	
2	池子小学校校庭	池子3-9-1	80 × 70	5,600	逗子市教育委員会	046-873-1111	○	
3	久木中・小学校共同運動場-4ほか	久木2-778-4	120 × 70	8,400	逗子市教育委員会	046-873-1111	○	

三浦市

番号	名 称	所 在 地	発着場面積		施設管理	連絡先	散水 給水	灌漑 可能な ヘリ
			東西 × 南北	面積㎡				
1	旧三崎中学校運動場	城山町5-1	70 × 90	6,300	三浦市教育委員会	046-881-5165	○	
2	初声中学校運動場	初声町下宮田3622	70 × 80	5,600	三浦市教育委員会	046-888-1150	×	
3	三崎中学校運動場	三崎六合45-1	100 × 60	6,000	三浦市教育委員会	046-881-5243	×	
4	南下浦中学校運動場	南下浦町金田206	60 × 100	6,000	三浦市教育委員会	046-888-0914	○	
5	二町谷岸壁	三崎5丁目地先	25 × 476	11,900	神奈川県東部漁港事務所	046-882-1233	×	×

秦 野 市

番号	名 称	所 在 地	発着場面積		施設管理	連絡先	散水 給水	障害 者可 能な へり
			東西 × 南北	面積㎡				
1	本町小学校校庭	文京町1-5	70 × 100	7,000	秦野市教育委員会	0463-81-1610	○	中
2	末広小学校校庭	末広町6-6	110 × 70	7,700	秦野市教育委員会	0463-82-5255	○	中
3	なでしこ運動広場	上大槻190	100 × 180	18,000	秦野市（ｽﾎｰﾂ振興課）	0463-84-2795	×	大
4	上智大学グラウンド	上大槻680-2	80 × 140	11,200	上智短期大学	0463-83-9331	×	大
5	(株)コベルコマテリアル銅管秦野工場	平沢65	90 × 140	12,600	(株)コベルコマテリアル銅管秦野工場	0463-82-3111	×	大
6	運動公園陸上競技場	平沢148	140 × 70	9,800	秦野市（ｽﾎｰﾂ振興課）	0463-84-3333	×	大
7	みやのまえ緑地	立野台一丁目17	35 × 35	1,225	秦野市（道路公園維持課）	0463-82-9638	×	中
8	東中学校校庭	寺山509	70 × 100	7,000	秦野市教育委員会	0463-81-0082	○	中
9	北中学校校庭	横野101	90 × 130	11,700	秦野市教育委員会	0463-75-1717	○	中
10	大根中学校校庭	南矢名4-28-1	120 × 50	6,000	秦野市教育委員会	0463-77-0446	○	中
11	おおね公園スポーツ広場	鶴巻940	170 × 90	15,300	秦野市（ｽﾎｰﾂ振興課）	0463-77-7888	○	大
12	鶴巻小学校校庭	鶴巻2240-1	100 × 70	7,000	秦野市教育委員会	0463-78-3262	○	大
13	(株)島津製作所秦野工場	堀山下380-1	100 × 150	15,000	(株)島津製作所秦野工場	0463-88-8500	×	大
14	西中学校校庭	柳町2-5-1	80 × 100	8,000	秦野市教育委員会	0463-88-0022	○	中
15	渋沢小学校校庭	渋沢上1-12-1	60 × 120	7,200	秦野市教育委員会	0463-88-7066	○	中
16	上小学校校庭	柳川25-3	120 × 40	4,800	秦野市教育委員会	0463-88-0274	○	中
17	県立秦野戸川公園	堀山下1513	80 × 75	6,000	県平塚土木事務所	0463-22-2711	○	中

厚 木 市

番号	名 称	所 在 地	発着場面積		施設管理	連絡先	散水 給水	障害 者可 能な へり
			東西 × 南北	面積㎡				
1	市営厚木野球場	厚木2325	90 × 100	9,000	厚木市教育委員会	046-225-2530	○	大
2	ぼうさいの丘公園	温木783-1	45 × 20	900	厚木市（公園緑地課）	046-225-2410	○	大
3	旭町スポーツ広場	厚木3014-2	45 × 200	9,000	厚木市教育委員会	046-225-2530	×	大
4	狹野運動公園競技場	中狹野1500	70 × 95	6,650	厚木市（公園緑地課）	046-225-2410	○	中
5	猿ヶ島青少年広場	猿ヶ島195-129	80 × 90	7,200	厚木市教育委員会	046-225-2530	×	大
6	下依知青少年広場	下依知822	50 × 120	6,000	厚木市教育委員会	046-225-2530	×	大
7	関口青少年広場	関口1377	55 × 140	7,700	厚木市教育委員会	046-225-2530	×	大
8	棚沢スポーツ広場	棚沢3861-1	25 × 125	3,125	厚木市教育委員会	046-225-2530	×	中

大 和 市

番号	名 称	所 在 地	発着場面積		施設管理	連絡先	散水 給水	障害 者可 能な へり
			東西 × 南北	面積㎡				
1	大和中学校グラウンド	深見西7-5-1	190 × 80	15,200	大和市教育委員会	046-261-0892	○	大
2	大和学園聖セシリア女子短期大学グラウンド	林間2-6-11	90 × 100	9,000	学校法人大和学園	046-274-8564	○	中
3	大和スポーツセンター競技場	上草柳1-1-1	64.8 × 100	6,480	(財)大和スポーツ・よか・みどり財団	046-260-5759	○	中
4	引地台公園多目的広場	柳橋4-5001	126 × 52	6,552	(財)大和スポーツ・よか・みどり財団	046-260-5798	○	中

伊 勢 原 市

番号	名 称	所 在 地	発着場面積		施設管理	連絡先	散水 給水	障害 者可 能な へり
			東西 × 南北	面積㎡				
1	総合運動公園自由広場	西富岡320	110 × 165	18,150	伊勢原市（スポーツ課）	0463-95-7511	×	大
2	市立桜台小学校	桜台4-16-1	50 × 85	4,250	伊勢原市教育委員会	0463-95-2787	○	
3	市立竹園小学校	岡崎6611-1	70 × 60	4,200	伊勢原市教育委員会	0463-93-4718	×	
4	市立大山小学校	大山209	50 × 50	2,500	伊勢原市教育委員会	0468-95-2014	×	
5	市立高部屋小学校	西富岡1090-1	55 × 75	4,125	伊勢原市教育委員会	0463-95-2569	×	
6	市立比々多小学校	神戸521-1	50 × 75	3,750	伊勢原市教育委員会	0463-95-2307	×	
7	市立成瀬中学校	高森2-22-1	60 × 115	6,900	伊勢原市教育委員会	0463-95-1309	×	
8	市立石田小学校	石田1168-1	130 × 65	8,450	伊勢原市教育委員会	0463-92-8111	×	
9	市立大田小学校	下谷1471-1	110 × 100	11,000	伊勢原市教育委員会	0463-95-1064	○	
10	市立山王中学校	上粕屋804-2	65 × 100	6,500	伊勢原市教育委員会	0463-95-2362	○	
11	市立中沢中学校	下糟屋231-1	95 × 65	6,175	伊勢原市教育委員会	0463-94-5756	○	
12	成城学園伊勢原総合グラウンド	西富岡448-1	100 × 68	6,800	学校法人成城学園	0463-93-0771	○	

海 老 名 市

番号	名 称	所 在 地	発着場面積		施設管理	連絡先	散水 給水	障害 者可 能な へり
			東西 × 南北	面積㎡				
1	中新田小学校	中新田1-15-1	120 × 60	7,200	海老名市教育委員会	046-231-1452	○	中
2	社家小学校	社家678	80 × 80	6,400	海老名市教育委員会	046-238-1453	○	中
3	海西中学校	さつき町58	90 × 80	7,200	海老名市教育委員会	046-232-8103	○	中
4	柏ヶ谷中学校	柏ヶ谷884	100 × 80	8,000	海老名市教育委員会	046-233-0917	○	中
5	大谷中学校	大谷南2-10-1	90 × 80	7,200	海老名市教育委員会	046-233-3233	○	中
6	県立相模三川公園スポーツ広場	上郷3-2737	520 × 80	41,600	県厚木土木事務所東部センター	0467-79-2800	○	中

座 間 市

番号	名 称	所 在 地	発着場面積		施設管理	連絡先	散水 給水	障害 者可 能な へり
			東西 × 南北	面積㎡				
1	座間小学校	座間2-3133	100 × 60	6,000	座間市教育委員会	046-251-0009	×	
2	芥沢公園多目的広場	栗原2541-1	110 × 40	4,400	座間市（公園緑政課）	046-252-7222	×	
3	座間市民球場	相模ヶ丘6-36-24	110 × 110	12,100	座間市（スポーツ課）	046-252-8162	×	
4	新田宿グラウンド（野球場）	新田宿2178	110 × 110	12,100	座間市（スポーツ課）	046-252-8162	×	

南 足 柄 市

番号	名 称	所 在 地	発着場面積		施設管理	連絡先	散水 給水	障害 者可 能な へり
			東西 × 南北	面積㎡				
1	南足柄市営総合グラウンド	関本360	120 × 100	12,000	南足柄市（文化スポーツ課）	0465-73-8451	○	大
2	南足柄市体育センター	和田河原1030	83 × 137	11,371	南足柄市（文化スポーツ課）	0465-73-8451	○	中
3	富士フィルム(株) 神奈川工場辻下グラウンド	中沼355	100 × 150	15,000	富士フィルム株式会社	0465-73-6080	○	大

綾 瀬 市

番号	名 称	所 在 地	発着場面積		施設管理	連絡先	散水 給水	灌漑 可能な ヘリ
			東西 × 南北	面積㎡				
1	市民文化センター 第2駐車場(南側)	早川463	45 × 50	2,250	綾瀬市中央公民館	0467-77-1131		
2	落合小学校グラウンド	落合北3-10-1	110 × 60	6,600	綾瀬市教育委員会	0467-77-6133		
3	天台小学校グラウンド	寺尾台1-3-1	70 × 80	5,600	綾瀬市教育委員会	0467-78-5688		
4	海上自衛隊厚木基地滑走路	無番地	45 × 54	2,430	海上自衛隊(厚木基地)	0467-78-8611		
5	市民スポーツセンター	深谷上3-6-1	16 × 16	256	綾瀬市(スポーツ課)	0467-76-9292		

葉 山 町

番号	名 称	所 在 地	発着場面積		施設管理	連絡先	散水 給水	灌漑 可能な ヘリ
			東西 × 南北	面積㎡				
1	上山口小学校校庭	上山口158	80 × 70	5,600	葉山町教育委員会	046-876-1111	○	中
2	一色小学校校庭	一色1060	50 × 80	4,000	葉山町教育委員会	046-876-1111	○	中
3	葉山小学校校庭	堀内2050	100 × 40	4,000	葉山町教育委員会	046-876-1111	○	中
4	葉山中学校校庭	堀内2247-2	110 × 80	8,800	葉山町教育委員会	046-876-1111	○	大
5	長柄小学校校庭	長柄130	100 × 40	4,000	葉山町教育委員会	046-876-1111	○	中
6	南郷中学校校庭	長柄1835	130 × 70	9,100	葉山町教育委員会	046-876-1111	○	大
7	南郷上ノ山公園多目的グラウンド	長柄1888-1	100 × 90	9,000	葉山町教育委員会	046-876-1111	○	大
8	南郷上ノ山公園野球場	長柄1888-1	90 × 90	8,100	葉山町教育委員会	046-876-1111	○	大
9	葉山国際カンツリークラブパブリック コース #3ホール	上山口2108	70 × 40	2,800	㈱三和 葉山カンツリークラブ	046-878-8111	○	大

寒 川 町

番号	名 称	所 在 地	発着場面積		施設管理	連絡先	散水 給水	灌漑 可能な ヘリ
			東西 × 南北	面積㎡				
1	川とのふれあい公園	宮山4621-1	100 × 140	14,000	寒川町(都市計画課)	0467-74-1111	○	大
2	さむかわ中央公園	宮山275	60 × 110	6,600	寒川町(都市計画課)	0467-74-1111	○	大

大 磯 町

番号	名 称	所 在 地	発着場面積		施設管理	連絡先	散水 給水	灌漑 可能な ヘリ
			東西 × 南北	面積㎡				
1	大磯中学校運動場	東大磯261	105 × 72	7,560	大磯町教育委員会	0463-61-0073	○	中
2	国府小学校運動場	月京15	80 × 60	4,800	大磯町教育委員会	0463-71-0400	○	中
3	国府中学校運動場	月京40	100 × 50	5,000	大磯町教育委員会	0463-71-0410	○	中
4	大磯運動公園野球場	国府本郷2126-1	111 × 111	11,560	(株)ランナーズ・ウェルネス	0463-61-8822	○	大

二 宮 町

番号	名 称	所 在 地	発着場面積		施設管理	連絡先	散水 給水	灌漑 可能な ヘリ
			東西 × 南北	面積㎡				
1	町民運動場	山西2023-1	160 × 80	12,800	二宮町生涯学習課	0463-71-8032	○	大

中 井 町

番号	名 称	所 在 地	発着場面積		施設管理	連絡先	散水 給水	灌漑 可能な ヘリ
			東西 × 南北	面積㎡				
1	中井中央公園	比奈窪580	70 × 70	4,900	中井町(まち整備課)	0465-81-3894	×	大
2	中村小学校グラウンド	半分形350	130 × 60	7,800	中井町教育委員会	0465-81-3906	×	大
3	井ノ口小学校グラウンド	井ノ口2005	90 × 80	7,200	中井町教育委員会	0465-81-3906	×	大

大 井 町

番号	名 称	所 在 地	発着場面積		施設管理	連絡先	散水 給水	灌漑 可能な ヘリ
			東西 × 南北	面積㎡				
1	湘光中学校グラウンド	金子1950	140 × 90	12,600	大井町教育委員会	0465-82-2541	○	大
2	相和小学校グラウンド	山田580	60 × 40	2,400	大井町教育委員会	0465-82-1611	×	中
3	いこいの村あしがらグラウンド	柳260	80 × 55	4,400	(財)あしがら勤労者いこいの村	0465-82-2381	×	大
4	ブルックスグラウンド	山田300	110 × 250	27,500	—	—	○	大

松 田 町

番号	名 称	所 在 地	発着場面積		施設管理	連絡先	散水 給水	灌漑 可能な ヘリ
			東西 × 南北	面積㎡				
1	松田小学校校庭	松田庶子204	80 × 65	5,200	松田町教育委員会	0465-83-7023	○	
2	松田中学校校庭	松田惣領1400	120 × 100	12,000	松田町教育委員会	0465-83-7023	×	
3	寄小中学校校庭	寄2540	45 × 90	4,050	松田町教育委員会	0465-83-7023	×	
4	町民親水広場	松田庶子2133地先	50 × 170	8,500	松田町教育委員会	0465-83-7023	×	
5	みやま運動広場	寄3141	59 × 66	3,894	松田町(環境経済課)	0465-83-1228	×	
6	旧焼却場跡地	寄6942ほか	20 × 40	800	松田町(庶務課)	0465-83-1221	×	

山 北 町

番号	名 称	所 在 地	発着場面積		施設管理	連絡先	散水 給水	灌漑 可能な ヘリ
			東西 × 南北	面積㎡				
1	川村小学校グラウンド	山北1002	120 × 50	6,000	山北町教育委員会	0465-75-1142	×	中
2	山北中学校グラウンド	向原405	100 × 50	5,000	山北町教育委員会	0465-75-0755	○	中
3	県立山北高校グラウンド	向原2370	120 × 100	12,000	県立山北高校	0465-75-0828	○	大
4	旧三保中学校グラウンド	中川921	120 × 40	4,800	山北町(財務課)	0465-75-3652	×	中
5	山北町スポーツ広場	山北3313	70 × 120	8,400	山北町(生涯学習課)	0465-75-3649	×	中
6	ハイツ&ヴィアながわ跡地	中川361-3	80 × 100	8,000	山北町(商工観光課)	0465-75-3646	×	大
7	旧共和小学校グラウンド	皆瀬川275	25 × 50	1,250	山北町(財務課)	0465-75-3652	×	小
8	県立つぶらの公園駐車場	川西299-5	50 × 40	2,000	県西土木事務所	0465-83-5111	×	中

開 成 町

番号	名 称	所 在 地	発着場面積		施設管理	連絡先	散水 給水	障害 可能な ヘリ
			東西 × 南北	面積㎡				
1	泉足柄上合同庁舎総合グラウンド	吉田島2489-2	65 × 140	9,100	泉県西土木事務所	0465-83-5111	○	大
2	県立吉田島高校グラウンド	吉田島281	75 × 140	10,500	県立吉田島高校	0465-82-0151	○	中
3	開成水辺スポーツ公園	吉田島2710	70 × 300	21,000	開成町（自治活動応援課）	0465-84-0315	○	大

箱 根 町

番号	名 称	所 在 地	発着場面積		施設管理	連絡先	散水 給水	障害 可能な ヘリ
			東西 × 南北	面積㎡				
1	箱根町役場早川河川敷	湯本233付近	80 × 20	1,600	県小田原土木事務所	0465-34-4141	×	中
2	湯本地域スポーツ施設運動場	湯本855	100 × 52	5,200	箱根町教育委員会	0460-85-7601	○	中
3	湯本小学校運動場	湯本399	55 × 80	4,400	箱根町教育委員会	0460-85-7600	×	中
4	国道1号箱根新道チェーン装着場	須雲川336-13付近	80 × 20	1,600	中日本高速道路㈱	0460-85-7122	×	中
5	国道1号箱根新道畑宿	畑宿376付近	20 × 20	400	中日本高速道路㈱	0460-85-7122	×	中
6	大平台ふれあい広場	大平台415	32 × 22	704	箱根町（都市整備課）	0460-85-9566	×	小
7	旧温泉幼稚園運動場	宮ノ下413	37 × 41	1,517	箱根町（財務課）	0460-85-7111	×	中
8	箱根の森小学校運動場	宮城野226	43 × 80	3,440	箱根町教育委員会	0460-85-7600	×	中
9	世界救世教第2駐車場	強羅1320	20 × 50	1,000	世界救世教箱根事務所	0460-86-1111	×	中
10	世界救世教第6駐車場	強羅1320	28 × 67	1,876	世界救世教箱根事務所	0460-86-1111	×	中
11	MOA早雲山駐車場	強羅1322	130 × 20	2,600	世界救世教箱根事務所	0460-86-1111	×	大
12	箱根中学校	二ノ平1154	70 × 70	4,900	箱根町教育委員会	0460-85-7600	○	大
13	箱根小涌園駐車場	二ノ平1297	30 × 30	900	藤田観光㈱	0460-82-4111	×	中
14	箱根湿生花園臨時駐車場	仙石原817	49 × 44	2,156	箱根町観光協会	0460-85-5443	×	大
15	仙石原公園つどいの広場	仙石原842	38 × 55	2,090	箱根町（都市整備課）	0460-85-9566	×	中
16	仙石原公園ゲートボール場	仙石原842	57 × 20	1,140	箱根町（都市整備課）	0460-85-9566	×	中
17	仙石原小学校運動場	仙石原981	120 × 40	4,800	箱根町教育委員会	0460-85-7600	×	大
18	大箱根カントリークラブ駐車場	仙石原1246	39 × 41	1,599	大箱根カントリークラブ	0460-84-3111	×	中
19	高原ふれあい広場	仙石原1246	30 × 30	900	箱根町（都市整備課）	0460-85-9566	×	中
20	箱根高原ホテル広場	元箱根164	35 × 45	1,575	箱根高原ホテル	0460-84-8595	×	中
21	レイクアリーナ箱根運動場広場	元箱根164	112 × 58	6,496	県自然環境保全センター箱根出張所	0460-84-9121	×	大
22	箱根湖尻ターミナル前駐車場	元箱根110	38 × 49	1,862	伊豆箱根鉄道㈱	0460-84-9511	×	中
23	箱根園駐車場	元箱根139	30 × 110	3,300	箱根園	0460-83-1111	×	中
24	箱根園ゴルフ場コース内	元箱根138	50 × 50	2,500	箱根園ゴルフ場	0460-83-6555	×	大
25	箱根地域スポーツ施設運動場	箱根561	45 × 63	2,835	箱根町教育委員会	0460-85-7601	×	中
26	伊豆箱根鉄道バス・船発着所前駐車場	箱根10	41 × 43	1,763	伊豆箱根鉄道㈱	0460-83-6355	×	中
27	箱根苑地県営駐車場(1)	箱根181	57 × 24	1,368	県自然環境保全センター箱根出張所	0460-84-9121	×	中
28	箱根苑地県営駐車場(2)	箱根181	48 × 28	1,344	県自然環境保全センター箱根出張所	0460-84-9121	×	中
29	箱根くらかげゴルフ場駐車場	箱根624-1	45 × 35	1,575	箱根くらかげゴルフ場	0460-83-7555	×	大
30	箱根湯の花ゴルフ場駐車場	芦之湯93	35 × 60	2,100	箱根湯の花ゴルフ場	0460-83-5111	×	中
31	芦之湯集会所北側空地	芦之湯90	30 × 40	1,200	箱根町（総務防災課）	0460-85-9561	×	大

真 鶴 町

番号	名 称	所 在 地	発着場面積		施設管理	連絡先	散水 給水	障害 可能な ヘリ
			東西 × 南北	面積㎡				
1	真鶴中学校グラウンド	真鶴1855	100 × 90	9,000	真鶴町教育委員会	0465-68-2195	○	大

湯 河 原 町

番号	名 称	所 在 地	発着場面積		施設管理	連絡先	散水 給水	障害 可能な ヘリ
			東西 × 南北	面積㎡				
1	湯河原小学校	宮上11	50 × 80	4,000	湯河原町教育委員会	0465-63-2111	○	中
2	吉浜小学校	吉浜1300	70 × 50	3,500	湯河原町教育委員会	0465-63-2111	○	中
3	東台福浦小学校	吉浜216	80 × 40	3,200	湯河原町教育委員会	0465-63-2111	○	中
4	総合運動公園	吉浜1987	140 × 120	16,800	湯河原町（公園課）	0465-63-2111	×	大
5	湯河原海浜公園	門川11	45 × 30	1,350	湯河原町（公園課）	0465-63-2111	×	小
6	桜木公園	土肥5-6	45 × 53	2,385	湯河原町（公園課）	0465-63-2111	×	中
7	熱海市泉公園	熱海市泉72-1	35 × 40	1,400	熱海市（観光施設課）	0557-86-6218	×	

愛 川 町

番号	名 称	所 在 地	発着場面積		施設管理	連絡先	散水 給水	障害 可能な ヘリ
			東西 × 南北	面積㎡				
1	愛川ふれあいの村	半原3390	250 × 100	25,000	神奈川県教育委員会	045-210-8217	×	
2	町消防訓練場	角田字箕輪中津川河川敷	155 × 50	7,750	愛川町消防本部	046-285-3131	×	

清 川 村

番号	名 称	所 在 地	発着場面積		施設管理	連絡先	散水 給水	障害 可能な ヘリ
			東西 × 南北	面積㎡				
1	緑中学校校庭	煤ヶ谷1933	70 × 80	5,600	清川村教育委員会	046-288-1215	○	中
2	宮ヶ瀬小・中学校校庭	宮ヶ瀬954-1	68 × 60	4,080	清川村教育委員会	046-288-1215	○	中
3	清川村消防訓練場	煤ヶ谷545-2	30 × 70	2,100	清川村（総務課）	046-288-1212	○	中

番号	病院名	名称	所在地	面積(m ²)	病院との距離(m)	管理者	連絡先 (平日昼間)
1	昭和大学藤が丘病院	県立市ヶ尾高校	横浜市中区市ヶ尾町1854	20×20	1,300	県立市ヶ尾高校	045-971-2041
2	横浜労災病院	新横浜公園小机競技場	横浜市中区小机町	20×20	800	横浜市緑政局	045-477-5010
3	昭和大学横浜市北部病院	横浜浄水場港北4号配水池上部	横浜市中区港北二の丸14	30×20	2,100	横浜水道局	045-371-5335
4	済生会横浜市東部病院	東芝総合グラウンド	横浜市中区上末吉5-23-1	20×20	2,000	(株)東芝	03-3457-2198
5	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	下末吉公園	横浜市中区下末吉3丁目705番地	40×40	隣接	横浜市中区鶴見区鶴見土木事務所	045-510-1669
6	けいゆう病院	長坂谷公園運動広場	横浜市中区寺山町745-1	105×68	5,000	緑とコミュニティグループ	045-322-5822
7	横浜市立市民病院	耐震ベース	横浜市中区みなとみらい1丁目	120×50	600	横浜市港湾局	045-671-7341
8	国立病院機構横浜医療センター	三ツ沢公園陸上競技場	横浜市中区三ツ沢西町3-1	30×20	300	横浜市環境創造局	045-311-2016
9	横浜市立大学附属市民総合医療センター	横浜市消防訓練センター専用ヘリポート	横浜市中区戸塚区深谷町777	100×60	930	横浜市消防局	045-344-6521
10	済生会横浜市南部病院	市民総合医療センター専用ヘリポート	横浜市中区南青木町4-57	20×23	屋上	市民総合医療センター	045-261-5656
11	横浜市立大学附属病院	清水ヶ丘公園	横浜市中区清水ヶ丘73-1	120×70	2,300	横浜市環境創造局	045-831-8484
12	横浜南共済病院	日野中央公園	横浜市中区港南区日野中央2-2	30×20	1,300	横浜市緑政局	045-831-8484
13	横浜市立みみもと赤十字病院	横浜ヘリポート	横浜市中区金沢区福浦3-2	48×36	500	横浜市消防局	045-784-0119
14	聖マリアンナ医科大学病院	日産自動車追浜総合グラウンド	横浜市中区夏島町2-23	20×20	1,600	日産自動車(株)追浜工場	046-867-5000
15	帝京大学医学部附属溝口病院	みみもと赤十字病院専用ヘリポート	横浜市中区新山下3-12-1	20×20	屋上	みみもと赤十字病院	045-628-6100
16	川崎市立多摩病院	本牧埠頭D突堤	横浜市中区本牧埠頭D突堤	35×20	2,300	横浜市港湾局	045-671-7084
17	関東労災病院	明治製菓百合ヶ丘総合センター	川崎市多摩区南生田4-21-2	70×80	1,600	明治製菓(株)	044-977-9011
18	日本医科大学 武蔵小杉病院	諏訪河川敷公園	川崎市高津区諏訪地先	90×90	1,500	川崎市環境局	044-777-2551
19	新百合ヶ丘総合病院	多摩病院専用ヘリポート	川崎市多摩区宿河原1-30-37	17×17	屋上	多摩病院	044-933-8111
20	横須賀共済病院	関東労災病院専用ヘリポート	川崎市中原区木月住吉町1-1	17×17	屋上	関東労災病院	044-411-3131
21	横須賀市立市民病院	日本医科大学専用ヘリポート	川崎市小杉町1-304-2	21×21	屋上	(学)日本医科大学	044-733-5181
22	藤沢市立市民病院	新百合ヶ丘総合病院専用ヘリポート	麻生区古沢字都古255	21×21	屋上	新百合ヶ丘総合病院総務課	044-311-9991
23	茅ヶ崎市立病院	総監部ヘリポート	西逸見町1丁目無番地	50×50	2,000	海上自衛隊横須賀総監部	046-822-3500
24	東海大学医学部付属病院	武山駐屯地ヘリポート	横須賀市御幸浜1-1	40×40	850	陸上自衛隊第31普通科連隊	046-856-1291
25	平塚市市民病院	藤沢市立大清水中学校グラウンド	藤沢市大鋸1400	80×60	350	藤沢市立大清水中学校	0466-82-2503
26	秦野赤十字病院	茅ヶ崎市立病院専用ヘリポート	茅ヶ崎市本村5-15-1	18×17.4	屋上	茅ヶ崎市立病院	0467-52-1111
27	厚木市立病院	県立鶴嶺高校	茅ヶ崎市円蔵1-16-1	150×200	800	県立鶴嶺高校	0467-52-6601
28	大和市立病院	東海大学医学部付属病院専用ヘリポート	伊勢原市下柳屋143	24×45	屋上	東海大学医学部付属病院	0463-93-1121
29	北里大学病院	平塚市総合公園陸上競技場	平塚市大原1-1	71×107	1,700	平塚市総合公園管理事務所	0463-33-4455
30	相模原協同病院	みやのまえ緑地	秦野市立野台1丁目17	40×38	100	秦野市	0463-82-5111
31	相模原赤十字病院	厚木市菅厚木野球場	厚木市厚木2348	20×20	1,500	厚木市	046-225-2530
32	県立足柄上病院	市立大和中学校グラウンド	大和市深見西7-5	20×20	100	大和市	046-260-5204
33	小田原市立病院	北里大学病院専用ヘリポート	相模原市南区北里1-15-1	23.5×23.5	屋上	(学)北里研究所	042-778-8440
		職業能力開発総合大学校(H29.2現在使用不能)	相模原市緑区橋本台4-1-1	100×100	2,000	職業能力開発総合大学校	042-763-9017
		津久井又野公園	相模原市緑区又野829	300×150	2,000	相模原市	042-784-1141
		足柄上病院専用ヘリポート	松田町松田惣領866-1	15×17	屋上	県立足柄上病院	0465-83-0351
		松田町立松田中学校校庭	松田町松田惣領1400	80×60	570	松田町	0465-82-2261
		日本たばこ産業(株)小田原工場グラウンド	小田原市久野333	175×103	440	日本たばこ産業(株)	0465-34-4171

周波数リスト

区分	周波数	呼び出し	備考
消防救急デジタル無線統制波 1～3		よこしょうへりぼおと1 (ヘリベース)	
消防救急デジタル無線主運用波 1～7		よこしょうへりぼおと1 (ヘリベース)	
防災相互通信用無線	150.350 MHz	よこしょうへりぼおと1 (ヘリベース)	
運航管理通信周波数	129.750 MHz	よこしょうこうくう (ヘリベース)	
航空機相互間通信周波数	122.600 MHz		
災害時飛行援助通信周波数	123.450 MHz		フォワードベースの設置状況、空中消火及びその水源空域並びに災害拠点病院ヘリポート等の運用状況等により、他機関共用の災害時飛行援助用周波数を使用する場合は、航空機運用調整班で協議調整後決定する。 頻繁に離着陸を繰り返す空域を統制するために、常時共用周波数123.45MHzに加え、消防用5波及び防衛省用4波の中から航空機運用調整班において周波数の共用について協議調整し、決定する。
ヘリテレ周波数 A (映像周波数)	14.80 GHz		15GHz帯消防指定4波のうち、横浜市消防局統制局が指定する場合を除き、神奈川県主運用波である「A ch(14.8GHz)」を使用するものとする。 ※参考 横浜市消防局航空隊の主運用波
(音声周波数)	382.925 MHz	よこしょうカメラ よこしょうテレビ よこしょうかはん1・2 (消防局航空隊) (消防局受信基地局) (消防局総合指揮車及び水上消防隊)	連絡用無線に係る400MHz帯消防指定4波のうち、横浜市消防局が指定する場合を除き、神奈川県主運用波である「A ch(14.8GHz)」を使用するものとする。
ヘリテレ周波数 B (映像周波数)	14.82 GHz		※参考 東京都航空隊の主運用波
(音声周波数)	383.650 MHz		
ヘリテレ周波数 C (映像周波数)	14.84 GHz		※参考 川崎市航空隊の主運用波
(音声周波数)	398.925 MHz		
ヘリテレ周波数 D (映像周波数)	14.86 GHz		※参考 千葉県航空隊の主運用波
(音声周波数)	399.650 MHz		

消防庁広域応援班（航空グループ） 行

横浜市消防局 横浜ヘリポート

行

（横浜市消防局航空隊）

受援航空隊情報提供事項

進出拠点	名 称		
	所 在 地		
	座 標 (世界測地系)		
	駐機可能数	機(スポット 機 機)	
	夜間照明	あ り ・ な し	
	給油設備等	あ り ・ な し	
		☐ 固定給油設備	kℓ
		☐ 給油タンク	kℓ
		☐ その他()	kℓ
	無線 (呼称名・周波数)	消防波	
航空波		離着陸情報	MHz
		航空機局相互間	MHz
そ の 他			
気象状況 (被災地)			
進出ルート	地 名	天 候	備 考
ライフライン	電 気	異常なし ・ 異常あり()	
	水 道	異常なし ・ 異常あり()	
	ガ ス	異常なし ・ 異常あり()	
宿泊施設	あ り(名称: 距離 km) ・ な し		
コンビニ等	あ り(名称: 距離 km) ・ な し		
その他特記事項			
送 信 者	横浜市消防局 横浜ヘリポート () TEL 045-784-0119 FAX 045-784-0116 メールアドレス sy-kouku@city.yokohama.lg.jp		

消防庁広域応援班（航空グループ） 行

横浜市消防局航空隊 行

航空部隊等情報提供事項

航空隊名										
応援機体名	機 種		機体名称				機体番号			
	無線局名	消防波					航空波			
派遣代表者	役 職		氏 名				連絡先（携帯電話）			
派遣隊員	総 員	操縦士		整備士		救助員		その他（ ）		
出動予定		時 間		場 所			備考（経由地・進入ルート）			
	出動 (離陸)									
	到着 (着陸)									
機体装備	☐ 可視カメラ		☐ 赤外線カメラ		☐ 高感度カメラ		☐ ヘリテレ			
	☐ ホイスト		☐ サーチライト		☐ 機外 スピーカー		☐ カーゴ フック			
	☐ 消火タンク		自給水 ----- ☐ 可 ・ ☐ 否		☐ 消火バケツ		☐ 電気式 ----- ☐ 手動式			
	☐ トーイング バー		☐ トーイング ホイール		☐ E M S		☐			
飛行可能残時間	時間点検まで 時間 分（点検日数 日）									
その他特記事項										
送 信 者	職・氏名 電 話 F A X E - mail									

緊急消防援助隊航空部隊等受入一覧表

	航空隊名称	受付日 受付時間	機種	機番	機体名称	計	活動人員							隊長名	駐機場所	動態 管理	活動可能任務				衛星電話	衛星携帯電話		活動可能残時数	その他			
							P	M	R	A	Q	C	L				ヘリテレ	消火	救助	救急		その他	携帯電話					
1																												
2																												
3																												
4																												
5																												
6																												
7																												
8																												
9																												
10																												
11																												
12																												
13																												
14																												
15																												
16																												
17																												
18																												
19																												
20																												
21																												
22																												
23																												
24																												
25																												

※ P 機長・M 整備士・R 救助員・A 救助員・Q 救命士・C 航空指揮支援隊員 L 航空後方支援小隊員

※ 活動内容凡例：R=救助、A=救助、F=火災、I=情報収集、T=人員輸送、C=物資輸送

事案受付・活動指示及び結果報告書

事案番号	(県番号)	(HB 番号)		発信者	
受信日時	年 月 日 時 分			受信者	
発生場所 (緯度 経度) / 活動拠点 (緯度 経度)	発生場所 (世界測地系)	北緯 ° ' " 東経 ° ' "			
	場所				
	名称(目標)				
	活動拠点 (世界測地系)	北緯 ° ' " 東経 ° ' "			
	場所				
	名 称				
活動内容	種別	☐ 救助 ☐ 救急 ☐ 火災 ☐ 情報収集 ☐ 人員搬送 ☐ 物資搬送 ☐ その他 ()			
	現場指揮本部	消防本部 (局)		無線局名	

活動指示 指示時間 指示者 ⇒

航空隊名	航空隊	機 番	J A	代表者	

結果報告 報告者

活動時間	年 月 日 時 分 ~ 時 分	残時間	時間 分
救助/搬送	救助 (救出場所) / 搬送 (場所)	救 助	
	引継場所・機関 (場外離着陸場・医療機関・救急隊名等)	計 人 (男 人・女 人)	
		搬 送	
		計 人 (男 人・女 人)	
散 水	給水場所	回 0	
活動概要			
活動表 (離着陸・散水)			

※ 記載事項が多い場合は裏面に記載願います。

事案管理一覽表

別記樣式5

事案番号	受信時刻	受付者	発信者		指示先		任務	活動内容		備考
			名称 氏名	連絡先	名称 氏名	連絡先				
0001	：									
0002	：									
0004	：									
0005	：									
0006	：									
0007	：									
0008	：									
0009	：									
0010	：									
0011	：									
0012	：									
0013	：									
0014	：									
0015	：									

※ 活動内容凡例：R=救助、A=救急、F=火災、I=情報収集、T=人員搬送、C=物資搬送

別記様式 6

受付番号		振分番号	

航空機等活動振分書

要請機関	TEL 発信者		
災害の種別	暴風 竜巻 豪雨 豪雪 洪水 崖崩れ 土石流 高潮 地震 津波 噴火 地滑り その他()		
要請の内容	情報収集 搜索救助救急 救急患者搬送 医師等の人員搬送 救援物資等搬送 孤立地域被害者搬送 空中消火 被害状況撮影 その他()		
県への要請時間	令和 年 月 日() 時 分		
現 場 等	(市・町・村) (目標) (離着陸場所) 参考地図名 ページ GPS座標(日本測地系・世界測地系) N: ° ' "E: ° ' "		
搜索・救助の場合	要救助者	氏名 (男・女) 歳(M.T.S.H) 年 月 日 住所 TEL 職業	
	要救助者に係る特記事項	※既往症など	
災害の概況(事故等の状況、地上の搜索体制、航空機の活用方法等を記載すること。)			
現地指揮者	所属・職・氏名		
現場との連絡手段	無線等種別 携帯電話等 コールサイン等		

※航空機運用調整班において各機関に活動を振り分ける際に使用する様式である。

活動拠点ヘリベース設定及び運用依頼

年 月 日

横浜市消防局長殿

神奈川県知事

緊急消防援助隊航空部隊等の受援に伴い、神奈川県緊急消防援助隊航空部隊等受援計画に基づく活動拠点ヘリベースの設定及び運用について依頼します。

災害名※仮称可	
受援区分	☐ 消防組織法 44 条 ☐ 迅速出動 ☐ アクションプラン () ☐ 広域航空消防応援
日時	年 月 日 時 分
連絡事項	
航空機運用調整班 担当者 _____ 電話番号 _____	

※可能な限り「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める別記様式 1－1「緊急消防援助隊の応援等要請」報告の写し等、災害状況及び応援等要請状況の詳細を記載した書類を添付すること。

フォワードベース運用要領

令和 4 年 4 月 1 日
神 奈 川 県

フォワードベース運用要領

1 目 的

この要領は、「神奈川県緊急消防援助隊航空部隊等受援計画」（以下「航空部隊受援計画」という。）の開設、任務及び安全管理体制等について、具体的な実施要領を定めることを目的とする。

2 主 旨

神奈川県内で大規模災害が発生し、緊急消防援助隊航空小隊（以下「航空隊」という。）を要請した場合又は各アクションプランによる航空隊の受入れを行う場合、約 10 機から 30 機のヘリコプターを受入れ、運用を行うこととなるが、神奈川県の活動拠点ヘリベースとなる横浜ヘリポートの受入れ可能機数が 5 機であることから、これを超える機体の駐機場所及び航空隊の活動拠点となるフォワードベースの役割が重要であり、迅速な開設と確実な運用が求められる。

3 活動拠点ヘリベース及びフォワードベースの位置及び配置図

- （１）活動拠点ヘリベースは、横浜ヘリポートとする。（資料 1 「横浜ヘリポートヘリベース等基本情報」参照）
- （２）フォワードベースとして、県内 6 か所を選定する。（資料 2 「活動拠点ヘリベース及びフォワードベース一覧」参照）

4 事前準備

フォワードベースを管轄する消防本部は、迅速な開設及び円滑な運営が行えるよう以下の準備を行うこととする。

- （１）フォワードベース指揮者及び安全管理者の指定

開設、運用する場合の責任者等を定め、開設時に消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）に報告する。

- （２）フォワードベース平面図

フォワードベース運用時にすべての関係者が共有できるよう、資料 2 を基に離着陸帯、駐機スポット、車両導線、トイレ等の施設情報を記載した平面図を準備する。

- （３）吹流し等の資機材の準備

- （４）各様式等の準備

ア フォワードベース開設チェックリスト・・・別紙 1

イ フォワードベース離着陸管理表・・・別紙 2

5 フォワードベースの開設

- (1) 「フォワードベース開設チェックリスト」に基づき可能な限り資機材等を準備する。
- (2) 施設管理者等にフォワードベース使用の連絡及び使用範囲を確認する。
- (3) フォワードベース周辺住民等への広報を実施する。
- (4) 開設予定時刻、開設時刻を調整本部及び活動拠点ヘリベースに連絡する。
- (5) フォワードベース指揮者及び安全管理者の氏名、通信手段（携帯電話番号等）を調整本部及びヘリベース指揮者に報告する。
- (6) 実施可能な場合は、離着陸帯、駐機スポットの表示をする。
- (7) 吹流しの設置及び必要により消防車両等による散水準備を行う。

6 ヘリコプターの受入体制

- (1) フォワードベース指揮者は、ヘリベース指揮者から駐機する機体数、航空隊の隊名、滞在の有無、受入れ順等の情報提供を受ける。
- (2) 飛散の恐れのある物品の除去、固定及び必要により散水を実施する。
- (3) フォワードベース管理区域から関係者以外の人を排除し、離着陸地帯付近の半径 100 m及び進入離脱経路の下 150mまでを立入禁止とする。
- (4) 消防無線通信により、航空隊から受入れ航空小隊名の確認、進入方向を確認するとともに、駐機スポットの位置及び表示の有無、誘導員の誘導位置、吹流しの設置位置及び地上の気象状況等を連絡する。
- (5) 誘導員による機体誘導を実施する。
- (6) ヘリベース指揮者への報告及び別紙2「フォワードベース離着陸管理表」による管理をする。

7 通信の設定及び項目

- (1) 消防無線
 - ア 航空隊との直接交信（携帯型無線機）
 - イ 活動拠点ヘリベースとの交信（固定無線局）
- (2) 携帯電話又は衛星電話：調整本部及び活動拠点ヘリベースとの連絡

連絡先一覧			
調整本部	消防無線	かながわしょうぼう	県消防保安課
	固定電話	日中 045-210-3436	県消防保安課
		夜間 045-210-3456	指令情報室
	衛星電話	日中 X-014-400-3436	県消防保安課
		夜間 X-014-400-3456	指令情報室
活動拠点ヘリベース	消防無線	よこしょうへりぼおと1	横浜市消防局
	固定電話	045-784-0119	

	携帯電話	090-3136-3150	横浜ヘリポート
	衛星携帯電話	001-010-8821-6695-00712	
代替ヘリベース	固定電話	045-853-8602	横浜市消防局
	携帯電話	090-3136-3150	消防訓練センター
	衛星携帯電話	001-010-8821-6695-00712	

※衛星電話の「X」は川崎市消防局以外から発信する場合は「9」、川崎市消防局から発信する場合は「20」

8 フォワードベース運用の終了

- (1) 調整本部は、ヘリベース指揮者と調整の上、フォワードベースの運用を終了する場合は、フォワードベース指揮者と撤収等の調整を行う。
- (2) フォワードベース指揮者は、撤収の完了の旨を調整本部及び活動拠点ヘリベースに報告する。

9 その他

- (1) 隣接都県の航空隊は、活動終了後は自隊の基地に帰投することを原則とするが、気象状況及び日没等のやむ負えない事情により滞在する場合は、周辺の宿泊施設等を利用する。
- (2) 周辺の宿泊施設等が利用できず、滞在場所が確保できなかった場合及び機体整備などの場合は、フォワードベース内の施設や設営テントに宿泊する。
- (3) 航空燃料の確保については、航空部隊受援計画第3章6に準ずる。

10 添付資料

- (1) 資料1・・・横浜ヘリポートヘリベース等基本情報
- (2) 資料2・・・活動拠点ヘリベース及びフォワードベース一覧
- (3) 資料3・・・活動イメージ図

横浜ヘリポートヘリベース等基本情報

項 目	情 報 欄
航空隊	横浜市消防局 航空消防隊
所在地	神奈川県横浜市金沢区福浦三丁目2番地
航空隊TEL	045-784-0119
航空隊FAX	045-784-0116
航空隊e-mail	sy-kouku@city.yokohama.lg.jp
運航基地	横浜ヘリポート
運用時間	24H
ヘリベース周辺ローカルルール	有 (横浜市消防局航空消防隊に要確認)
緯度・経度	北緯35度20分32秒 東経139度39分23秒
情報官TEL	—
情報官FAX	—
緊援隊駐機スポット数	5機(スポット3機 スポット外2機)
スポット地盤状況	5機アスファルト
燃料関係	給油形態 給油設備(2系統各20kℓ:合計40kℓ)
航空隊支援車駐車場所	横浜ヘリポート敷地内 有(大型車可)
宿泊施設	タクシー10分(ビジネスホテル 2件)
コンビニ	徒歩5分
ヘリベース付近の飲食施設	市大医学部内飲食店(徒歩7分)
ヘリベース付近のレンタカー会社	無

ヘリコプターテレビ電送システム	有
使用チャンネル	Aチャンネル
基地局	横浜市消防局司令センター 北緯35度27分37秒 東経139度35分45秒
連絡無線	有(Aチャンネル)

	有・無	借用可否	保有タイプ
地上電源車(GPU)	有	可	ホバート Jet-EX6
トーイング車	有	可	2TG-20
機体洗浄可否	有	可	水ホース 20m
荷物運搬カート	有	可	手押し車
荷物保管場所	有	可	
高所作業台	有	可	手摺付ステップ
トーイングバー及び グランドハンドリングホイール	有	可	AS365及びAW139用トーイングバー
MOBIL Jet OIL II	無	否	

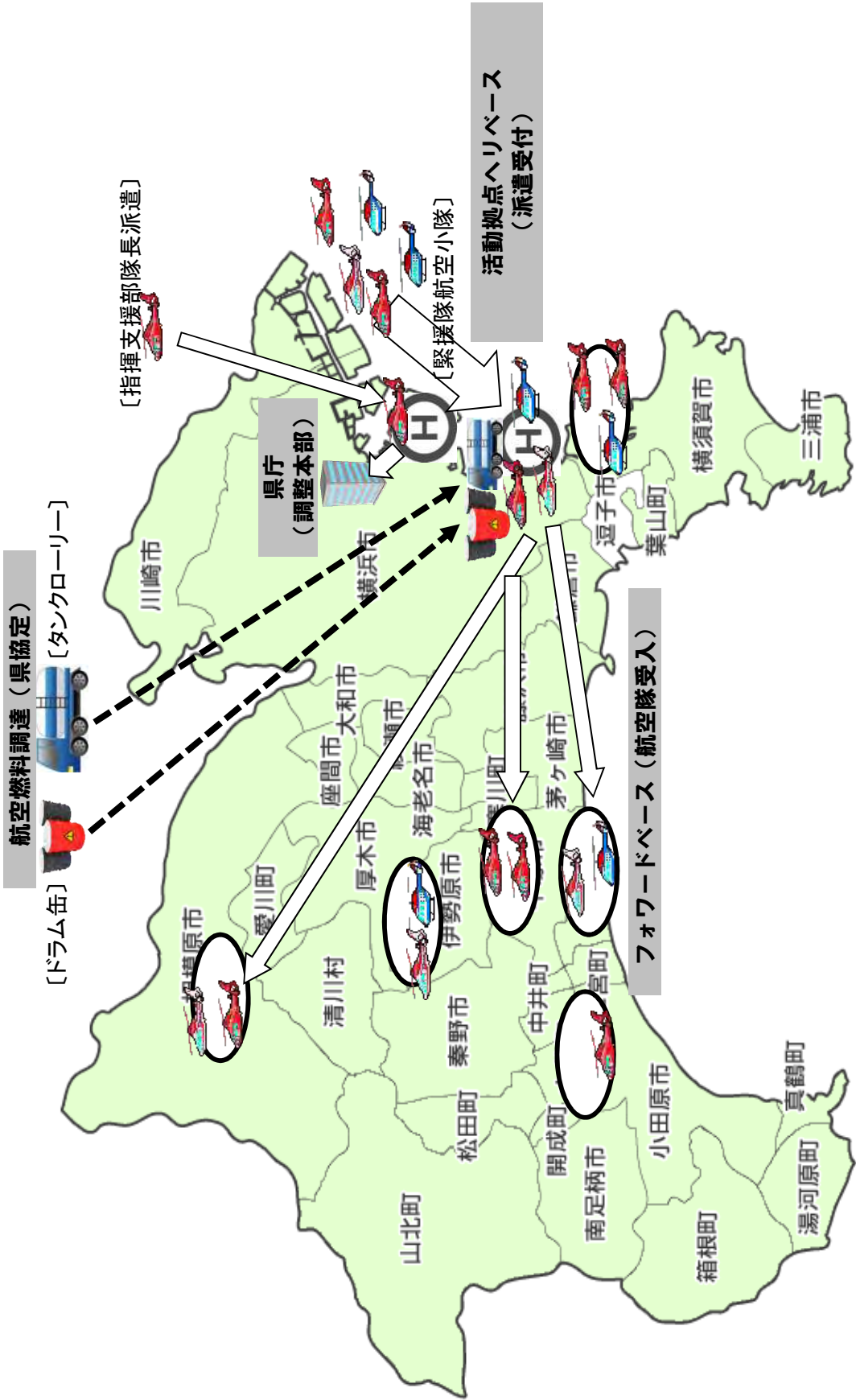
都道府県庁舎直近ヘリポート情報	みなとみらいヘリポート(地上) 北緯35度27分47秒 東経139度38分15秒
ヘリベースから都道府県庁舎までの 距離(時間)	21km (車で30分)

活動拠点ヘリベース及びフォワードベース一覧

No.	分類	地区	市町村名	名称	所在地	座標(WGS) ※世界測地系	最大 駐機数	燃料備蓄方法 燃料備蓄量	責任者・管理者等 電話番号	管轄消防本部等 電話番号
1	第1順位 HB	横浜	横浜市	横浜ヘリポート	横浜市金沢区福浦 3-2	35° 20' 32.00" N 139° 39' 23.00" E	5	給油設備 40kl (20kl×2)	横浜ヘリポート空港長 045-784-0119(航空科)	横浜市消防局 045-332-4042
2	第2順位 HB	横浜	横浜市	横浜市消防 訓練センター	横浜市深谷町 777	35° 23' 19.00" N 139° 30' 17.00" E	5	なし	消防訓練センター所長	横浜市消防局 045-332-4042
3	FB	相模原	相模原市	相模原麻溝公園 第3駐車場	相模原市南区 麻溝台2317番1	35° 31' 30.00" N 139° 23' 30.00" E	2	なし	相模原市	相模原市消防局 042-751-9111
4	FB	三浦半島	横須賀市	日産自動車追浜 試験場 グラウンドライヴ	横須賀市夏島町1番地	35° 19' 32.00" N 139° 38' 35.00" E	15	なし	日産自動車 全社災害対策本部 ①045-200-5509 ②045-200-5508	横須賀市消防局 046-821-6470
5	FB	湘南	平塚市	馬入ふれあい 公園	平塚市中堂246-1	35° 20' 11.00" N 139° 21' 59.00" E	9	なし	平塚市	平塚市消防本部 0463-21-9729
6	FB	県西	大井町	ピオトピアフィールド	足柄上郡大井町山田 300	35° 19' 32.00" N 139° 09' 55.00" E	6	なし	株式会社ブルックス ホールディングス 0465-85-1113	小田原市消防本部 0465-49-4410
7	FB	県央	伊勢原市	成城学園伊勢原 総合グラウンド	伊勢原市西富岡448 番地の1	35° 25' 28.00" N 139° 18' 18.00" E	3	なし	(学)成城学園事務局長 03-3482-1462 (現地)成城学園伊勢原総合 グラウンド事業所 所長 0463-93-0771	伊勢原市消防本部 0463-95-9124
8	FB	湘南	大磯町	大磯ロングビーチ 第一駐車場	大磯町国府本郷546	35° 18' 03.00" N 139° 17' 04.00" E	4	なし	大磯プリンスホテル管理 0463-61-7724	大磯町消防本部 0463-61-0911

※順番は建制順。災害の被害や場所を勘案の上、フォワードベースを選定する。

～ 活動イメージ図 ～



【航空隊の活動の基本】

給油	待機	任務付与	ブリーフィング	航空活動 (活動時間: 約1時間30分)	給油	デブリーフィング	給油	待機
【1日の活動の基本】								
日出	午後		午後					
待機	任務付与	航空活動 (活動時間: 約1時間30分)	給油	任務付与	航空活動 (活動時間: 約1時間30分)	給油	待機	日没

フォワードベース開設チェックリスト

準備品

- ☐ フォワードベース配置図
- ☐ フォワードベース離着陸管理簿
- ☐ 吹流し(発煙筒)
- ☐ ハンドマイク
- ☐ 消防無線機
- ☐ 携帯電話
- ☐ 衛星電話
- ☐ 施設開錠鍵等

実施事項

- ☐ 施設使用範囲の確認
- ☐ 立入禁止区域の設定
- ☐ 周辺住民等への広報

報告・連絡事項

	調整本部	ヘリベース
☐ 開設予定時刻の報告	☐	☐
☐ 開設完了の報告	☐	☐
☐ フォワードベース指揮者及び安全管理者の報告	☐	☐
☐ 通信手段(携帯電話番号等)の報告	☐	☐
☐ 航空隊の離陸・着陸(部隊名・時間)の報告	☐	☐
☐ 仮救護所設置の報告(調整本部の依頼による)	☐	☐
☐ 滞在機体数の報告(必要により)	☐	☐
☐ その他必要な報告	☐	☐

フォワードベース離着陸管理表

フォワードベース責任者 所属 氏名 年 月 日 曜日

番号	所属	機種	機体番号	ミッション・理由等	着陸時間	離陸時間
1					:	:
2					:	:
3					:	:
4					:	:
5					:	:
6					:	:
7					:	:
8					:	:
9					:	:
例	横浜市消防局	AW139	JA152Y	要救助者の救急隊への引渡し	13 : 10	15 : 20

災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託契約書

神奈川県（以下「甲」という。）と日本赤十字社神奈川県支部（以下「乙」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）（以下「法」という。）第16条に基づく救助又はその応援の実施に関し、次のとおり委託契約を締結する。

（委託の内容）

第1条 甲は、法第16条の規定に基づき、次の各号に掲げる事項について、受託者へ委託する。

(1) 避難所の設置への支援

甲等が行う避難所の設置の支援として、次の事項を必要に応じて行う。

ア 生活環境の整備

救援物資の配布や衛生管理対策を含めた生活環境の整備を行う。

イ こころのケア

災害の発災直後における被災者の精神的なショック、避難生活による心労に対し、健康相談等のこころのケアを応急的に行う。

(2) 医療

ア 医療は、災害のため医療の途を失った者に対する応急的な処置とする。

イ 医療の範囲は、診療、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療及び施術並びに看護とする。

(3) 助産

ア 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者に対する処置とする。

イ 助産の範囲は、分べんの介助、分べん前後の処置及び脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給とする。

(4) 死体の処理

ア 死体の処理は、災害の際死亡した者に対する必要な限度内における処理とする。

イ 死体の処理の範囲は、死体の洗浄、縫合、消毒等の処置及び検案とする。

2 第1項各号の規定にかかわらず、甲乙協議の上、緊急の必要があると認めた場合は、委託事項の範囲を変更することができる。

3 甲は、乙に委託事項の実施を要請する。

4 乙は、甲からの要請に基づき、乙の編成する救護班等により委託事項を行う。

5 第1項に規定する委託の実施期間は、甲乙が協議して定める。

(報告)

第2条 乙は、前条第1項に規定する委託を実施したときは、当該委託の終了後速やかに、甲が別に定める様式により、当該委託の実績を甲に報告するものとする。

(委託費用)

第3条 甲は、甲が要請した委託を実施するため、乙が支弁した費用に対し、その費用のための寄附金その他の収入を控除した額を、乙からの補償請求に基づき支払う。

2 前項に規定する費用の区分、範囲及び算定の基準は、別表のとおりとする。

3 第1項に規定する補償請求は、「災害救助法第19条の規定による補償請求書(別紙様式)」の提出により行うものとする。

(効力及び有効期間)

第4条 この契約の有効期間は、効力発生日から令和4年3月31日までとする。ただし、この契約の有効期間の満了する日の1か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

2 甲と乙が平成31年4月1日に締結した「災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託契約書」は、令和3年3月31日をもってその効力を失う。

(協議)

第5条 この契約に定めのない事項又はこの契約に疑義が生じたときは、法に基づくほか、甲乙協議の上定める。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 横浜市中区山下町70番の7
日本赤十字社 神奈川県支部
事務局長 松森 繁

別表

委託事務支弁費用区分表

費用区分	範囲及び算定基準
人件費	委託事項の実施に従事した救護員の旅費、役務提供の対価に相当する費用（日本赤十字社の有給職員を除く。）、時間外手当及び深夜手当について、日本赤十字社の定めている日本赤十字社旅費規則、日本赤十字社救護規則第28条の規定による費用弁償に関する規程及び日本赤十字社職員給与要綱により算定した額とする。 1 旅費 2 役務費 3 時間外手当及び深夜手当
救助費	1 避難所の設置 (1) 生活環境の整備 生活環境の整備のために使用した器物の購入費又は借上料等の実費とする。 (2) こころのケア こころのケアのために使用した消耗品及び消耗材料等の購入費又は借上料等の実費とする。 2 医療及び助産 医療及び助産のために使用した薬剤、治療材料、衛生材料、医療器具破損修理等の実費とする。 3 死体の処理 (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置として災害救助法施行細則による救助の程度等（昭和40年神奈川県告示第561号）で定める基準による。 (2) 検案 検案の処置のために使用した材料、器具破損処理等の実費とする。 4 その他必要な事項 (1) 救護所設置のために使用した救護器材費、消耗器材費、建物等の借上料及び破損修理を含む損料の実費とする。 (2) 上記(1)のほか、委託した事項の実施のために要した費用の実費とする。

輸 送 費	委託事項の実施のために必要な輸送費についての当該地域における通常の実費とする。
賃金職員等雇上費	委託事項の実施のために必要な賃金職員等雇上費についての当該地域における通常の実費とする。
扶 助 金	委託事項の実施に従事した救護員（日本赤十字社の有給職員を除く。）が、業務上の理由により負傷し、疾病にかかり又は死亡したとき、その者又はその者の遺族に対し、日本赤十字社法第32条の規定によって、支給した扶助金の額とする。 1 療養扶助金 2 休業扶助金 3 障害扶助金 4 遺族扶助金 5 葬祭扶助金 6 打切扶助金
事 務 費	委託事項の実施のための事務処理に使用した文房具等の消耗品費、通信運搬費等の実費とする。 1 消耗品費 2 通信運搬費 3 その他

気象庁における津波警報・注意報、津波情報、津波予報

(令和7年4月1日)

1 津波警報・注意報、津波情報、津波予報

(1) 津波警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分（日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震については、最速2分程度）を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報を発表。

種 類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表	巨大地震の場合の発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合。	10m超、10m、5 m	巨大
津波警報	予想される津波の高さが高い所で1 mを超え、3 m以下の場合。	3 m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高い所で0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1 m	(表記しない)

(2) 津波情報の解説

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表します。

津波情報の種類

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻 ^(※1) や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載)を発表します。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報 ^(※2)	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
沖合の津波観測に関する情報 ^(※3)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します

気象庁防災情報XMLフォーマット電文及び気象庁ホームページでは、「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は「津波警報・注意報・予報」にまとめた形で発表します。

(※1) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっともはやく津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。

(※2) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表します。
- ・最大波の観測値については、大津波警報または津波警報を発表中の津波予報区において観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容		
警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0. 2 m以上	数値で発表
	0. 2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。)

(※3) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表します。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表します。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しません。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

○ 沖合で観測された津波の最大波

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を発表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(3) 津波予報の解説

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表します。（津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。）

発表される場合	内容
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

(4) 津波予報区

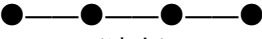
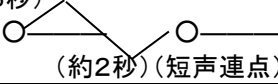
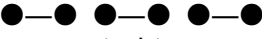
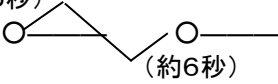
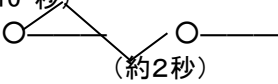
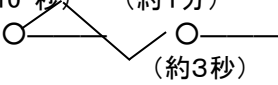
気象庁は、次の予報区に対し津波警報・注意報等を発表する。

津波予報区	区 域
東京湾内湾	千葉県（富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る。） 東京都（特別区に限る。） 神奈川県（観音崎東端以北の東京湾沿岸に限る。）
相模湾・三浦半島	神奈川県（観音崎東端以北の東京湾沿岸を除く。）

- 津波警報・注意報及び地震、津波に関する各種情報（以下「情報」という。）の発表機関
神奈川県に係わる津波警報・注意報及び情報は、原則として気象庁地震火山部が発表する。
- 津波警報・注意報等の伝達系統
津波警報・注意報等は、気象業務法及び本計画の定めるところにより、資料 4-1-(3) 津波警報等の受理伝達系統図に従って県内関係各機関及び一般公衆に通知、通報、伝達される。
各機関は、これらを迅速、確実に伝達、処理するよう努めなければならない。

4 津波警報・注意報の標識

音響を用いて津波警報・注意報の報知を行う場合は、原則として次による。鳴鐘、吹鳴は適宜反復する。

種 類	鐘 音	サイレン音
大津波警報	 (連点)	 (約2秒)(短声連点)
津波警報	 (2点)	 (約5秒)(約6秒)
津波注意報	 (3点と2点の斑打)	 (約10秒)(約2秒)
津波警報・注意報 解除	 (1点2個と2点との斑打)	 (約10秒)(約1分) (約3秒)

5 情報の伝達系統

横浜地方気象台は、資料 4－1－(3) 津波警報等の伝達系統図にて、情報の伝達を行う。
各機関は、それぞれの業務に応じ、関係機関や公衆への伝達等、情報の適切な活用を図る。

地震及び津波に関する情報

地震の情報

地震発生

津波の情報



注：津波の心配がない場合はその旨を地震の情報に記載する。

注：若干の海面変動が予想される場合は、地震の情報に記載すると共に「津波予報」を発表し、対象予報区に記載する。